

Resona Group リそなグループ

ディスクロージャー誌

2008



リそな銀行 埼玉リそな銀行 近畿大阪銀行 リそな信託銀行

地域に密着した営業力を活かし、 グループのネットワークで展開しています。

りそなグループは、金融持株会社りそなホールディングスの傘下に4つの銀行(りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行、りそな信託銀行)を有する金融グループです。グループ各銀行がそれぞれの地域特性に応じた地域密着の営業を行うとともに、年金・証券信託業務は「りそな信託銀行」に集約し高度化することで、グループすべてのお客さまに対して、質の高い金融サービスを身近な形でご提供しています。

りそなグループ経営理念

りそなグループは、
創造性に富んだ金融サービス企業を目指し、

お客さまの信頼に応えます。

変革に挑戦します。

透明な経営に努めます。

地域社会とともに発展します。

● 国内

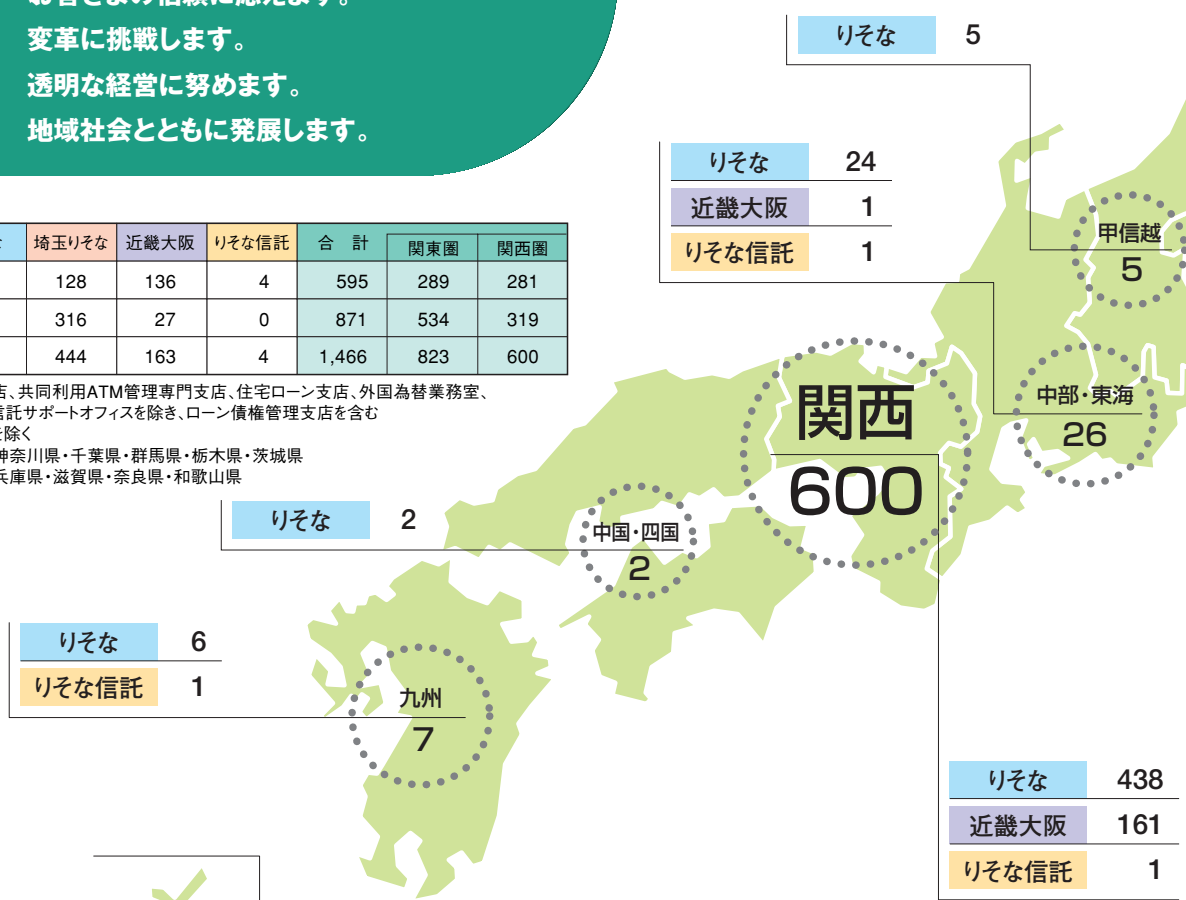
	りそな	埼玉りそな	近畿大阪	りそな信託	合計	関東圏	関西圏
有人店舗数	327	128	136	4	595	289	281
無人店舗数	528	316	27	0	871	534	319
店舗数合計	855	444	163	4	1,466	823	600

*有人店舗は、払込専門支店、共同利用ATM管理専門支店、住宅ローン支店、外国為替業務室、東京外国事務センター、信託サポートオフィスを除き、ローン債権管理支店を含む

*無人店舗は、共同出張所を除く

*関東圏:東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県

*関西圏:大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県



りそなグループ

りそなグループネットワーク、目次	1
りそなグループの概要	3
りそなホールディングス会長メッセージ	5
りそなホールディングス社長メッセージ	6
グループ銀行社長メッセージ	7
平成20年3月期のトピックス	9
CSR(企業の社会的責任)について	14
コーポレート・ガバナンス体制について	17
コンプライアンス体制について	21
リスク管理体制について	26
自己資本管理体制について	51
内部監査体制について	53
グループ会社のご紹介	54
決算公告・開示項目等	386

りそなホールディングス	
財務・コーポレートデータセクション	56
自己資本の充実の状況・	
バーゼルⅡ 関連データセクション	92

店舗数	りそな銀行	
855	財務・コーポレートデータセクション	130
	自己資本の充実の状況・	
	バーゼルⅡ 関連データセクション	188

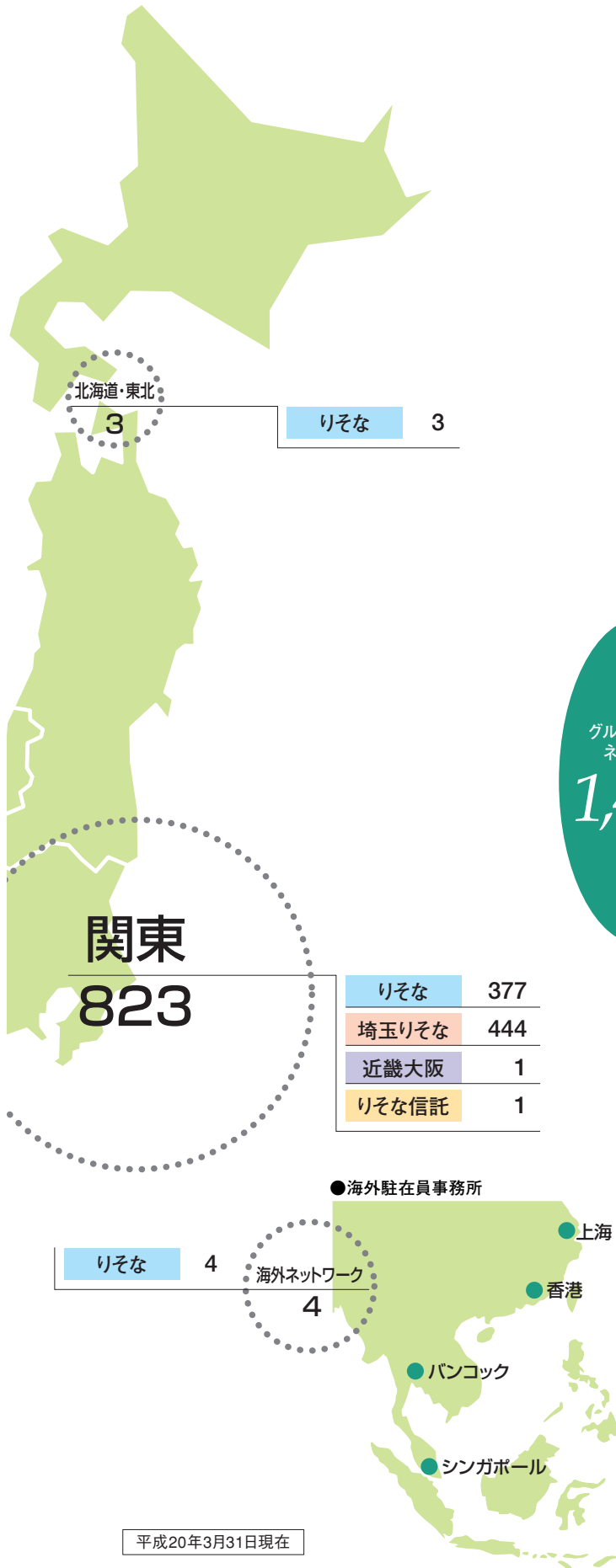
店舗数	埼玉りそな銀行	
444	財務・コーポレートデータセクション	234
	自己資本の充実の状況・	
	バーゼルⅡ 関連データセクション	268

店舗数	近畿大阪銀行	
163	財務・コーポレートデータセクション	290
	自己資本の充実の状況・	
	バーゼルⅡ 関連データセクション	334

店舗数	りそな信託銀行	
4	財務・コーポレートデータセクション	360
	自己資本の充実の状況・	
	バーゼルⅡ 関連データセクション	376

グループ総店舗
ネットワーク

1,466



りそなグループの概要

株式会社りそなホールディングスは、完全子会社である株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行及びりそな信託銀行株式会社等とともに、りそなグループを構成しております。

当連結会計年度におきましては、2社の清算が完了し、連結の範囲より除外した結果、当連結会計年度末における当社グループの連結会社数は、国内連結子会社14社（前連結会計年度末と同一）、海外連結子会社5社（前連結会計年度末比△2社）及び持分法適用関連会社2社となっております。

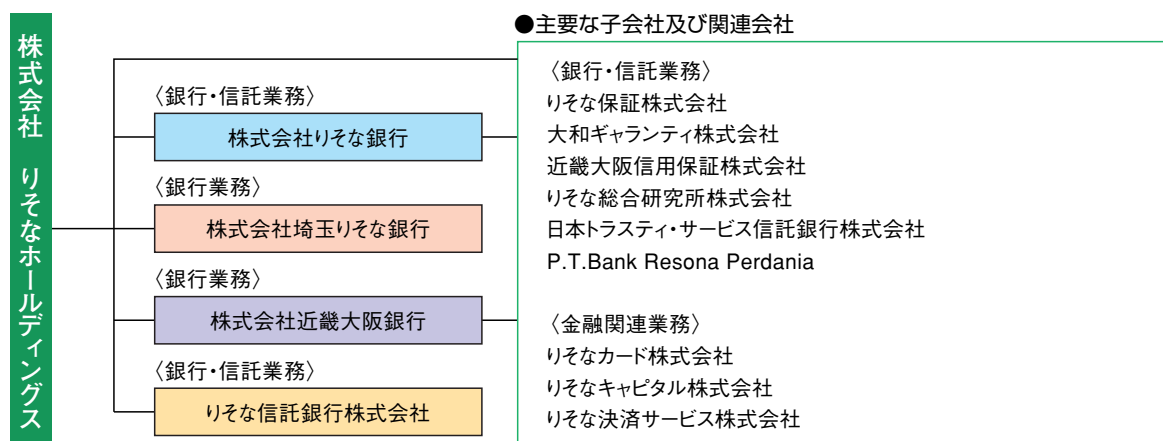
これらのグループ会社は、銀行信託業務のほか、クレジット・カード業務等の金融サービスを提供しております。

りそなホールディングスのあゆみ

平成13年12月	株式会社大和銀行、株式会社近畿大阪銀行及び株式会社奈良銀行の3行が、株式移転により持株会社「株式会社大和銀ホールディングス」を設立。
12月	当社普通株式を株式会社大阪証券取引所並びに株式会社東京証券取引所の各市場第一部に上場。
平成14年 2月	株式会社大和銀行より大和銀信託銀行株式会社の株式を取得し、同行が当社の完全子会社となる。
3月	株式会社あさひ銀行が、株式交換により当社の完全子会社となる。
3月	大和銀信託銀行株式会社が、会社分割により株式会社大和銀行の年金・法人信託部門の信託財産を引継ぎ、営業を開始。
3月	当社保有の大和銀信託銀行株式会社の株式の一部を国内金融機関12社及びクレディ・アグリコルS.A（フランス）の子会社で同社グループのアセットマネジメント部門を統括するセジェスパーに譲渡。
4月	新しいグループ名を「りそなグループ」とする。
9月	あさひ信託銀行株式会社が、営業の一部（投資信託受託業務等）を大和銀信託銀行株式会社へ営業譲渡。
10月	株式会社大和銀行が、あさひ信託銀行株式会社を吸収合併。
10月	当社の商号を株式会社りそなホールディングスに変更。
11月	当社所有のりそな信託銀行株式会社（旧 大和銀信託銀行株式会社）の株式の一部を国内金融機関12社に譲渡することを取締役会において決定。
平成15年 1月	香港大手金融機関の東亜銀行と、アジア地域の金融サービスに関する業務提携につき合意。
3月	株式会社大和銀行と株式会社あさひ銀行が、分割・合併により株式会社りそな銀行と株式会社埼玉りそな銀行に再編。
7月	株式会社りそな銀行が、預金保険機構に対して総額1兆9,600億円の普通株式及び議決権付優先株式を発行。
8月	当社と株式会社りそな銀行との株式交換により預金保険機構が当社普通株式及び議決権付優先株式を取得。
平成17年 1月	外部株主が保有するりそな信託銀行株式会社の株式の一部について買取を実施。
3月	りそな信託銀行株式会社が、株式交換により当社の完全子会社となる。
平成18年 1月	株式会社りそな銀行と株式会社奈良銀行が合併。

当社グループの組織を図によって示すと次のとおりであります。

りそなグループの事業系統図



りそなWAY（りそなグループ行動宣言）

お客さまと「りそな」 「りそな」はお客さまとの信頼関係を大切にします。

- ・お客さまからの信頼を全てに優先し、お客さまの喜ぶ顔や幸せのために、誠実で心のこもったサービスを提供します。
- ・お客さまのニーズに応え、質の高いサービスを提供します。
- ・常に感謝の気持ちで接します。

株主と「りそな」 「りそな」は株主との関係を大切にします。

- ・長期的な視点に立った健全な経営を行ない、企業価値の向上に努めます。
- ・健全な利益の適正な還元を目指します。
- ・何事も先送りせず、透明な経営に徹し、企業情報を公正かつ積極的に伝えます。

社会と「りそな」 「りそな」は社会とのつながりを大切にします。

- ・「りそな」が存在する意義を多くの人々に認めていただけるよう努力します。
- ・広く社会のルールを遵守します。
- ・良き企業市民として地域社会に貢献します。

従業員と「りそな」 「りそな」は従業員の人間性を大切にします。

- ・「りそな」の一員であることに誇りを持って働ける職場を創ります。
- ・創造性や変革に挑戦する姿勢を重んじます。
- ・従業員一人ひとりの人間性を尊重し、能力や成果を公正に評価します。

りそなブランド宣言 『りそなブランド宣言』は、みなさまへの「約束」です。

Vision

私たち「りそな」が目指すもの

りそなグループは、ヒューマンコミュニケーションを大切にし、お客さまひとりひとりの“満足を超える感動”を創造する金融サービスグループを目指します。

Promise

そのために実行すること

私たちは、お客さまの期待と信頼にお応えするために、自ら気付き、考え、行動します。きめ細やかなりレーションシップと最適なソリューション、そしてスピード感あるサービスで、お客さまの夢の実現に貢献します。

Slogan

【ビジョン】【プロミス】の思いを込めた「りそな」のスローガン

新しいクオリティへ、新しいスピードで。『りそな』
HUMAN COMMUNICATION

りそなホールディングス 会長メッセージ

皆さまには、平素よりりそなグループをお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

りそなグループでは、平成15年6月に約2兆円にのぼる公的資金の注入を受けて以降、三段跳の「ホップ」「ステップ」「ジャンプ」に例えまして、経営改革に取り組んでまいりました。助走期間である「ホップ」のステージでは、抜本的な不良債権処理、関連会社の整理、高コスト体質の是正といったリストラクチャリングを断行し、「ステップ」のステージでは、リストラから営業力強化へ舵を切り替え、現場力向上に向けた様々な改革に取り組んでまいりました。その結果、黒字経営の定着と傷ついたブランドの回復を実現させることができました。

平成19年度からは、りそな改革の総仕上げとなる「ジャンプ」のステージに入っておりますが、米国サブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱等もあり、ビジネス環境は厳しさが増しております。こうした逆風下ではありましたが、りそなグループの強みのあるコアビジネスについては、善戦、健闘できたのではないかと評価しております。



また、公的資金の早期返済に向け、特に返済原資の確保の面で大きな成果を上げた1年でもありました。2種類の優先株式の発行と利益剰余金を合わせますと、残存する公的資金優先株式の注入元本の80%に相当する返済原資を確保しております。今後も、早期の公的資金返済が実現できるよう、収益力の着実な向上を通じて安定的な剰余金の積増しに努めてまいります。

今年4月より、りそな銀行では新しい営業体制を導入しました。専門性を高め、事務品質・サービス品質の向上に取り組むことで、中堅・中小企業や個人のお客さまとのリレーションを更に強化し、「りそならしい」サービスカルチャーを追求し、「真」のリテールバンクをめざしてまいります。

りそなグループは、更なる飛躍に向けた変革に挑戦し、企業価値の最大化に努めてまいります。何卒、今後とも皆さま方の一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年7月
株式会社りそなホールディングス
取締役兼代表執行役会長

細谷英二

りそなホールディングス 社長メッセージ



皆さまには平素より、りそなグループをお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

平成19年度は、住宅投資の落ち込みやエネルギー・原材料高の影響等により国内経済が減速する一方、米国サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融マーケットの混乱や急激な円高など、銀行経営にとっては非常に厳しい1年でありました。こうした状況下、当グループでは中小企業取引、個人ローン、金融商品販売、不動産、企業年金といったコアビジネスに注力するとともに、内部統制の強化やお客さまの多様化する金融ニーズへの対応に向けた専門性の向上、ローコストオペレーションの更なる推進など、経営課題に地道に取り組む、経営基盤の強化、経営の高度化に努めてまいりました。

平成20年度は、近畿大阪銀行のシステムをりそなグループ共通システムへ移行し、ご提供できる商品・サービスを拡充いたします。また、平成20年4月には東京本社ビルを譲渡し、平成22年に本社機能を東京深川地区に移転することを決定いたしました。こうしたインフラ面での抜本的な改革を通して、りそなグループ

がご提供するサービスレベルを高め、マーケット競争力向上を目指してまいります。

当グループは、「りそな」の原点である地域に密着した金融機関としての姿勢や地域のお客さまを大切にする方針をこれまで以上に徹底いたします。これからも様々な変革に挑戦することにより、「真」のリテールバンクを目指してまいります。

今後とも、皆さま方の一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年7月
株式会社りそなホールディングス
取締役兼代表執行役社長

檜垣 誠司

りそな銀行

皆さまには平素より、りそな銀行をお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

りそな銀行は、平成15年6月の公的資金による資本増強以降、抜本的な財務改革を断行する一方、営業時間の延長や次世代型店舗の拡充、地域・お客さまに軸足を置いた「地域運営体制」の徹底などお客さま本位の経営に努めております。

平成19年度を振り返りますと、米国サブプライムローン問題に端を発した金融マーケットの混乱や急激な円高など、非常に厳しい経営環境ではありましたが、住宅ローンや不動産ビジネスといった強みを持つビジネスを中心に安定的な業績をお示しすることができました。

平成20年度につきましては、4月より「支店長」を中心としたピラミッド型の営業店組織を見直し、営業部門と事務・管理部門を分離するとともに、「地域運営体制」のレベルアップを図っております。お客さま

へ、より高品質で、より専門性の高いサービスをご提供できるものと確信しております。

今後も、りそな銀行は、地域・お客さまから最も支持される「真」のリテールバンクをめざして、更なる飛躍に向けた挑戦を続けてまいります。

引き続き、皆さまの一層のご愛顧、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年7月

株式会社 りそな銀行
代表取締役社長

水田 廣行



埼玉りそな銀行

皆さまには、平素より埼玉りそな銀行をお引き立て頂き、心より御礼申し上げます。

当社は開業以来、「現場主義」「お客さま第一主義」を営業の基本として、県内の資金ニーズに積極的にお応えするとともに、県経済・産業の活性化、文化・教育・環境等の地域貢献に積極的に取り組んでおります。

平成19年度におきましては、経済・社会環境が大きく変化する中、地域のお客さまの多様化・高度化する金融ニーズにしっかりとお応えすべく、お客さまの利便性向上に向けたサービス改革、ご相談機能や提案力の強化に努めました結果、当社の業績は順調に伸展し、増収増益を継続することができました。これも地元銀行としての当社に対する皆さまのご支援の賜物と心より御礼申し上げます。

平成20年度におきましても、依然として不透明な経済環境ではありますが、当社といたしましては、お客さまの目線に立った商品・サービスのご提供や不断の

サービス改革に努め、更なる収益力増強による成長と健全性の維持向上に取り組み、地域金融機関トップクラスの地位を確立したいと考えております。

今年3月に、当社は開業5年という節目を迎えました。引き続き「埼玉県の皆さまに信頼され、地元埼玉とともに発展する銀行」を目指し、お客さまからの信頼をより確かなものとするために、決意も新たに全社一丸となって地元銀行としての役割をしっかりと果たしてまいります。

皆さまにおかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年7月

株式会社 埼玉りそな銀行
代表取締役社長

川田 憲治



近畿大阪銀行

皆さまには平素より、近畿大阪銀行をお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

平成19年度におけるサブプライムローン問題や原材料費の高騰をはじめとした厳しい経済環境の下、当社は中小企業・個人事業主さまとのお取引深耕や金融商品販売を中心とした個人分野への営業力強化に注力し、安定的な業績をお示しすることができました。

また、当社独自のリレーションシップバンキングの形として、昨年6月には情報リレーション部を設置し、お客さまのご要望やニーズに対して上質かつスピーディーにお応えするための体制を整備いたしました。さらに、12月には新しい地域密着型金融推進計画を策定・公表し、恒久的にリレーションシップバンキングに取組み、地域金融機関として持続的な地域貢献を図るという当社の姿勢を明確にいたしております。

平成20年度につきましては、7月に弊社システムをりそなグループ共通システムに移行し、商品の拡充と

サービスの向上を図り、お客さまにこれまで以上のご満足と感動をご提供する体制を整備いたします。これらインフラ面の整備による利便性の向上と昨年来の「情報に強い銀行」を標榜した情報リレーション活動の徹底により、近畿大阪銀行は、地元のお客さまとの親密なコミュニケーションに基づく信頼関係を大切に、地域に根ざし、存在感のある、お客さまから最も支持いただける「真」のリテールバンクをめざしてまいります。

今後とも、皆さま方の一層のご愛顧、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年7月

株式会社 近畿大阪銀行
代表取締役社長

桔梗 芳人



りそな信託銀行

平素より、りそな信託銀行をお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

当社は、年金・証券信託業務に特化した信託銀行として、「資産運用」「年金制度の設計・管理」「資産管理」の各分野で専門性の高いサービスを提供しております。

平成19年度は厳しい市場環境となりましたが、当社は、内外株式やオルタナティブの分野で新規運用プロダクトの開発やサービスの向上に努めました結果、欧州の複数の年金基金から新たに運用の委託を受け、また当社の運用するファンドが外部機関からの表彰を受けるなど当社の運用機能への評価をいただくことができました。また、平成24年の税制適格退職年金制度の廃止に向けて、制度移行に係るプロジェクト体制を整備するとともに移行対応商品の取扱いを開始するなど、年金制度の設計・管理においてもサービスの拡充を図ることができました。

今年度も市場環境は世界的に不透明な状態が続いていますが、当社は引き続き運用プロダクトの開発に注力し、運用機能の一層の高度化に努めてまいります。また、グループ銀行と連携して、中堅・中小企業を中心とするお客さまに対して質の高い信託ソリューションを提供してまいります。

創造性に富んだ金融サービス企業を目指し、お客さまの信頼とニーズに確実に応え得るプロフェッショナル集団としてより一層努力してまいります。なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成20年7月

りそな信託銀行 株式会社
代表取締役社長

田中 卓



平成20年3月期のトピックス

平成19年5月

生体認証ATMの拡大に取り組んでいます

りそな銀行、埼玉りそな銀行および近畿大阪銀行は、平成19年5月よりりそなグループ3行間およびみずほ銀行、三井住友銀行、ゆうちょ銀行と生体認証ATMの相互利用を開始し、指静脈認証取引をご利用いただけるATM台数が飛躍的に拡大しました。

また、近畿大阪銀行では、平成20年1月末までに全てのATMを指静脈による生体認証ATMに変更、併せて視覚障害者対応のATMを全有人店舗に設置しました。

今後とも、りそなグループでは、「便利で安全に」キャッシュカードをご利用いただけるよう、お客さまへの更なるサービス向上につとめてまいります。



平成19年7月

「りそなカード《セゾン》一体型ICキャッシュカード」の取扱いを開始

りそな銀行、埼玉りそな銀行およびりそなカードは、平成19年7月、「りそなカード《セゾン》一体型ICキャッシュカード」の取扱いを開始しました。本キャッシュカードは「指静脈認証」を採用し、高いセキュリティを確保するとともに、磁気ストライプも併用しておりますので、コンビニエンスストア等すべての提携先ATMでご利用いただけます。また、クレジットカードとしては年会費永年無料、カードご利用による各種特典やポイントサービスなどもあり、お客さまの「安心」「便利」「お得」へのニーズにお応えした商品です。



平成19年10月

土曜日営業の拠点を拡大

平成19年10月、りそな銀行と埼玉りそな銀行は、お客さまの休日相談ニーズに対応するため土曜日営業の拠点を拡大しました。

りそな銀行では、資金運用や住宅ローンに関する相談業務を取り扱う店舗を、従来の12店舗から45店舗に拡大しました。

また、埼玉りそな銀行では、住宅ローンに関する相談業務を取り扱う住宅ローンご相談プラザを従来の2店舗から5店舗に拡大しました。

りそなグループは今後とも、お客さまの様々なニーズ

にお応えし、これまで以上にきめ細やかなサービスを提供してまいります。



平成19年10月

AED(自動体外式除細動器)を設置

埼玉りそな銀行では、平成19年10月までに、AED*を15拠点に設置しました。

ご来店いただいたお客さまの万が一に備え、迅速に救命活動を行うことができるよう設置したもので、今回の設置にあたり、設置拠点に勤務する社員を対象に、基本的な心肺蘇生法やAEDの使用方法等の講習を実施しました。

*AED(Automated External Defibrillator)とは、心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態(心室細動)になった場合に、心臓に対して電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。



平成19年10月

『女性が活躍しやすい職場環境づくり』で表彰されました

埼玉りそな銀行は、平成19年10月、女性が活躍しやすい職場環境づくり(ポジティブ・アクション)に積極的に取り組む企業として、厚生労働省の『均等推進企業部門 埼玉労働局長優良賞』を受賞しました。

女性が働きやすい環境整備や女性社員の積極的な登用を経営の重要な取組みとして進めてきたことが評価されました。

女性の能力発揮を促進することは、りそなグループ

共通のテーマであり、今後もグループ一体となって取り組んでまいります。



平成19年11月

りそなのATM手数料がいつでも0円に

平成19年11月19日より、りそな銀行・埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行のお客さまは、りそなグループのキャッシュカードを利用した場合、早朝・夜間・土日祝日のいつでも、りそなグループ3行のATMを無料でご利用いただけるようになりました。

預金残高等の条件付き無料化が多い中で、大手銀行では初めて条件の無い無料化です。

「0円」で便利に、ATMをご利用ください。

※お振込みには、所定の手数料がかかります。

※ATMのご利用時間は、店舗により異なります。



平成19年11月

「アントレ FC&独立開業フェア」に出展

近畿大阪銀行では、情報集積力・提案型営業力の強化を目的として、平成19年6月に「情報リレーション部」を新設いたしました。

お客さまとのリレーションから得られる各種情報を集積し、提案型営業を実施することで、より地域に密着した、身近で親しみのある金融機関を目指しています。平成19年11月、これらの活動の一環として独立開業を目指す方々を支援する、リクルート主催の「アントレ FC&独立開業フェア」に出展いたしました。



平成19年11月

「医学・保健医療」分野で埼玉医科大学との産学連携協力に取り組んでいます。

埼玉りそな銀行は、平成19年11月、埼玉医科大学と「産学連携協力に関する覚書」を締結しました。

同大学の有する医学分野、特にゲノム（遺伝子）情報を利用した治療や、新薬に関わる開発治験、オプトメカトロニクスや遠隔地医療など医療、福祉機器に関わる研究開発成果やノウハウを、埼玉りそな銀行がパイプ役として地域企業に対し積極的に紹介することで、埼玉県経済・社会の医療分野での発展に寄与していきたいと考えています。

また予防医学的見地から同大学が行っている

“健康増進”や“成人病予防”などに関わる実践的研究成果を広く地域社会に還元し、国民の健康維持増進に貢献していきたいと考えています。



平成20年1月

りそな信託銀行は、確定拠出年金業務の各種サービスを拡大しました。

りそな信託銀行は、平成20年1月に「りそな確定拠出年金Webサイト」をリニューアルし、加入者等の皆様の使いやすさの一層の向上を図りました。

特に運用をサポートする運用シミュレーションを充実させ、老後の年金受取計画を検討するための給付シミュレーションを新開発しました。またWebサイトの操作方法をご案内するコンシェルジュ機能を業界で初めて導入致しました。リニューアル後はご利用の皆様から好評を得ております。

また「りそな信託銀行携帯電話サービス」も開始しております。お手元の携帯電話により加入者等の皆様へ、確定拠出年金に関する最新情報のお知らせ・運用商品情報・メールマガジン等のサー

ビスを提供しております。

今後も業界最先端の各種サービスを開発・提供することにつとめてまいります。



平成20年2月

コンビニATM「バンクタイム」を順次導入、関西地区のATM店舗網が拡大しました。

平成20年2月から、関西地区の「サークルK」及び「サンクス」の約840店舗を対象に、りそな銀行を幹事銀行とするATMサービス「バンクタイム」を順次導入し、サービスを開始しています。

バンクタイムATMでは、りそな銀行・埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行のキャッシュカードによるお引出し・お預入れはご利用手数料がいつでも0円と便利にご利用いただけます。

りそなグループでは、お客さまの利便性を高め

ることを目標に更なるサービスの向上に努めてまいります。



平成20年2月

事業承継に関心の高い企業経営者および後継者のお客さま向けに「事業承継セミナー」を開催しました。

埼玉りそな銀行は、平成20年2月、埼玉県中小企業振興公社、りそな総合研究所と共催で、企業経営者と後継者の方々が、共に事業承継について考えていただく契機の間として「事業承継セミナー」を開催いたしました。

当日は、講師の実体験に基づく「経営者と後継者で学ぶ事業承継の心構え」をテーマとした講演に総勢100社127名のお客さまにご参加いただきました。

埼玉りそな銀行は、埼玉県に根差した地域金融機関として、円滑な事業承継のお手伝いをはじめとし

て、今後ともお客さまの経営上の課題解決に向けた様々なソリューションのご提供を通して、地域経済の継続的な発展に貢献してまいりたいと考えています。



平成20年3月

R&Iファンド大賞2年連続受賞!

りそな信託銀行が資産運用しているファンドが、『R&Iファンド大賞』を2007年に引き続き2年連続で受賞しました。受賞したのは、確定給付企業年金「国内株式型」部門で国内株式エンハンス・インデックスファンド（株式口Q）、確定給付企業年金「バランス型」部門でバランス型ファンド（DB総合口A）の2ファンドです。

同賞は、格付投資情報センター（R&I）が創設した賞で、優れたパフォーマンスを達成した運用機関

のファンドに贈られるものです。数ある運用機関のファンドの中から2年連続で選ばれたことは、りそな信託銀行の製品の“クオリティ”の高さが評価された結果と考えております。

資産運用機関としてのりそな信託銀行はこれからも良いプロダクトをお客さまに提供できるように取り組んでまいります。



お客さまのご意見・ご要望を商品・サービスの改善にいかしています。

りそな銀行では、お客さまからの商品・サービスに対するご意見をお聞きするためにホームページ (<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/index.html>) 上に「お客さまの声募集」のコーナーを設けており、「店頭アンケート」とあわせて多数のご意見を頂いております。そのお客さまの声がきっかけとなって改善した商品・サービスの一例をご紹介します。

この取組みの詳細は、ホームページ上でご紹介しています。

(<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/about/voc/index.html>)

りそな銀行では、引き続き、お客さまの視点で

業務を見直し、お客さまに「満足を超える感動」をご提供できるよう努めてまいります。

お客さまの声による改善事例

事例1

ATMで自分の口座からお金を引き出す時の手数料を無料にして欲しい

平成19年11月19日より、りそなグループ3社のATM時間外手数料を無料としました。

事例2

税金の納付はATMでできるが手続きが面倒

ペイジーの読み取り機能がついたATMを増設しています。

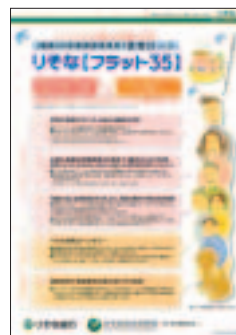
りそな住宅ローン「フラット35」(機構買取型)及び協調融資商品であるりそな「すまい・るパッケージ(フラット35)」の平成19年度における受付件数が全金融機関中トップになりました。

「フラット35」は全期間固定金利で、お借入期間中の金利と返済額が変わりません。

「すまい・るパッケージ」は、りそな「フラット35」とセットでご利用いただく商品で、変動金利型・固定金利選択型より金利タイプを自由に選ぶことが可能です。

いずれの商品も、商品改定および事務改善を繰り返し、お客さまのニーズにお応えするよう努めてきた結果、着実に実績を伸ばすことができ、平成19年度においては受付件数が全金融機関中トップになりました。

今後とも、お客さまの様々なニーズにお応えできるよう、より一層努力してまいります。



年金数理人(アクチュアリー)の充実を進めています。

りそな信託銀行は、適格退職年金制度の幹事数や、中堅・中小企業のお客さまの年金制度である総合設立厚生年金基金の幹事数で業界トップの実績を持ち、長年にわたりお客さまの企業年金制度の運営をサポートしています。

そのノウハウを支えているのが、年金の専門家としての年金数理人であり、難関といわれるアクチュアリー試験を突破した者たちです。りそな信託銀行では、その年金数理人の育成に力を入れています。平成19年度の試験では2名の全科目合格者を含む28名の合格者(延べ40科目の合格科目数、合格率と

も信託銀行中トップ)を誕生させ、その結果、総勢31名の年金数理人を擁することとなりました。

りそな信託銀行は、プロフェッショナル集団として、これからも、企業に勤める多くの方々大切な老後のために貢献し続けます。



CSR(企業の社会的責任)について

りそなグループのCSR経営の原点は、「りそなグループ経営理念」と、この経営理念をりそなグループが関係する人々に対する基本姿勢の形として具体化した「りそなWAY(りそなグループ行動宣言)」にあります。すなわち、りそなグループが社会から受け入れられ、持続的に成長していくためには、「りそなグループ経営理念」「りそなWAY」に基づいて「お客さまとの信頼関係」「株主との関係」「社会とのつながり」「従業員の人間性」を大

切にして、すべてのステークホルダーからの支持を受けることが不可欠であると考えております。

このような考えに基づいたCSR経営を実践していくために、りそなグループでは、りそなホールディングス会長を委員長とし、りそなホールディングスならびにグループ各銀行の社長を委員としたグループCSR委員会を設置し、りそなグループの持つ経営資源を活かした様々なCSR活動に積極的に取り組んでおります。

環境への取組姿勢を明確化するため、グループ環境方針を制定

りそなグループでは、環境への取組姿勢を明確化し、企業の社会的責任として、環境に配慮した企業活動を適切に実施するため、グループ環境方針を制定しました。これまでもチーム・マイナス6%運動への参加、クールビズ&ウォームビズの実

施といった環境負荷低減活動に加え、お客さま向けに環境セミナーを開催するなど、環境コミュニケーションにも積極的に取り組んできました。今後も、高まる環境保護意識に積極的に対応するため、環境問題への取組みを強化していきます。

りそなグループ環境方針

1 環境関連法規等の遵守

環境保全に関する法規制および私たちが同意するその他の要求事項を遵守します。

2 本業を通じた環境保全

環境に配慮した商品・サービスの開発・提供などを通じて環境保全活動を支援します。

3 オフィスにおける環境負荷低減

省資源・省エネルギー活動により、環境負荷の低減に努めます。

4 環境コミュニケーション

環境に関する情報を社内外に積極的に発信し、環境教育や啓発活動を推進します。

5 グループ内啓発と全員参加

本方針を全役職員に周知徹底し、役職員一人ひとりが環境保全に配慮して行動します。

6 環境方針の公開

本方針は、内外に公表します。

国連「グローバル・コンパクト」「責任投資原則」などの国際的原則への参加を表明

りそなホールディングスは、平成20年1月、企業の社会的責任「CSR」活動の一環として、国連が提唱する「グローバル・コンパクト」に参加し、「人権・労働・環境・腐敗防止」に関する10原則を支持することを表明しました。

また、りそな信託銀行では、平成20年3月、投資に際しESG（環境・社会・企業統治）問題に配慮することを約束する、「責任投資原則（PRI）」に署名しました。

「グローバル・コンパクト」の10原則

人権	<ol style="list-style-type: none"> 1 企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。 2 人権侵害に加担しない。
労働	<ol style="list-style-type: none"> 3 組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。 4 あらゆる形態の強制労働を排除する。 5 児童労働を実効的に廃止する。 6 雇用と職業に関する差別を撤廃する。
環境	<ol style="list-style-type: none"> 7 環境問題の予防的なアプローチを支持する。 8 環境に関して一層の責任を担うためのイニシアチブをとる。 9 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。
腐敗防止	<ol style="list-style-type: none"> 10 強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。

『女性の活用に積極的に取り組んでいる企業』として表彰されました。

りそなグループでは、女性社員の意見を経営に反映させることを目的として『りそなWomen's Council』（ウーマンズカウンシル）を平成17年に発足、女性が長く働き続けられる職場環境づくりやキャリア形成をサポートできるセミナーや研修の提案、ロールモデルの紹介に取り組んできました。

また、経営職層の女性登用人数を、平成15年3月の7名から平成20年4月には64名に増加するなど、意欲・能力の高い女性を積極的に登用・配置してきました。

それらの取組みが評価され、ダイバーシティ・マネージメントを推進・支援しているNPO法人J-Winより、平成20年2月“女性の意識向上に寄与している企業”として敢闘賞を受賞しました。

今後もグループ全体で女性が活躍できる風土づくりに積極的に取り組んでまいります。



個人投資家の皆さまに“経営者の声”を直接お届けするセミナーを開催しています。

りそなグループでは、投資に興味がある女性や個人投資家の皆さまに、りそなの「現在とこれからの姿」を知っていただきたいと考え、経営TOPの細谷英二がお話しするセミナーを開催しています。平成20年3月には、りそな銀行が東京、大阪で開催した投資フェアの中で、松永真理さん（iモード開発者、バンダイ取締役）と対談、『金融サービス業“銀行”に必要なコト』をテーマに話しました。東西あわせ515名の方にお越し頂き、「顧客目線の経

営姿勢がわかった」「改革に前向きに取り組んでいる」などの評価を頂く一方、公的資金返済についてのご意見や商品・サービスへのご要望など、率直な声も頂きました。りそなでは、今後も経営者の生の声をお届けする機会を設けてまいります。



子供向け金融経済教育に積極的に取り組んでいます。

りそなグループでは、地域・社会貢献活動の一環として、子供向け金融経済教育「りそなキッズマネーアカデミー」を積極的に開催しています。

主に小学生や中学生を対象に、4年前から実施しているもので、金融経済を学ぶきっかけとして、お金の流れや社会における銀行の役割、働くことの大切さなどを学んでいただくセミナーや職場体験を行っています。

平成20年3月には、大阪での財務大臣サミット開催記念イベントとして、中学生対象にセミナーを開催し、将来のアントレプレナー（起業家）の卵たちが競い合いました。



世界初! グループ各社の社員食堂でTABLE FOR TWO運動に参加!

りそな銀行東京・大阪本社、埼玉りそな銀行本社、近畿大阪銀行本社の社員食堂では、低カロリーなヘルシーメニューを注文すると、その代金の中から1食につき20円が発展途上国の学校給食費として寄付されるTABLE FOR TWO運動に参加しています。社員自身のメタボ対策と同時に、社会貢献にも繋がる仕組みで、平成19年2月の世界経済フォーラム（ダボス会議）で日本のヤンググローバルリーダーが提唱、長期的に毎日実施という本格的な導入を行った企業としては、りそなグループが世界で初めて

の事例となりました。現在この運動は、アメリカ・中国・インドにも広がっており、日本発の社会貢献運動として世界的に注目されています。



近畿大阪銀行では、地域社会への貢献活動の一環として、環境問題に取り組んでいます。

近畿大阪銀行では、全社員参加型の環境プロジェクト「地球大好き! みんなでeco!!」を立ち上げました。このプロジェクト名は社内公募で決定し、平成20年3月には社員が家族と一緒に環境ボランティアに参加し、泉佐野市いずみの森で地元ボランティアと協力してヤマザクラの植樹等を行いました。

また、社内で環境募金を募り、社員約2,500名から60万円以上の募金が集まりました。この募金は大阪みどりのトラスト協会と大阪府環境保全基金に全額寄付いたしました。

今後も全社員が環境問題に対する取組みを通じて、地域社会に貢献して行きます。



コーポレート・ガバナンス体制について

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

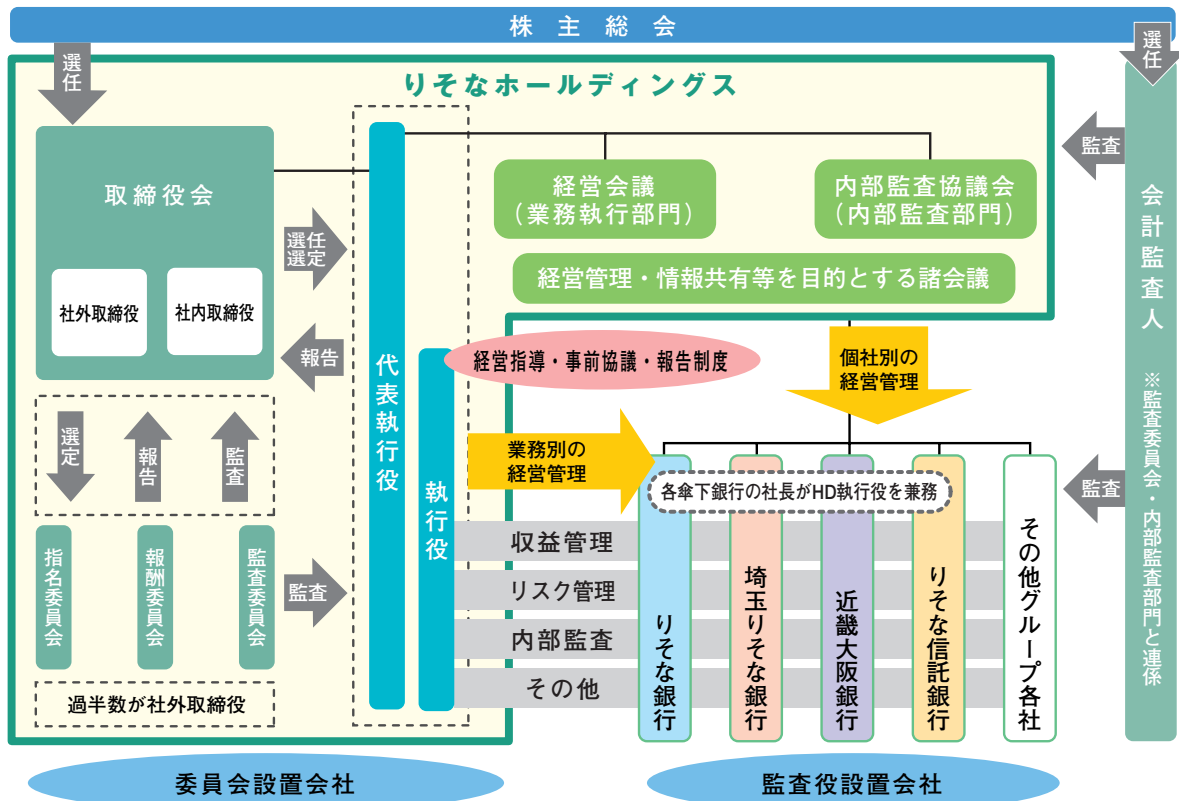
当グループは、責任ある経営体制の確立及び経営に対する監視・監督機能の強化、並びに経営の透明性向上に努めることで、ガバナンス強化を図る方針です。

りそなホールディングスは、平成15年6月のりそな銀行への公的資金の注入を踏まえ、透明性の高い、健全で効率的な経営を実践すべく邦銀初となる「委員会設置会社」としました。指名・報酬・監査の各委員会のみならず、取締役会も社外取締役が過半数の構成となる運営を行うことにより、

経営の透明性と客観性を高めております。経営の監督と執行の機能を分離し、迅速な意思決定のため執行役への権限委譲を行う一方、取締役会による監督機能の強化を図り、りそなグループ経営理念を踏まえた経営に努めてまいります。

りそなホールディングスの100%子会社である傘下銀行については、監査役設置会社形態に統一することで、グループ全体のガバナンス強化と傘下銀行のガバナンス形態の整合性をとり、各傘下銀行による自律的な経営を行う体制としております。

<グループのコーポレート・ガバナンス体制>



りそなホールディングスにおける 取り組み状況等

取締役会

取締役会は、取締役10名（うち社外取締役7名）により構成され、グループの経営上の重要事項に係る意思決定と、執行役及び取締役の職務の執行の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるような運営を行っております。委員会設置会社の特色を活かし、経営上の重要事項の意思決定と業務執行の監督は取締役会が、業務執行は執行役が行うという役割分担を明確化することにより、取締役会の監督機能の強化及び業務執行の迅速性向上に努めております。なお、平成17年6月より、各傘下銀行の社長が当社の執行役を兼務することによって定期的な報告を行う体制としており、各傘下銀行に対する監督機能の充実を図っております。平成19年度には18回開催しております。

指名委員会

指名委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名、委員長は社外取締役）により構成され、当委員会にて定めた当グループ役員に求められる具体的な人材像や「社外取締役候補者選任基準」等に基づき、株主総会に上程する取締役の選解任議案の内容等を決定しております。また、平成19年6月には、最適な人材に、経営トップの役割と責任を継承するメカニズムとして、サクセッション・プランの導入を決定しております。平成19年度には7回開催しております。

報酬委員会

報酬委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名、委員長は社外取締役）により構成され、執行役及び取締役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針や、個人別の報酬を決定しております。また、当グループの企業価値向上に資する役員報酬制度のあり方の検討等を行っております。平成19年度には4回開催しております。なお、平成16年度には役員退職慰労金制度の廃止及び業績連動報酬制度の導入を協議・決定しました。

監査委員会

監査委員会は、取締役4名（うち社外取締役3名、委員長は社外取締役）により構成され、執行役及び取締役の職務の執行の監査のほか、株主総会に上程する会計監査人の選解任議案の内容の決定等を行っております。また、内部監査部等の内部統制部門と連携し、内部統制システムを監視、検証し、必要に応じて、執行役等に改善を要請しております。平成19年度には15回開催しております。

経営会議

業務執行における意思決定プロセスとして、経営に関する全般的な重要事項及び重要な業務執行案件を協議・報告する機関として経営会議を設置しております。経営会議は、代表執行役及び各執行役により構成され、積極的な議論を行うことで、経営上の重要事項に係る決定の透明性を確保しております。平成19年度には49回開催され、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行っております。

内部監査協議会

内部監査に関する重要事項の協議・報告機関として、業務執行のための機関である経営会議から独立した内部監査協議会を設置しております。内部監査協議会は、代表執行役全員、内部監査部担当執行役及び内部監査部長により構成されており、その協議・報告内容等は、監査委員会や取締役会へも報告されております。

平成19年度には18回開催され、内部監査基本計画等の協議を行ったほか、内部監査結果等の報告を行っております。

グループ各社に対する経営管理

当グループでは、持株会社であるりそなホールディングスが、グループとしての企業価値向上のため、傘下銀行をはじめとするグループ各社の経営管理を行っております。これらグループ各社での意思決定及び業務執行に関して、りそなホールディングスへの事前の協議が必要な事項と、報告が必要な事項を明確に定め、りそなホールディングスによる管理及び統制を実施する体制を構築しております。

各傘下銀行のコーポレート・ガバナンス体制

各傘下銀行は、グループの一員として、りそなホールディングスの経営管理を受けることにより、グループ一体となって企業価値向上に努めております。

取締役会については、社外取締役を招聘し、業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務の執行の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるような運営を行っております。

また、監査役で構成される監査役会を設置し、経営に対する強固な監査機能を確保しております。

そのほか、経営に関する全般的な重要事項及び重要な業務執行案件を決議・協議・報告する機関である経営会議(*1)、与信業務に関する重要事項を決議・協議・報告する機関である融資会議(*2)、内部監査に関する重要事項を決議・協議・報告する機関である監査会議(*1)等を設置しております。

(*1) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行及びりそな信託銀行に設置。

(*2) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行に設置。

(*1)(*2) りそな銀行は協議・報告機関として設置。

内部統制に関する事項

基本的な考え方

当グループは、将来ビジョンである「地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を実現するとともに、更なる飛躍に向けた改革を実践し、グループ企業価値を最大化することを目指しております。

この事業目的の達成に向けて、業務の有効性・効率性の確保や事業活動における法令等遵守等に係るプロセスを明確化し、グループ内の全ての者が理解し遂行するための体制整備に努め、当グループに相応しい内部統制を構築することを目指してまいります。

基本方針

りそなホールディングス及びグループ各社は、グループ企業価値の向上に向け、当グループに相応しい内部統制を実現することを目的として、内部統制に係る基本方針を取締役会において決定しております。

整備状況

当グループは、「グループ内部統制に係る基本方針」の定めに従い、内部統制システムを適切に整備・運用し、その有効性の確保に努めております。

その他コーポレート・ガバナンス体制に関する事項

サクセッション・プランの導入

りそなホールディングスは、グループの経営改革を加速し、持続的な企業価値の向上を実現する

ため、最適な人材に、経営トップの役割と責任を継承するメカニズムとして、サクセッション・プランを導入しております。

＜りそなホールディングスの「グループ内部統制に係る基本方針」の概要＞

<p>I. はじめに</p>	<p>当社及びグループ各社は、多額の公的資金による資本増強を受けたことを真摯に反省し、このような事態を再び招くことのないよう、グループ内部統制に係る基本方針をここに定める。</p> <p>本基本方針のもと、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、りそなグループに相応しい内部統制の実現を目指す。</p>
<p>II. 内部統制の目的 (基本原則)</p>	<p>当社及びグループ各社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、グループの基本原則として定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務の有効性及び効率性の向上 2. 財務報告の信頼性の確保 3. 法令等の遵守 4. 資産の保全
<p>III. 内部統制システムの構築 (基本条項)</p>	<p>内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT（Information Technology）への対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ、グループ共通の「りそなグループ経営理念」を定め、当グループの業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項 2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項 4. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項 5. 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項 6. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項 7. 前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項 8. 執行役及び使用人の監査委員会への報告体制その他の監査委員会への報告体制に関する事項 9. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

コンプライアンス体制について

りそなグループでは、コンプライアンスを「法令、ルールはもとより社会規範を遵守すること」と定義し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、銀行の“社会的責任と公

共的使命”を強く認識し、お客さまや社会からの信頼をより強固なものにするため、コンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

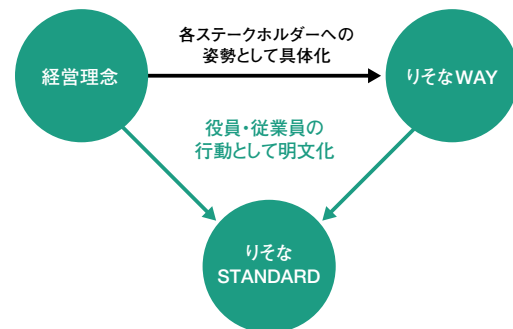
基本的な取り組み

りそなグループでは、役員・従業員の判断や行動の基準となる「りそなグループ経営理念」、経営理念を当グループが関係する人々に対する基本姿勢の形で具体化したものとして「りそなWAY（りそなグループ行動宣言）」、これら経営理念とりそなWAYを役員・従業員の具体的な行動レベルで明文化したものとして「りそなSTANDARD（りそなグループ行動指針）」を制定しています。経営理念、りそなWAY、りそなSTANDARDは、りそなホールディングス、グループ各銀行ならびに関連会社に共通のものとしています。


私たちは、りそなグループが満足を超える感動を創造し、お客さまに選ばれる金融サービス業になるためには、「りそなグループ経営理念」「りそなWAY」「りそなSTANDARD」を判断や行動の基準と位置づけ、守り続けることが重要と考えています。社内への周知徹底のため、これらを記載した冊子、およびチェックポイント形式に簡略化した携帯用小冊子を作成し、全役員・従業員に配付して、各職場で繰り返し研修を実施するほか、eラーニング研修の導入を進めるなど、徹底に努めています。また、従業員における「経営理念」「りそなWAY」「りそなSTANDARD」の認知度・浸透度を測ることなどを目的として、グループに勤務している従業員等を対象とした意識調査を毎年実施しています。

「りそなSTANDARD」の冒頭には、りそなホールディングス会長からのメッセージ「良き企業を目指して」を掲載し、経営トップが自らの言葉で、企業が社会の一員として「社会に何をもたらすために存在するのか」という基本命題を正面に見据えていかねばならないこと、コンプライアンスのできた企業であり続けることを最も重要な課題として、企業倫理の向上に取り組まなければならないことなどを謳い、りそなグループとしてのコンプライアンスへの取り組み姿勢を明確にしています。

また、りそなホールディングスおよびグループ各社では、経営理念等をコンプライアンスの観点から具体化し、役員・従業員の役割や組織体制など基本的な枠組みを明確化した「コンプライアンス基本方針」を制定するとともに、コンプライアンス実現のための手引きとして「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、従業員に配付しています。



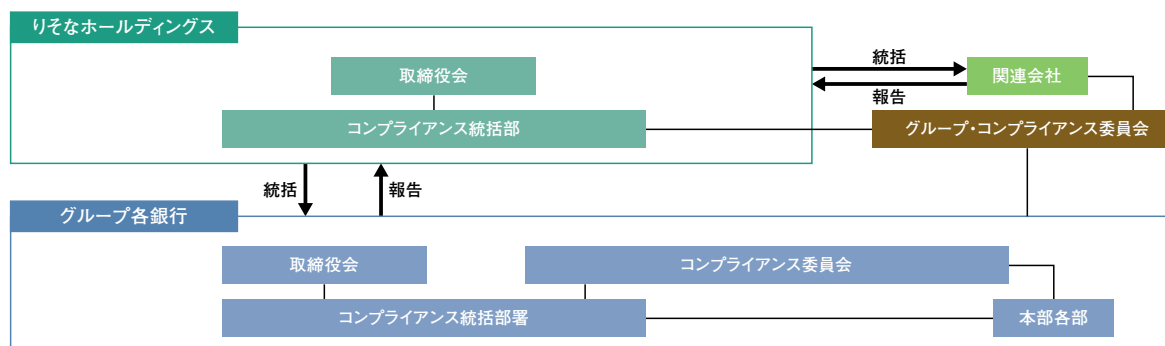
<りそなSTANDARDの概要>

<p>STANDARD-I お客様のために 最適なサービスのご提供、誠意ある態度、守秘義務の遵守 など</p>	
<p>STANDARD-II 変革への挑戦 収益へのこだわり、銀行員意識の払拭、勝ちへのこだわり など</p>	
<p>STANDARD-III 誠実で透明な行動 法令・ルール・社会規範の遵守、公私のけじめ、人権の尊重 など</p>	
<p>STANDARD-IV 責任ある仕事 正確な事務、何事も先送りはしない、適切な報告・連絡・相談 など</p>	
<p>STANDARD-V 社会からの信頼 地域社会から信頼される企業、適切な情報開示、フェアな取引 など</p>	

グループの運営体制

りそなホールディングスにグループのコンプライアンスを統括するコンプライアンス統括部を設け、同部がグループ各社のコンプライアンス統括部署と連携し、グループ一体でコンプライアンス体制の強化を図っています。また、りそなホール

ディングス、グループ各銀行および関連会社をメンバーとする「グループ・コンプライアンス委員会」を設置し、グループのコンプライアンスに関する諸問題を検討・評価する体制としています。



コンプライアンス・プログラム

りそなグループ各社では、コンプライアンスを実現するための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、進捗状況について定

期的に取締役会に報告することにより、計画的にコンプライアンス体制の強化策を実践しています。

コンプライアンスに関する相談窓口

コンプライアンスの浸透には、従業員一人ひとりの問題意識と透明なコミュニケーションが重要であるとの認識のもと、グループのコンプライアンスに関する相談・報告制度として、「りそな弁護士ホットライン」および「りそなコンプライアンス・ホットライン」を設置しています。

この2つのホットラインは下図のような制度内容とするとともに、正当な通報を行った従業員に対する不利益処分や嫌がらせを行ってはならないことを社内規程に明記して、グループの従業員が利用しやすいよう配慮をしています。

また、各種社内集合研修において趣旨を周知徹

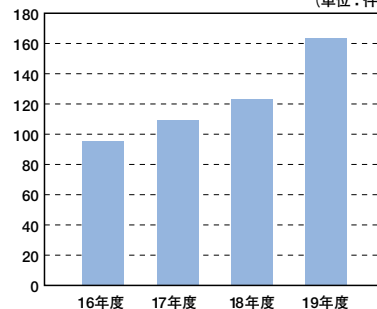
底し、前記「りそなSTANDARD」の冊子および小冊子に制度の内容や連絡先を掲載すること等により、積極的な利用促進を図っています。

今後も継続的に定着化を図るとともに、コンプライアンス上の問題点の早期発見や、透明な企業風土の構築に努めます。

なお、平成18年4月に公益通報者保護法が施行されたことを踏まえ、上記ホットラインを通報窓口とするとともに、りそなホールディングス及びグループ各社において内部通報規程等を整備し、通報者の保護を図っています。

りそな弁護士ホットライン	りそなコンプライアンス・ホットライン
社外の契約弁護士が受け付け	コンプライアンス統括部署が受け付け
コンプライアンスにかかわる疑問・問題点・悩みなどについて幅広く相談・報告が可能	
専用電話を設置	専用フリーダイヤルを開設
Eメールでの相談可能	
匿名での相談も可能	

＜ホットライン利用件数の推移＞ (単位：件)



りそな会計監査ホットライン

りそなホールディングスでは、会計、会計に係る内部統制及び会計監査に係る不正処理や不適切

な処理についての通報窓口として、りそな会計監査ホットラインを設置しています。

りそな会計監査ホットライン

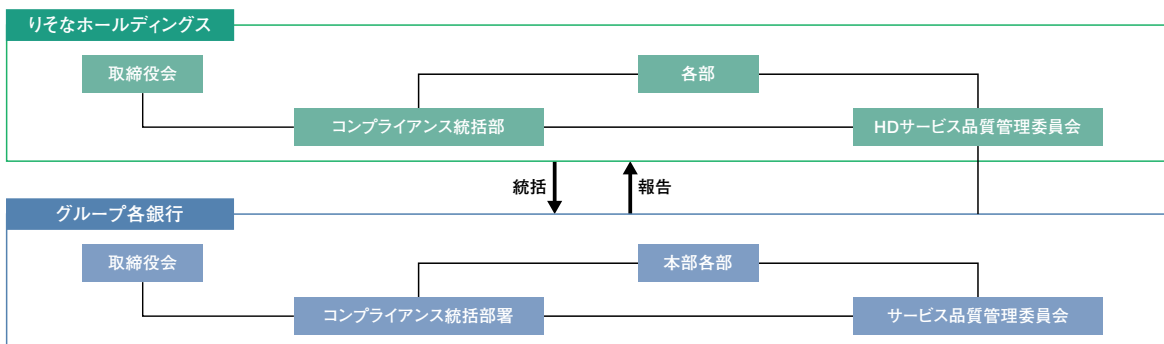
1. 通報対象事項
 - ・当グループ会社における会計、会計に係る内部統制、会計監査に係る不正・不適切な事項
2. 通報先
 - ・当ホットラインは社外の法律事務所に設置しています
 - ・通報は手紙、E-mailをお願いします
 〈弁護士法人 御堂筋法律事務所〉
 住所：大阪 〒542-0081 大阪市中央区南船場4丁目3番11号 大阪豊田ビル2階208号
 東京 〒100-6026 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル26階2618号
 E-mail：resona-kaikeihotline@midosujilaw.gr.jp
3. 注意事項
 - ・当該事案の詳細な事実を記入ください
 - ・匿名の通報でもかまいません
 - ・詳細な事実の提供がない場合、匿名の場合等は事実調査が制約される可能性があります
 - ・通報者に関する情報は、法令等に基づく場合等、正当な理由がなければ第三者に開示されることはありません
 - ・受付けた通報が通報対象事項に該当すると判断される場合、ご要望に応じ事実調査の結果を回答するよう努めますが、対応できない場合はご了承ください

お客さまに適切な商品・サービスをご提供するために

お客さまの投資ニーズの高まりや、企業に求められる情報管理の高度化、個人情報保護法・金融商品取引法等の法整備など金融機関を取り巻く環境が大きく変わる中、金融機関はこれまで以上に、お客さまに安心してご利用いただくため、お客さまへの適切な対応や利便性の向上に取り組んでいく必要があります。りそなホールディングス及びグループ各銀行においては、お客さまへの説明、お客さまからの相談や苦情等への対応、お客さま情報の管理、業務を外部に委託する場合の委託先

に対する管理など、お客さまへの適切な対応や利便性の向上に関する態勢の整備に積極的に取り組んでいます。

具体的には、お客さまへの適切な対応と利便性向上に関する各事項について、管理責任部署や責任者を明確に定め、これらの管理部署等をメンバーとする「サービス品質管理委員会」を設置し、お客さまからの信頼や利便性の向上に向けた対応に関する協議を行い、対応策の検討を行うなど、「信頼度No. 1への挑戦」に取り組んでいます。



りそなグループでは、お客さまに適切な商品・サービスをご提供するために、グループ共通の勧誘方針を定め、お客さまの知識や投資のご経験、ご資産の状況、投資の目的等を踏まえた最適な商品やサービスのご提供、わかりやすく適切な説明

や広告に努めています。上記「サービス品質管理委員会」での活動などを通じ、不適切な勧誘・販売を行うことのないよう、グループ勧誘方針に沿って、内部管理体制の充実や各種マニュアルの整備、社員教育等に継続的に取り組んでいます。

グループ勧誘方針

お客さまに適切な商品・サービスをご提供するために

私たちは、お客さまからの信頼を全てに優先し、広く社会のルールを遵守するとともに、お客さまの喜ばれる顔や幸せのために、誠実で心のこもった商品・サービスを提供します。

1. お客さまからお伺いした知識、金融取引のご経験、保有されているご資産やご購入の目的などに照らして、適切な情報の提供と商品・サービスの説明を行い、お客さまのご判断のお役に立てるよう努めます。
2. 商品・サービスの利点だけでなく、リスクや手数料その他の費用などについても、充分ご理解いただけるよう適切な説明をいたします。
3. 事実と異なる説明はもとより、不確実な事項について断定的な説明を行うなど、お客さまの誤解を招くおそれのある情報を提供することはいたしません。
4. 誠意ある態度で行動し、電話や訪問等により商品・サービスの説明をさせていただく時間帯・場所等についても、お客さまのご迷惑とならないよう努めます。
5. 内部管理体制と従業員研修を充実させるとともに、一人ひとりが商品知識の向上と質の高いサービスの提供に努めます。

お客さまの情報の管理

「お客さまの情報の保護」は、りそなグループを安心してご利用いただくための最も重要な事項の一つであると考えています。グループ各社での

「個人情報保護宣言」の公表や、情報漏えい・紛失を防止するための体制整備、徹底した社員教育への継続的な取組などにより、個人情報保護法等の法令に則った適切な管理に努めています。

個人情報保護宣言

私たちは、創造性に富んだ金融サービス企業を目指すりそなグループの一員として、皆さまのご要望にお応えしお役に立つことによって、皆さまとの確かな信頼関係を築いてまいりたいと考えております。

そのためにも、皆さまからお預かりしている情報について適切な保護を図り、安心してお取引いただけますよう努めてまいります。

1. 私たちは、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとした関連する法令ならびに社会規範の遵守を徹底します。
2. 私たちは、適法かつ公正な手段により情報を収集するとともに、個人情報の利用目的を明確にし、収集した個人情報を利用目的の範囲内で適切に取扱います。
3. 私たちは、皆さまが私たちを信頼してお取引くださっていることを強く認識し、お預かりしている情報の漏えい・紛失等の防止に努めます。
4. 私たちは、皆さまからのお問い合わせ、ご意見、あるいは苦情などに対して、真摯にかつ適切に取組みます。
5. 私たちは、情報の取扱いに関する方針・組織体制・ルール、および情報の保護に向けた各種の取組みについて、継続的に見直しを行い、改善と向上に努めます。

反社会的勢力の排除

反社会的勢力との取引を遮断し根絶することは、金融機関の社会的責任と公共的使命という観点から極めて重要であり、反社会的勢力に対してグループ各社が企業活動を通じて反社会的活動の支援を行うことのないよう、取引や取引への介入を排除することを、当グループの基本的な考え方とし

ています。

このために当グループでは、社内規則を整備するとともに、役員・従業員等への研修・啓発に取り組むほか、各社のコンプライアンス統括部署を反社会的勢力の管理統括部署と定め、警察等関係行政機関、弁護士等とも連携して、反社会的勢力との取引防止・関係遮断を図っています。

リスク管理体制について

リスク管理体制

リスク管理の基本的考え方

りそなグループは、平成15年5月の公的資金による資本増強に伴い、国民の皆さま、お客さまならびにその他関係者の方々に対し、多大なご負担、ご迷惑をおかけしたことを踏まえ、リスク管理に関する以下の原則を定めて、管理体制・管理手法の高度化を図るとともにリスクのコントロールを行い、経営の健全性を確保しつつ収益力を向上できるように、リスク管理に取り組んでいます。

- ① 経営体力を超えたリスクテイクを行わない
- ② 顕在化した損失もしくは顕在化が予見される損失は、先送りせずに早期処理を行う
- ③ 収益に見合ったリスクテイクを行う

リスク管理の方針とリスク管理体制の整備

りそなホールディングスでは、グループにおけるリスク管理の基本的な方針として「グループリスク管理方針」を制定しています。

グループ各銀行は、「グループリスク管理方針」に則り、各々の業務・特性・リスクの状況等を踏まえてリスク管理の方針を制定しています。

りそなホールディングスおよび各銀行のリスク管理の方針には、管理すべき各種リスクの定義、リスク管理を行うための組織・体制、リスクを管

理するための基本的枠組み等を定めています。

りそなホールディングスおよび各銀行では、リスクカテゴリー毎にリスク管理部署を設けるとともに、各種リスクを統括管理し統合的に管理する統合的リスク管理部署（リスク統括部署）を設けています。リスクカテゴリーについては、主として下記の通りに分類し、各リスクの特性に適った手法によって管理しています。

その他のグループ主要会社においても、各々の業務・特性・リスクの状況等を踏まえ、リスク管理の方針を制定しています。そこには、リスク管理体制、リスク管理の枠組みのほか、本来業務以外で極力リスクをとらない旨等の方針を定めています。また、リスクカテゴリー毎の管理部署、およびリスクを統括管理する部署を設けています。

また、りそなホールディングスおよびグループ各社は、災害・システム障害等により顕在化したリスクがリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に備え、迅速な対応により業務の早期回復（業務継続・復旧）が図れるよう、危機管理の基本方針を定める等、危機管理に関する体制を整備しています。

リスクカテゴリー	管理手法
	統合的リスク管理（リスク限度設定、リスクの評価、ならびに資本との比較 等）
信用リスク	信用格付、自己査定、クレジットシーリング制度、リスク限度設定 等
市場リスク	リスク限度、損失限度、ポジション限度 等
オペレーショナルリスク	オペレーショナルリスク評価（CSA）、損失データ分析、リスク指標（KRI）等
事務リスク	業務プロセスの改善、研修・教育、事務指導 等
システムリスク	システムリスク管理基準による統制、コンティンジェンシープラン整備 等
法務・コンプライアンスリスク	コンプライアンス・チェック、コンプライアンス・プログラムによる改善 等
その他オペレーショナルリスク	災害・外部犯罪に備えた設備の改善、手続面の強化 等
流動性リスク	緊急時フェーズ認定、緊急時対応体制整備、流動性リスク管理指標ガイドライン 等
レピュテーションリスク	適時・適切な情報発信、モニタリング、危機管理体制整備

りそなホールディングスによるグループ管理

りそなホールディングスは、グループ共通事項としての各種方針・基準・制度等をグループ各社に提示・指示します。

一方で、グループ各社は、りそなホールディングスより示された方針等に則ったリスク管理に関する重要事項を決定する場合は、りそなホールディングスと事前協議を行い、その協議結果を踏まえて各社で決定します。

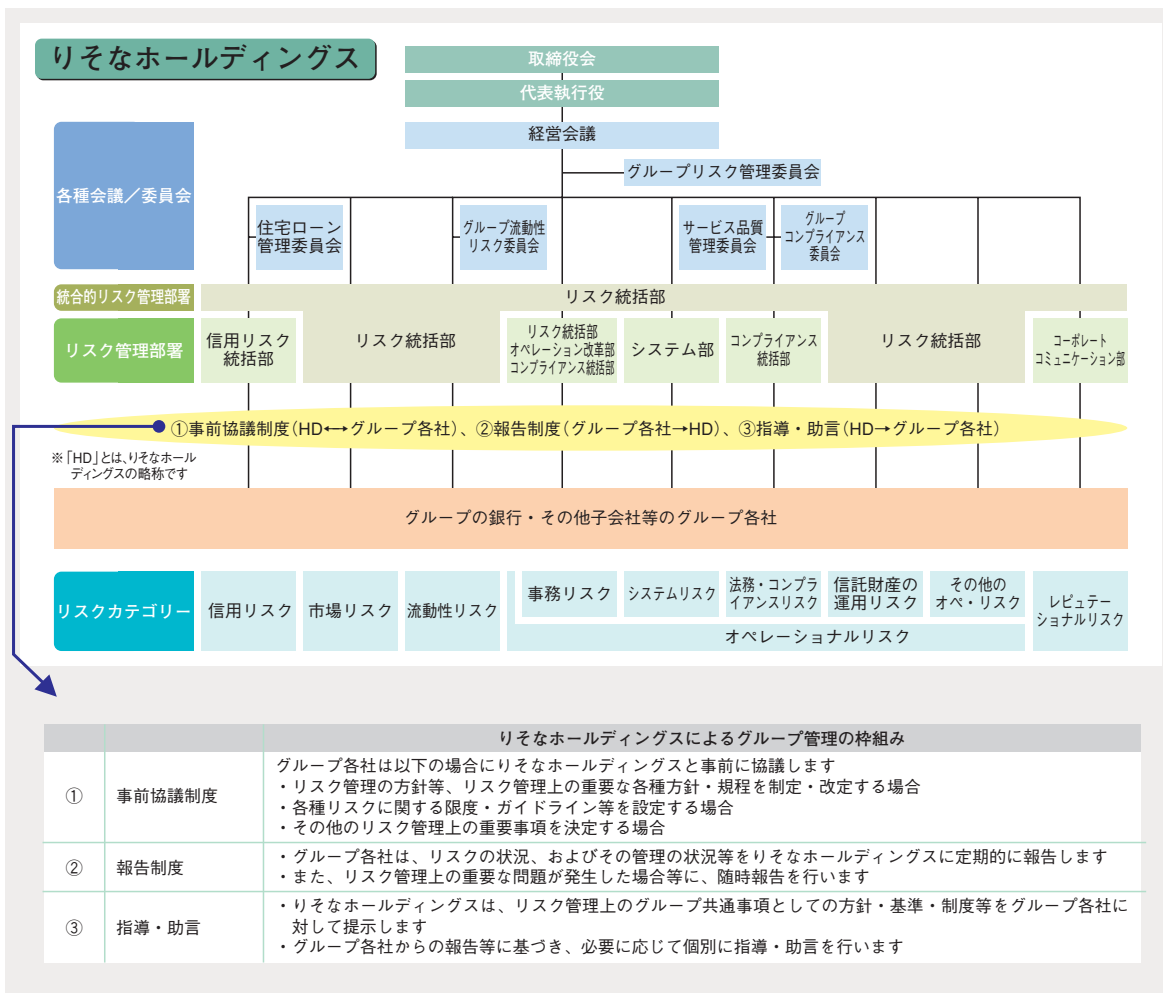
こうした枠組みに基づきりそなホールディングスは、グループ各社のリスク管理に関する方針および規程・基準・制度等を提示・指示あるいは事前協議にて検証することによって、グループ各社のリスク管理の枠組みをコントロールしています。

また、りそなホールディングスは、グループ各社のリスクに関する各種限度・ガイドライン等を事前に協議して、グループ各社のリスクテイクの方針をコントロールしています。

その他、りそなホールディングスは、グループ各社からリスクの状況およびその管理状況に関する定期的報告および随時報告を受け、必要に応じて指導・助言を行っています。

なお、りそなホールディングスにおけるリスク管理体制は、以下の図の通りであり、各リスク管理部署が担当するリスクカテゴリー別にグループ全体のリスクを統括する体制としています。

<グループのリスク管理体制図>

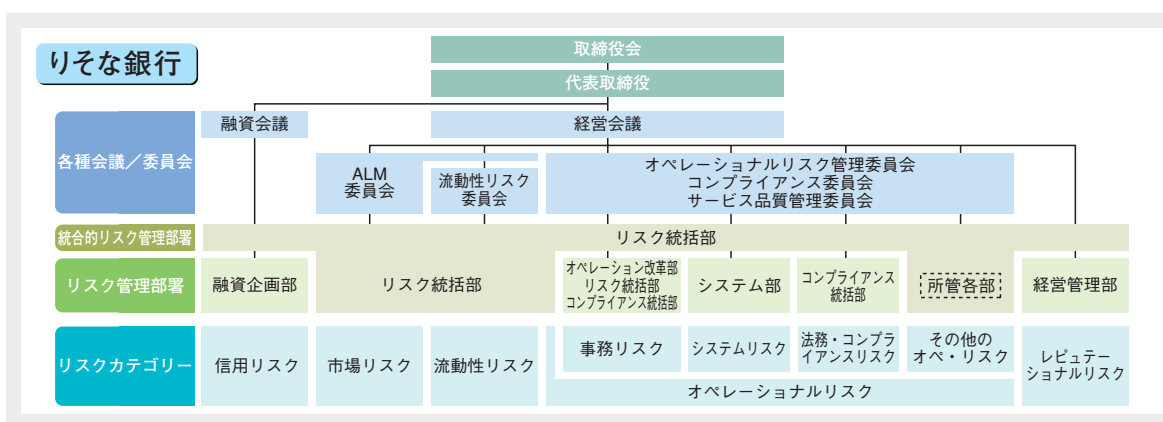


りそな銀行のリスク管理体制

りそな銀行は、「質」を重視した成長戦略により、更なる収益力の向上とお客さまとの取引拡大に努めています。そのためには、強固なリスク管理体制の構築が必要です。

りそな銀行では、りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」および自社の特性を踏まえ「リスク管理の基本方針」を定めています。これら方針に従い、リスクの種類に

応じたリスク管理部署を設置するとともに、それら管理部署を統括するためリスク統括部を設置し、銀行全体のリスクの状況を的確かつ一元的に把握・管理する体制としています。この体制のもと、経営の健全性を確保しつつ収益性の向上や適正な経営資源の配分を目指す統合的リスク管理を実施しています。

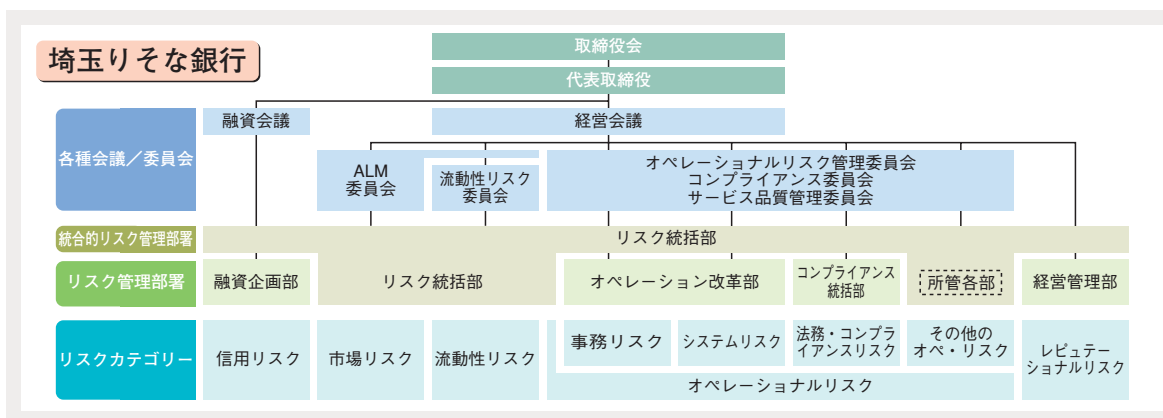


埼玉りそな銀行のリスク管理体制

埼玉りそな銀行が、地元根ざした真の地域金融機関として『埼玉県の皆さまに信頼され、地元埼玉とともに発展する銀行』を目指すには、強固なリスク管理体制の構築が欠かせません。

埼玉りそな銀行では、りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」および自社の特性を踏まえ、「リスク管理の基本方針」を定めています。これら方針に従い、リスクの種

類に応じたリスク管理部署を設置するとともに、それら管理部署を統括するためリスク統括部を設置し、銀行全体のリスクの状況を的確かつ一元的に把握・管理する体制としています。この体制のもと、経営の健全性を確保しつつ収益性の向上や適正な経営資源の配分を目指す統合的リスク管理を実施しています。



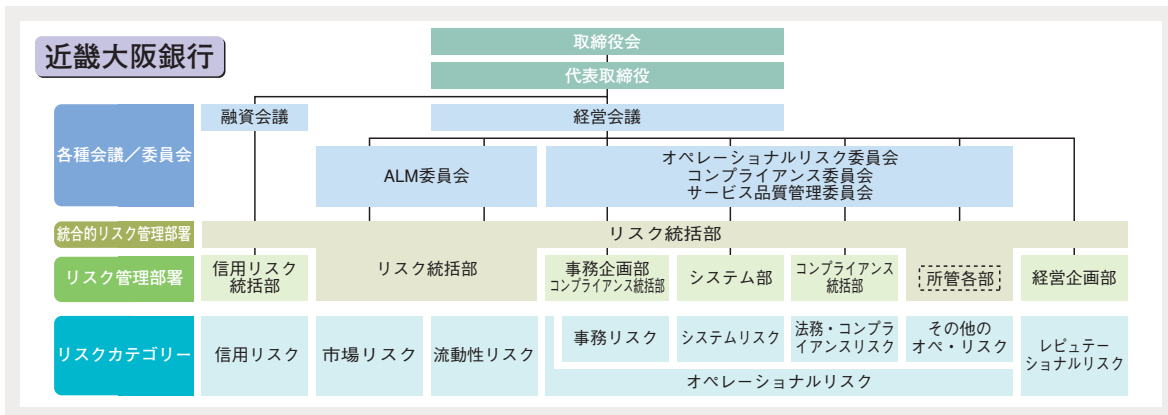
近畿大阪銀行のリスク管理体制

近畿大阪銀行が、地域金融機関の使命である地元経済との共存共栄を果たしてお客さまから信頼され「地域に存在感のある金融サービス企業」を目指すためには、強固なリスク管理体制の構築が欠かせません。

近畿大阪銀行では、りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」および自社の特性を踏まえ、「リスク管理の基本方針」を定めています。これら方針に従い、リスクカテゴリー毎のリスク管理部署、および統括部署であ

るリスク統括部を設置しています。

近畿大阪銀行では、信用リスク管理により個別審査の厳格化や大口与信集中・業種偏重の回避を図るとともに、市場リスクについては包括的な管理態勢（ALM）を構築しています。なお、信用リスク・市場リスク等、計量化可能なリスクを統合的に把握し、経営体力の範囲内にリスク量を抑制して、経営の健全性を確保することを目的に、統合的リスク管理を導入しています。

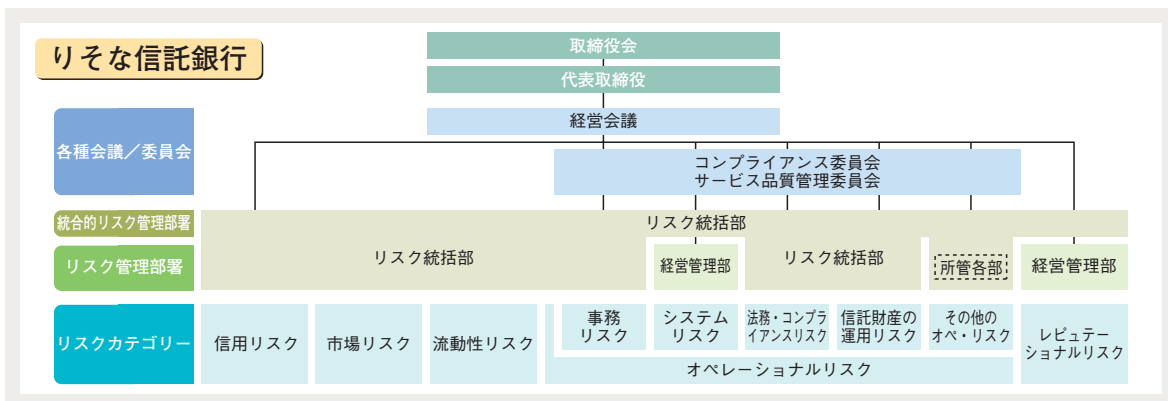


りそな信託銀行のリスク管理体制

りそな信託銀行は、年金・証券信託業務に特化した業務運営を行ない、「最高のサービスの提供」と「受託者として最良執行」を常に志向し、お客さまから信頼される「年金・証券信託のストラテジックパートナー」を目指して、強固なリスク管理体制の確立に努めています。

りそな信託銀行では、りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」および

自社の特性を踏まえ、「リスク管理の基本方針」を定めています。融資業務を行わず年金・証券信託業務に特化したりそな信託銀行においては、事務リスク、システムリスク等のオペレーショナルリスクが業務運営上の主要なリスクであり、それらのリスクへ対応するための管理体制を整備しています。また、オペレーショナルリスクを含むリスク量を経営体力の範囲内に抑制する統合的リスク管理を導入しています。



統合的リスク管理

各種のリスクを統一的尺度により計測する手法として、VaR（バリュー・アット・リスク）があります。これは、一定の期間、一定の信頼水準（確率）において被る可能性のある損失額を統計的に算出したリスク量です。

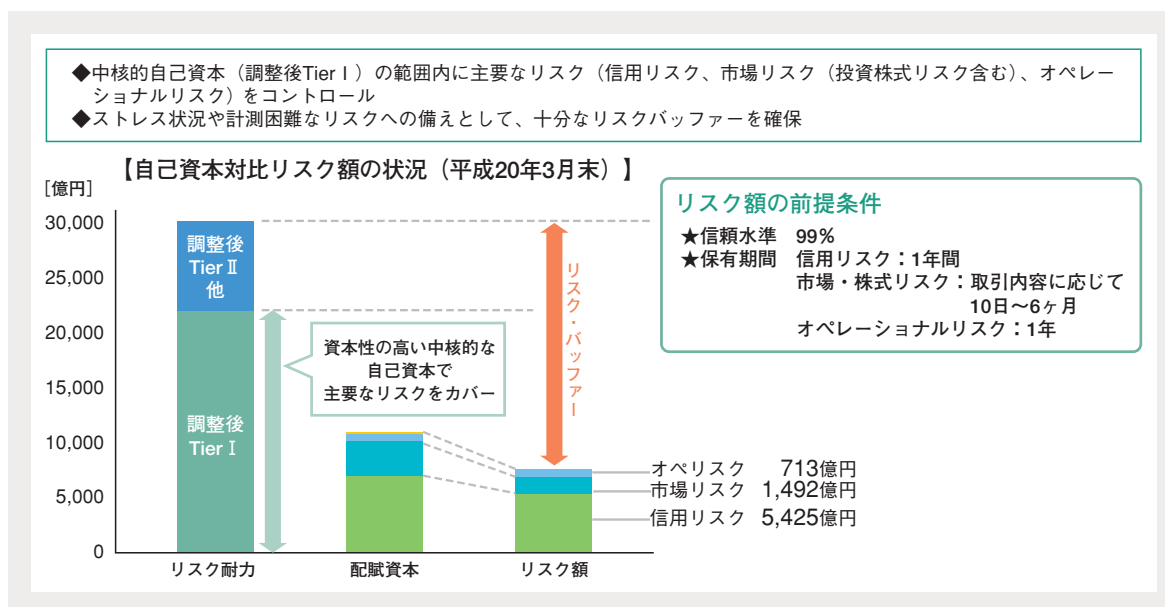
りそなグループ各銀行は、信用リスク、市場リスク（投資株式に係る価格変動リスクを含む）、オペレーショナルリスク（事務リスク、システムリスク等）をVaRによって定量的に把握し、それに対してリスク限度設定（リスク資本配賦）を行い、リスクを許容できる範囲内に抑制しています。

具体的には、リスク限度を中核的な自己資本の範囲内に設定することで、経営体力を超えたリスクテイクを行わない仕組みとし、各銀行は健全性の維持を図っています。

りそなホールディングスは、各銀行に対する経営管理の一環として、リスク限度の設定に際して事前協議を受け、リスク限度が経営体力の範囲内で健全性に問題がないことを検証しています。またグループ全体のリスク限度がグループの経営体力の範囲内となっていることを確認しています。

当グループではVaR等によるリスク計量化の高度化に努めていますが、統計的なリスク量では必ずしも捉えられないリスクもあります。グループ各銀行およびりそなホールディングスでは、VaRによる管理の限界や弱点を調査・把握し、それらによる影響度を評価・認識しています。VaRで捕捉できていないリスクについては、各種ストレステストの実施、リスク評価マップによる定性評価等を行い、統合的リスク管理の向上に努めています。

<リスク資本配賦（リスク限度設定）の状況>



信用リスク管理

信用リスク管理の概要

信用リスクとは、「与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスク」をいいます。

りそなグループにおける信用リスク管理は、適切な審査・与信管理により健全かつ収益性の高い資産を積み上げ、信用コスト（平均貸倒損失額）に見合った適正な収益を確保すると同時に、的確なポートフォリオ管理によりリスク分散の徹底を図り、信用リスク量を適正な範囲に制御することにより経営の健全性を確保することを目的としています。りそなホールディングスでは、信用リスク管理を経営の最重要課題のひとつと位置付け「グループリスク管理方針」を定め、当グループはこれに基づいて信用リスク管理に係わる体制面の整備ならびに手続の制定を行っています。

なお、グループ各銀行のうち、りそな信託銀行については、年金・証券信託業務に特化し、融資業務を行っていません。

信用リスク管理に関する組織・体制

りそなホールディングスでは、信用リスク管理部署である信用リスク統括部において、グループ各銀行から信用リスク関連その他の情報を収集し、当社グループの信用リスク管理に関する統括およびそれらに関する企画立案を行っています。信用リスク管理上の問題が認められる場合は、必要に応じて統合的リスク管理部署であるリスク統括部と連携し、グループ各銀行あるいは関連部署に対応を求める等、適切な対応を講じています。また、グループ全体の信用リスクの状況、グループ各銀行の管理状況を定期的、または必要に応じて随時モニタリングし、各種委員会や経営会議等を通じて経営陣に報告しています。

グループ各銀行では、信用リスク管理のための組織・体制として、信用リスク管理固有の特性を踏ま

え、融資会議および信用リスク管理関連部署（信用リスク管理部署、審査管理部署、問題債権管理部署）を設け、適切な管理体制を構築しています。

融資会議は、信用リスク管理にかかる執行部門の決議もしくは協議機関として、与信業務全般に関する重要事項の決議もしくは協議・報告等を行います。

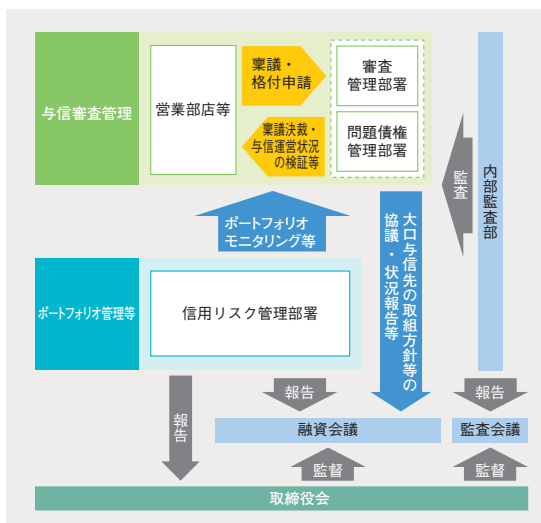
信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、および審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための態勢整備に関する企画立案を行います。

審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行います。

問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を的確に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めた上で事業再生、整理・回収を行います。

なお、信用リスク管理関連部署は、営業推進関連部署からの独立性を確保し、牽制機能を確保しています。

<りそなグループ各銀行の信用リスク管理体制>



クレジット・ポリシー

りそなグループは、公的資金による資本増強に至った反省を踏まえ、信用リスク管理における基本原則として、グループで統一した「クレジット・ポリシー」を制定しています。「クレジット・ポリシー」には中小企業・個人に対する健全な融資を積み上げ、リスク分散された収益性の高いポートフォリオを構築することを目的とした、与信業務の原理・原則が詳述されており、日常の業務運営や社内研修等を通じて、周知徹底を図っています。

信用リスク管理の枠組み

●信用リスクの評価

信用リスクを的確に評価・計測するため、りそなグループ各銀行においては、与信先毎に原則信用格付を付与し、少なくとも年1回以上定期的に見直しを実施しています。また、延滞の発生や業績の悪化等、信用状況に変調が認められた場合には、適時適切に見直しを実施しています。さらに、与信ポートフォリオの信用リスクを的確に評価・計測するため、エクスポージャーや信用コスト（平均貸倒損失額）のほか、信用VaR（バリュー・アット・リスク）等の統計的手法も活用しています。

●信用リスクのモニタリング

与信先の信用リスクの状況については、約定返

済の履行状況や業績・財務状況、定性面等により適切にモニタリングを行い、特に大口与信先の信用リスクの状況については、当社の経営に対して大きな影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、より厳格かつ継続的にモニタリングを行っています。与信ポートフォリオの信用リスクの状況については、格付別・業種別・地域別等の区分を設定した上で、区分別のエクスポージャー・信用コスト・信用VaR等により、信用リスクの増減や与信集中リスクおよびリスク・リターンの状況等を分析・把握しています。

●信用リスクのコントロールおよび削減

与信案件の取上げにあたっては、与信先の財務状況、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行っています。特定先（グループ）に対する与信集中リスクについては、当社の経営に対して重大な影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、クレジット・リミット（クレジット・シーリング）を設定するなどの方法により厳格な管理を行っています。信用状況が悪化するなど問題債権として管理が必要と認められる与信先については、必要な財務上の手当てを行うとともに、損失の発生を最小限にとどめるためにすみやかに事業再生や回収などに取組んでいます。

内部格付制度

内部格付制度の概要

りそなグループでは、与信先毎の信用リスクを財務内容等に基づいて客観的に評価し、一定のルールに基づいて12区分にランク分けされた信用格付を付与しています。

信用格付は債務者の信用リスクの程度を表していることから、個別与信案件の審査における判断基準のひとつとして重要な役割を果たしています。また、債務者区分の判定は信用格付に基づいて行われ、償却・引当は自己査定結果に基づき見積も

られることから、信用格付は自己査定および償却・引当の基礎的な指標として極めて重要な位置付けにあります。また、格付ランク毎の倒産確率に基づき信用コストを算出し、個別別収益管理に反映させることで、信用リスクに見合った収益の確保を図っています。

内部格付制度における各モデルについては、信用リスク管理部が年1回以上検証を実施し、その結果を経営陣へ報告するとともに、必要に応じて見直しを行うこととしています。

<信用格付の体系>

債務者格付	意味（債務者区分）	格付の定義
SA	正常先	超優良 債務履行の確実性は極めて高く、かつ安定している。
A		優良 債務履行の確実性は高く、かつ安定している。
B		良好 債務履行の確実性は十分にあるが、景気動向、事業環境等が大きく悪化した場合、その影響を受ける可能性がある。
C		水準以上 債務履行の確実性に問題はないが、景気動向、事業環境等が大きく悪化した場合、将来債務履行の確実性が低下する可能性がある。
D		水準 債務履行の確実性に当面問題はないが、景気動向、事業環境等が大きく悪化した場合、将来債務履行の確実性が低下する可能性がある。
E		水準比劣位 債務履行は現在のところ問題ないが、業況、財務内容に不安定な要素があり、景気動向、事業環境の変化等により、将来債務履行に問題が発生する懸念がある。
F	要注意先	要注意先Ⅰ 業況が低調ないし不安定、財務内容に問題がある等、今後の管理に注意を要する。
G		要注意先Ⅱ 業況が低調ないし不安定、財務内容に問題がある等、今後の管理に十分注意を要する。
H		要管理先 業況が低調ないし不安定、財務内容に問題がある等の債務者で、貸出条件、履行状況等に問題がある。
I	破綻懸念先	現状、経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が高いと認められる。
J	実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている。
K	破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生している。

格付付与手続の概要

●事業法人等向けエクスポージャー

一般事業法人、事業性個人、金融機関等については、与信先の財務情報を利用して格付モデルによるスコアリングを実施し、さらに定性面や外部格付、関連先の信用状況等、入手可能かつ重要な最新の情報を活用して信用格付を決定しています。国・地方公共団体等、格付モデルによるスコアリングに適さない与信先は、特殊性を加味した信用力に従い格付を付与しています。

●特定貸付債権

公共インフラや船舶・航空機等の有形資産ならびに事業用不動産等を責任財産とするノンリコースローンを、「プロジェクト・ファイナンス」「オブジェクト・ファイナンス」「事業用不動産向け貸付」「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付」の4種別に区分し、種別毎にスコアリングモデルを制定しています。いずれもLTV（物件評価額に対する借入金の比率）やDSCR（年間の元利金支払額に対する純収益の割合）等の指標をベースにしてスコアリングを実施し、さらに事業性や責任財産の定性面等の情報を考慮の上、信用格付を決定しています。

●リテール向けエクスポージャー

りそな銀行と埼玉りそな銀行において、事業法人等向け以外のエクスポージャーを、「居住用不動産向けエクスポージャー」「適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー」「その他リテール向けエクスポージャー」の3種別に区分し、各種別においてさらに同様のリスク特性を有するプールを組成して、プール毎にリスク管理を行っています。

●株式等エクスポージャー

りそな銀行と埼玉りそな銀行における政策投資株式は、リスク・アセット計算上PD/LGD方式【※】を適用（別途、計算方法が定められている銘柄を除く）しており、事業法人向けエクスポージャーと同様の手法により、信用格付を付与しています。

【※】PD/LGD方式とは債務者に対して信用格付を付与し、信用格付区分毎のPD（1年間にデフォルトする確率）、LGD（デフォルト時損失率）を考慮し、信用リスク・アセットを算出する方式

●ファンド等（みなし計算）

当グループでは、株式投信、債券投信、オルタナティブ等の各種ファンドへの投資を行っていますが、ファンド等の信用リスク・アセットについては、ルック・スルー(ファンド等の裏付となっている個々の資産内容の把握)を行って、個々の裏付資産の信用リスク・アセットの額の総額を用いることを原則としています。ルック・スルーによる裏付資産の信用リスク・アセット算出にPD/LGD方式を適用する場合は、事業法人等向けエクスポ

ージャーに準ずる手法により、信用格付を付与しています。

●LGDレーティング

りそな銀行・埼玉りそな銀行においては、案件格付として「LGDレーティング制度」を制定しています。

LGDレーティングは、信用格付と合わせ、個別与信案件の審査における判断基準の他、取引先別の収益管理やポートフォリオ管理への活用を目的としており、LGD（デフォルト時損失率）により回収確実性をランク付けするものです。高ランクの案件ほどLGDは低く（デフォルトした場合の回収確実性は高く）、格付ランクが下がるにつれてLGDは高く（デフォルトした場合の回収確実性は低く）なります。

●パラメータ推計

りそな銀行と埼玉りそな銀行では、上記手続きに基づき付与した信用格付区分別のPD（1年間に取引先がデフォルトする確率）を、自己資本比率告示の定義に従い、両社合算のデフォルト実績より推計および検証し、自己資本比率算出に利用しています（リテール向けエクスポージャーについては、両社が各々設けたプール区分毎のデフォルト実績に基づきPDを推計）。なお、これらのパラメータは社内の資本配賦、部門別のリスク・アセット管理等に活用しています。またその他内部管理用には、格付I以下をデフォルトとしたPDを別途推計し利用しています。

<ポートフォリオの分類と内部格付制度>

資産区分等		対象先の概要	制度・規定
事業法人等	事業法人	法人	与信額100百万円以上の法人 「信用格付制度」「LGDレーティング制度」
		事業性個人	与信額100百万円以上の事業性個人 「信用格付制度」「LGDレーティング制度」
		特定貸付債権	プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、 事業用不動産向け貸付、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付 「信用格付制度」
	ソブリン	中央政府、中央銀行、政府関係機関、地方公共団体、地方三公社、 信用保証協会、国際機関等（本邦・外国） 「信用格付制度」「LGDレーティング制度」	
リテール	金融機関等	銀行・証券会社等（本邦・外国） 「信用格付制度」「LGDレーティング制度」	
	居住用不動産	不動産を所有し、当該不動産に居住する個人向け貸付でプール管理されるもの	
	適格リボルビング型	個人向け無担保で極度額10百万円以下のカードローン 「リテールプール管理規程」	
	その他リテール	個人向け（除く事業性）かつ「居住用不動産」、 「適格リボルビング型」に該当しないもの 上記に該当せずかつ与信額100百万円未満のもの ※「その他リテール」に該当する法人は 「信用格付制度」に基づく格付を付与	
株式等エクスポージャー	政策投資株式	「信用格付制度」	

ポートフォリオ管理

集中リスク排除とモニタリングの枠組み

貸出資産等を全体としてマクロ的に管理を行う「ポートフォリオ管理」は、「与信審査管理」と並び、信用リスク管理の柱のひとつとして位置付けられるものです。

特定の取引先への与信集中が多額の損失に繋がりを、公的資金による資本増強に至った反省を踏まえ、りそなグループは、統一したクレジット・シーリング制度を定め、与信集中の防止を図っています。同制度では、各社がその体力に応じて金額上限を設定し、原則として、一取引先への与信額がこれを超過しない仕組みとしており、定期的に運用状況をモニタリングしています。

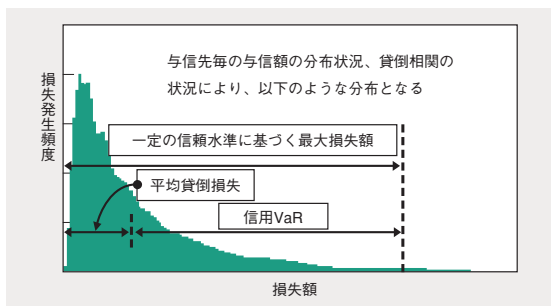
また、与信ポートフォリオについては、信用格付別・業種別・地域別等の区分を設定した上で、与信額、信用コスト等の増減やリスク・リターンの状況を定期的にモニタリングしています。

特に、ポートフォリオに占める比重が高まりつつある住宅ローンについては、りそなホールディングスに専門管理部署を設置するとともに、グループ横断の会議体として「住宅ローン管理委員会」を定期的に開催し、信用リスク管理の高度化を進めています。

信用リスクの計量化と限度設定

りそなグループでは、グループ内で開発した信用リスク計測モデルを用いて、与信ポートフォリオ全体の信用リスクを計測しています。与信額、保全、信用格付毎の倒産確率、および貸倒相関を用いて平均貸倒損失(期待損失：EL=Expected Loss)および信用VaR(非期待損失：UL=Unexpected Loss)を算出するとともに、信用VaRに対して限度を設定し、計量化した信用リスクを一定の範囲内に抑制しています。

<信用リスク計量化時の損失の分布のイメージ>

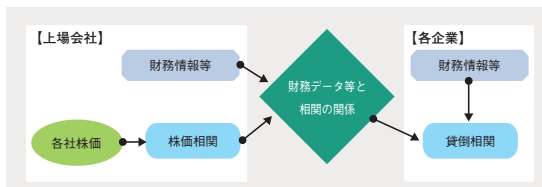


貸倒相関

ポートフォリオの信用リスクを計量化する際には、貸倒相関の見積り方法が重要なポイントとなります。りそなグループでは、上場会社の株価および財務情報・業種等から、財務情報・業種等と貸倒相関の関係を導出し、株式を公開していない会社についてもこの関係を適用して貸倒相関を算出しています。

このほか、信用リスクを計量化するにあたって、保全の価値が変動するリスクも考慮しています。

<貸倒相関の算出イメージ>



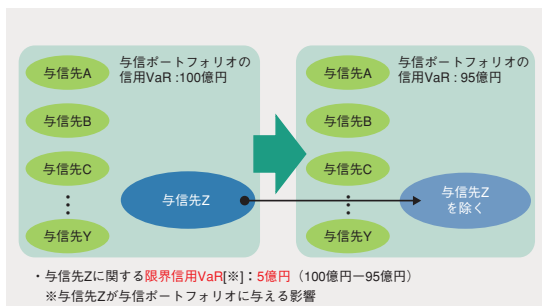
信用リスク額のセグメント別配分方法

与信ポートフォリオの分析等、リスク管理の高度化を図っていくためには、与信先単位や部門別といったセグメントの信用VaRを随時計測していく必要があります。

当グループでは、リスク・コントリビューション(Risk Contribution)を使用し、与信先別の信用VaRを算出しています。リスク・コントリビューションとは、限界信用VaR[※]の手法を利用して、与信ポートフォリオ全体で計測している信用VaRを個別の与信先単位に配分するものです。

[※] 限界信用VaRとは、ある与信先が与信ポートフォリオの信用VaRに与える影響のことです。具体的には、与信ポートフォリオから該当与信を減少(増加)させた場合における与信ポートフォリオ全体の信用VaR減少額(増加額)が相当します。

<限界信用VaRのイメージ>



与信審査管理

案件審査

「与信審査管理」とは、案件一件毎の与信判断、あるいは与信先一先毎の与信管理を行うものです。

与信の取上げにあたっては、各営業部店が、「クレジット・ポリシー」をはじめとする信用リスク管理に係る諸規程・細則・手続等の定めにより、財務諸表等の定量的な情報と、事業環境や経営者の資質等の定性的な情報を総合的に評価した上で、資金使途、返済原資の妥当性の検討を加え、厳正な審査を行っています。

与信額、信用リスクの度合いが一定レベル以上の与信先の案件については、本部の審査管理部署もしくは問題債権管理部署が審査・決裁を行っており、与信先の規模、業種、および信用リスクの度合いに応じた審査体制をとっています。

与信先管理

与信実行後は、資金使途、貸出条件の履行状況の確認を行うほか、与信先の業況・事業計画遂行状況を適時把握し、状況に応じた適切な対応策を講じています。

審査管理部署は、与信先の信用リスクの状況を踏まえ、必要に応じて対応方針および具体的方策を検討の上、営業部店等に指示するとともに、指示が適切に実行されているかを検証しています。特に大口与信先については、経営に大きな影響を及ぼすことを踏まえて、より厳格かつ継続的にモニタリングを行い、管理状況や対応方針等を融資会議へ協議・報告しています。

問題債権については、原則として信用リスクの度合い、具体的には格付・債務者区分等により分別管理する体制としています。一定の格付・債務者区分以下の与信先については問題債権管理部署が経営状況等を的確に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めた上で事業再生、整理・回収を行います。再生可能な先については、必要に応じて再建計画の策定を指導する等、極力再生の方針で取組むとともに、特に中小零細企業の場合にはきめ細かな経営相談、経営指導等を通じて積極的に事業再生に取り組んでいます。

自己査定および償却・引当

自己査定

自己査定は、保有する資産を自らが個別にその内容を検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することにより、資産の実態を把握し、健全性を高めることを目的とするものです。また、自己査定は信用リスクを管理するための手段であるとともに、査定結果に基づき適正な償却・引当を実施し、資産内容の実態を客観的に反映した財務諸表を作成するための準備作業として位置付けられるものです。

償却・引当の基準

りそなグループ各銀行では、「償却・引当基準」を定め、自己査定結果に基づいて以下の通り償却・引当を実施しています。

- ・正常先に対する債権に係る貸倒引当金は、過去の一定期間における貸倒実績により算定された予想損失率に基づき、今後1年分の予想損失額を一般貸倒引当金として計上しています。
- ・要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、過去の一定期間における貸倒実績により算定された予想損失率に基づき、今後1年分（要管理先は3年分）の予想損失額を一般貸倒引当金として計上しています。

- ・破綻懸念先に対する債権に係る貸倒引当金については、債権額から担保の処分可能額および保証による回収可能見込額を控除し、その残高のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を個別貸倒引当金として計上しています。
- ・実質破綻先および破綻先に対する債権については、債権金額から担保および保証による回収見込額を控除した残額を個別債権毎に償却するか、個別貸倒引当金を計上しています。

格付	債務者区分	分類	償却・引当
SA	正常先	I (非分類)	予想損失率に基づき引当を実施
A			
B			
C			
D			
E	要注意先	II	予想損失率に基づき引当を実施 【※】
F			
G			
H			
I	破綻懸念先	III	保全不足部分について必要額を引当【※】
J			
K			
	実質破綻先	IV	保全不足部分について 償却・引当を実施
	破綻先		

【※】一部大口先については、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法による引当を実施しています

証券化取引

証券化とは、一般的には「経済主体の有する資産を切り離して、それを裏付とした証券を発行する金融技術」と言われており、証券化商品の特徴としては①信用リスクが原資産の譲渡人となる企業の信用力ではなく、当該原資産パフォーマンスに依存すること、および②異なる信用リスク度合いを反映する二つ以上の階層構造があること、が挙げられます。りそなグループではこれらに対し、適切なリスク管理、会計処理などを行っています。

グループ各銀行は、有価証券投資として、住宅ローン債権等を原資産として発行・流通している証券化商品の取引を行っています。また、 balan

シート上の資産にかかる信用リスクや金利リスクをコントロールする手段として証券化取引を活用しています。

証券化商品の保有に際しては、適格格付機関による信用格付に基づいた取得基準、リスクを抑制し分散するための保有限度の設定などのリスク管理ルールを定めて、その遵守状況モニタリングや個別商品毎の原資産の内容やスキーム等の妥当性評価などリスク管理部署による牽制機能を確保する体制としています。

また、グループ各銀行が保有する資産の適切なコントロールやお客さまが保有する売掛債権・手

形債権等の証券化ニーズへの対応に際しては、各種関係法令・規制を遵守し、リスク移転の効果、取引スキームの妥当性や証券化の対象となる債権等の信用力評価などを行う体制とするとともに、お客さまへのソリューションの提供として信用補完の役割等を担っています。

上記の通り、グループ各銀行では、証券化取引に内在するリスクは、信用リスク、金利リスク、

リーガルリスクなど多岐に跨ることを十分に認識し、適正にリスクの計測等を行い、経営陣へ報告する体制としています。

なお、グループ各銀行による米国サブプライム・ローンに関連した資産担保証券、債務担保証券等への直接投資については実績がなく、残高もありません。

信用リスク削減手法

りそなグループ各銀行では、個々の与信の厳格な審査や適切な与信先管理を行うとともに、分散したポートフォリオの構築に努め、信用リスクの低減を図っていますが、担保・保証等の保全強化によって、信用力を補完し、債権の質の向上を図り、信用リスクを削減することが可能です。

保全となる担保としては、自行預金、国債等の債券や上場会社株式等の有価証券、商業手形、不動産等があり、グループ各銀行では担保物の厳格

な保管や評価額の定期的見直し等により適切に担保の管理を行っています。その他、各種の保証、貸出金と非担保自行預金が相殺可能な銀行取引約定書等の契約、派生商品取引・レポ取引における相対ネットリング契約によっても保全を図っています。

なお、与信の回収は与信先の利益やキャッシュフローによることが大原則であり、担保・保証等へ過度に依存しないよう努めています。

派生商品取引および長期決済期間取引

りそなグループでは、派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要について、以下の通りとしています。

信用供与枠およびリスク資本の割当方法に関する方針

派生商品取引の取引相手の信用リスクについては、貸出金等の与信取引と合算して審査管理を行うこととしており、信用リスク管理にかかる原理・原則や行動規範等を定めた「クレジット・ポリシー」に則り適切な与信判断を行い、信用供与枠を設定しています。

貸出金等と異なり、リスク管理上の残高が市場動向により変動するため、実行後の与信残高は、時価と将来リスクを考慮した方法（カレントエクスポージャー方式）により定期的に管理しています。

なお、金融機関等との市場性取引においては、当該金融機関の信用格付と自己資本額等をもとに、クレジットラインを設定しています。

また、派生商品に係るリスク資本については、

信用リスクおよび市場リスクに対するリスク資本割当の中に含めて管理しています。

担保による保全および引当金の算定に関する方針

貸出金等の与信取引と合わせて信用供与枠や保全状況等の管理を行っており、また「自己査定基準」「償却・引当基準」に基づき引当金の算定を行っています。

自社の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度に関する説明

デリバティブ担保契約に基づく市場関連取引について、グループ各銀行では、相手先毎にクレジットラインを設けるなど、管理する態勢を整備しています。グループ各銀行の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合や市場環境・取引の状況等により限度枠を超過したり、超過することが予想されたりする場合には、相手先との取引見直しや、当該商品への取組方針見直しを行うこととしています。

市場リスク管理

市場リスク管理

市場リスクの管理体制

りそなグループ各銀行における市場業務運営は、銀行により大きく異なることから、市場リスク管理体制についても市場業務の規模・特性等に応じたものとしています。

ただし、市場リスク管理の前提として相互牽制が必要であることから、グループ各銀行では、市場業務の規模・特性を勘案した上で、取引実施部署(フロント・オフィス)、リスク管理部署(ミドル・オフィス)および事務管理部署(バック・オフィス)を分離する等の対応を行っています。

市場リスクの管理手法

グループ各銀行では、市場性取引につき時価評価を適切に行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等のセンシティブティ [※1] 限度額等を設定し、その遵守状況等の管理を行っています。

これらの状況を、原則として日次で、場合によっては月次でモニタリングし、限度等の遵守状況、損益の状況等を管理しています。また、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出し、活用しています。

[※1] ある市場相場等の指標が変化した時の市場取引等の時価の変化額のこと。BPV(ベース・ポイント・バリュエー：金利0.01%変化時の時価変化額)もその一つである。

りそな銀行

りそな銀行における市場取引については、自己ポジション取引を行うトレーディングについては限定的なリスク配分とし、また、バンキング取引においては、債券のみならず、投資信託等への投資により運用の多様化を図っていますが、政策保

有株式はリスク抑制を原則としています。

りそな銀行における市場リスクに関するVaRは以下の通りです。

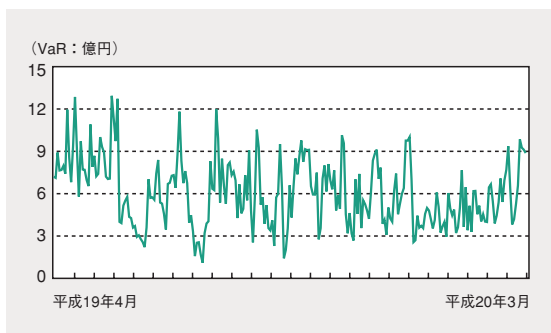
【VaR実績値（平成19年4月1日～平成20年3月31日）】

単位：億円	期末値	最大値	最小値	平均値
トレーディング取引	8.8	12.9	1.1	6.0
バンキング取引	825	837	509	684

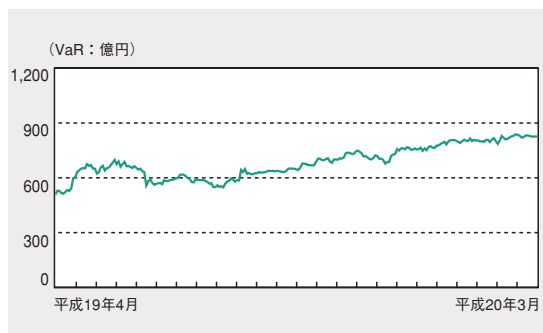
※政策保有株式を除く

単位：億円	トレーディング取引	バンキング取引
①信頼区間	片側99%	片側99%
②保有期間	10営業日	20営業日
③データの観測期間	1年	5年
④リスク計測手法	ヒストリカル・シミュレーション法	ヒストリカル・シミュレーション法

【トレーディングVaR（平成19年4月1日～平成20年3月31日）】



【バンキングVaR（平成19年4月1日～平成20年3月31日）】

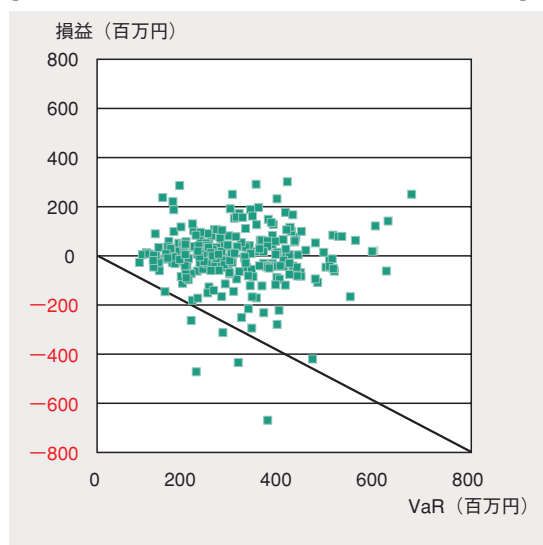


リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証するため、当該モデルで計算したVaRと損益を比較・検証するバックテストを実施しています。りそな銀行におけるトレーディング取引のバックテストの結果としてVaRと損益をプロットしたグラフを掲載しています。VaRの範囲内に収まらない損失が発生した回数は250データ中6回となっていますが、これらの超過は全てサブプライムローン問題の影響で市場が大きく変動した平成19年7月下旬以降に発生しています。今後とも超過要因の分析や検証等を進めるとともに、リスク計測モデルの高度化、精緻化に努めてまいります。

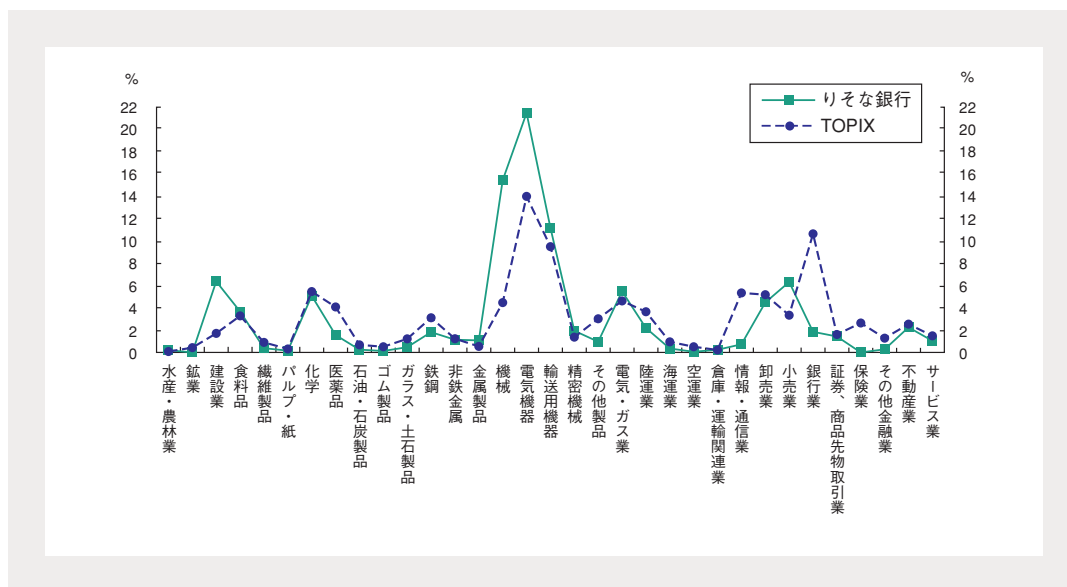
また、りそな銀行におけるトレーディング取引に係る平成20年3月末基準のストレスシナリオ [※2] に基づく予想損失額は、46億円となっております。

[※2] 保有ポートフォリオにとっての過去10年間の最悪シナリオ

【トレーディング取引に係るバックテストの状況】



〔参考：政策保有株式 業種別ポートフォリオ（平成20年3月末りそな銀行単体）〕



埼玉りそな銀行

埼玉りそな銀行における市場取引については、トレーディングは限定的なリスク配分とし、デリバティブ取引はヘッジを主体に実施し、政策保有株式はリスク抑制を原則としています。埼玉りそな銀行における市場リスクに関するVaRは右記の通りです。

なお、埼玉りそな銀行が使用するリスク計測モデルについて、社内におけるバックテストで検証を行っているほか、外部監査においても有効性が確認されております。

また、埼玉りそな銀行におけるトレーディング取引に係る平成20年3月末基準のストレスシナリオ【※3】に基づく損失額は、0.6億円となっております。

【※3】 保有ポートフォリオにとっての過去10年間の最悪シナリオ

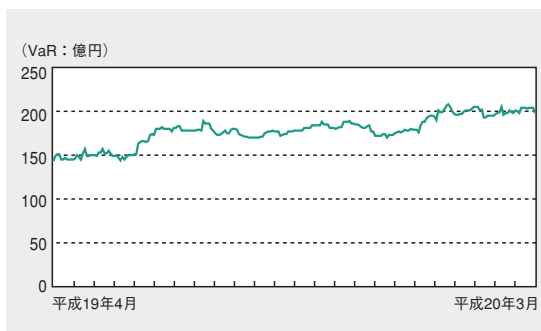
【VaR実績値（平成19年4月1日～平成20年3月31日）】

単位：億円	期末値	最大値	最小値	平均値
トレーディング取引	0.2	0.7	0.1	0.2
バンキング取引	198	208	143	177

※政策保有株式を除く

単位：億円	トレーディング取引	バンキング取引
①信頼区間	片側99%	片側99%
②保有期間	10営業日	20営業日
③データの観測期間	1年	5年
④リスク計測手法	ヒストリカル・シミュレーション法	ヒストリカル・シミュレーション法

【バンキングVaR（平成19年4月1日～平成20年3月31日）】



近畿大阪銀行

近畿大阪銀行における市場取引については、債券等を中心とした運用とし、政策保有株式は限定的な保有としています。

【VaR実績値（平成19年4月～平成20年3月）】

単位：億円	期末値	最大値	最小値	平均値
バンキング取引	74	109	49	72

※政策保有株式を除く

単位：億円	バンキング取引
①信頼区間	片側99%
②保有期間	平成19年度上期：20営業日 平成19年度下期：125営業日
③データの観測期間	500営業日
④リスク計測手法	分散共分散法

銀行勘定における出資・株式等エクスポージャー

出資・株式等に関するリスク管理

りそなグループ各銀行では、銀行勘定における純投資目的または政策投資目的で保有するファンド等への出資あるいは政策投資目的で保有する株式等については、各種社内ルールに則り、事前の個別案件毎の審査等を通じた銘柄の厳選化に努めています。また、過度なリスクテイクを抑制するため、あらかじめ一定水準のポジション枠を設定するとともに、リスクを計量化してその状況を定期的に経営陣に報告しています。

時価評価が可能な上場株式等については、フロントオフィスから独立したミドルオフィスがポートフォリオベースの価格変動リスクの計測等を実施しています。なお、株式等の価格変動リスクの計測については、信頼区間99%、保有期間125営業日のVaR（バリュー・アット・リスク）により行っています。

グループ各銀行が保有するその他の市場価格のない未上場株式等については、その他有価証券、子会社株式、関連会社株式に係らず、信用リスクとしてリスクを計量化しています。

りそなホールディングスおよびグループ各銀行の評価方法等は以下の通りです。

【りそなホールディングス】

有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式および関連会社株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算日前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、

全部純資産直入法により処理しています。

【りそな銀行】

有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式および関連会社株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算日前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

【埼玉りそな銀行】

有価証券の評価は、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算日前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

【近畿大阪銀行】

有価証券の評価は、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算日前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

銀行勘定における金利リスク

リスク管理の方針および手続の概要

りそなグループ各銀行では、銀行勘定における金利リスクに関し、金利動向、経済環境を踏まえ、収益の安定化・極大化を図るべく、リスク配分を行うとともに、デリバティブ取引についてはリスクヘッジを主体に行うことを基本とし、適切な管理を行っています。具体的には、トレーディング取引リスクや投資株式価格変動リスク等と同様に、グループ各銀行において、過度なリスクテイクを抑制するため、リスク限度を設定するとともに、損失額についても損失限度を設定し、フロントオフィスから独立したミドルオフィスが、金利リスク等を原則日次でモニタリングし、リスク限度等の遵守状況、損益の状況等を管理しています。その結果については、定期的に経営陣に報告を実施しており、適切なリスク管理を行っています。

また、通常のリスク計測に加え、市場急変時の影響額を計るため、定期的にストレステストを実施し、その影響額について、モニタリングを実施するとともに統合的なリスク管理への活用を行っています。

りそなグループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手段の概要

当グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要は以下の通りです。

- ・保有期間：りそな銀行および埼玉りそな銀行20営業日、近畿大阪銀行平成19年度上期20営業日、平成19年度下期125営業日
- ・信頼区間：片側99%
- ・観測期間：りそな銀行および埼玉りそな銀行5年、近畿大阪銀行500営業日
- ・リスク計測手法：りそな銀行および埼玉りそな銀行はヒストリカル・シミュレーション法、近畿大阪銀行は分散・共分散法
- ・金利リスク計測上の主な前提条件：りそな銀行および埼玉りそな銀行では、期限前返済のある住宅ローン等につき、ローン実行からの経過期間等と過去の繰上げ返済実績との関係を分析し、将来のキャッシュフローを予測した上で、金利リスクを計測しています。また、満期のない流動性預金については、長期間滞留し、市場金利と追従しない部分（所謂、コア預金）について、最長5年、平均2.5年として認識しています。

流動性リスク管理

流動性リスク管理に関する考え方

資金繰り不安が風評に波及すると負の連鎖を引き起こし、その解消に相当期間を要することになります。経営に重大な影響を与える流動性リスクの顕在化を回避するため、潤沢な流動性資産を保有して安定的な資金繰り運営を行うとともに、万一リスクが顕在化した場合には早期対応によりリスクの拡大を防止しその状況を解消することを流動性リスク管理の基本としています。

りそなグループ各銀行においては、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署の相互牽制を柱とした流動性リスク管理体制としています。経営管理を行うりそなホールディングスにも流動性リスク管理部署を設置しています。

流動性リスクの評価

りそなグループおよび各銀行は、資金繰り運営の状況について、「平常時」、ならびに「警戒時」「懸念時」および「危機時」のフェーズ(流動性緊急時フェーズ)に区分し、「平常時」以外の各流動性緊急時フェーズについての主な対応をあらかじめ定めています。

流動性緊急時フェーズの認定は、流動性リスクの状況を、グループ共通の外的要因(りそなホールディングス株価、格付、風評、経済情勢、金融政策)、および内的要因(グループ銀行の資金繰り状況を示す預金、市場性調達状況)の両面から分析することで、総合的に行っています。

流動性リスク管理指標

グループ各銀行は、各々の規模・特性および流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク管理指標を設定しモニタリングを実施しています。更に、必要に応じて、りそなホールディングスと事前協議をした上で、流動性リスク管理指標にガイドラインを設定し、管理しています。りそなホールディングスにおいても、グループ各銀行の主要な流動性リスク指標の報告を日次で受けてモニタリングしています。

流動性緊急時対応体制

流動性の緊急時には、りそなホールディングスにてグループ流動性リスク委員会を開催します。グループ各銀行においても、同様に流動性リスク委員会等を招集し対応します。

更に、流動性危機の程度が重大、またはその可能性が高い場合、各社において危機対応を統括する組織として社長を本部長とする危機対策本部を設置して対応します。

オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクの管理

オペレーショナルリスク管理の方針および手続の概要

オペレーショナルリスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、または外部要因により損失が発生するリスクのことであり、事務、システム、法務・コンプライアンスリスク等を含む全ての業務・商品・サービスに係るリスクなどの幅広いリスクを含んでいます。

りそなグループでは、オペレーショナルリスクを管理するにあたり、リスクカテゴリー毎に顕在化したリスクおよび内在するリスクの特定・評価、

把握を行い、経営に重大な影響を与える事故の発生回避やお客さまへの不利益を排除する観点から再発防止や未然防止などを適切に遂行し、オペレーショナルリスクの管理・削減に努めています。委託業務についても管理対象として、管理態勢の整備を図っています。

また、オペレーショナルリスクが顕在化した場合における経営への影響度について、統計的手法を用いて計測し、統合的リスク管理に活用する等、適切なリスク管理を行っています。

<りそなグループにおけるオペレーショナルリスクの定義>

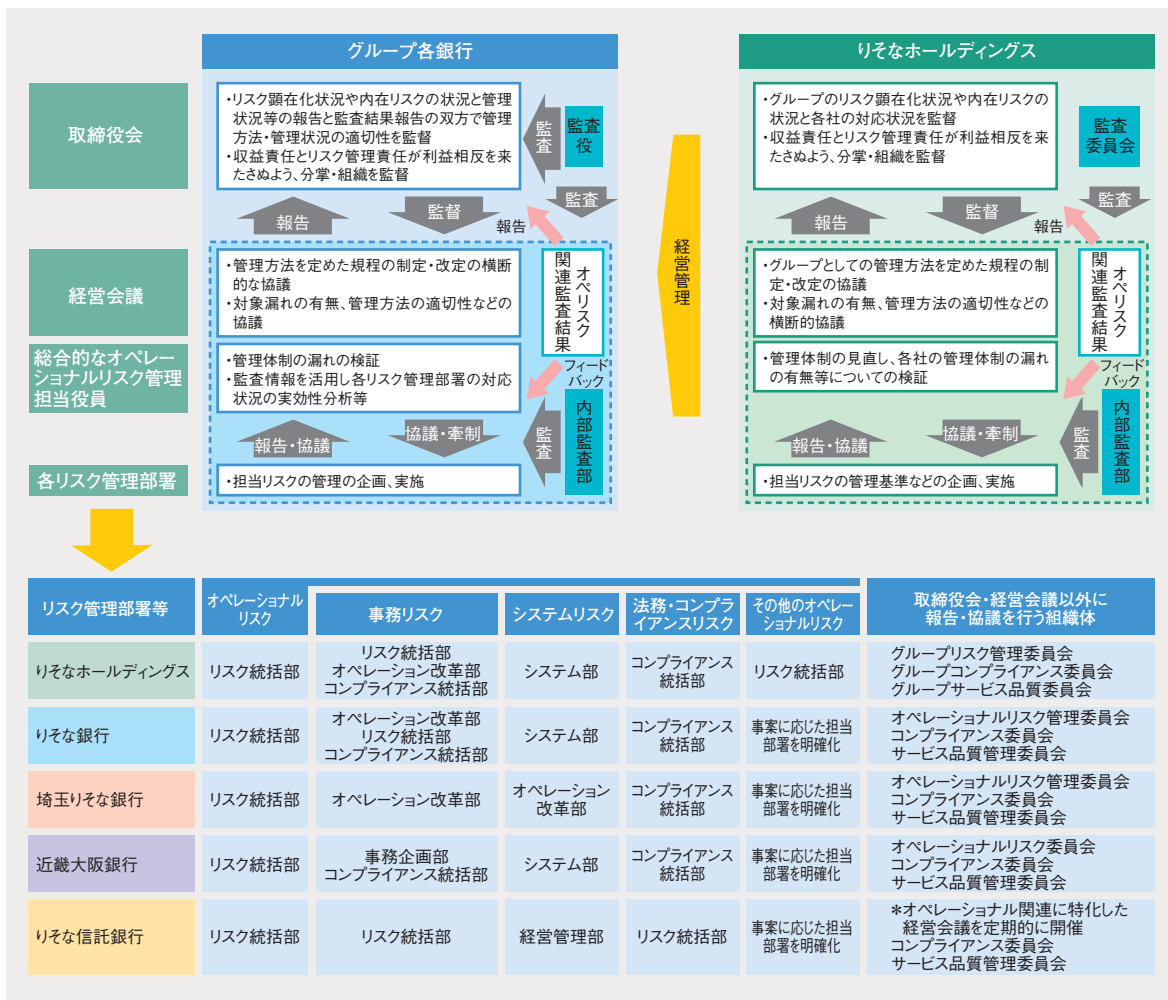
バーゼルIIの損失分類 (国内告示より損失の例示抜粋)	具体的事例 (内外の事例より想定)	当社グループのリスク分類
内部不正 役職員による詐欺、財産の横領、規制・法令・内規の回避を意図した行為による損失	顧客預金の横領、会社資産の着服、意図的な権限外取引、改ざん 等	事務リスク 不正 事務過誤 ・事務事故 ・事務委託先の事故
注文等の執行送達及びプロセス管理 取引相手や仕入先との関係から生じる損失、取引処理・プロセス管理失敗による損失	事務ミス、報告書の誤り、書類の紛失、期日管理の看過	
顧客、商品及び取引慣行 顧客に対する過失による義務違反(受託者責任、適合性等)、商品の性質・設計から生ずる損失	説明義務違反、強要的販売、信託義務違反、未許可商品販売、不適切な業界慣行	法務・コンプライアンスリスク
事業活動の中断及びシステム障害 事業活動の中断又はシステム障害による損失	システムの障害、ハッキング・ウイルス感染 等 災害・停電による業務中断	システムリスク ・システム障害・不備、セキュリティ侵害 その他のオペレーショナルリスク 災害
外部からの不正 第三者による詐欺、横領、脱法を意図した行為による損失	盗難通帳・偽造カード 等 強盗・盗難 顧客への詐欺	外部犯罪 ・商品・サービスを悪用した犯罪 ・強盗・窃盗・暴力行為 ・顧客等への当社を騙る詐欺
有形資産に対する損傷 自然災害その他の事象による有形資産の損傷による損失	自然災害、テロによる資産の損失、設備故障等による補償 等	設備等の瑕疵
労務慣行及び職場の安全 雇用・健康関係の法令・協定に違反した行為、労働災害又は差別行為による損失	残業未払いによる訴訟、労災認定後の補償、セクハラ等の和解金 等	人事・労務管理

オペレーショナルリスク管理体制

りそなホールディングスでは、グループ各銀行のリスク管理に関する方針・各種規程、管理上の重要な施策等に関する事前協議を通じて、各銀行のリスク管理体制について指導・助言を行うとともに、グループ各銀行のオペレーショナルリスクの状況をモニタリングし、経営陣に報告しています。

また、りそなホールディングスおよびグループ各銀行では、オペレーショナルリスク管理における取締役会、経営会議、総合的なオペレーショナルリスク管理部署、各リスク管理部署、ならびに内部監査部門等の役割を定め相互の連携および牽制が適切に機能する体制を整備しています。

<オペレーショナルリスク管理体制の概要>



損失データの収集と活用

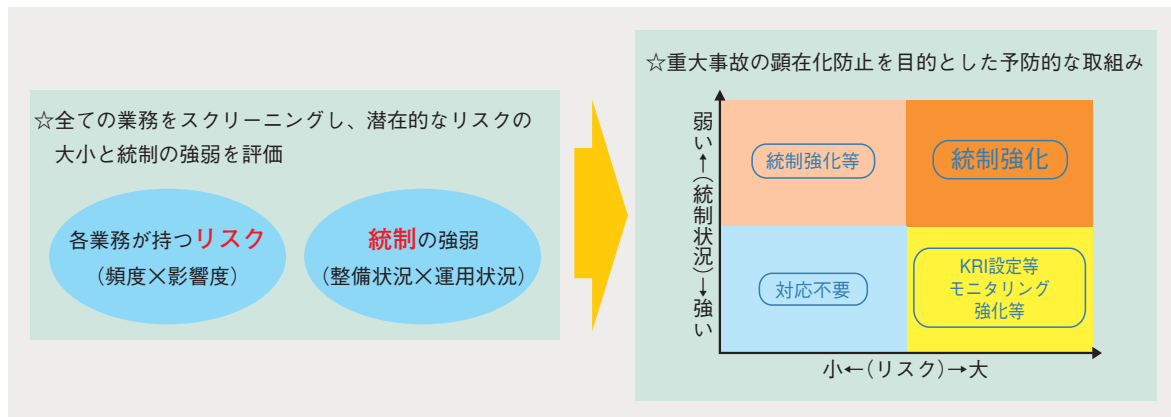
りそなグループ各銀行は、グループ統一の基準に従い、オペレーショナルリスク関連の損失データを収集しています。このデータに基づき、各銀行およびりそなホールディングスではオペレーショナルリスク顕在化事象の分析を行っています。また、オペレーショナルリスクが顕在化した際の経営への影響度を把握するため、当該データを利用してオペレーショナルリスクを計量化し、統合的リスク管理に活用しています。

オペレーショナルリスク評価

内在するリスクについては、オペレーショナルリスク評価(Op R-C S A : Operational Risk-Control Self Assessment)を行い、業務毎のリスク（リスク顕在化の頻度と影響度）および統制（整備状況と運用状況）を評価してリスクの洗出しを行っています。

オペレーショナルリスク評価に基づく重大事故の予防的な取組みとして、統制強化策（アクションプラン）に基づく統制状況の改善、あるいはリスク指標(K R I : Key Risk Indicator)の設定・モニタリングによる早期の問題検出を実施しています。

＜オペレーショナルリスク自己評価＞



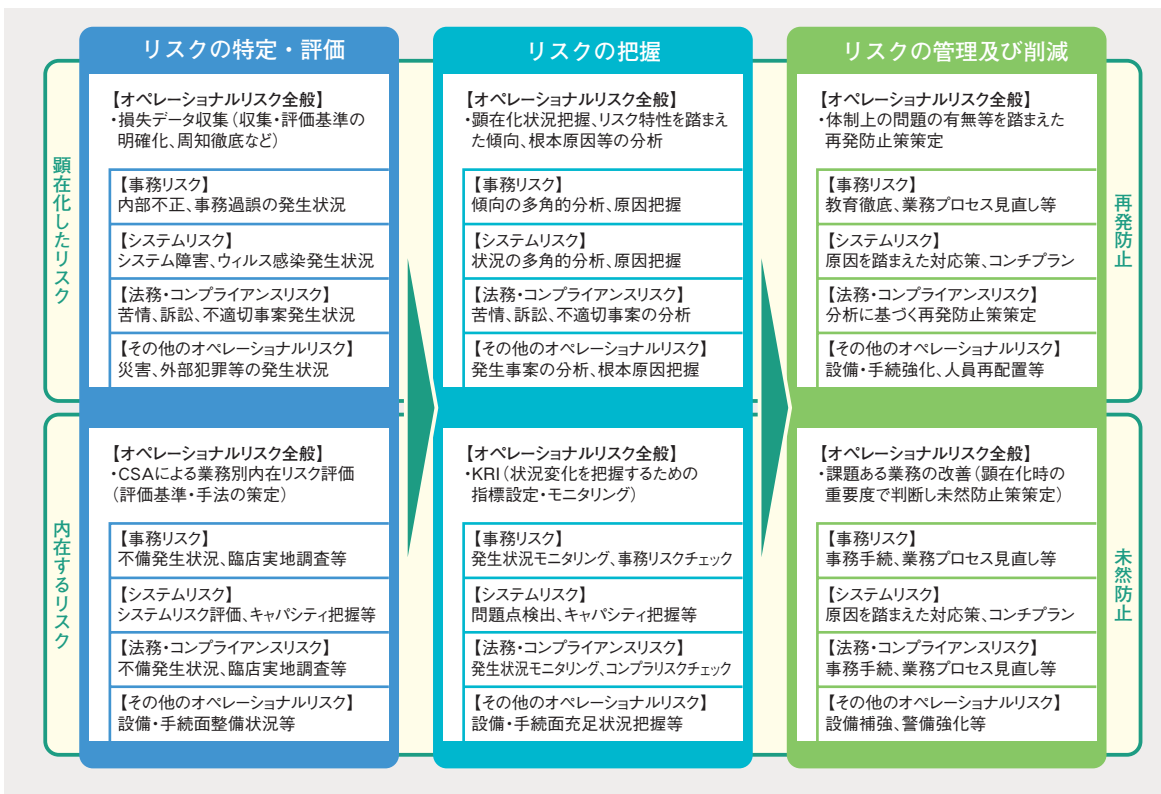
リスク顕在化時の対応

りそなグループ各銀行において一定レベル以上のオペレーショナルリスクの顕在化事案が発生した場合は、当該銀行およびりそなホールディングスの経営陣および関係者へ直ちに第一報を行う制度を整備しています。この制度により、オペレーショナル

リスク顕在化事案について、経営陣へ迅速に報告するとともに関係者が情報共有を図ります。

顕在化したリスクのうち経営に重大な影響を与える事象等が発生した場合には、こうした体制の下で迅速かつ適切な初動対応を行い、影響の拡大防止に努めます。

くりそなグループにおけるオペレーショナルリスクの特定・評価、モニタリング、管理・削減の枠組



事務リスク管理

正確かつ迅速に事務処理を行うことは、銀行がお客様から信頼を得るための必要条件です。銀行の多種多様な業務から生じる大量かつ時限性の高い事務を正確・迅速に処理するため、事務リスクの抑制・極小化に向けた取組みは欠かすことができません。

事務リスクへの対応

りそなグループ各銀行では、事務過誤等の防止のため、事務手続の整備や社員等に対する教育・研修等に努めています。

また、事務過誤等を削減する取組みとして、業務プロセスや事務処理を継続的に見直し、簡素化、センター等での集中処理化、システム化等の対応を進めています。

営業店等における事務処理については、事務検証等を行うことで内部牽制機能を働かせ、事務過誤・不正防止を図っています。また、本部の管理セクションの担当者が営業店を訪問し、助言等を行っています。

顕在化したリスクについては、事務過誤・事務ミス等に係るデータを収集し、発生状況と影響度を特定・評価し、多角的に分析した上で原因等を把握して、発生要因に応じて、業務プロセス見直し、教育の徹底等の対応を行っています。

一方、内在するリスクについては、検出された不備発生状況、実地調査による事務実態等から特定・評価を行い、重要度に応じて対応策を講じます。

システムリスク管理

システム障害等のシステムリスクの顕在化は、単に技術的な問題ではなく、お客様にご不便をお掛けし、社会的に影響を与え、経営を揺るがしかねない事態に繋がる可能性があります。

りそなグループ各銀行は、システムリスク管理に関する基準等の管理体制を整備しています。この管理体制のもと、システム障害防止のための品質向上、障害時の影響拡大防止策、お客様の情報の毀損・漏洩を防止する情報セキュリティの向

上等に努めています。また、システム障害や災害といった緊急時に備えたコンティンジェンシープラン等を整備しています。

システム障害等として顕在化したリスクについては、その発生状況と影響度を特定するとともに、発生原因等を分析しています。内在するリスクについては、定期的に全てのシステムのリスクを評価し、各システムの重要度に応じた問題の検出および対応策の実施を行っています。

法務・コンプライアンスリスク管理

りそなグループ各銀行は、法務・コンプライアンスリスク管理部署等によるコンプライアンス・チェックおよび指導・助言を通じて、法務・コンプライアンスリスクの顕在化回避、事故の未然防止を図っています。また、コンプライアンスに関する計画的な研修を通じて役員・従業員の遵法意識および法務・コンプライアンスリスクに対する認識の向上を図っています。

顕在化したリスクについては、発生状況と影響度を特定・評価し、分析した上で再発防止策を策定しています。一方で、内在するリスクについては、コンプライアンス・チェックやコンプライアンス・プログラム等を通じて特定・評価し、統制状況を検証した上で、業務への反映、コンプライアンス・プログラムへの対策の組込みによりリス

クの削減を図っています。

加えて、法務・コンプライアンスリスク管理部署が訴訟等の情報を統括管理することにより、訴訟等に係るリスクの状況を的確に把握できる管理態勢を整備しています。

金融犯罪への取組み

近年、金融犯罪が高度化していますが、りそなグループでは、本人確認強化等により、盗難通帳での支払防止、マネー・ローンダリング防止、不正口座開設防止に取り組んできました。また、偽造・盗難カード対策として、ATMご利用限度額の個別設定サービス、カードロックサービス、生体認証付ICカード等を導入し、お客様の大切な財産をお守りするよう努めています。

信託財産の運用における受託者責任

りそな信託銀行における信託財産の運用管理

信託財産の運用において、受託者には忠実義務、善管注意義務などの受託者責任が課せられています。

りそな信託銀行では、主要業務として年金資金をはじめとするお客さまの大切な財産を運用しており、受託者責任の履行が特に重要な使命であると認識しています。かかる受託者責任を怠ったことに起因して発生するリスクは事務、システム、法務・コンプライアンスのいずれかのリスクカテゴリーに含まれますが、信託財産運用にかかるこれらのリスクを「信託財産の運用リスク」として認識した管理体制により受託者責任の履行を図っています。

具体的には、運用部署（運用フロント）から独立した運用管理部署（運用ミドル）を設置し、運用管

理部署が運用状況について常時モニタリングを行っています。

りそな信託銀行での外部監査導入

りそな信託銀行は、平成10年11月、信託財産の運用部門、資産管理部門において、邦銀初の外部監査を導入しました。平成10年、平成11年度は米国監査基準SAS70 [※1] により、平成12年度以降平成17年度までは日本版SAS70 [※2] により、平成18年1月以降は再び米国監査基準SAS70により、適正運営の評価を得ています。

- [※1] 米国のカストディ部門や顧客資産運用部門で導入されている内部管理体制に関する監査基準
- [※2] 日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第18号「委託業務に係る内部統制の有効性の評価」（平成15年1月に改正され「委託業務に係る統制リスクの評価」に名称変更されました）。

運用管理部署 — リスク統括部

- 法令等[※1] 遵守状況の管理
[※1] 信託法等の信託財産の運用に関する諸法令、金融商品取引に関する諸法令等
- 委託者ガイドライン等遵守状況の管理[※2]
[※2] 委託者からの運用ガイドライン等の契約に規定された、運用対象資産、資産構成比、債券格付等を遵守していることを確認
- 運用の適切性の管理[※3]
[※3] トラッキングエラー（ベンチマークと実ポートフォリオに係る各種指標の乖離）等により運用状況の適切性を確認
- 提携運用・オルタナティブ運用等の管理[※4]
[※4] 運用部署が提携運用先を適切に選定して定期的に見直していること、提携運用先における運用状況を運用部署が適切にモニタリングしていることを確認

モニタリング

運用部署 — 運用統括部、アセットマネジメント部、年金運用部、資金業務部

- 信託財産運用業務
- ①ポートフォリオマネージ
 - ②ファンドマネージ
 - ③提携運用・オルタナティブ運用

レピュテーションリスク管理

レピュテーションリスクの特徴

レピュテーションリスクは、各種リスクとの連鎖性を有しており、顕在化した場合には、信用の失墜、株価の下落、取引先の減少、ブランドの毀損等、予想を越えた不利益を被る可能性があることから、レピュテーションリスクを経営上の重要なリスクの一つと位置付けています。

レピュテーションリスクの管理

りそなグループでは、適時・適切な情報開示等により信頼の維持・向上を図り、リスクの顕在化の未然防止に努めています。

レピュテーションリスクは、マスコミ報道、評判・風評、風説などを契機に顕在化するため、

インターネット上の風説やマスコミによる憶測記事など、各種媒体等の確認を通じてリスク顕在化事象の早期把握を行っています。

レピュテーションリスクが顕在化した際には、迅速かつ適切な対応により当グループのステークホルダー（株主、お客さま、社員等）の利益を守り、影響の拡大防止に努めることとしています。当グループの経営に影響を及ぼす可能性があり、危機の程度が高い場合には、速やかに危機管理体制へ移行します。

なお、対外的な問合せおよび公表窓口については、情報を集約するため、りそなホールディングスに一元化した体制としています。

自己資本管理体制について

バーゼルⅡとは

1988年7月、バーゼル合意を受けてG10諸国においては国際業務を行なう金融機関に対する自己資本比率規制（通称「BIS規制」）が開始されましたが、国際的な見直し機運の高まりを受け、2004年6月、バーゼル銀行監督委員会は新しい自己資本比率規制（以下「バーゼルⅡ」）最終案を公表し、本邦においては2007年3月より実施の運びとなりました。

ーバーゼルⅡは、(1) 信用リスクの精緻な把握、(2) オペレーショナル・リスクへの対応、(3) 「銀行の自己管理と監督上の検証」と「市場規律」の三点によって特徴づけられます。

(1) 信用リスクの精緻な把握

旧BIS規制に比べ精緻な信用リスクの把握が出来る仕組となっています。バーゼルⅡにおける信用リスク・アセットの計測方法については、カテゴリ毎に当局が設定するリスク・ウェイトを用いて算出する標準的手法に加えて、銀行固有の信用格付制度をベースに各種パラメータ（PD＝デフォルト率、LGD＝デフォルト時損失率、M＝実効マチュリティ等）を勘案して算出する内部格付手法が導入されています。これに伴い、旧BIS規制の画一的なリスク・アセット計算から、銀行毎に異なるビジネスモデルを的確に反映した信用リスク・アセットの計測が可能となりました。

なお、ファンド・投資信託等については、その構成資産を適切に把握することが求められる一方、証券化商品については、原資産からのキャッシュ・フローについて最優先の充当順位を確保したり、外部格付の取得を奨励される等、これまでの債務者単位での与信管理をより高度化させ、自己資本への負荷に一層配慮した業務運営が不可欠となります。

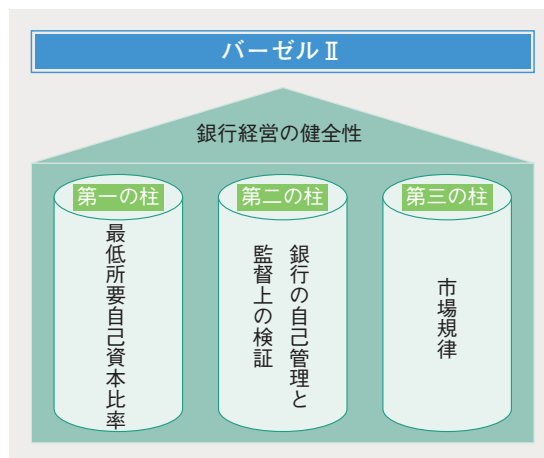
(2) オペレーショナル・リスクへの対応

従来のBIS規制では考慮されていなかった事務事故や不正行為等に伴い発生する経済的損失をバーゼルⅡにおいては、オペレーショナル・リスクと位置づけ、オペレーショナル・リスク相当額の12.5倍を自己資本比率算出時に分母に組み入れて算出します。

(3) 「銀行の自己管理と監督上の検証」と「市場規律」

最低所要自己資本比率については、従来のBIS規制同様、「国際業務を営む銀行は8%、国内基準行は4%」ですが、バーゼルⅡにおいては、自己資本比率の算出対象に含まれないリスク——銀行勘定における金利リスク、与信集中リスク、流動性リスク、風評リスク、事業戦略リスク等——についても十分に勘案して必要十分な自己資本を確保することが要請されています（＝バーゼルⅡの「第二の柱」）。更に、銀行が自らの自己資本充実度、リスク管理体制等の有用な情報を遅滞なく正確に開示することにより市場からの評価・信任を受けられるよう、これまで以上に能動的な情報開示の姿勢が強く求められます（＝バーゼルⅡの「第三の柱」）。

〈バーゼルⅡの枠組み〉



りそなグループにおけるバーゼルⅡへの対応

りそなグループでは、りそなホールディングスにおいて「グループ自己資本管理の基本方針」を、グループ各銀行においては「自己資本管理の基本方針」を制定し、①自己資本充実に関する施策の実施、②適切な自己資本充実度の評価、③正確な自己資本比率の算出等に取り組むとともに、リスク管理の更なる高度化を進めています。なお、2008年3月期の自己資本比率の算出では右表にある手法を採用しています【注1】。

会社名	リスク・カテゴリ	算出方法
りそなホールディングス りそな銀行 埼玉りそな銀行	信用リスク・アセットの額	基礎的内部格付手法
	オペレーショナル・リスク相当額	粗利益配分手法【注3】
	マーケット・リスク相当額	不算入の特例を適用
近畿大阪銀行【注2】 りそな信託銀行	信用リスク・アセットの額	標準的手法
	オペレーショナル・リスク相当額	粗利益配分手法【注3】
	マーケット・リスク相当額	不算入の特例を適用

- 【注1】りそなホールディングスの自己資本比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第20号。以下、「連結自己資本比率告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベース、第二基準にて算出しています。また、各銀行の自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号。以下、「自己資本比率告示」という）に定められた算式に基づき、連結・単体ベース、国内基準にて算出しています。
- 【注2】近畿大阪銀行は、信用リスク・アセットの額の算出について、2010年3月末より基礎的内部格付手法を採用する予定としています（内部格付手法の段階的適用）。
- 【注3】粗利益配分手法とは、直近3年間の「粗利益」をベースにオペレーショナル・リスク相当額を算出する手法ですが、この「粗利益」は自己資本比率告示上定義されているものであり、決算上の業務粗利益とは異なります。

りそなグループの自己資本管理態勢

りそなホールディングスおよびグループ各銀行では、健全かつ安定的な業務運営を継続していく上で、「リスクに見合った十分な自己資本を確保することが極めて重要である」との考えから、適切な自己資本比率の水準を維持するよう自己資本管理を行っています。

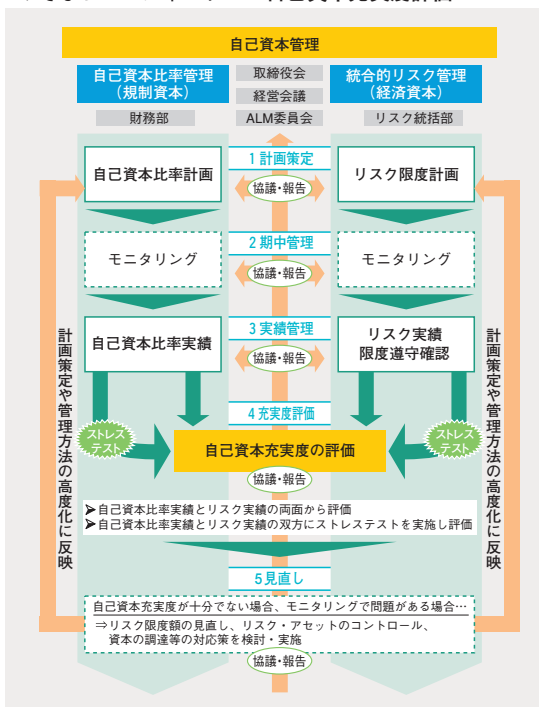
具体的には、自己資本比率を管理する部署と統合的リスクを管理する部署が各々の役割を担い、かつ有機的に連携を図る組織体制を構築し、各担当部署が、自己資本比率計画およびリスク限度計画の策定、計画の遵守状況のモニタリング、実績値の分析・評価、自己資本充実度評価、必要に応じた対応策の実施などの「動的」プロセスによる能動的な管理を行い、また経営陣へのタイムリーな報告を実施しています。

りそなホールディングスおよびグループ各銀行では、「自己資本充実度」について、バーゼルⅡ規制上の自己資本比率管理、および統合的リスク管理の二つの側面から評価しています。

また、通常では想定されない状況下におけるリスクへの備えとしてストレステストによる影響度や、バーゼルⅡにおける自己資本比率算定に含まれない主たるリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）を考慮することにより、総合的に自己資本充実度の評価を実施しています。

なお、りそなホールディングスおよびグループ各銀行において、2008年3月期については、健全かつ安定的な業務運営を維持しうる十分な自己資本の水準が確保されています。

〈りそなホールディングスの自己資本充実度評価〉



※ グループ各銀行についても、経営管理部門とリスク統括部門を両軸に、同様の管理態勢が構築されています。

内部監査体制について

グループ内部監査

りそなグループにおける「内部監査」は、りそなホールディングスおよびグループ各社が経営管理体制を確立し、業務の健全性・適切性や社会的信頼を確保するために行う経営諸活動において、その遂行状況等を検証・評価し、改善を促進することにより、企業価値の向上を支援することを目的とする重要な機能です。

内部監査の目的を達成するため、その機能が適切に

発揮されるよう、りそなホールディングスおよびグループ各社に、組織的に独立した内部監査部署を設置し、内部監査の実施権限、情報入手権限、守秘義務等の内部監査の権限および責任を明確にする等により、内部監査体制を整備するとともに、内部監査の実効性を確保しています。

組織体制

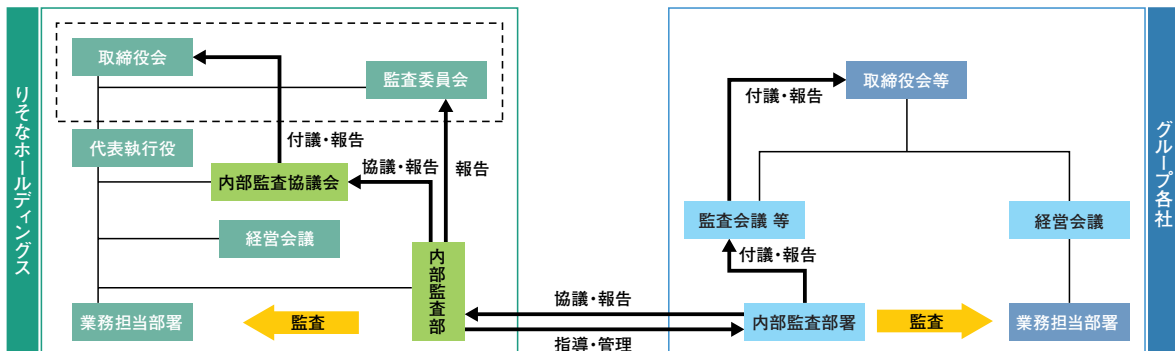
りそなグループの経営理念に掲げた、「お客さまの信頼に答え」「透明な経営に努め」するために、内部監査の果たすべき役割は非常に重要であるとの認識に立ち、以下のような体制で内部監査を実施しています。

りそなホールディングスには、代表執行役ならびに内部監査を専担する執行役のもとに、「内部監査部」を設置しています。さらに、内部監査に関する事項を協議する等のための機関として「経営会議」とは別に、代表執行

役全員、内部監査部担当執行役ならびに内部監査部長で構成される「内部監査協議会」を設置しています。

グループ各社には、各取締役会等のもとに、組織的に独立した内部監査部署を設置しています。また、グループ各社はその義務や規模に応じて、内部監査に関する基本的な重要事項を協議する等のための機関として、取締役会等に直属する「監査会議」等を設置しています。

<グループ内部監査体制>



機能、役割

具体的な監査の計画策定にあたっては、りそなホールディングス内部監査部が、グループの内部監査の方針、対象、重点項目等を盛り込んだりそなホールディングスおよびグループ各社の「内部監査基本計画」を作成し、りそなホールディングス取締役会の承認を得ます。

グループ各社の内部監査部署は、りそなホールディングスの内部監査部と事前に協議を行い、各社の「内部監査基本計画」を策定し、それぞれの取締役会の承認を得ます。

このように作成された「内部監査基本計画」に基づいて、りそなホールディングスおよびグループ各社の内部監査部署は内部監査を実施しています。また、実施した内部監査の結果等については、りそなホールディングスにおいては、取締役会および監査委員会へ報告されます。グループ各社が実施した内部監査の結果等については、各社の取締役会および監査役等に報告されるとともに、りそなホールディングスにも報告されます。

グループ会社のご紹介

グループ会社

主なグループ会社についてご紹介します。

【カード】

りそなカード株式会社

当社は、株式会社クレディセゾンとの業務提携により、りそなブランドのクレジットカード『りそなカード《セゾン》』『りそなゴールド《セゾン》』を発行している他、JCB・UC・VISAブランドのカードを取り扱っています。りそなグループのクレジットカード会社として、当社ならではの生活密着型のサービスを提供し、会員の皆さまに十分にご満足いただけるよう取り組んでいます。また、法人カードや加盟店業務においても、さまざまなお客さまのニーズにお応えしています。

(東京本社) 東京都中央区日本橋室町1-2-6
電話 03-5255-9700(代表)

(大阪本社) 大阪府大阪市中央区備後町2-1-8
電話 06-6203-9321(代表)

(ホームページ <http://www.resonacard.co.jp>)

【ビジネスコンサルティング】

りそな総合研究所株式会社

当社は、「強い会社づくり」のスペシャリストとして、企業経営者の皆さまをサポートしています。経営・財務・人事制度・マネジメントシステム構築(各種認証取得支援)等の経営コンサルティングのほか、マネジメントスクール(事業後継者育成)・企業内研修・公開セミナー、会員向け経営相談サービスなどを通じて、「強い会社づくり」と「人づくり」に役立つソリューションをご提供しています。

(東京本社) 東京都江東区東陽4-11-38
電話 03-5653-3701

(大阪本社) 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1
電話 06-6203-3021

(埼玉本社) 埼玉県さいたま市浦和区仲町1-4-10
電話 048-824-5411

(名古屋支店) 愛知県名古屋市中区錦2-15-22
電話 052-221-6781

(ホームページ <http://www.rri.co.jp>)

【ベンチャーキャピタル】

りそなキャピタル株式会社

当社は、りそなグループのベンチャーキャピタルとしてグループ各社と連携し、株式公開を展望する中堅・中小企業の成長支援、企業価値向上策のご提案を積極的に推進しています。

(東京本社) 東京都中央区京橋1-5-8
電話 03-3270-3311

(大阪支社) 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1
電話 06-6232-0052

(ホームページ <http://www.resonacapital.co.jp>)

【ファクタリング・代金回収代行】

りそな決済サービス株式会社

当社は、りそなグループの代金回収代行、ファクタリング会社として、資金決済にかかる事業を通じ、お客さまの様々なニーズにお応えしています。

(本社) 東京都中央区日本橋茅場町1-10-5
電話 03-5640-8181(代表)

(大阪支店) 大阪府大阪市中央区備後町2-1-8
電話 06-6222-7722

(さいたま支店) 埼玉県さいたま市浦和区仲町1-4-10
電話 048-823-8371

(ホームページ <http://www.resona-ks.co.jp>)

CONTENTS

決算公告・開示項目等

決算公告【株式会社りそなホールディングス】 …	387
決算公告【株式会社りそな銀行】 ……………	393
決算公告【株式会社埼玉りそな銀行】 ……………	400
決算公告【株式会社近畿大阪銀行】 ……………	402
決算公告【りそな信託銀行株式会社】 ……………	407
銀行法施行規則等による開示項目……………	409
金融庁告示第15号に基づく開示事項(バーゼルⅡ) …	414
りそなグループの情報開示及び財務報告に関する基本方針 …	430

決算公告【株式会社りそなホールディングス】

銀行法第52条の28に基づき、決算公告を下記ホームページアドレスに掲載しました。

http://www.resona-gr.co.jp/holdings/ir/koukoku/hd/index.html

なお、同法第52条の29第1項の規定により、本決算公告を本誌に掲載しています。

第 7 期 決 算 公 告

平成20年6月27日

大阪府中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそなホールディングス
代表執行役社長 増垣 誠司

連結貸借対照表(平成20年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
現金預け金	2,045,603	預 (負債の部) 金	31,635,428
コールローン及び買入手形	1,644,268	譲渡性預金	1,362,130
債券貸借取引支払保証金	101,250	コールマネー及び売渡手形	428,328
買入金銭債権	509,277	売現先勘定	16,976
特定取引資産	445,962	債券貸借取引受入担保金	40,638
有価証券	6,718,651	特定取引負債	139,328
貸出金	26,052,461	借入金	684,186
外国為替	71,854	外国為替	2,896
その他資産	1,051,340	社債	892,130
有形固定資産	391,423	信託勘定	367,996
建物	109,084	その他負債	767,862
土地	262,945	賞与引当金	16,965
建設仮勘定	1,389	退職給付引当金	4,349
その他有形固定資産	18,003	その他の引当金	20,454
無形固定資産	33,664	特別法上の引当金	0
ソフトウェア	13,602	繰延税金負債	0
のれん	14,484	再評価に係る繰延税金負債	42,494
その他の無形固定資産	5,577	支払承諾	969,346
繰延税金資産	371,871	負債の部合計	37,391,514
支払承諾見返	969,346	(純資産の部)	
貸倒引当金	△ 490,803	資本金	327,201
		資本剰余金	673,764
		利益剰余金	1,190,557
		自己株式	△ 1,280
		株主資本合計	2,190,242
		その他有価証券評価差額金	123,207
		繰延ヘッジ損益	18,308
		土地再評価差額金	58,961
		為替換算調整勘定	△ 2,252
		評価・換算差額等合計	198,225
		少数株主持分	136,188
		純資産の部合計	2,524,656
資産の部合計	39,916,171	負債及び純資産の部合計	39,916,171

連結損益計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益	703,122	1,114,441
資金運用収益	571,529	
貸出金利息	61,523	
有価証券利息配当金	16,442	
コールローン利息及び買入手形利息	683	
債券貸借取引受入利息	15,649	
預け金利息	37,293	
その他の受入利息	41,380	
信託報酬	198,765	
役務取引等収益	67,953	
特定取引等収益	50,719	
その他業務収益	52,501	
その他経常収益		880,728
経常費用	147,772	
資金調達費用	88,856	
預金利息	10,353	
譲渡性預金利息	1,909	
コールマネー利息及び売渡手形利息	874	
売現先利息	1,319	
債券貸借取引支払利息	6,689	
借入金利息	31,396	
社債利息	6,373	
その他の支払利息	51,666	
役務取引等費用	107	
特定取引費用	93,090	
その他業務費用	385,919	
営業経費	202,172	
その他経常費用	15,643	
貸倒引当金繰入額	186,529	
その他の経常費用		233,712
経常利益		94,111
特別利益		5,131
固定資産処分益	416	
償却債権取立益	38,914	
その他の特別利益	54,780	
特別損失		5,131
固定資産処分損失	1,992	
減損損失	3,054	
その他の特別損失	84	
税金等調整前当期純利益		322,692
法人税、住民税及び事業税		15,232
法人税等調整額		△ 4,488
少数株主利益		9,129
当期純利益		302,818

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(連結財務諸表の作成方針)

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 19社

主要な会社名

株式会社りそな銀行
株式会社埼玉りそな銀行
株式会社近畿大阪銀行
りそな信託銀行株式会社

Daiwa International Finance (Cayman) Limited 及び Daiwa PB Limited は清算により当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。

② 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

Asahi Services e Representacoes Ltda.

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経営収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等はありません。

② 持分法適用の関連法人等 2社

主要な会社名

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

Asahi Services e Representacoes Ltda.

④ 持分法非適用の関連法人等

主要な会社名

アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、持分法の対象から除外しております。

⑤ 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連法人等としなかった場合の当該会社等

会社等名

株式会社長谷川
ミスター株式会社
株式会社ファーストアドバンテージ

連結される子法人等であるベンチャーキャピタルが営業取引として投資育成目的で株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないため、当社の関連法人等としておりません。

会社等名

畿内総合信用保証株式会社

近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され、出資金の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的ではないため、当社の関連法人等としておりません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 4社
3月末日 15社

② 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要調整を行っております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面評価法を採用しております。

(5) のれん及び負債のれんの償却に関する事項

原則5年間の定額法により償却を行っておりますが、重要性の乏しいものは発生年度において一括償却しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
動 産	2年～20年

(会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法による場合に比べ172百万円減少しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法による場合に比べ520百万円減少しております。

また、平成22年度中に予定している株式会社りそな銀行が保有する東京本社ビルの移転に際し除却が見込まれる有形固定資産について、耐用年数の見直しを行い、当連結会計年度において臨時償却を行いました。これに伴い経常利益及び税金等調整前当期純利益は1,332百万円減少しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債権(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当額として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は374,040百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案し必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案し必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

前連結会計年度までは、連結財務諸表作成時に業績インセンティブ給与の支給額が確定していたため、未払金としてその他負債に含めて計上しておりましたが、当連結会計年度より、一部計算が未確定となるため、合理的な見積額を賞与引当金として計上しております。

なお、前連結会計年度において業績インセンティブ給与として計上した未払金は16,035百万円であります。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。

過去勤務債務	発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均現存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生する翌連結会計年度から損益処理

(9) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりです。

信託取引損失引当金	10,686百万円
一部の銀行業を営む国内の連結される子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積り、計上しております。	
預金払戻損失引当金	4,929百万円
負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、計上しております。	
信用保証協会負担引当金	3,958百万円
信用保証協会の責任共有制度導入に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積り計上しております。	

利息返還損失引当金 560百万円

将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。

(10) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金0百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関し生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

なお、従来、証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づき、証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当連結会計年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日の為替相場により換算しております。

(12) リース取引の処理方法

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(a) 金利リスク・ヘッジ

一部の銀行業を営む国内の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に平成15年度から最長10年間におわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,804百万円(税効果控除前)、繰延ヘッジ利益は2,651百万円(同前)であります。

(b) 為替変動リスク・ヘッジ

一部の銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金融債権債務等の為替変動リスクを減殺

する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金融債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建の他の有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(c) 連結社間取引等

一部の銀行業を営む国内の連結される子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引先とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(14) 消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(15) 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結される子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更
(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

注記事項
(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資を除く)

30,904百万円

2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは54百万円、(再)担保に差し入れている有価証券は86,492百万円ありますが、再貸付けに供

している有価証券はありません。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は22,057百万円、延滞債権額は394,291百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,147百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は202,978百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は627,474百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は278,387百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
コールローン及び買入手形	230,000 百万円
特定取引資産	96,807
有価証券	3,414,322
貸出金	268,999
その他資産	4,028
担保資産に対応する債務	
預金	193,289 百万円
コールマネー及び差渡手形	250,000
定現先勘定	16,976
債券貸借取引受入担保金	40,638
借入金	555,600
その他負債	139

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券882,434百万円及びその他資産89,155百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,022百万円、整金保証金は22,477百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,049,701百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが8,740,644百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を及ぼすものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他の相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を行っております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、一部の国内の連結される子会社及び子法人等の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格（平成10年1月1日基準日）に基づいて、地点の修正、圃地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

1. 有形固定資産の減価償却累計額 210,513百万円
 2. 有形固定資産の圧縮記録額 61,870百万円
 3. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金98,000百万円が含まれております。
 4. 社債には、劣後特約付社債680,531百万円が含まれております。
 5. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 433,580百万円であります。
 6. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私券（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は453,847百万円であります。
 7. 1株当たりの純資産額 △ 13,711円 1銭
 8. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

取得価額相当額	純資産	13,774 百万円
1. 取得価額相当額	純資産	13,774 百万円
	その他	627 百万円
	合計	14,402 百万円
2. 減価償却累計額相当額	純資産	7,934 百万円
	その他	302 百万円
	合計	8,237 百万円
3. 期末残高相当額	純資産	5,810 百万円
	その他	324 百万円
	合計	6,164 百万円

4. 未経過リース料 1年内 2,409百万円
 期末残高相当額 1年超 4,235百万円
 合計 6,645百万円
 5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
 支払リース料 2,786百万円
 減価償却費相当額 2,683百万円
 支払利息相当額 206百万円

6. 減価償却費相当額の算定方法
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
 7. 利息相当額の算定方法
 主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

19. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- | | △ 350,094 百万円 |
|---------------|---------------|
| 退職給付債務 | △ 350,094 百万円 |
| 年金資産（時価） | 600,815 |
| 未積立退職給付債務 | 250,721 |
| 未認識数理計算上の差異 | △ 116,017 |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | 134,703 |
| 前払年金費用 | 139,053 |
| 退職給付引当金 | △ 4,349 |

20. 当の子会社である株式会社りそな銀行は、平成20年4月28日開催の同社取締役会決議を経て、4月30日付で東京本社ビルを譲渡いたしました。

東京本社ビルは、同社が保有し、当社グループが使用しておりますが、譲渡後、当社は賃借により使用し、平成22年中には東京都江東区の深川地域に移転する予定です。
 本件は、移転により、地域やお客さまとのリージョンシップを一層深め、新しい企業文化の創造を目指すとともに、オフィスインフラの抜本的な改革を進め、本部門の生産性の向上に取り組むことが目的です。

譲渡先	三菱地所株式会社
譲渡資産	東京都千代田区大手町一丁目2番1他 りそな・マルパビル、うち株式会社りそな銀行持分
帳簿価額	581億円
譲渡価額	1,626億円
譲渡日	平成20年4月30日

21. 当社は、平成20年5月16日開催の取締役会における株式分割の決議及び平成20年6月26日開催の第7期定株主総会における定款変更の承認決議に基づき、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」）施行日の前日を効力発生日として株式分割を行い、単元株制度を導入いたします。

- (1) 株式分割及び単元株制度導入の目的
 決済合理化法に基づき平成21年1月に実施が予定されている株券の電子化において、端株は電子化の対象にはならないことから、これに対応するため、株式分割を行い、端株制度を廃止するとともに単元株制度を導入するものです。
 (2) 株式分割の割合

普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割いたします。
 (3) 単元株制度の導入
 普通株式及び各種の優先株式の単元株式数を100株といたします。

(4) 株式分割及び単元株制度の導入の時期
 株式分割及び単元株制度の導入は決済合理化法施行日の前日を効力発生日といたします。
 上記の株式分割が前期首において行われたと仮定した場合における「1株当たり情報」の各数値はそれぞれ以下の通りであります。

（前連結会計年度）	
1株当たりの純資産額	△236.76円
1株当たり当期純利益金額	539.33円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	342.37円
（当連結会計年度）	
1株当たりの純資産額	△137.11円
1株当たり当期純利益金額	236.90円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	164.01円

22. 銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率（第二基準）は、14.28%であります。

- (連結損益計算書関係)
 1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 24,421百万円を含んでおります。
 2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 76,579百万円、株式等売却損39,980百万円、株式等償却 28,271百万円を含んでおります。
 3. 「その他の特別利益」には、債権売却益 40,000百万円、投資損失引当金取崩額 14,779百万円を含んでおります。
 4. 1株当たり当期純利益金額 23,690円 6銭
 5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 16,401円 22銭

(有価証券関係)
 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
	(百万円)	(百万円)
売買目的有価証券	292,348	721

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
地方債	188,989	194,814	5,824	5,825	0

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	385,586	589,979	204,392	216,106	11,713
債券	5,104,401	5,074,447	△29,953	7,666	37,619
国債	4,184,455	4,151,666	△32,788	3,273	36,062
地方債	250,751	253,274	2,522	3,046	523
社債	669,194	669,506	312	1,346	1,034
その他	451,885	449,103	△2,782	8,089	10,872
合計	5,941,874	6,113,531	171,656	231,862	60,205

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表額とするともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、5,628百万円であります。

また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債券区分に依り、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日～平成20年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	29,664,971	75,556	63,489

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

内容	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
非上場内国債券	30,590
その他有価証券	
非上場内国債券	464,038
非上場株式	82,705

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	3,274,881	1,074,209	810,601	598,369
国債	2,739,498		518,381	573,473
地方債	52,857	135,084	254,322	—
社債	482,525	618,816	37,897	24,896
その他	15,212	62,902	90,446	214,070
合計	3,290,093	1,137,111	901,048	812,439

信託財産残高表

平成20年3月31日現在

(単位:百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金	126,327	金銭信託	16,025,426
有価証券	9,059,990	年金信託	4,761,549
信託受益権	26,115,140	財産形成給付信託	1,272
受託有価証券	327	投資信託	13,748,252
金銭債権	374,501	金銭信託以外の金銭の信託	171,894
有形固定資産	632,020	有価証券の信託	523,695
無形固定資産	4,165	金銭債権の信託	398,201
その他債権	15,022	土地及びその定着物の信託	121,327
銀行勘定貸	367,996	土地及びその定着物の賃借権の信託	4,691
現金預け金	38,043	包括信託	977,222
合計	36,733,534	合計	36,733,534

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
2. 信託財産の運用のため再信託された信託を控除して計上しております。
3. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額 26,115,140百万円が含まれております。
4. 共同信託他社管理財産 2,332,136百万円
5. 元本補てん契約のある信託の貸出金 126,144百万円のうち、破綻先債権額は 104百万円、延滞債権額は 20,021百万円、3ヵ月以上延滞債権額は 1百万円、貸出条件緩和債権額は 3,963百万円であります。
また、これらの債権額の合計額は 24,090百万円であります。

(付) 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の内訳は次のとおりであります。

金銭信託	金額	負債	金額
貸出金	126,144	元本補てん準備金	433,580
その他	308,320	その他	380
計	434,464	計	434,464

第7期決算公告

平成20年6月27日

大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそなホールディングス
代表執行役社長 増埜 誠司

貸借対照表（平成20年3月31日現在）

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,013,320	流動負債	52,248
現金及び預金	1,383	一年以内償還予定社債	20,000
有価証券	828,000	未払金	31,071
前払費用	1	未払費用	558
繰延税金資産	32,676	未払法人税等	77
未収収益	49	未払消費税等	22
未収入金	32,113	賞与引当金	404
未収法人税等	119,096	その他	113
固定資産	1,214,630	固定負債	235,000
有形固定資産	12	社債	190,000
器具及び備品	12	長期借入金	45,000
無形固定資産	66		
商標権	53	負債合計	287,248
ソフトウェア	13	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,214,650	株主資本	1,940,702
関係会社株式	1,111,267	資本金	327,201
関係会社長期貸付金	70,000	資本剰余金	777,155
繰延税金資産	33,277	資本準備金	327,201
その他	5	その他資本剰余金	449,953
		利益剰余金	837,626
		その他利益剰余金	837,626
		繰越利益剰余金	837,626
		自己株式	△1,280
		純資産合計	1,940,702
資産合計	2,227,950	負債・純資産合計	2,227,950

損益計算書

平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
営業収益	600,477
関係会社受取配当金	593,813
関係会社受入手数料	4,828
関係会社貸付金利息	1,286
その他	549
営業費用	10,551
支払利息	3,392
社債利息	2,284
販売費及び一般管理費	4,324
その他	549
営業利益	589,926
営業外収益	1,993
有価証券利息	1,710
受入手数料	130
その他	152
営業外費用	1,632
株式交付費	1,632
その他	0
経常利益	590,287
特別損失	1
固定資産除却損	1
税引前当期純利益	590,285
法人税、住民税及び事業税	△ 1,024
法人税等調整額	△ 33,364
当期純利益	624,674

<重要な会計方針>

- 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券：移動平均法による償却原価法により行っております。
子会社株式：移動平均法による原価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
(1)有形固定資産
定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。
器具及び備品：2年～20年
法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以降、残存簿価を5年で償却しております。なお、これらによる財務諸表に与える影響は軽微であります。
(2)無形固定資産
商標権：定額法を採用し、10年で償却しております。
ソフトウェア：自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によるおります。
- 繰延資産の処理方法
株式交付費は支出時に一括費用処理しております。
- 引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
前事業年度までは、財務諸表作成時に業績インセンティブ給与の支給総額が確定していたため、未払金として計上しておりましたが、当事業年度より、一部計算が未確定となるため、合理的な見積額を賞与引当金として計上しております。
なお、前事業年度において業績インセンティブ給与として計上した未払金は351百万円でありました。
- リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によるおります。
- 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるおります。
- 連結納税制度の適用
当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。
- 重要な会計方針の変更
(金融商品に関する会計基準)
「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以降に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。
これにより、当事業年度よりこれまで現金及び預金に含まれていた「譲渡性預金」を「有価証券」と表示しております。

<貸借対照表に関する注記>

- 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 関係会社に対する短期金銭債権 861,546百万円
関係会社に対する長期金銭債権 70,000百万円
関係会社に対する短期金銭債務 31,071百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 47百万円
- 長期借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

<損益計算書に関する注記>

- 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 関係会社との取引高
営業収益 600,477百万円
営業費用 1,925百万円
営業取引以外の取引高 1,710百万円

<税効果会計に関する注記>

- 繰延税金資産の発生主な原因の内訳
繰延税金資産
関係会社株式償却否認額 790,157百万円
税務上の繰越欠損金 274,785百万円
その他 173百万円
繰延税金資産小計 1,065,116百万円
評価性引当額 △ 999,162百万円
繰延税金資産の純額 65,954百万円

<リースにより使用する固定資産に関する注記>

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	年度末残高相当額
車両運搬具	13百万円	10百万円	3百万円

- 未経過リース料年度末残高相当額
1年以内 2百万円
1年超 1百万円
合計 4百万円
- 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 4百万円
減価償却費相当額 3百万円
支払利息相当額 0百万円

- 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によるおります。
- 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によるおります。

<関連当事者との取引に関する注記>

1. 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社りそな銀行	直接 100.0%	経営管理 金銭貸借 関係 預金取引	譲渡性預金	596,432	有価証券	828,000
				受取利息	1,710	未収収益	44
				借入金利息	1,662	—	—
子会社	株式会社埼玉りそな銀行	直接 100.0%	経営管理 金銭貸借 関係	関係会社	—	関係会社	45,000
				貸付金利息	1,012	未収収益	2
子会社	株式会社近畿大阪銀行	直接 100.0%	経営管理 金銭貸借 関係	関係会社	10,000	関係会社	25,000
				貸付金利息	273	未収収益	3

- (注) 1. 譲渡性預金の取引金額は当事業年度中の平均残高を記載しております。
2. 譲渡性預金については、主として期間1ヶ月の取引であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
3. 借入金の利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
4. 貸付金は、劣後特約付貸付金であり、利率は、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主の子会社	株式会社整理回収機構	—	金銭貸借 関係	資金の借入	—	長期借入金	45,000
				借入金利息	1,012	未払費用	2

(注) 借入金は、劣後特約付借入金であり、利率は、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

<1株当たり情報に関する注記>

- 1株当たり純資産額 △53,005円 27銭
1株当たり当期純利益 51,933円 83銭

<重要な後発事象に関する注記>

株式分割及び単元株制度の導入

当社は、平成20年5月16日開催の取締役会における株式分割の決議及び平成20年6月26日開催の第7期定時株主総会における定款変更の承認可決に基づき、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」）施行日の前日を効力発生日として株式分割を行い、単元株制度を導入いたします。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

決済合理化法に基づき平成21年1月に実施が予定されている株券の電子化において、端株は電子化の対象にはならないことから、これに対応するため、株式分割を行い、端株制度を廃止するとともに単元株制度を導入するものです。

(2) 株式分割の割合

普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割いたします。

(3) 単元株制度の導入

普通株式及び各種の優先株式の単元株式数を100株といたします。

(4) 株式分割及び単元株制度導入の時期

株式分割及び単元株制度の導入は決済合理化法施行日の前日を効力発生日といたします。

上記の株式分割が前期首において行われたと仮定した場合における「1株当たり情報」の各数値はそれぞれ以下の通りであります。

(前事業年度)

1株当たり純資産額 Δ 1,039.01円

1株当たり当期純利益 323.67円

(当事業年度)

1株当たり純資産額 Δ 530.05円

1株当たり当期純利益 519.33円

決算公告【株式会社りそな銀行】

銀行法第20条に基づき、決算公告を下記ホームページアドレスに掲載しました。

<http://www.resona-gr.co.jp/holdings/ir/koukoku/rb/index.html>

なお、同法第21条の規定により、本決算公告を本誌に掲載しています。

第6期決算公告

平成20年6月27日

大阪府中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそな銀行
代表取締役社長 水田 廣行

連結貸借対照表(平成20年3月31日現在)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)					
現金預け金	1,783,027	預 金	19,315,867		
コールローン及び買入手形	1,252,792	譲渡性預金	2,281,440		
債券貸借取引支払保証金	14,727	コールマネー及び売渡手形	996,412		
買入金銭債権	47,829	売 現 先 勘 定	16,976		
特定取引資産	413,988	債券貸借取引受入担保金	10,626		
有価証券	3,961,967	特定取引負債	140,361		
貸出金	17,218,208	借 用 金	529,730		
外国為替	62,043	外 国 為 替	7,365		
その他資産	896,100	社 債	587,130		
有形固定資産	298,418	信託勘定借債	367,996		
建物	78,998	その他負債	374,390		
土地	207,245	賞与引当金	8,770		
建設仮勘定	1,084	退職給付引当金	0		
その他の有形固定資産	11,089	その他の引当金	13,598		
無形固定資産	8,585	特別法上の引当金	0		
ソフトウェア	6,094	繰延税金負債	0		
その他の無形固定資産	2,491	再評価に係る繰延税金負債	43,146		
繰延税金資産	263,025	支払承諾	506,693		
支払承諾見返	506,693	負債の部合計	25,200,508		
貸倒引当金	△ 326,117				
		(純資産の部)			
		資 本 金	279,928		
		資 本 剰 余 金	404,408		
		利 益 剰 余 金	207,258		
		株 主 資 本 合 計	891,695		
		その他有価証券評価差額金	104,713		
		繰延ヘッジ損益	19,489		
		土地再評価差額金	59,872		
		為替換算調整勘定	△ 2,252		
		評価・換算差額等合計	181,823		
		少数株主持分	127,364		
		純資産の部合計	1,200,783		
資産の部合計	26,401,292	負債及び純資産の部合計	26,401,292		

連結損益計算書

平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで

科 目		金 額	
		(単位:百万円)	
経 常 収 益			748,331
資 金 運 用 収 益	472,517		
貸 出 金 利 息	371,940		
有 価 証 券 利 息 配 当 金	38,779		
コールローン利息及び買入手形利息	14,172		
債券貸借取引受入利息	487		
預 け 金 利 息	15,613		
そ の 他 の 受 入 利 息	31,525		
債 務 取 引 等 収 益	8,637		
特 定 取 引 収 益	114,606		
そ の 他 業 務 収 益	70,168		
そ の 他 経 常 収 益	41,255		
経 常 費 用	41,145		
資 金 調 達 費 用	118,490		
預 金 利 息	58,430		
譲 渡 性 預 金 利 息	11,772		
コールマネー利息及び売渡手形利息	9,401		
売 現 先 利 息	865		
債券貸借取引支払利息	1,037		
借 用 金 利 息	3,078		
社 債 利 息	27,373		
そ の 他 の 支 払 利 息	6,167		
役 務 取 引 等 費 用	44,768		
特 定 取 引 費 用	464		
そ の 他 業 務 費 用	86,678		
業 務 経 費	225,649		
そ の 他 経 常 費 用	138,102		
経 常 利 益		134,178	
特 別 利 益		92,238	
固 定 資 産 処 分 益	405		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	3,680		
債 却 債 権 取 立 益	33,376		
そ の 他 の 特 別 利 益	54,775		
特 別 損 失		4,301	
固 定 資 産 処 分 損 失	1,526		
減 損 損 失	2,774		
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		222,115	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△ 29,473	
法 人 税 等 調 整 額		36,048	
少 数 株 主 利 益		8,780	
当 期 純 利 益		206,759	

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(連結財務諸表の作成方針)

- 連結の範囲に関する事項
 - 連結される子会社及び子法人等 5社
 主要な会社名
 P.T.Bank Resona Perdana
 Daiwa International Finance (Cayman) Limited 及び Daiwa PB Limited は清算により当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。
 - 非連結の子会社及び子法人等
 主要な会社名
 Asahi Services e Representacoes Ltda.
 非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
- 持分法の適用に関する事項
 - 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等はありません。
 - 持分法適用の関連法人等 4社
 主要な会社名
 りそな保証株式会社
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 - 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
 主要な会社名
 Asahi Services e Representacoes Ltda.
 - 持分法非適用の関連法人等はありません。
 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。
- 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
 - 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
 12月末日 4社
 3月末日 1社
 - 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。
 なお、連結決算日と上記の決算日等の間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
- 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- のれん及び負のれんの償却に関する事項
 原則5年間の定額法により償却を行っておりますが、重要性の乏しいものは発生年度において一括償却しております。

会計処理基準に関する事項

- 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準
 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については連結決算日前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産
 当社の有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建 物 2年~50年
 動 産 2年~20年
 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
 (会計方針の変更)
 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方針によった場合に比べ75万円減少しております。
 (追加情報)
 当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方針によった場合に比べ373万円減少しております。
 また、平成22年度中に予定している東京本社ビルの移転に際し除却が見込まれる有形固定資産について、耐用年数の見直しを行い、当連結会計年度において臨時償却を行いました。これに伴い経常利益及び税金等調整

前当期純利益は1,332百万円減少しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は286,882百万円でありました。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、主として、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

前連結会計年度までは、連結財務諸表作成時に業績インセンティブ給与の支給総額が確定していたため、未払金としてその他負債に含めて計上しておりましたが、当連結会計年度より、一部計算が未確定となるため、合理的な見積額を賞与引当金として計上しております。

なお、前連結会計年度において業績インセンティブ給与として計上した未払金は8,144百万円でありました。

別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相関変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間内にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,804百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は2,651百万円（同前）であります。

(6) 為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを軽減する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に合致するヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外債ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(6) 連結社間取引等

デリバティブ取引のうち連結社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(14) 消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(15) 連結納税制度の適用

当社は株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。

過去勤務債務	発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理

(9) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりです。

信託取引損失引当金	10,686百万円
当社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	
預金払戻損失引当金	1,960百万円
負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。	
信用保証協会負担引当金	700百万円
信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積り計上しております。	

(10) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金0百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関し生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

なお、従来、証券取引法第65条の2第7項において適用する証券取引法第51条の規定に基づき、証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当連結会計年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(12) リース取引の処理方法

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(i) 金利リスク・ヘッジ

当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資を除く）
37,112百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸付している有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは54百万円でありましたが、（再）担保に差し入れている有価証券及び再貸付に供している有価証券はありません。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は12,967百万円、延滞債権額は250,274百万円でありました。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として3ヶ月以上の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は4,173百万円でありました。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は138,360百万円でありました。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は405,776百万円でありました。
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は179,639百万円でありました。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	96,807 百万円
有価証券	1,890,867
貸出金	180,846
その他資産	3,940
担保資産に対応する債務	
預金	128,425 百万円
コールマネー及び差渡手形	250,000
売現先物	16,976
債券貸借取引受入担保金	10,626
借入金	517,500

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、有価証券608,193百万円及びその他資産89,126百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,907百万円、敷金保証金は16,918百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,863,148百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,574,256百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業績等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布令第119号）第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格（平成10年1月1日基準日）に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

- 有形固定資産の減価償却累計額 138,572百万円
- 有形固定資産の圧縮総額 44,423百万円
- 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 6,000百万円が含まれております。
- 社債には、劣後特約付社債 585,531百万円が含まれております。
- 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 433,580百万円です。

2.1. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、9.81%であります。

（連結損益計算書関係）

- 「その他経常収益」には、株式等売却益 17,749百万円を含んでおります。
- 「その他の経常費用」には、貸出金償却 54,562百万円、株式等売却損 37,589百万円、株式等償却 24,801百万円を含んでおります。
- 「その他の特別利益」には、債権売却益 40,000百万円、投資損失引当金取崩額 14,775百万円を含んでおります。
- 1株当たり当期純利益金額 5円 71銭
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 3円 69銭

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	257,454	711

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	290,696	448,331	157,635	167,316	9,681
債券	2,871,406	2,847,136	△ 24,269	3,077	27,346
国債	2,410,563	2,386,060	△ 24,503	1,925	26,428
地方債	149,242	149,800	558	1,019	460
社債	311,599	311,275	△ 324	132	457
その他	115,952	119,304	3,351	6,614	3,262
合 計	3,278,054	3,414,772	136,717	177,008	40,290

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、3,123百万円です。

また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証

16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は379,962百万円です。

17. 1株当たりの純資産額 △ 45円 82銭

18. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. 取得価額相当額	動産	12,050 百万円	
2. 減価償却累計額相当額	動産	6,914 百万円	
3. 期末残高相当額	動産	5,135 百万円	
4. 未経過リース料	1年内	1,999 百万円	
	期末残高相当額	1年超	3,569 百万円
	合計	5,569 百万円	
5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
	支払リース料	2,200 百万円	
	減価償却費相当額	2,151 百万円	
	支払利息相当額	158 百万円	

6. 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

19. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりです。

退職給付債務	△ 279,417 百万円
年金資産（時価）	540,852
未精立退職給付債務	261,434
未認識数理計算上の差異	△ 129,729
連結貸借対照表計上額の純額	131,704
前払年金費用	131,705
退職給付引当金	△ 0

20. 当社は、平成20年4月28日開催の取締役会決議を経て、4月30日付で東京本社ビルを譲渡いたしました。東京本社ビルは、当社が保有し、親会社である株式会社りそなホールディングスをはじめとするりそなグループが使用しておりますが、譲渡後、当面は賃借により使用し、平成22年には東京都江東区の深川地域に移転する予定です。

本件は、移転により、地域やお客さまとのリレーションシップを一層深め、新しい企業文化の創造を目指すとともに、オフィスインフラの抜本的な改革を進め、本社部門の生産性の向上等に取組むことが目的です。

譲渡先	三郷地所株式会社
譲渡資産	東京都千代田区大手町一丁目2番1地 りそな・マルハビル、うち当社持分
帳簿価額	581億円
譲渡価額	1,626億円
譲渡日	平成20年4月30日

券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落
要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、突貫破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	27,081,606	58,857	56,229

4. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

内容	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場内国債券	407,117
非上場株式	60,872

5. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	1,869,786	493,729	395,276	495,462
国債	1,550,269	—	340,329	495,462
地方債	34,429	72,781	42,589	—
社債	285,086	420,948	12,357	—
その他	9,325	14,036	42,658	8,493
合 計	1,879,111	507,766	437,934	503,956

第 6 期 決 算 公 告

平成20年6月27日

大阪府中央区船場東二丁目2番1号 株式会社りそな銀行 代表取締役社長 水田 廣行

貸 借 対 照 表 (平成20年3月31日現在)

(単位:百万円)

貸借対照表 (平成20年3月31日現在) Table with columns for Assets (資産) and Liabilities (負債) and Equity (純資産). Rows include Cash, Loans, Securities, etc.

損 益 計 算 書 [平成19年4月1日から平成20年3月31日まで]

(単位:百万円)

損益計算書 Table showing Income Statement details. Columns for Income (収益) and Expenses (費用). Rows include Interest Income, Commission Income, etc.

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場の他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点に基づき、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ、先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損損相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算日前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～50年

動産 2年～20年

(会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ75万円減少しております。

(追加情報)

当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ373万円減少しております。

また、平成22年度中に予定している東京本社ビルの移転に際し売却が見込まれる有形固定資産について、前

用年数の見直しを行い、当事業年度において臨時償却を行いました。これに伴い経常利益及び税引前当期純利益は1,332百万円減少しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。また、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行金は、「繰延資産の会計処理に関する当分の取扱い(企業会計基準実務対照表第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間もしくは償還が可能となるまでの期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付けております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を審査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を立上見込額として債権額から直接減額しており、その金額は286,882百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
前事業年度までは、財務諸表作成時に業績インセンティブ給与の支給総額が確定していたため、未払金としてその他の負債に含めて計上していましたが、当事業年度より、一部計算が未確定となるため、合理的な見積額を賞与引当金として計上しております。

なお、前事業年度において業績インセンティブ給与として計上した未払金は、8,144百万円でありました。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	発生年度一括して損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により積分した額を、それぞれ発生年の翌事業年度から損益処理

(5) その他の引当金

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりです。

信託取引損失引当金	10,686百万円
当社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。	
預金払戻損失引当金	1,960百万円
負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、計上しております。	
信用保証協会負担引当金	700百万円
信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積り計上しております。	

(6) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引法等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

なお、従来、証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づき、証券取引責任準備金を計上していましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当事業年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。

8. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当分の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間において、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、1,804百万円(税効果控除前)、繰延ヘッジ利益は、2,651百万円(同前)であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金融債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金融債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せず損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

11. 連結納税制度の適用

株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額(親会社株式を除く)

29,421百万円

2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは54百万円ですが、(再)担保に差し入れている有価証券及び再貸付けに供している有価証券はありません。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は12,967百万円、延滞債権額は248,186百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債)を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第3項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,173百万円です。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は137,923百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は403,250百万円です。
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は178,572百万円です。

8. 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産	
特定取引資産	96,807百万円
有価証券	1,890,867
貸出金	180,846
その他資産	3,940
担保資産に対応する債務	
預金	128,425百万円
コールマネー	250,000
売現先勘定	16,976
債券貸借取引受入担保金	10,626
借入金	517,500

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券668,011百万円及びその他資産89,126百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち敷金保証金は16,912百万円です。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,852,883百万円です。このうち原契約期間が5年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,558,452百万円です。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高のものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等も講じております。

10. 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、面地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

- 有形固定資産の減価償却累計額 138,213百万円
- 有形固定資産の圧縮記録額 44,423百万円
- 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金 16,000百万円が含まれております。

14. 社債は全額劣後特付社債であります。

15. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 433,580百万円であります。

16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私算（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は379,962百万円であります。

17. 1株当たりの純資産額 △ 46円 35銭

18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. 取得価額相当額	動産	12,050	百万円
2. 減価償却累計額相当額	動産	6,914	百万円
3. 期末残高相当額	動産	5,135	百万円
4. 未経過リース料	1年内	1,999	百万円
期末残高相当額	1年超	3,569	百万円
	合計	5,569	百万円

5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	2,200	百万円
減価償却費相当額	2,151	百万円
支払利息相当額	158	百万円

6. 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

19. 関係会社に対する金銭債権総額 160,595百万円

20. 関係会社に対する金銭債務総額 1,147,485百万円

21. 当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。

乙種第一回優先株式	1株につき	6円36銭
戊種第一回優先株式	1株につき	14円38銭
己種第一回優先株式	1株につき	18円50銭
第1種第一回優先株式	1株につき	56銭4厘
第2種第一回優先株式	1株につき	56銭4厘
第3種第一回優先株式	1株につき	56銭4厘

22. 当事業年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 279,417	百万円
年金資産（時価）	540,852	
未償立退職給付債務	261,435	
未認識数理計算上の差異	△ 129,729	
貸借対照表計上額の純額	131,705	
前払年金費用	131,705	
退職給付引当金	—	

23. 当社は、平成20年4月28日開催の取締役会決議を経て、4月30日付で東京本社ビルを譲渡いたしました。東京本社ビルは、当社が保有し、親会社である株式会社りそなホールディングスをはじめとするりそなグループが使用しておりますが、譲渡後、当社は賃借により使用し、平成22年中には東京都江東区の深川地域に移転する予定です。

本件は、移転により、地域やお客さまとのリレーションシップを一層深め、新しい企業文化の創造を目指すとともに、オフィスインフラの抜本的な改革を進め、本社部門の生産性の向上等に取組むことが目的です。

譲渡先 三菱地所株式会社
譲渡資産 東京都千代田区大手町一丁目2番1地
りそな・マルハビル、うち当社持分
帳簿価額 581億円
譲渡価額 1,626億円
譲渡日 平成20年4月30日

24. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、9.71%であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	3,443	百万円
役務取引等に係る収益総額	165	百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	256	百万円
その他の取引に係る収益総額	247	百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	11,466	百万円
役務取引等に係る費用総額	12,236	百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	3,092	百万円

関係会社とのその他の取引
代位弁済額 23,132 百万円

2. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	取引金額(百万円)	期末残高(百万円)
親会社	株式会社りそなホールディングス	被所有 100.0%	経営管理 預金取引関係	譲渡性預金 譲渡性預金利息	596,432	譲渡性預金	596,432	828,000
					1,710	未払利息	1,710	44

(注) 1. 譲渡性預金の取引金額は、当事業年度中の平均残高を記載しております。
2. 譲渡性預金については、主として期間1ヶ月の取引であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の 子会社	株式会社埼玉りそな銀行	—	提携関係	コールマネー コールマネー利息	1,165,183 7,752	コールマネー 未払費用	612,084 30
親会社の 子会社	りそな保証株式会社	直接 37.2%	保証委託契約 預金取引関係	住宅ローン等 に係る被保証 保証料	5,153,765 19,329	— 未払費用	— 858
				代位弁済	18,051	—	—
親会社の 子会社	大和ギャランティ株式会社	—	保証委託契約 預金取引関係	住宅ローン等 に係る被保証 保証料	822,557 1,042	— 未払費用	— 81
				代位弁済	5,080	—	—

(注) 1. 取引金額は、コールマネーについては当事業年度中の平均残高を、住宅ローン等に係る被保証については当事業年度末の被保証残高を、それぞれ記載しております。
2. コールマネーについては、主として期間1ヶ月の取引であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
3. 住宅ローン等に係る被保証の保証条件は、信用リスク等を勘案し、毎期交渉の上決定しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	備考
親会社の 役員等の 近親者	内川 通洋	—	親会社の執行役 野口 正敏の義兄	資金の貸付	—	証書貸付	15	注1
役員等の 近親者	中村 美奈子 中村 隆	—	当社取締役 中村 重治の母 当社取締役 中村 重治の弟	資金の貸付	—	証書貸付	17	注2
役員等の 近親者	保持 啓太郎	—	当社執行役員 広富 理以の義兄	資金の貸付	—	証書貸付	23	注3

(注) 1. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間 14 年、1ヶ月毎元金等返済の大和ギャランティ株式会社保証付住宅ローンであります。
2. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間 30 年、1ヶ月毎元金等返済のりそな保証株式会社保証付賃貸マンションローンであります。
3. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間 18 年、1ヶ月毎元金等返済のりそな保証株式会社保証付住宅ローンであります。

3. 「その他の特別利益」は、債権売却益 40,000百万円及び投資損失引当金取崩額 13,058百万円であります。

4. 1株当たり当期純利益金額 5 円 45 銭

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 3 円 54 銭

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の短期社債、「預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	257,454	711

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	290,696	448,331	157,635	167,316	9,681
債券	2,871,406	2,847,136	△ 24,269	3,077	27,346
国債	2,410,563	2,386,060	△ 24,503	1,925	26,428
地方債	149,242	149,800	558	1,019	460
社債	311,599	311,275	△ 324	132	457
その他	115,952	119,304	3,351	6,614	3,262
合 計	3,278,054	3,414,772	136,717	177,008	40,290

(注) 1. 貸借対照表計上額は、株式については当事業年度前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。
当事業年度における減損処理額は、3,123百万円であります。
また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。
正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以下下落
要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	27,054,986	58,857	56,229

4. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

内容	金額（百万円）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	6,638
関連法人等株式	22,782
その他有価証券	
非上場内国債券	407,117
非上場株式	60,872

5. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	1,899,786	493,729	395,276	495,462
国債	1,550,269	—	340,329	495,462
地方債	34,429	72,781	42,589	—
社債	285,086	420,948	12,357	—
その他	5,948	14,036	42,658	8,493
合計	1,875,734	507,766	437,934	503,956

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	804,826	百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額及び貸出金償却否認額	192,424	
有価証券償却否認額	125,652	
退職給付引当金損金算入限度超過額	34,131	
その他	62,592	
繰延税金資産小計	1,219,628	
評価性引当額	△887,961	
繰延税金資産合計	331,666	

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△31,990
退職給付信託設定益	△19,360
繰延ヘッジ利益	△13,422
子会社株式譲渡益繰延	△2,104
未収配当金	△1,941
その他	△274
繰延税金負債合計	△69,092
繰延税金資産の純額	262,574

信託財産残高表

平成20年3月31日現在

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出証券	126,327	金融信託	470,264
有価証券	0	財産形成給付信託	1,272
信託受益権	—	金融信託以外の金銭的信託	0
受託有価証券	327	有価証券の信託	327
金融債権	374,501	金融債権の信託	398,201
有形固定資産	632,020	土地及びその定着物の信託	121,327
無形固定資産	4,165	土地及びその定着物の貸借権の信託	4,691
その他債権	12,613	包括信託	547,364
銀行勘定貸	367,996		
現金預け金	25,498		
合計	1,543,450	合計	1,543,450

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2. 共同信託他社管理財産 66,632百万円

3. 元本補てん契約のある信託の貸出金 126,144百万円のうち、破綻先債権額は 104百万円、延滞債権額は 20,021百万円、3ヵ月以上延滞債権額は -百万円、貸出条件緩和債権額は 3,963百万円であります。また、これらの債権額の合計額は 24,090百万円であります。

(付) 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の内訳は次のとおりであります。

資産	金額	負債	金額
貸出金	126,144	元本補てん準備金	433,580
その他	308,320	債権償却準備金	380
		その他	504
計	434,464	計	434,464

(損益計算書関係)

1. 関係会社上の取引による収益
 その他業務・その他経常取引に係る収益総額 12百万円
 関係会社上の取引による費用
 資産運用取引に係る費用総額 1,012百万円
 その他業務・その他経常取引に係る費用総額 1,466百万円

2. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。

株式会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有(所有割合)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の株式会社	株式会社りそな銀行	-	提携関係	コールローン	1,105,103	コールローン	612,084
親会社の株式会社	りそな保証株式会社	11.7%	保証関係	住宅ローン等に係る保証料	7,782	未収収益	30
親会社の株式会社	りそな保証株式会社	11.7%	保証関係	保証委託関係に係る保証料	3,023,273	-	-
親会社の株式会社	りそな保証株式会社	11.7%	保証関係	保証料	5,581	未払費用	455
親会社の株式会社	りそな保証株式会社	11.7%	保証関係	貸付業務	9,131	-	-

- (注) 1. 取引金額は、コールローンについては当事業年度中の平均残高を、住宅ローン等に係る保証料については当事業年度末の残高総額高を、それぞれ記載しております。
 2. コールローンは、主として期間1ヶ月の取引であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
 3. 住宅ローン等に係る保証料の保証委託料は、信用リスク等を勘案し、毎期交渉の上決定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額 10.661円(株)

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品国債」「商品地方債」「その他の商品有価証券」中の短期債、買入金債(商債)中の信託委託債が含まれております。

1. 当期末の有価証券(平成20年3月31日現在)

	貸借対照表計上額(百万円)	当期の損益に含まれた評価差額(百万円)
当期末の有価証券	21,476	5

2. 換取目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

種別	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち戻(百万円)	うち損(百万円)
国債	88,989	194,814	5,824	5,825	0
地方債	88,989	194,814	5,824	5,825	0

(注) 1. 時価は、当期末における市場相場等に基づいております。
 2. 「うち戻」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

取得形態	貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち戻(百万円)	うち損(百万円)
株式	82,698	42,733	43,616	882
債券	1,680,111	1,084,728	2,211	9,196
国債	1,451,888	1,144,925	900	8,202
地方債	13,428	75,053	1,636	28
社債	158,801	158,744	115	232
その他	130,904	129,305	2,500	3,756
合 計	1,903,281	1,637,678	33,792	13,770

(注) 1. 貸借対照表計上額は、株式については当期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当期末における市場相場等に基づいた時価により、それぞれ計上したものであります。
 2. 「うち戻」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
 3. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって「貸借対照表価額」とするとともに、評価差額を当期の損失として処理しております。当期における減損処理額は、1,711百万円です。
 時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債権者区分に依り、次のとおりとしております。
 正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落
 要注意先：未償付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落
 破綻先：実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

4. 当期中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 起 平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	5,457,007	49,883	4,751

5. 評価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

その他有価証券	内容	貸借対照表計上額(百万円)
非上場内国債		56,692
非上場株式		1,927

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び換取目的の債券等(平成20年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券	1,306,252	162,506	378,369	88,105
国債	1,169,288	30,498	172,155	78,411
地方債	13,432	46,397	204,214	-
社債	111,631	85,611	2,100	10,094
その他	3,615	21,082	2,399	63,417
合 計	1,393,967	183,589	399,810	151,522

(税引外会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

	繰延税金資産	繰延税金負債
繰延税金資産		
貸借引当金繰入限度超過額	17,280	17,280
株式買付控除	10,139	10,139
退職給付関連	7,443	7,443
土地評価差額	3,956	3,956
その他	7,529	7,529
繰延税金資産小計	46,159	46,159
繰延税金負債		
繰延税金負債小計	△20,418	△20,418
繰延税金資産合計	25,741	25,741
繰延税金負債合計	△20,418	△20,418
繰延税金資産超過額	5,323	5,323
繰延税金負債超過額	△12,481	△12,481
繰延税金資産の純額	13,262	13,262

決算公告【株式会社近畿大阪銀行】

銀行法第20条に基づき、決算公告を下記ホームページアドレスに掲載しました。
<http://www.resona-gr.co.jp/holdings/ir/koukoku/ko/index.html>
 なお、同法第21条の規定により、本決算公告を本誌に掲載しています。

第8期決算公告

平成20年6月27日

大阪市中央区城見一丁目4番27号
 株式会社 近畿大阪銀行
 代表取締役社長 桔梗 芳人

連結貸借対照表 (平成20年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	69,128	預 金	3,306,744
コールローン及び買入手形	16,000	債券貸借取引受入担保金	30,011
買入金銭債権	142,346	借 用 金	81,456
商品有価証券	218	外 国 為 替	143
有価証券	630,211	その他の負債	29,589
貸出金	2,682,667	賞与引当金	2,358
外国為替	5,983	退職給付引当金	2,936
その他資産	13,640	その他の引当金	2,722
有形固定資産	31,928	支払承諾	28,551
建物	7,225	負債の部合計	3,484,514
土地	23,168	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	1,534	資 本 金	38,971
無形固定資産	895	資本剰余金	55,439
ソフトウェア	597	利益剰余金	16,852
その他の無形固定資産	297	株主資本合計	111,263
繰延税金資産	9,774	その他有価証券評価差額金	1,418
支払承諾見返	28,551	評価・換算差額等合計	1,418
貸倒引当金	△34,150	純資産の部合計	112,681
資産の部合計	3,597,196	負債及び純資産の部合計	3,597,196

連結損益計算書 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	額
経常収益		90,838
資金運用収益	70,411	
貸出金利息	61,627	
有価証券利息配当金	6,349	
コールローン利息及び買入手形利息	335	
債券貸借取引受入利息	9	
預け金利息	19	
その他の受入利息	2,069	
役員取引等収益	16,080	
その他業務収益	1,589	
その他経常収益	2,757	
経常費用		83,008
資金調達費用	11,898	
預金利息	9,715	
コールマネー利息及び売渡手形利息	10	
債券貸借取引支払利息	215	
借入金利息	1,953	
その他の支払利息	2	
役員取引等費用	5,704	
その他業務費用	1,204	
営業経費	45,455	
その他経常費用	18,746	
その他の経常費用	18,746	
経常利益		7,830
特別利益		3,724
固定資産処分益	1	
貸倒引当金戻入益	861	
債権回収益	2,860	
特別損失		370
固定資産処分損	58	
減損損	227	
その他の特別損失	84	
税金等調整前当期純利益		11,184
法人税、住民税及び事業税		2,596
法人税等調整額		△3,220
少数株主利益		0
当期純利益		11,808

(連結財務諸表の作成方針)

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 1社
 会社名
 近畿大阪信用保証株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等
 該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
 該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等
 該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
 該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等
 該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
 3月末日 1社

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、重要性が乏しいため当連結会計期間において一括償却しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条第2に基づいております。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による借却原価法(定額法)、その他有価証券の時価のあるものうち株式については連結決算日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は借却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

当社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～50年

建産 3年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。

(会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法による場合に比べ27百万円減少しております。

(追加情報)

連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法による場合に比べ34百万円減少しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結される子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は29,513百万円であります。

- (6) 貸与引当金の計上基準
- 貸与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 前連結会計年度までは、連結財務諸表作成時に業績インセンティブ給与の支給総額が確定していたため、未払金としてその他負債に含めて計上しておりましたが、当連結会計年度より、一部計算が未確定となるため、合理的な見積額を貸与引当金として計上しております。
- なお、前連結会計年度において業績インセンティブ給与として計上した未払金は2,183百万円です。
- (7) 退職給付引当金の計上基準
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 過去勤務債務 | その発生年度に一括して損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した年度から損益処理 |
- (8) その他の引当金の計上基準
- その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積ることができる金額を計上しております。
- 主な内容は次のとおりであります。
- | | |
|--|----------|
| 預金払戻引当金 | 1,029百万円 |
| 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じ発生する損失を見積り、計上しております。 | |
| 信用保証協会負担引当金 | 1,649百万円 |
| 信用保証協会の責任共有制度導入等により、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積り計上しております。 | |
- (9) 外貨建資産・負債の換算基準
- 当社の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (10) リース取引の処理方法
- 当社及び連結される子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理にております。
- (11) 消費税等の会計処理
- 当社及び連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式にております。
- (12) 連結納税制度の適用
- 当社は株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として連結納税制度を適用しております。

- 与信保全上の措置等を講じております。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 20,704百万円
9. 有形固定資産の圧縮記録額 10,176百万円
10. 借入金には、他の債務より債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金65,000百万円が含まれております。
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は30,590百万円です。
12. 1株当たりの純資産額 38円80銭
13. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- | | | | |
|-----------------------------|---|-------|-----|
| 1. 取得価額相当額 | 動産 | 1,338 | 百万円 |
| | その他 | 22 | 百万円 |
| | 合計 | 1,361 | 百万円 |
| 2. 減価償却累計額相当額 | 動産 | 822 | 百万円 |
| | その他 | 6 | 百万円 |
| | 合計 | 829 | 百万円 |
| 3. 期末残高相当額 | 動産 | 515 | 百万円 |
| | その他 | 16 | 百万円 |
| | 合計 | 532 | 百万円 |
| 4. 未経過リース料 | 1年内 | 219 | 百万円 |
| 期末残高相当額 | 1年超 | 341 | 百万円 |
| | 合計 | 561 | 百万円 |
| 5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 | 支払リース料 | 358 | 百万円 |
| | 減価償却費相当額 | 316 | 百万円 |
| | 支払利息相当額 | 37 | 百万円 |
| 6. 減価償却費相当額の算定方法 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 | | |
| 7. 利益相当額の算定方法 | リース料総額からリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 | | |
14. 当連結会計年度末の退職給付債務等は次のとおりであります。
- | | | |
|--------------|----------|-----|
| 退職給付債務 | △ 30,707 | 百万円 |
| 年金資産(時価) | 21,861 | |
| 未積立退職給付債務 | △ 8,846 | |
| 未認識数理計算上の差異 | 5,988 | |
| 連結貸借対照表上額の純額 | △ 2,857 | |
| 前払年金費用 | 78 | |
| 退職給付引当金 | △ 2,936 | |
15. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は、9.46%であります。

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常費用には、貸出金償却 8,893百万円を含んでおります。
2. その他の特別損失は、事務システム更改に伴う損失であります。
3. 1株当たり当期純利益金額 8円15銭
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 6円75銭

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は13,567百万円、延滞債権額は156,343百万円です。
- なお、破綻先債権とは、未収利息を収益に計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」といふ。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,628百万円です。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,020百万円です。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は83,561百万円です。
- なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,183百万円です。
6. 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産	
有価証券	65,402百万円
貸出金	50,000百万円
担保資産に対応する債務	
預金	10,170百万円
債券貸借取引受入担保金	30,011百万円
借入金	16,400百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保として、現金預け金7,700百万円、有価証券54,153百万円及びその他資産28百万円を差し入れています。

- また、その他資産のうち保証金は1,696百万円です。
7. 当車賃借契約及び貸付金に係るコメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反しない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、477,943百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが475,168百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高のものが必ずしも当社及び連結される子会社の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くは、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約権限の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を供するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」の注、「商品有価証券」、「買入金債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表上額	当連結会計年度の損益に含まれた
	(百万円)	評価差額
売買目的有価証券	218	4

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価	連結貸借対	評価差額	うち益	うち損
	(百万円)	照表計上額	(百万円)	(百万円)	(百万円)
株 式	9,155	13,763	4,607	4,790	182
債 券	522,876	523,613	737	1,871	1,134
国 債	296,062	295,708	△354	401	755
地方債	28,081	28,418	337	371	34
社 債	198,733	199,486	753	1,098	344
その他	204,736	201,154	△3,581	230	3,811
合 計	736,769	738,531	1,762	6,892	5,129

注1. 連結貸借対照表上額は、株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて計算された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいて時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式141百万円、その他519百万円の減損処理を行っております。

3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。(自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
その他有価証券	121,080	2,030	2,356

4. 時価評価されていない有価証券のうち、主な内容及び連結貸借対照表上額(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表上額(百万円)
満期保有目的の債券	
社 債	30,590
その他有価証券	
非上場株式	2,310
投資事業有限責任組合に類するもの出資持分	556

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
債 券	84,672	417,874	36,855	14,802
国 債	—	289,811	5,897	—
地方債	4,995	15,904	7,518	—
社 債	79,676	112,158	23,439	14,802
その他	1,861	26,335	24,122	142,158
合 計	86,533	444,209	60,977	156,961

第 8 期 決 算 公 告

平成20年6月27日

大阪市中央区城見一丁目4番27号
株式会社 近 畿 大 阪 銀 行
代表取締役社長 結 穂 芳 人

貸 借 対 照 表 (平成20年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	69,091	預 当 座 預 金	3,326,782
現 預 け 金	37,789	普 通 預 金	205,449
コ ー ル ロ ー ン	31,302	貯 蓄 預 金	1,292,095
買 入 金 銭 債 権	16,000	貯 蓄 預 金	29,651
商 品 有 価 証 券	142,346	通 知 預 金	7,812
商 品 国 債	218	定 期 預 金	1,754,233
有 価 証 券	218	そ の 他 の 預 金	37,539
国 債	632,428	債 券 買 取 引 受 入 担 保 金	30,011
地 方 債	295,708	借 用 金	81,456
株 式	28,418	借 入 金	81,456
そ の 他 の 証 券	230,076	外 国 為 替	143
貸 出 金	18,290	売 渡 外 国 為 替	124
割 引 手 形	59,934	未 払 外 国 為 替	18
手 形 貸 付	2,680,703	そ の 他 の 負 債	19,642
証 書 貸 付	60,132	未 決 済 為 替 借	258
当 座 貸 越	180,277	未 払 法 人 税 等	2,664
外 国 為 替	2,263,584	未 払 費 用	7,085
買 入 外 国 為 替	176,709	前 受 取 益	2,695
取 立 外 国 為 替	5,983	金 融 派 生 商 品	388
そ の 他 の 資 産	2,295	そ の 他 の 負 債	5,950
未 決 済 為 替 貸	783	賞 与 引 当 金	2,337
前 払 費 用	2,904	退 職 給 付 引 当 金	2,921
未 取 取 益	13,208	そ の 他 の 引 当 金	2,722
金 融 派 生 商 品	322	支 払 承 諾	25,114
そ の 他 の 資 産	425	負 債 の 部 合 計	3,491,132
建 物	4,253	(純 資 産 の 部)	
土 地	529	資 本 金	38,971
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	7,678	資 本 剰 余 金	55,439
無 形 固 定 資 産	31,889	資 本 準 備 金	38,971
ソ フ ト ウ ェ ア	7,216	そ の 他 資 本 剰 余 金	16,467
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	23,168	利 益 剰 余 金	10,915
株 延 税 金 資 産	1,504	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,915
支 払 承 諾 見 返	877	株 主 資 本 合 計	105,326
貸 倒 引 当 金	583	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,418
資 産 の 部 合 計	9,302	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,418
	25,114	純 資 産 の 部 合 計	106,744
	△ 29,287		
	3,597,876	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,597,876

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法による算定)により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定期法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券で時価のあるものうち株式については決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法による算定)、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法による算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
(1)有形固定資産
有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定期法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 6年~50年
動 産 3年~20年
(会計方針の変更)
平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べて26百万円減少しております。
(追加情報)
当期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べて34百万円減少しております。
- 無形固定資産
無形固定資産は、定期法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建て資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 引当金の計上基準
(1)貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている貸倒引当基準に即り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。))に係る債権については、下記直接接続後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。))及び貸出条件緩和と債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュフローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュフローを貸出条件緩和と実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュフロー見積法)により引当てしております。
なお、破綻懸念先のうち、キャッシュフロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認められる額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	70,361	経 常 収 益	89,448
資 金 運 用 収 益	61,577	貸 出 金 利 息	6,349
貸 出 金 利 息	6,349	有 価 証 券 利 息 配 当 金	335
有 価 証 券 利 息 配 当 金	335	コ ー ル ロ ー ン 利 息	9
コ ー ル ロ ー ン 利 息	9	債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	19
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	19	預 け 金 利 息	2,069
預 け 金 利 息	2,069	そ の 他 の 受 入 利 息	14,740
そ の 他 の 受 入 利 息	14,740	役 務 取 引 等 収 益	4,178
役 務 取 引 等 収 益	4,178	受 入 為 替 手 数 料 益	10,561
受 入 為 替 手 数 料 益	10,561	そ の 他 の 役 務 取 益	1,589
そ の 他 の 役 務 取 益	1,589	外 国 為 替 売 買 益	604
外 国 為 替 売 買 益	604	商 品 有 価 証 券 売 買 益	5
商 品 有 価 証 券 売 買 益	5	国 債 等 債 券 売 却 益	980
国 債 等 債 券 売 却 益	980	そ の 他 の 経 常 収 益	2,757
そ の 他 の 経 常 収 益	2,757	株 式 等 売 却 益	1,050
株 式 等 売 却 益	1,050	そ の 他 の 経 常 取 益	1,706
そ の 他 の 経 常 取 益	1,706	経 常 費 用	83,433
経 常 費 用	83,433	資 金 調 達 費 用	11,950
資 金 調 達 費 用	11,950	預 金 利 息	9,767
預 金 利 息	9,767	コ ー ル マ ネ ー 利 息	10
コ ー ル マ ネ ー 利 息	10	債 券 貸 借 取 引 支 払 息	215
債 券 貸 借 取 引 支 払 息	215	借 用 金 利 息	1,953
借 用 金 利 息	1,953	そ の 他 の 支 払 息	2
そ の 他 の 支 払 息	2	役 務 取 引 等 費 用	6,856
役 務 取 引 等 費 用	6,856	支 払 為 替 手 数 料 用	849
支 払 為 替 手 数 料 用	849	そ の 他 の 役 務 費 用	6,007
そ の 他 の 役 務 費 用	6,007	そ の 他 の 業 務 費 用	1,204
そ の 他 の 業 務 費 用	1,204	国 債 等 債 券 売 却 損	663
国 債 等 債 券 売 却 損	663	国 債 等 債 券 償 還 損	21
国 債 等 債 券 償 還 損	21	国 債 等 債 券 償 却 損	519
国 債 等 債 券 償 却 損	519	當 該 業 務 経 常 費 用	44,969
當 該 業 務 経 常 費 用	44,969	そ の 他 の 経 常 費 用	18,451
そ の 他 の 経 常 費 用	18,451	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	8,893
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	8,893	株 式 等 売 却 損	1,693
株 式 等 売 却 損	1,693	株 式 等 償 却 損	186
株 式 等 償 却 損	186	そ の 他 の 経 常 費 用	7,678
そ の 他 の 経 常 費 用	7,678	経 常 利 益	6,015
経 常 利 益	6,015	特 別 利 益	3,828
特 別 利 益	3,828	固 定 資 産 処 分 益	1
固 定 資 産 処 分 益	1	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	966
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	966	償 却 債 権 取 立 益	2,860
償 却 債 権 取 立 益	2,860	特 別 損 失	370
特 別 損 失	370	固 定 資 産 処 分 損	58
固 定 資 産 処 分 損	58	減 損 損 失	227
減 損 損 失	227	そ の 他 の 特 別 損 失	84
そ の 他 の 特 別 損 失	84	税 引 前 当 期 純 利 益	9,473
税 引 前 当 期 純 利 益	9,473	法 人 税 等 調 整 額	2,564
法 人 税 等 調 整 額	2,564	法 人 税 等 調 整 額	△ 2,748
法 人 税 等 調 整 額	△ 2,748	当 期 純 利 益	9,657
当 期 純 利 益	9,657		

- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,700百万円であります。
- (2)賞与引当金
賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
前期までは、計算書類作成時に業績インセンティブ給与の支給総額が確定していたため、未払金としてその他の負債に含めて計上しておりましたが、当期より、一部計算が未確定となるため、合理的な見積額を賞与引当金として計上しております。なお、前期において業績インセンティブ給与として計上した未払金は2,161百万円であります。
- (3)退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
過去勤務債務 その発生年度一括して損益処理
数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定期法により按分した額をそれぞれ発生年度の当期損益処理
- (4)その他の引当金
その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積ることができる金額を計上しております。主な内容は次のとおりであります。
預金払戻損失引当金 1,029百万円
負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、計上しております。
信用保証協会負担引当金 1,649百万円
信用保証協会の責任有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積り計上しております。
- 7.リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 8.消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式となっております。
- 9.連結納税制度の適用
株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

(金融商品に関する会計基準)
「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 関係会社の株式総額(親会社株式を除く) 2,216百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は3,303百万円、延滞債権額は 54,643百万円であり、
なお、破綻先債権とは、未収利息を収益に計上しなかった貸出金(貸倒債権を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第86条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 1,628百万円であり、
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 16,529百万円であり、
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取組みを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 76,106百万円であり、
なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 611,883百万円であり、
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 65,402百万円
貸出金 50,000百万円
担保資産に対応する債務
預金 10,170百万円
債券貸借取引受入担保金 30,011百万円
借入金 16,400百万円
上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保として、現金預け金 7,700百万円、有価証券 54,153百万円及びその他資産 283百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は 1,673百万円であり、
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資実行残高は、477,943百万円であり、このうち原契約締結日から1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 475,168百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約総額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を確保するほか、契約後も定期的にかつ定期的に社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 20,674百万円
10. 有形固定資産の圧縮総額 10,176百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付けられた劣後特約借入金 65,000百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は30,590百万円であり、
13. 1株当たりの純資産額 34円39銭

(損益計算書関係)

- 関係会社上の取引による収益
役員取引等に係る収益総額 1百万円
関係会社上の取引による費用
資金調達取引に係る費用総額 325百万円
役員取引等に係る費用総額 1,132百万円
その他の取引に係る費用総額 537百万円
関係会社上のその他の取引
代位弁済額 4,639百万円
 - 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。
子会社及び関連会社
- | 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|--------------|----------------|------------------|--------------|-----------|------|-----------|
| 子会社 | 近畿大阪信用保証株式会社 | 直接100% | 保証委託関係
預金取引関係 | 住宅ローン等に係る被保証 | 938,187 | — | — |
| | | | | 保証料等 | 1,152 | 未払費用 | 80 |
| | | | 代位弁済 | 4,639 | — | — | — |
- (注)1. 取引金額は、当事業年度末の被保証残高を記載しております。
2. 住宅ローン等に係る被保証の保証条件は、信用リスク等を勘案し、毎期交渉の上決定しております。
3. その他の特別損失は、事務システム更改に伴う損失であります。
4. 1株当たり当期純利益金額 6円56銭
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 5円52銭

14. 貸借対照表に計上した固定資産のうち、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンスリース契約により使用しております。

- 取得価額相当額 動産 1,318 百万円
その他 1 百万円
合計 1,319 百万円
- 減価償却累計額相当額 動産 815 百万円
その他 0 百万円
合計 816 百万円
- 期末残高相当額 動産 503 百万円
その他 0 百万円
合計 503 百万円
- 未経過リース料 1年内 212 百万円
期末残高相当額 1年超 319 百万円
合計 531 百万円
- 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 335 百万円
減価償却費相当額 295 百万円
支払利息相当額 35 百万円
- 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によること、
7. 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によること、

- 関係会社に対する金銭債務総額 47,599百万円
- 当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。
第一回優先株式 1株につき 6円80銭
- 当期末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
退職給付債務 △30,692 百万円
年金資産(時価) 21,861
未積立退職給付債務 △8,831
未認識数理計算上の差異 5,988
貸借対照表上額の純額 △2,843
前払年金費用 78
退職給付引当金 △2,921

- 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、9.20%であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	218	4

2. その他有価証券で特徴のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	9,155	13,763	4,607	4,790	182
債券	522,876	523,613	737	1,871	1,134
国債	296,062	295,708	△354	401	755
地方債	28,081	28,418	337	371	34
社債	198,733	199,486	753	1,098	344
その他	204,736	201,154	△3,581	230	3,811
合計	736,769	738,531	1,762	6,892	5,129

- 注1. 貸借対照表計上額は、株式については当期末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算出された額により、また、それ以外については、当期末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. 当期において、その他有価証券で特徴のある株式 141百万円、その他 519百万円の減損処理を行っております。

3. 当期中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	121,080	2,030	2,356

4. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	30,590
子会社株式	2,216
その他有価証券	
非上場株式	2,310
投資事業有責任組合に類するものの出資持分	556

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	84,672	417,874	36,855	14,802
国債	—	289,811	5,897	—
地方債	4,995	15,904	7,518	—
社債	79,676	112,158	23,439	14,802
その他	1,861	26,335	24,122	142,158
合計	86,533	444,209	69,977	156,961

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	114,054 百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	14,302
有価証券売却否認額	6,373
退職給付引当金損金算入限度額超過額	1,170
その他	9,465
繰延税金資産小計	145,365
評価性引当額	△135,568
繰延税金資産合計	9,797
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	△344
その他	△150
繰延税金負債合計	△494
繰延税金資産の純額	9,302 百万円

決算公告【りそな信託銀行株式会社】

銀行法第20条に基づき、決算公告を下記ホームページアドレスに掲載しました。
<http://www.resona-gr.co.jp/holdings/ir/koukoku/rt/index.html>
 なお、同法第21条の規定により、本決算公告を本誌に掲載しています。

第7期決算公告

平成20年6月27日

東京都千代田区大手町一丁目1番2号
 りそな信託銀行株式会社
 代表取締役社長 田中 卓

貸借対照表（平成20年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け	4,565	預金の預金	3,118
預金預け	4,565	その他の預金	3,118
債券貸借取引支払保証金	36,547	コールマネー	30,000
有価証券	19,945	その他の負債	12,853
国債	19,945	未払法人税等	1,382
その他の資産	17,188	未払費用	4,519
前払費用	109	前受収益	78
未収収益	16,534	未払金	5,891
その他の資産	544	預り金	970
有形固定資産	134	その他の負債	10
建物	78	賞与引当金	730
その他の有形固定資産	56	負債の部合計	46,702
無形固定資産	5,198	（純資産の部）	
ソフトウェア	4,232	資本	10,000
ソフトウェア仮勘定	963	資本剰余金	14,969
その他の無形固定資産	2	資本準備金	14,969
繰延税金資産	823	利益剰余金	12,728
		その他利益剰余金	12,728
		繰延利益剰余金	12,728
		株主資本合計	37,698
		その他有価証券評価差額金	2
		評価・換算差額等合計	2
		純資産の部合計	37,701
資産の部合計	84,403	負債及び純資産の部合計	84,403

損益計算書

平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで

（単位：百万円）

科目	金額	金額
経常収益		40,387
信託報酬	32,743	
資金運用収益	187	
有価証券利息配当金	110	
預け金利息	12	
その他の受入利息	63	
役員取引等収益	7,453	
受入為替手数料	1	
その他の役員収益	7,452	
その他経常収益	3	
経常費用	3	
資金調達費用	43	
預金利息	6	
コールマネー利息	36	
その他の支払利息	1	
役員取引等費用	9,327	
支払為替手数料	90	
その他の役員費用	9,236	
営業経費	11,856	
その他経常費用	248	
経常利益	218	18,911
特別損失		7
固定資産処分損	7	
税引前当期純利益		18,903
法人税、住民税及び事業税		7,870
法人税等調整額		△172
当期純利益		11,205

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【重要な会計方針】

- 有価証券の評価基準及び評価方法
 有価証券の評価は、その有価証券（債券）については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産流入法により処理しております。
- 固定資産の減価償却の方法
 (1)有形固定資産
 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用しております。
 また、耐用年数は次のとおりであります。
 建物 8年～20年
 動産 4年～15年
 （会計方針の変更）
 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
 （追加情報）
 当期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
 (2)無形固定資産
 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
 3 外貨建て資産及び負債の本国通貨への換算基準
 外貨建て資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 賞与引当金の計上基準
 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給付の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給付の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
 なお、前期までは、財務報告目的に業績インセンティブ給付の支給総額が確定していたため、未払金として計上しておりましたが、当期より、一部計算が未確定となるため、合理的な見積額を賞与引当金として計上しております。
 前期において業績インセンティブ給付として計上した未払金は604百万円です。
- リース取引の処理方法
 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に準じた会計処理をしております。
- 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。
- 連結納税制度の適用
 当社は、株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税会社として、連結納税制度を適用しております。
- 表示方法の変更
 前期において、その他負債の「その他の負債」に含めて表示しておりました「預り金」は、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、当期においては区分掲記しております。
 なお、前期のその他負債の「その他の負債」に含まれる「預り金」は771百万円です。

【注記事項】

（貸借対照表関係）

- 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は30,519百万円です。
- 為替決済の担保として19,945百万円の有価証券（国債）を差し入れています。
- また、その他資産のうち営業保証金は446百万円、投資顧問委託に係る営業保証金の供託は62百万円、信託業法に基づく営業保証金の供託は25百万円、手形交換差入保証金は1百万円です。
- 有形固定資産の減価償却累計額 162百万円
- 1株当たりの純資産額 75,402円06銭
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 関係会社に対する金銭債権総額 5,397百万円
- 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号イ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、41.78%です。

（損益計算書関係）

- 関係会社との取引による収益
 役員取引等に係る収益総額 4百万円
 関係会社との取引による費用
 資金調達取引・役員取引等以外の経常取引に係る費用総額 139百万円
- 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりです。
 兄弟会社等

属性	名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の 子会社	株式会社 りそな銀行	-	当社主要信託契約代理店 役員の兼任	信託契約代理店 店手数料支払	1,925	未払費用	1,350
				コールマネー	1,803	コールマネー	30,000
				コールマネー 利息	16	未払費用	6

注(1)信託契約代理店手数料支払のうち、取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

(2)コールマネーの取引金額は、当事業年度中の平均残高を記載しております。

(3)信託契約代理店手数料支払における取引条件については、一般的な信託契約代理店取引における取引条件を参考に決定しております。

(4)コールマネーの取引条件については、一般のコールマネー取引と同様に決定しております。

- 1株当たり当期純利益総額 22,411円45銭

（有価証券関係）

有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

- その他有価証券の時価のあるもの（平成20年3月31日現在）
 取得原価 評価差額
 計上額
 うち益 うち損

国債	19,940百万円	19,945百万円	4百万円	5百万円	1百万円
合計	19,940百万円	19,945百万円	4百万円	5百万円	1百万円

注(1)貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 (2)うち益（うち損）はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

- その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成20年3月31日現在）
 1年以内 5年超10年以内 10年超
 国債 19,945百万円 -百万円 -百万円 -百万円
 合計 19,945百万円 -百万円 -百万円 -百万円

（税効果計算関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産	繰延税金負債
未払事業税	318百万円
賞与引当金	296百万円
その他	210百万円
繰延税金資産合計	825百万円
繰延税金負債	2百万円
繰延税金資産の純額	823百万円

信託財産残高表
(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	9,059,990	金 銭 信 託	15,555,161
国 債	4,501,095	年 金 信 託	4,761,549
地 方 債	348,863	投 資 信 託	13,748,252
社 債	1,337,644	金銭信託以外の金銭の信託	171,894
株 式	1,418,715	有 価 証 券 の 信 託	523,368
外 国 証 券	1,453,671	包 括 信 託	429,857
信 託 受 益 権	26,115,140		
そ の 他 債 権	2,409		
現 金 預 け	12,544		
預 け 金	12,544		
合 計	35,190,084	合 計	35,190,084

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額26,115,140百万円が含まれております。
 3. 共同信託他社管理財産 2,265,503百万円
 4. 元本補てん契約のある信託の取扱残高はありません。

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行	りそな信託銀行
12.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	160	250	318	368
13.直近の2事業年度における次に掲げる事項				
(1) 総資産経常利益率及び資本経常利益率	147	235	304	361
(2) 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	147	235	304	361
14.直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金・定期性預金・譲渡性預金その他の預金の平均残高	162	252	320	369
15.直近の2事業年度における固定金利定期預金・変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	162	252	320	369
16.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	164	253	321	369
17.直近の2事業年度における固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	164	253	321	369
18.直近の2事業年度における担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び支払承諾見返額	165	254	322	369
19.直近の2事業年度における使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	165	254	322	369
20.直近の2事業年度における業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	164	254	322	369
21.直近の2事業年度における中小企業等（注1）に対する貸出金（注2）残高及び貸出金の総額に占める割合	165	254	322	369
22.直近の2事業年度における特定海外債権（特定海外債権引当金勘定の引当対象となる貸出金をいう。）残高の5%以上を占める国別の残高	165	254	322	369
23.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	163	253	321	369
24.直近の2事業年度における商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高（銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く。）	—	258	325	370
25.直近の2事業年度における有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の残存期間別の残高	168	258	325	370
26.直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の平均残高	168	258	325	370
27.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	163	253	321	369
28.直近の2事業年度における金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第8号の7の信託財産残高表（注記事項を含む）	169	—	—	371
29.直近の2事業年度における金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の受託残高	170	—	—	372
30.直近の2事業年度における元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の種類別の受託残高	169	—	—	371
31.直近の2事業年度における信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	170	—	—	372
32.直近の2事業年度における金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高	170	—	—	372
33.直近の2事業年度における金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の残高	170	—	—	371

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行	りそな信託銀行
34.直近の2事業年度における金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	170	—	—	371
35.直近の2事業年度における担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高	171	—	—	371
36.直近の2事業年度における使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高	171	—	—	371
37.直近の2事業年度における業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	171	—	—	371
38.直近の2事業年度における中小企業等（注1）に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	171	—	—	371
39.直近の2事業年度における金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。）の残高...	171	—	—	372
銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項				
40.リスク管理の体制	26～50	26～50	26～50	26～50
41.法令遵守の体制	21～25	21～25	21～25	21～25
直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項				
42.貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	149～154	237～243	306～311	363～367
43.貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額				
（1）破綻先債権に該当する貸出金	166	255	323	370
（2）延滞債権に該当する貸出金	166	255	323	370
（3）3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	166	255	323	370
（4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金	166	255	323	370
44.元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	169	—	—	371
45.自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	26～52,216～232	26～52,268～285	26～52,350～357	26～52,376～384
46.有価証券に関する次に掲げる事項				
（1）取得価額又は契約価額	155	244,245	313	368
（2）時価	155	244,245	313	368
（3）評価損益	155	244,245	313	368
47.金銭の信託に関する次に掲げる事項				
（1）取得価額又は契約価額	156	245	314	368
（2）時価	156	245	314	368
（3）評価損益	156	245	314	368
48.第13条の3第1項第5号に掲げる取引に関する次に掲げる事項				
（1）取得価額又は契約価額	157	246,247	315	368
（2）時価	157	246,247	315	368
（3）評価損益	157	246,247	315	368
49.貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	166	255	323	370
50.貸出金償却の額	166	255	323	370
51.法第20条第1項の規定により作成した書面について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	149	237	306	363
52.貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	149	—	—	—
53.単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	217	—	—	—

(注1) 資本金3億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が300人以下の会社又は個人をいう。ただし、卸売業にあっては資本金1億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が100人以下の会社又は個人を、サービス業にあっては資本金5千万円以下若しくは常時使用する従業員が100人以下の会社又は個人を、小売業及び飲食店にあっては資本金5千万円以下若しくは常時使用する従業員が50人以下の会社又は個人をいう。

(注2) 外国に所在する営業所の貸出金及び特別国際金融取引勘定に係る貸出金を除く。

銀行法施行規則第19条の3（連結ベース）

銀行及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

1.銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成.....	177	330
2.銀行の子会社等に関する次に掲げる事項		
（1）名称.....	178	330
（2）主たる営業所又は事務所の所在地.....	178	330
（3）資本金又は出資金.....	178	330
（4）事業の内容.....	178	330
（5）設立年月日.....	178	330
（6）銀行が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合.....	178	330
（7）銀行の1の子会社等以外の子会社等が保有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合.....	178	330

銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

3.直近の事業年度における事業の概況.....	132	291
4.直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項		
（1）経常収益.....	131	291
（2）経常利益又は経常損失.....	131	291
（3）当期純利益若しくは当期純損失.....	131	291
（4）純資産額.....	131	291
（5）総資産額.....	131	291
（6）連結自己資本比率.....	131	291

銀行及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

5.連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書.....	133～141	292～298
6.貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額		
（1）破綻先債権に該当する貸出金.....	146	302
（2）延滞債権に該当する貸出金.....	146	302
（3）3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金.....	146	302
（4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金.....	146	302
7.自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項.....	26～52,189～215	26～52,335～349
8.銀行及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの.....	145	301
9.法第20条第2項の規定により作成した書面について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨.....	133	—
10.連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨.....	133	—
11.連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨.....	191	—

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第6条

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行	りそな信託銀行
1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権.....	146,166	255	302,323	370
2.危険債権.....	146,166	255	302,323	370
3.要管理債権.....	146,166	255	302,323	370
4.正常債権.....	146,166	255	302,323	370

銀行法施行規則第34条の26

りそな
ホールディングス

銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 経営の組織（銀行持株会社の子会社等（法第52条の25に規定する子会社等（法第52条の13第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下この頁において同じ。）の経営管理に係る体制を含む）.....	3,17～20,87
2. 資本金及び発行済株式の総数	94,98
3. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
（1）氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）.....	107,108
（2）各株主の持株数.....	107,108
（3）発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	107,108
4. 取締役及び執行役の氏名及び役職名.....	88

銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

5. 銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成.....	3,87
6. 銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
（1）名称	89,90
（2）主たる営業所又は事務所の所在地	89,90
（3）資本金又は出資金	89,90
（4）事業の内容.....	89,90
（5）設立年月日.....	89,90
（6）銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	89,90
（7）銀行持株会社の1の子会社等以外の子会社等が保有する当該1の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	89,90

銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

7. 直近の事業年度における事業の概況.....	59
8. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
（1）経常収益.....	57
（2）経常利益又は経常損失	57
（3）当期純利益若しくは当期純損失.....	57
（4）純資産額.....	57
（5）総資産額.....	57
（6）連結自己資本比率	57

銀行持株会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

9. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書.....	60～69
10. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
（1）破綻先債権に該当する貸出金.....	77
（2）延滞債権に該当する貸出金.....	77
（3）3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	77
（4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金	77
11. 自己資本の充実について金融庁長官が別に定める事項.....	26～52,92～128
12. 銀行持株会社及びその子法人等（令第4条の2第2項に規定する子法人等をいう。）が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この項目において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）.....	73
13. 法第52条の28第1項の規定により作成した書面について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	60
14. 銀行持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨.....	60
15. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	95

金融庁告示第15号に基づく開示事項（バーゼルⅡ）

【銀行法施行規則第34条の26第1項第4号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日付金融庁告示第15号）】

	りそな ホールディングス
定性的な開示事項	
1.連結の範囲に関する次に掲げる事項	
（1）連結自己資本比率告示第15条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点.....	93
（2）持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容.....	93
（3）連結自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容.....	93
（4）連結自己資本比率告示第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容.....	93
（5）法第52条の23第1項第10号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの又は同項第11号に掲げる会社であって、持株会社グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容.....	93
（6）持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要.....	93
2.自己資本調達手段の概要.....	97～110
3.持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要.....	52
4.信用リスクに関する次に掲げる事項	
（1）リスク管理の方針及び手続の概要.....	31～37
（2）標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）.....	111
②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称.....	111
（3）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
①使用する内部格付手法の種類.....	52
②内部格付制度の概要.....	33,34
③次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）	
（i）事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）.....	33,34
（ii）ソブリン向けエクスポージャー.....	34
（iii）金融機関等向けエクスポージャー.....	34
（iv）株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）.....	34
（v）居住用不動産向けエクスポージャー.....	34
（vi）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー.....	34
（vii）その他リテール向けエクスポージャー.....	34
5.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要.....	38,119
6.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要.....	38
7.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
（1）リスク管理の方針及び手続の概要.....	37,38
（2）証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称.....	126
（3）証券化取引に関する会計方針.....	126
（4）証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称.....	126
8.オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
（1）リスク管理の方針及び手続の概要.....	45
（2）オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称.....	52
9.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要.....	42
10.銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項	
（1）リスク管理の方針及び手続の概要.....	43
（2）持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手法の概要.....	43

定量的な開示事項

11. 連結自己資本比率告示第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	93
12. 自己資本の構成に関する次に掲げる事項	
(1) 連結における基本的項目の額及び次に掲げる項目の額	94
① 資本金及び資本剰余金	94
② 利益剰余金	94
③ 連結子法人等の少数株主持分の合計額	94
④ 連結自己資本比率告示第17条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び連結における基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	94
⑤ 基本的項目の額のうち(1)から(4)までに該当しないもの	94
⑥ 連結自己資本比率告示は第17条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	94
⑦ 連結自己資本比率告示第17条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	94
⑧ 連結自己資本比率告示第17条第6項の規定により基本的項目から控除した額	94
(2) 連結自己資本比率告示第18条に定める補完的項目の額及び連結自己資本比率告示第19条に定める準補完的項目の額の合計額	94
(3) 連結自己資本比率告示第20条に定める控除項目の額	94
(4) 連結における自己資本の額	94
13. 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額（(2)及び(3)の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	
① 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	96
② 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）	
(i) 事業法人向けエクスポージャー	96
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	96
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	96
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー	96
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	96
(vi) その他リテール向けエクスポージャー	96
③ 証券化エクスポージャー	96
(2) 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	
① マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	96
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	96
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	96
② PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	96
(3) 信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本比率告示第145条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	96
(4) マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	96
① 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引の категорияごとの開示することを要する。）	—
② 内部モデル方式	—
(5) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	
① 粗利益配分手法	96
(6) 連結自己資本比率及び連結基本的項目比率	94
(7) 連結総所要自己資本額	94

	りそな ホールディングス
14.信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項	
（1）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	112,113
（2）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	
①地域別	112,113
②業種別又は取引相手の別	112,113
③残存期間別	112,113
（3）三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	112,113
①地域別	112,113
②業種別又は取引相手の別	112,113
（4）一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）	114
①地域別	114
②業種別又は取引相手の別	114
（5）業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	115
（6）標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに連結自己資本比率告示第20条第1項第3号及び第6号（連結自己資本比率告示第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額	115
（7）内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、連結自己資本比率告示第131条第3項及び第5項並びに第144条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	115
（8）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）	
①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値	116
②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	116
③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー次のいずれかの事項	
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値	116
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	—
（9）内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	118
（10）内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	117

15. 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	
(1) 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方向調整を行っている場合は、当該上方向調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	119
①適格金融資産担保	119
(2) 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	119
16. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項	
(1) 与信相当額の算出に用いる方式	120
(2) グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額	120
(3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）	120
(4) (2)に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から(3)に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）	120
(5) 担保の種類別の額	120
(6) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	120
(7) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	120
(8) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	120
17. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
(1) 持株会社グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	123,125
②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	123,125
③保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	122,124
④保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	122,124
⑤証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	122,124
⑥連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	122,124
⑦早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）	
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	123,125
(ii) 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	123,125
(iii) 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	123,125
⑧当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）	123,125
⑨証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	123,125
⑩連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	122,124

	りそな ホールディングス
(2) 持株会社グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	126
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額.....	126
③連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳.....	126
④連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	126
18. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
(1) 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額.....	127
①上場株式等エクスポージャー.....	127
②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー.....	127
(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	127
(3) 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額.....	127
(4) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額.....	127
(5) 連結自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額.....	127
19. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	127
20. 銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	128

【銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日付金融庁告示第15号）（単体ベース）】

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行	りそな信託銀行
定性的な開示事項				
1.自己資本調達手段の概要.....	193～200	271,272	339～341	380
2.銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要.....	52	52	52	52
3.信用リスクに関する次に掲げる事項				
（1）リスク管理の方針及び手続の概要.....	31～37	31～37	31～37	31～37
（2）標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項				
①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称.....	201	273	342	381
②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称.....	201	273	342	381
（3）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項				
①使用する内部格付手法の種類.....	52	52	—	—
②内部格付制度の概要.....	33,34	33,34	—	—
③次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要.....	—	—	—	—
（i）事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）.....	33,34	33,34	—	—
（ii）ソブリン向けエクスポージャー.....	34	34	—	—
（iii）金融機関等向けエクスポージャー.....	34	34	—	—
（iv）株式等エクスポージャー.....	34	34	—	—
（v）居住用不動産向けエクスポージャー.....	34	34	—	—
（vi）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー.....	34	34	—	—
（vii）その他リテール向けエクスポージャー.....	34	34	—	—
4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要.....	38,208	38,280	38,346	38,383
5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要.....	38	38	38	38
6.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項				
（1）リスク管理の方針及び手続の概要.....	37,38	37,38	37,38	37,38
（2）証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称.....	214	284	348	384
（3）証券化取引に関する会計方針.....	214	284	348	384
（4）証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称.....	214	284	348	384
7.オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項				
（1）リスク管理の方針及び手続の概要.....	45	45	45	45
（2）オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称.....	52	52	52	52
8.銀行勘定における銀行法施行令第4条第4項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要.....	42	42	42	42
9.銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項				
（1）リスク管理の方針及び手続の概要.....	43	43	43	43
（2）銀行が内部管理上を使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要.....	43	43	43	43
定量的な開示事項				
10.自己資本の構成に関する次に掲げる事項				
（1）基本的項目の額及び次に掲げる事項の額.....	216	269	350	377
①資本金及び資本剰余金.....	216	269	350	377
②利益剰余金.....	216	269	350	377
③自己資本比率告示第40条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合.....	216	269	350	377
④基本的項目の額のうち①から③までに該当しないもの.....	216	269	350	377
⑤自己資本比率告示第40条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額.....	216	269	350	377

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行	りそな信託銀行
⑥自己資本比率告示第40条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額.....	216	269	—	—
⑦自己資本比率告示第40条第7項の規定により基本的項目から控除した額.....	216	—	—	—
(2) 自己資本比率告示第41条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第42条に定める準補完的項目の額の合計額.....	216	269	350	377
(3) 自己資本比率告示第43条に定める控除項目の額.....	216	269	350	377
(4) 自己資本の額.....	216	269	350	377
11.自己資本の充実度に関する次に掲げる事項				
(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額（(2)及び(3)の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額.....	218	270	351	378
①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳.....	218	270	351,352	378,379
②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）				
(i) 事業法人向けエクスポージャー.....	218	270	—	—
(ii) ソブリン向けエクスポージャー.....	218	270	—	—
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー.....	218	270	—	—
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー.....	218	270	—	—
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー.....	218	270	—	—
(vi) その他リテール向けエクスポージャー.....	218	270	—	—
③証券化エクスポージャー.....	218	270	351,352	378,379
(2) 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額.....	218	270	—	—
①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳.....	218	270	—	—
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー.....	218	270	—	—
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー.....	218	270	—	—
②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー.....	218	270	—	—
(3) 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額.....	218	270	—	—
(4) マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる方式との額.....	218	270	351	378
①標準的方式.....	—	—	—	—
②内部モデル方式.....	—	—	—	—
(5) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額.....	218	270	351	378
①粗利益配分手法.....	218	270	351	378
(6) 単体自己資本比率及び単体基本的項目比率.....	216	269	350	377
(7) 単体総所要自己資本額.....	216	269	350	377
12.信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項				

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行	りそな信託銀行
(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳.....	219,220	274,275	353	382
(2) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳				
①地域別.....	219,220	274,275	353	382
②業種別又は取引相手の別.....	219,220	274,275	353	382
③残存期間別.....	219,220	274,275	353	382
(3) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳				
①地域別.....	219,220	274,275	353	382
②業種別又は取引相手の別.....	219,220	274,275	353	382
(4) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）.....	221	276	354	382
①地域別.....	221	276	354	382
②業種別又は取引相手の別.....	221	276	354	382
(5) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額.....	222	277	355	382
(6) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第43条第1項第2号及び第5号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額.....	222	277	355	383
(7) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高.....	222	277	—	—
(8) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）				
①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値.....	223	278	—	—
②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高....	224	279	—	—
③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー次のいずれかの事項				

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行	りそな信託銀行
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値	223	278	—	—
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	—	—	—	—
(9) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	224	279	—	—
(10) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	224	279	—	—
13.信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項				
(1) 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	225	280	355	383
①適格金融資産担保	225	280	355	383
②適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る。）	225	280	—	—
(2) 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	225	280	355	383
14.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項				
(1) 与信相当額の算出に用いる方式	226	281	356	384
(2) グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額	226	281	356	384
(3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）	226	281	356	384

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行	りそな信託銀行
(4) (2) に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から (3) に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）.....	226	281	356	384
(5) 担保の種類別の額.....	226	281	356	384
(6) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額.....	226	281	356	384
(7) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額.....	226	281	356	384
(8) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額.....	226	281	356	384
15.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項				
(1) 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項				
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）.....	228,230	283	356	384
②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）.....	228,230	283	356	384
③保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳.....	227,229	282	356	384
④保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額.....	227,229	282	356	384
⑤証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳.....	227,229	282	356	384
⑥自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳.....	227,229	282	356	384
⑦早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）				
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額.....	228,230	283	356	384
(ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額.....	228,230	283	—	—
(iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額.....	228,230	283	—	—
⑧当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）.....	228,230	283	356	384
⑨証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳.....	228,230	283	356	384

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行	りそな信託銀行
⑩自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	227,229	282	356	384
(2) 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項				
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	231	284	356,357	384
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	231	284	356,357	384
③自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	231	284	356,357	384
④自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	231	284	356,357	384
16.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項				
(1) 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額	232	285	357	384
①上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下「上場株式等エクスポージャー」という。）	232	285	357	384
②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	232	285	357	384
(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	232	285	357	384
(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	232	285	357	384
(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	232	285	357	384
(5) 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	232	285	—	—
17.信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	232	285	—	—
18.銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	232	285	357	384

【銀行法施行規則第19条の3第1項第3号八に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日付金融庁告示第15号）（連結ベース）】

	りそな銀行	近畿大阪銀行
定性的な開示事項		
1. 連結の範囲に関する次に掲げる事項		
（1）自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点.....	189	335
（2）連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容.....	189	335
（3）自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容.....	189	335
（4）自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容.....	189	335
（5）銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容.....	189	335
（6）連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要.....	189	335
2. 自己資本調達手段の概要.....	193～200	339～341
3. 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要.....	52	52
4. 信用リスクに関する次に掲げる事項		
（1）リスク管理の方針及び手続の概要.....	31～37	31～37
（2）標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項		
①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称.....	201	342
②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称.....	201	342
（3）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項		
①使用する内部格付手法の種類.....	52	—
②内部格付制度の概要.....	33,34	—
③次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）		
（i）事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）.....	33,34	—
（ii）ソブリン向けエクスポージャー.....	34	—
（iii）金融機関等向けエクスポージャー.....	34	—
（iv）株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）.....	34	—
（v）居住用不動産向けエクスポージャー.....	34	—
（vi）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー.....	34	—
（vii）その他リテール向けエクスポージャー.....	34	—
5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要.....	38,208	38,346
6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要.....	38	38
7. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
（1）リスク管理の方針及び手続の概要.....	37,38	37,38
（2）証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称.....	214	348
（3）証券化取引に関する会計方針.....	214	348
（4）証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称.....	214	348
8. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項		
（1）リスク管理の方針及び手続の概要.....	45	45
（2）オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称.....	52	52
9. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要.....	42	42
10. 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項		
（1）リスク管理の方針及び手続の概要.....	43	43
（2）連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要.....	43	43

	りそな銀行	近畿大阪銀行
定量的な開示事項		
11. 自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額.....	189	335
12. 自己資本の構成に関する次に掲げる事項		
（1）基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	190	336
①資本金及び資本剰余金	190	336
②利益剰余金.....	190	336
③連結子法人等の少数株主持分の合計額	190	336
④自己資本比率告示第28条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	190	336
⑤基本的項目の額のうち(1)から(4)までに該当しないもの.....	190	336
⑥自己資本比率告示第28条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額.....	190	336
⑦自己資本比率告示第28条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額.....	190	—
⑧自己資本比率告示第28条第6項の規定により基本的項目から控除した額	190	—
（2）自己資本比率告示第29条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第30条に定める準補完的項目の額の合計額.....	190	336
（3）自己資本比率告示第31条に定める控除項目の額.....	190	336
（4）自己資本の額.....	190	336
13. 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項		
（1）信用リスクに対する所要自己資本の額（（2）及び（3）の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額.....	192	337
①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳.....	192	337,338
②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）		
（i）事業法人向けエクスポージャー	192	—
（ii）ソブリン向けエクスポージャー	192	—
（iii）金融機関等向けエクスポージャー.....	192	—
（iv）居住用不動産向けエクスポージャー.....	192	—
（v）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー.....	192	—
（vi）その他リテール向けエクスポージャー.....	192	—
③証券化エクスポージャー.....	192	337,338
（2）内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額.....	192	—
①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳..	192	—
（i）簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	192	—
（ii）内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー.....	192	—
②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	192	—
（3）信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額.....	192	—
（4）マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	192	337
①標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。）.....	—	—
②内部モデル方式	—	—
（5）オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額.....	192	337
①粗利益配分手法	192	337

	りそな銀行	近畿大阪銀行
(6) 連結自己資本比率及び連結基本的項目比率.....	190	336
(7) 連結総所要自己資本額.....	190	336
14. 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項		
(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳.....	202,203	343
(2) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳		
①地域別.....	202,203	343
②業種別又は取引相手の別.....	202,203	343
③残存期間別.....	202,203	343
(3) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳		
①地域別.....	202,203	343
②業種別又は取引相手の別.....	202,203	343
(4) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）	204	344
①地域別.....	204	344
②業種別又は取引相手の別.....	204	344
(5) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額.....	205	345
(6) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第31条第1項第3号及び第6号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額.....	205	345
(7) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高.....	205	—
(8) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）		
①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値.....	206	—
②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高.....	207	—
③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項		
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値.....	206	—
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析.....	—	—
(9) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析.....	207	—
(10) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比.....	207	—

	りそな銀行	近畿大阪銀行
15. 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項		
(1) 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方向調整を行っている場合は、当該上方向調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）.....	208	346
①適格金融資産担保.....	208	346
②適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る。）.....	208	—
(2) 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）.....	208	346
16. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項		
(1) 与信相当額の算出に用いる方式.....	209	347
(2) グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額.....	209	347
(3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）.....	209	347
(4) (2) に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から(3) に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）.....	209	347
(5) 担保の種類別の額.....	209	347
(6) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額.....	209	347
(7) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額.....	209	347
(8) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額.....	209	347
17. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
(1) 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）.....	211,213	348
②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）.....	211,213	348
③保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳.....	210,212	348
④保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額.....	210,212	348
⑤証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳.....	210,212	348
⑥自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳.....	210,212	348
⑦早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）		
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額.....	211,213	348
(ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額.....	211,213	—
(iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額.....	211,213	—

	りそな銀行	近畿大阪銀行
⑧当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）	211,213	348
⑨証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	211,213	348
⑩自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	210,212	348
(2) 連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	214	348
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	214	348
③自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	214	348
④自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	214	348
18. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
(1) 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額	215	349
①上場株式等エクスポージャー	215	349
②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	215	349
(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	215	349
(3) 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	215	349
(4) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	215	349
(5) 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	215	—
19. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	215	—
20. 銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	215	349

■ 情報開示及び財務報告に関する基本方針 ■

りそなグループは、公平かつ適時・適切な情報開示及び信頼性ある財務報告の実施、並びに情報開示統制の有効性確保を目的として、情報開示及び財務報告に関する基本方針を定めています。同方針の主な内容は以下の通りです。

基本姿勢

1. 国内外のお客さま・株主・投資家等が当グループの状況を正確に認識し判断できるよう、より広く、継続して、分かり易い情報開示及び財務報告に努める。
2. 金融商品取引法及び当社の有価証券を上場している金融商品取引所の規則、並びに会社法及び銀行法その他の関係諸法令・規則等を遵守する。
3. 内容、時間、手法等の適時・適切性を確保すべく、金融商品取引所の情報システム、当グループのウェブサイト、各種印刷物など様々なツールを積極的に活用する。
4. 情報開示統制の整備・運用に努め、不断の改善を実施する。

情報開示及び財務報告のための体制と役割

取締役会は、本基本方針の制定、見直しを行うとともに、代表執行役及び執行役等が行う情報開示及び財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を適切に監督する。

監査委員会は、執行役の職務の執行に対する監査の一貫として、独立した立場から、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視する。

代表執行役は、情報開示の適切性及び財務報告の信頼性に関する責任を有し、内部統制の有効性を確保すべく最適な整備・運用を行う。

以上

平成17年6月制定

平成17年7月改定

平成18年5月改定

平成20年2月改定

上記「情報開示及び財務報告に関する基本方針」は、りそなグループにおける情報開示及び財務報告に関する基本方針を対外的に表明するものであり、プライバシーを侵害する情報等、開示が不適切と判断された情報の取り扱いについてはこの指針の対象ではありません。

また、りそなグループが開示する情報の中には、将来に関する記述（将来情報）が含まれることがありますが、こうした将来情報は、

次のような要因により重要な変動を受ける可能性があります。すなわち、本邦における株価水準の変動、政府の方針、法令、実務慣行及び解釈に係る展開及び変更、新たな企業倒産の発生、日本及び海外の経済環境の変動、並びにりそなグループのコントロールの及ばない要因等が考えられます。こうした将来情報は、将来の業績その他の動向について保証するものではなく、また実際の結果に比べて違いが生じる可能性があることにご留意ください。

りそなホールディングス

CONTENTS

財務・コーポレートデータセクション

主要な経営指標等の推移	57
連結財務諸表	60
有価証券及び金銭の信託の時価等情報	70
デリバティブ取引情報	72
セグメント情報	73
主要な業務の状況を示す指標	73
預金・貸出金に関する指標	76
不良債権処理について	77
有価証券に関する指標	79
信託業務に関する指標	79
主要な経営指標等の推移（単体）	81
単体財務諸表	82
組織	87
子会社等の状況	89

主要な経営指標等の推移

最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

連結会計年度	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
連結経常収益	1,138,199	1,076,571	1,047,056	1,153,316	1,114,441
うち連結信託報酬	32,763	35,186	36,684	40,438	41,380
連結経常利益(△は連結経常損失)	△1,111,877	396,467	368,341	409,855	233,712
連結当期純利益(△は連結当期純損失)	△1,663,964	365,592	383,288	664,899	302,818
連結純資産額	813,055	1,186,463	1,657,084	1,970,139	2,524,656
連結総資産額	39,841,837	39,563,362	40,399,547	39,985,678	39,916,171
1株当たり純資産額(円)	△151.65	△120.56	△78,499.52	△23,676.18	△13,711.01
1株当たり当期純利益(円) (△は1株当たり当期純損失)	△181.05	30.40	31,943.14	53,933.18	23,690.06
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益(円)	—	14.03	17,053.00	34,237.60	16,401.22
自己資本比率(%)	—	—	—	4.5	6.0
連結自己資本比率(第二基準)(%)	7.74	9.74	9.97	10.56	14.28
連結自己資本利益率(%)	—	—	—	38.3	14.4
連結株価収益率(倍)	—	7.07	12.67	5.87	7.00
営業活動によるキャッシュ・フロー	△762,333	△555,407	△484,649	21,119	△1,153,782
投資活動によるキャッシュ・フロー	△817,162	544,800	△541,071	363,230	589,524
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,912,702	71,263	△242,934	△538,537	396,337
現金及び現金同等物の期末残高	2,683,520	2,744,227	1,475,689	1,321,557	1,153,744
従業員数(人)	18,025	16,260	16,123	16,245	16,344
(外、平均臨時従業員数)	[12,400]	[13,844]	[15,489]	[15,476]	[15,532]
合算信託財産額	25,719,866	27,435,424	30,041,312	34,203,001	36,733,534

- (注) 1.当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
 2.連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
 3.「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成19年3月期から繰延ヘッジ損益を含めて算出してしております。
 また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、連結財務諸表注記の「1株当たり情報」に記載しております。
 4.潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、連結当期純損失が計上されている連結会計年度については算出しておりません。
 5.自己資本比率は、(期末純資産の部合計-期末新株予約権-期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出してしております。
 6.連結自己資本比率は、平成19年3月期末から銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出してしております。当社は第二基準を採用しております。なお平成18年3月期以前は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成10年大蔵省告示第62号に定められた算式に基づき算出してしております。
 7.連結自己資本利益率は、連結当期純利益金額を期中平均連結純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額で除して算出してしております。
 8.連結株価収益率は、連結当期純損失が計上されている連結会計年度については、算出しておりません。
 9.合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき、信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算し、記載しております。
 10.従業員数は、就業人員数を表示しております。
 11.当社は、平成17年8月2日に発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てについて、1,000株を1株に併合しております。

(参考)

期間比較可能性の観点から平成16年3月期、平成17年3月期について、一株当たり情報の各数値を千倍した場合には以下のとおりとなります。

(単位：円)

連結会計年度	平成16年3月期	平成17年3月期
1株当たり純資産額	△151,659.01	△120,562.76
1株当たり当期純利益(△は1株当たり当期純損失)	△181,051.22	30,403.15
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	14,036.31

■連結損益の状況

(単位：百万円)

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成19年3月期比
経常収益	1,153,316	1,114,441	△38,874
連結粗利益	805,219	769,303	△35,916
資金利益	563,703	555,350	△8,352
信託報酬	40,438	41,380	941
(信託勘定不良債権処理額)(△)	355	△104	△460
役務取引等利益	157,037	147,098	△9,938
特定取引利益	21,539	67,845	46,305
その他業務利益	22,500	△42,371	△64,872
一般貸倒引当金繰入額(△)	△1,417	△14,615	△13,197
営業経費(△)	384,631	385,919	1,288
臨時収支	△12,151	△164,286	△152,135
うち株式関係損益	72,713	△43,830	△116,543
うち不良債権処理額(△)	95,620	112,113	16,492
貸出金償却(△)	38,287	76,579	38,291
個別貸倒引当金繰入額(△)	59,884	30,224	△29,659
特定海外債権引当勘定繰入額(△)	△19	34	53
その他不良債権処理額(△)	△2,531	5,275	7,806
うち持分法による投資損益	497	409	△87
経常利益	409,855	233,712	△176,142
特別利益	29,162	94,111	64,948
うち与信費用戻入	24,824	38,914	14,089
特別損失(△)	12,942	5,131	△7,811
税金等調整前当期純利益	426,074	322,692	△103,382
法人税、住民税及び事業税(△)	12,466	15,232	2,765
法人税等調整額(△)	△263,686	△4,488	259,198
少数株主利益(△)	12,396	9,129	△3,266
当期純利益	664,899	302,818	△362,080
与信費用(△)	69,734	58,478	△11,255

(ご参考)

連結対象会社数

(単位：社)

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成19年3月期比
連結子会社数	21	19	△2
持分法適用会社数	2	2	-
合計	23	21	△2

■平成20年3月期の業績について

当連結会計年度における財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

総資産は前連結会計年度末比695億円減少して39兆9,161億円となりました。

資産ではコールローン及び買入手形が前連結会計年度末比4,441億円増加して1兆6,442億円に、現金預け金が前連結会計年度末比4,363億円増加して2兆456億円になりましたものの、有価証券は前連結会計年度末比8,765億円減少して6兆7,186億円に、貸出金は前連結会計年度末比2,004億円減少して26兆524億円となりました。

負債につきましては、コールマネー及び売渡手形が前連結会計年度末比3,042億円増加して4,283億円となりましたものの、譲渡性預金は前連結会計年度末比4,380億円減少して1兆3,621億円に、借入金は前連結会計年度末比3,090億円減少して6,841億円にそれぞれなっております。

なお、定期預金は前連結会計年度末比4,358億円増加し、12兆2,936億円となっております。

純資産の部につきましては、第5種優先株式および第9種優先株式の発行などによる資本剰余金の増加並びに当期純利益の計上などにより、株主資本合計が前連結会計年度末比7,228億円増加して2兆1,902億円になりました一方、その他有価証券評価差額金の減少などにより評価・換算差額等合計が前連結会計年度末比1,461億円減少して1,982億円に、少数株主持分が前連結会計年度末比221億円減少して1,361億円となっております。以上の結果、純資産の部全体では前連結会計年度末比5,545億円増加して2兆5,246億円となりました。なお、優先株式に係る株主資本を控除して計算した1株当たり純資産額は、△13,711円1銭となっております。

経営成績につきましては、経常収益が前連結会計年度比388億円減少し、1兆1,144億円となりました。内訳を見ますと、有価証券利息配当金は前連結会計年度比327億円減少して615億円となりましたものの、貸出金利回りの改善などにより貸出金利息が前連結会計年度比560億円増加して5,715億円となっており、資金運用収益全体としては前連結会計年度比378億円増加して、7,031億円となりました。また特定取引収益も前連結会計年度比459億円増加して679億円となりましたが、一方で、前連結会計年度は高水準であった株式等売却益が減少したことなどにより、その他経常収益が前連結会計年度比943億円減少して525億円となりました。なお、役員取引等収益は、前連結会計年度比90億円減少の1,987億円となっております。

経常費用は、前連結会計年度比1,372億円増加し、8,807億円となりました。内訳では、預金利息が前連結会計年度比370億円増加したことなどにより、資金調達費用が前連結会計年度比462億円増加して1,477億円となりました。また外国為替売買損や債券関係損益の悪化などによりその他業務費用が前連結会計年度比445億円増加して930億円に、株式等売却損や株式等償却の増加などによりその他経常費用が前連結会計年度比446億円増加して2,021億円にそれぞれなりました。なお、役員取引等費用は前連結会計年度比8億円増加の516億円となっております。

特別利益は、償却債権取立益やその他の特別利益などにより前連結会計年度比649億円増加して941億円となりました。一方、特別損失につきましては、前連結会計年度比78億円減少して、51億円となっております。なお、法人税等調整額が△44億円と前連結会

計年度比2,591億円の増加となっておりますが、これは平成20年度における東京本社ビルの売却に伴う繰延税金資産の計上がありましたものの、前連結会計年度において、当社を連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産算出に係る将来課税所得の見積もり期間を1年から5年に見直し、前連結会計年度の法人税等調整額が△2,636億円であったためであります。

以上の結果、連結経常利益は前連結会計年度比1,761億円減少し、2,337億円に、連結当期純利益は前連結会計年度比3,620億円減少し、3,028億円となりました。また、1株当たり当期純利益は23,690円6銭となっております。なお、当社グループの業績中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地別では本邦における業務が、各々大宗を占めています。

当社(単体)の経営成績につきましては、営業収益は傘下子銀行からの受取配当金の増加などに伴い、前事業年度比2,046億円増加して6,004億円に、経常利益は前事業年度比2,058億円増加して5,902億円となりました。また、税金費用などを加味した後の当期純利益は、前事業年度比2,055億円増加して6,246億円となっております。

なお、連結自己資本比率(第二基準)は、14.28%となりました。営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比1兆1,749億円支出が増加し1兆1,537億円の支出となりました。これは預け金の増加によるもののほか、譲渡性預金やコールローンなど市場性資金の増減等によるものであります。投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比2,262億円収入が増加し5,895億円の収入となりました。これは有価証券の売却が主な要因となっております。財務活動によるキャッシュ・フローは前連結会計年度比9,348億円収入が増加して、3,963億円の収入となりました。これは主として、第5種優先株式および第9種優先株式の発行によるものであります。これらの結果、現金及び現金同等物は、当連結会計年度期首に比べ1,678億円減少して1兆1,537億円となりました。

連結財務諸表

当社は、平成19年3月期の連結財務諸表すなわち連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。また、平成20年3月期の連結財務諸表すなわち連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。また、銀行法第52条の28の規定により作成した書面については、会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けております。

■連結貸借対照表

(単位：百万円)

	平成19年3月期 (平成19年3月31日)	平成20年3月期 (平成20年3月31日)
〈資産の部〉		
現金預け金 ^{※8}	1,609,285	2,045,603
コールローン及び買入手形 ^{※8}	1,200,121	1,644,268
債券貸借取引 支払保証金	114,451	101,250
買入金銭債権	571,122	509,277
特定取引資産 ^{※8}	370,899	445,962
金銭の信託	10,385	—
有価証券 ^{※1,2,8,15}	7,595,212	6,718,651
貸出金 ^{※3,4,5,6,7,8,9}	26,252,861	26,052,461
外国為替 ^{※7}	83,265	71,854
その他資産 ^{※8}	909,471	1,051,340
有形固定資産 ^{※11,12}	401,302	391,423
建物	114,798	109,084
土地 ^{※10}	266,660	262,945
建設仮勘定	1,767	1,389
その他の有形固定資産	18,075	18,003
無形固定資産	40,382	33,664
ソフトウェア	13,208	13,602
のれん	21,754	14,484
その他の無形固定資産	5,419	5,577
繰延税金資産	309,286	371,871
支払承諾見返 ^{※15}	1,075,585	969,346
貸倒引当金	△543,137	△490,803
投資損失引当金	△14,819	—
資産の部合計	39,985,678	39,916,171

(単位：百万円)

	平成19年3月期 (平成19年3月31日)	平成20年3月期 (平成20年3月31日)
〈負債の部〉		
預金 ^{※8}	31,731,081	31,635,428
譲渡性預金	1,800,220	1,362,130
コールマネー及び売渡手形 ^{※8}	124,054	428,328
売現先勘定 ^{※8}	13,983	16,976
債券貸借取引受入担保金 ^{※8}	55,575	40,638
特定取引負債	115,367	139,328
借入金 ^{※8,13}	993,227	684,186
外国為替	3,199	2,896
社債 ^{※14}	866,141	892,130
信託勘定借	417,715	367,996
その他負債 ^{※8}	766,672	767,862
賞与引当金	—	16,965
退職給付引当金	3,766	4,349
その他の引当金	5,409	20,454
特別法上の引当金	0	0
繰延税金負債	0	0
再評価に係る繰延税金負債 ^{※10}	43,536	42,494
支払承諾 ^{※15}	1,075,585	969,346
負債の部合計	38,015,538	37,391,514
〈純資産の部〉		
資本金	327,201	327,201
資本剰余金	223,810	673,764
利益剰余金	917,277	1,190,557
自己株式	△898	△1,280
株主資本合計	1,467,391	2,190,242
その他有価証券評価差額金	301,013	123,207
繰延ヘッジ損益	△15,675	18,308
土地再評価差額金 ^{※10}	60,484	58,961
為替換算調整勘定	△1,400	△2,252
評価・換算差額等合計	344,421	198,225
少数株主持分	158,327	136,188
純資産の部合計	1,970,139	2,524,656
負債及び純資産の部合計	39,985,678	39,916,171

■連結損益計算書

(単位：百万円)

	平成19年3月期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	平成20年3月期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
経常収益	1,153,316	1,114,441
資金運用収益	665,223	703,122
貸出金利息	515,486	571,529
有価証券利息配当金	94,290	61,523
コールローン利息及び 買入手形利息	8,889	16,442
買現先利息	0	—
債券貸借取引受入利息	122	683
預け金利息	9,476	15,649
その他の受入利息	36,959	37,293
信託報酬	40,438	41,380
役務取引等収益	207,849	198,765
特定取引収益	21,995	67,953
その他業務収益	71,006	50,719
その他経常収益*1	146,802	52,501
経常費用	743,461	880,728
資金調達費用	101,520	147,772
預金利息	51,834	88,856
譲渡性預金利息	6,055	10,353
コールマネー利息及び 売渡手形利息	1,298	1,909
売現先利息	309	874
債券貸借取引支払利息	804	1,319
借入金利息	6,501	6,689
社債利息	29,396	31,396
その他の支払利息	5,319	6,373
役務取引等費用	50,811	51,666
特定取引費用	455	107
その他業務費用	48,505	93,090
営業経費	384,631	385,919
その他経常費用	157,536	202,172
貸倒引当金繰入額	58,447	15,643
その他の経常費用*2	99,088	186,529
経常利益	409,855	233,712
特別利益	29,162	94,111
固定資産処分益	1,611	416
償却債権取立益	24,824	38,914
その他の特別利益*3	2,726	54,780
特別損失	12,942	5,131
固定資産処分損	2,668	1,992
減損損失	7,720	3,054
その他の特別損失	2,553	84
税金等調整前当期純利益	426,074	322,692
法人税、住民税及び事業税	12,466	15,232
法人税等調整額	△263,686	△4,488
少数株主利益	12,396	9,129
当期純利益	664,899	302,818

■連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

平成19年3月期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	株主資本					評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主 資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等 合計		
平成18年3月31日残高	327,201	263,505	749,118	△579	1,339,245	257,388	—	62,396	△1,946	317,838	156,829	1,813,913
連結会計年度中の変動額												
新株の発行		63,000			63,000							63,000
剰余金の配当(注)			△31,351		△31,351							△31,351
当期純利益			664,899		664,899							664,899
自己株式の取得				△570,345	△570,345							△570,345
自己株式の処分		4		28	32							32
自己株式の消却		△569,998		569,998	—							—
利益剰余金による補てん		467,300	△467,300		—							—
土地再評価差額金の取崩			1,912		1,912							1,912
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						43,624	△15,675	△1,912	545	26,582	1,498	28,080
連結会計年度中の変動額合計	—	△39,694	168,159	△319	128,145	43,624	△15,675	△1,912	545	26,582	1,498	156,225
平成19年3月31日残高	327,201	223,810	917,277	△898	1,467,391	301,013	△15,675	60,484	△1,400	344,421	158,327	1,970,139

(注) 平成18年5月の取締役会における利益処分項目であります。

平成20年3月期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	株主資本					評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主 資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等 合計		
平成19年3月31日残高	327,201	223,810	917,277	△898	1,467,391	301,013	△15,675	60,484	△1,400	344,421	158,327	1,970,139
連結会計年度中の変動額												
新株の発行		450,000			450,000							450,000
剰余金の配当			△31,062		△31,062							△31,062
当期純利益			302,818		302,818							302,818
自己株式の取得				△586	△586							△586
自己株式の処分		△46		203	157							157
自己株式の消却		△0		0	—							—
土地再評価差額金の取崩			1,523		1,523							1,523
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						△177,805	33,984	△1,523	△851	△146,195	△22,138	△168,333
連結会計年度中の変動額合計	—	449,953	273,279	△382	722,850	△177,805	33,984	△1,523	△851	△146,195	△22,138	554,517
平成20年3月31日残高	327,201	673,764	1,190,557	△1,280	2,190,242	123,207	18,308	58,961	△2,252	198,225	136,188	2,524,656

■連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	平成19年3月期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	平成20年3月期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	426,074	322,692
減価償却費	15,372	15,945
減損損失	7,720	3,054
のれん償却額	7,050	7,270
持分法による投資損益(△)	△497	△409
貸倒引当金の増加額	4,683	△52,334
投資損失引当金の増加額	182	△14,819
賞与引当金の増加額	—	16,965
事業再構築引当金の増加額	△171	—
退職給付引当金の増加額	329	582
資金運用収益	△665,223	△703,122
資金調達費用	101,520	147,772
有価証券関係損益(△)	△88,911	△11,639
金銭の信託の運用損益(△)	△385	△248
為替差損益(△)	△56,655	△58,341
固定資産処分損益(△)	1,056	1,575
特定取引資産の純増(△)減	297,986	△45,322
特定取引負債の純増減(△)	44,276	46,424
貸出金の純増(△)減	△43,258	200,400
預金の純増減(△)	133,833	△95,653
譲渡性預金の純増減(△)	76,480	△438,090
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	765,187	△237,609
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△88,960	△604,131
コールローン等の純増(△)減	△642,367	△382,301
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	△66,885	13,200
コールマネー等の純増減(△)	△1,023,785	307,494
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△98,882	△14,937
外国為替(資産)の純増(△)減	6,246	11,767
外国為替(負債)の純増減(△)	△2,286	△302
普通社債の発行・償還による純増減(△)	50,000	1,599
信託勘定借の純増減(△)	△8,397	△49,718
資金運用による収入	672,222	711,900
資金調達による支出	△94,903	△151,875
その他	310,006	△90,212
小計	38,658	△1,142,424
法人税等の支払額	△17,539	△11,357
営業活動による キャッシュ・フロー	21,119	△1,153,782

(単位：百万円)

	平成19年3月期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	平成20年3月期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△22,743,109	△33,119,422
有価証券の売却による収入	20,912,420	29,687,455
有価証券の償還による収入	2,216,224	4,023,801
金銭の信託の増加による支出	△10,000	—
金銭の信託の減少による収入	—	10,269
有形固定資産の取得による支出	△9,996	△9,201
有形固定資産の売却による収入	1,841	2,362
無形固定資産の取得による支出	△6,291	△5,755
無形固定資産の売却による収入	2,141	14
投資活動による キャッシュ・フロー	363,230	589,524
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入による収入	10,000	27,000
劣後特約付借入金の返済による支出	△27,000	△106,000
劣後特約付社債の発行による収入	126,960	68,678
劣後特約付社債の償還による支出	△108,743	△10,000
株式の発行による収入	62,147	448,367
配当金支払額	△31,351	△31,062
少数株主への配当金支払額	△236	△218
自己株式の取得による支出	△570,345	△586
自己株式の売却による収入	32	157
財務活動による キャッシュ・フロー	△538,537	396,337
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	54	107
V 現金及び現金同等物の増加額	△154,132	△167,813
VI 現金及び現金同等物の期首残高	1,475,689	1,321,557
VII 現金及び現金同等物の期末残高	1,321,557	1,153,744

■連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (平成20年3月期)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 19社
 主要な連結子会社名は、「子会社等の状況」に記載しているため省略しました。Daiwa International Finance(Cayman)Limited及びDaiwa PB Limitedは清算により当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。
- (2) 非連結子会社
 主要な会社名
 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.
 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
 (追加情報)
 財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社は、連結の範囲から除外しております。当該会社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号平成19年3月29日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社はありません。
- (2) 持分法適用の関連会社 2社
 主要な会社名
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- (3) 持分法非適用の非連結子会社
 主要な会社名
 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.
- (4) 持分法非適用の関連会社
 主要な会社名
 アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社
 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。
- (5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合の当該会社等
 主要な会社名
 株式会社長谷川
 ミニター株式会社
 株式会社ファーストアドバンテージ
 連結子会社であるベンチャーキャピタルが営業取引として投資育成目的で株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないため、当社の関連会社としておりません。
 主要な会社名
 畿内総合信用保証株式会社
 近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され、出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的ではないため、当社の関連会社としておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

- (1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。
 12月末日 4社
 3月末日 15社
- (2) 上記の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。
 連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準
 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減

額を加えております。

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については主として連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
 ①有形固定資産
 有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。
 また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物：2年～50年
 動産：2年～20年
 (会計方針の変更)
 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ172百万円減少しております。
 (追加情報)
 当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ520百万円減少しております。
 また、平成22年度中に予定している株式会社りそな銀行が保有する東京本社ビルの移転に際し除却が見込まれる有形固定資産について、耐用年数の見直しを行い、当連結会計年度において臨時償却を行いました。これに伴い経常利益及び税金等調整前当期純利益は1,332百万円減少しております。
- ②無形固定資産
 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
 主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破綻、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。
 なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当金として計上しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は374,040百万円であります。
 その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- (6) 投資損失引当金の計上基準
 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

- (7) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
前連結会計年度までは、連結財務諸表作成時に業績インセンティブ給与の支給総額が確定していたため、未払金としてその他負債に含めて計上しておりましたが、当連結会計年度より、一部計算が未確定となるため、合理的な見積額を賞与引当金として計上しております。
なお、前連結会計年度において業績インセンティブ給与として計上した未払金は16,035百万円でありました。
- (8) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。
・過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理
・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理
- (9) その他の引当金の計上基準
その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。主な内訳は次のとおりです。
信託取引損失引当金 10,686百万円
一部の銀行業を営む国内連結子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、計上しております。
預金払戻損失引当金 4,929百万円
負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。
信用保証協会負担金引当金 3,958百万円
信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。
利息返還損失引当金 560百万円
将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。
- (10) 特別法上の引当金の計上基準
特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金0百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
なお、従来、証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づき、証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当連結会計年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。
- (11) 外貨建資産・負債の換算基準
銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
- (12) リース取引の処理方法
当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (13) 重要なヘッジ会計の方法
(イ) 金利リスク・ヘッジ
銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。
なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,804百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は2,651百万円(同前)であります。

- (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
銀行業を営む国内連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金融債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金融債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
また、外貨建金融証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建金融証券の銘柄を特定し、当該外貨建金融証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。
- (ハ) 連結社間取引等
銀行業を営む国内連結子会社のデリバティブ取引のうち連結社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。
なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。
- (14) 消費税等の会計処理
当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (15) 連結納税制度の適用
当社及び一部の国内連結子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負債ののれんの償却に関する事項

原則5年間の定額法により償却を行っておりますが、重要性の乏しいものは発生年度において一括償却しております。

7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

■連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(平成20年3月期)

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

■注記事項

(平成20年3月期)

(連結貸借対照表関係)

- ※ 1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式19,047百万円及び出資金11,857百万円が含まれております。
- ※ 2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは54百万円、(再)担保に差し入れている有価証券は86,492百万円ですが、再貸付けに供している有価証券はありません。
- ※ 3. 貸出金のうち、破綻先債権額は22,057百万円、延滞債権額は394,291百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※ 4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,147百万円です。

取崩額14,779百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
(単位：千株)

	前年度末株式数 当連結会計	当連結会計年度		当年度末株式数 当連結会計	摘要
		増加株式数	減少株式数		
発行済株式					
普通株式	11,399	0	—	11,399	注1
種類株式					
乙種第一回優先株式	272	—	—	272	
丙種第一回優先株式	120	—	—	120	
丁種第一回優先株式	0	—	0	—	注1
戊種第一回優先株式	9	—	—	9	
己種第一回優先株式	80	—	—	80	
第1種第一回優先株式	2,750	—	—	2,750	
第2種第一回優先株式	2,817	—	—	2,817	
第3種第一回優先株式	2,750	—	—	2,750	
第4種優先株式	25	—	—	25	
第5種優先株式	—	40	—	40	注2
第9種優先株式	—	100	—	100	注2
合計	20,224	140	0	20,364	
自己株式					
普通株式	2	2	0	4	注3
種類株式					
丁種第一回優先株式	—	0	0	—	注1
合計	2	2	0	4	

(注) 1. 普通株式の発行済株式及び丁種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得権行使による増加であり、丁種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。
2. 新株の発行による増加であります。
3. 端株の買取及び処分による増減であります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年 5月18日 取締役会	普通株式	11,396	1,000	平成19年 3月31日	平成19年 6月11日
	種類株式				
	乙種第一回優先株式	1,731	6,360		
	丙種第一回優先株式	816	6,800		
	丁種第一回優先株式	0	10,000		
	戊種第一回優先株式	137	14,380		
	己種第一回優先株式	1,480	18,500		
	第1種第一回優先株式	4,642	1,688		
	第2種第一回優先株式	4,756	1,688		
	第3種第一回優先株式	4,642	1,688		
第4種優先株式	1,459	57,918			

- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※ 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は202,978百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は627,474百万円であります。
なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※ 7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は278,367百万円であります。
- ※ 8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
コールローン及び買入手形 230,000百万円
特定取引資産 96,807百万円
有価証券 3,414,322百万円
貸出金 268,999百万円
その他資産 4,028百万円
担保資産に対応する債務
預金 193,289百万円
コールマネー及び売渡手形 250,000百万円
売現先勘定 16,976百万円
債券貸借取引受入担保金 40,638百万円
借入金 555,600百万円
その他負債 139百万円
上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券882,434百万円、その他資産89,155百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,022百万円、敷金保証金は22,477百万円あります。
- ※ 9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,049,701百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが8,740,644百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。
また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- ※ 10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
・再評価を行った年月日
平成10年3月31日
・同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。
- ※ 11. 有形固定資産の減価償却累計額 210,513百万円
※ 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 61,870百万円
(当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)
※ 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金98,000百万円が含まれております。
※ 14. 社債には、劣後特約付社債680,531百万円が含まれております。
※ 15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は453,847百万円あります。
16. 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託433,580百万円あります。

(連結損益計算書関係)

- ※ 1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益24,421百万円を含んでおります。
※ 2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却76,579百万円、株式等売却損39,980百万円、株式等償却28,271百万円を含んでおります。
※ 3. 「その他の特別利益」には、債権売却益40,000百万円及び投資損失引当金

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額(円)	配当の原資	基準日	効力発生日
平成20年 5月16日 取締役会	普通株式	11,395	1,000	利益 剰余金	平成 20年 3月 31日	平成 20年 6月 10日
	種類株式					
	乙種第一回優先株式	1,731	6,360			
	丙種第一回優先株式	816	6,800			
	戊種第一回優先株式	137	14,380			
	己種第一回優先株式	1,480	18,500			
	第1種第一回優先株式	7,051	2,564			
	第2種第一回優先株式	7,224	2,564			
	第3種第一回優先株式	7,051	2,564			
	第4種優先株式	2,501	99,250			
第5種優先株式	2,184	54,622				
第9種優先株式	2,676	26,769				

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

平成20年3月31日現在

現金預け金勘定	2,045,603百万円
日本銀行以外への預け金	△891,858百万円
現金及び現金同等物	1,153,744百万円

(リース取引関係)

- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額取得価額相当額

動産	13,774百万円
その他	627百万円
合計	14,402百万円
 - 減価償却累計額相当額

動産	7,934百万円
その他	302百万円
合計	8,237百万円
 - 年度末残高相当額

動産	5,840百万円
その他	324百万円
合計	6,164百万円
 - 未経過リース料年度末残高相当額

1年内	2,409百万円
1年超	4,235百万円
合計	6,645百万円
 - 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	2,786百万円
減価償却費相当額	2,683百万円
支払利息相当額	206百万円
 - 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
 - 利息相当額の算定方法

主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。
- オペレーティング・リース取引
 - 未経過リース料

1年内	10百万円
1年超	3百万円
合計	14百万円

リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。

(退職給付関係)

- 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、退職一時金制度及び確定給付型の企業年金制度を設けております。なお、従業員の退職等に際して、退職給付に係る会計基準に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない退職金を支給する場合があります。また、上記の連結子会社のうち2社において、退職給付信託を設定しております。

また、適格退職年金制度を有している連結子会社は1社であります。なお、当社につきましては、退職給付制度を設けておりません。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務 (A)	△350,094百万円
年金資産 (B)	600,815百万円
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	250,721百万円
未認識数理計算上の差異 (D)	△116,017百万円
連結貸借対照表計上額純額 (E) = (C) + (D)	134,703百万円
前払年金費用 (F)	139,053百万円
退職給付引当金 (E) - (F)	△4,349百万円

(注) 1. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。
2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	9,215百万円
利息費用	6,888百万円
期待運用収益	△6,452百万円
過去勤務債務の費用処理額	—
数理計算上の差異の費用処理額	△7,851百万円
その他(退職給付債務の対象外の退職金等)	1,099百万円
退職給付費用	2,899百万円
代行返上資産額確定に伴う利益	—
計	2,899百万円

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- 割引率 2.0%
- 期待運用収益率 2.5%
- 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準
- 過去勤務債務の額の処理年数 発生年度に一括して費用処理することとしている。
- 数理計算上の差異の処理年数 10年 (各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている。)

(税効果会計関係)

- 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,199,460百万円
有価証券償却否認額	933,940百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額及び貸出金償却否認額	242,182百万円
退職給付引当金	43,218百万円
その他有価証券評価差額金	320百万円
その他	117,372百万円
繰延税金資産小計	2,536,495百万円
評価性引当額	△2,083,590百万円
繰延税金資産合計	452,904百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△37,042百万円
退職給付信託設定益	△19,360百万円
繰延ヘッジ利益	△13,422百万円
未収配当金	△2,015百万円
その他	△9,192百万円
繰延税金負債合計	△81,033百万円
繰延税金資産の純額	371,871百万円
- 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	40.63%
評価性引当額等	△35.04%
受取配当金益金不算入	△1.42%
親会社と子会社の実効税率差	△1.20%
その他	0.35%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.32%

(関連当事者情報)

- (追加情報)
- 当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第13号 平成18年10月17日)を早期適用しております。
- この結果、従来の開示対象に加えて、重要な子会社の役員及び重要な子会社の役員に近親者との取引、並びに親会社又は重要な関連会社に関する注記が開示対象に追加されております。

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

- ① 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
記載すべき重要なものはありません。
- ② 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
記載すべき重要なものはありません。
- ③ 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主の子会社	株式会社 整理回収機構	東京都 中野区	212,000	債権の管理・ 回収等	-	金銭貸借関係	資金の借入	-	借入金	45,000
							借入金利息	1,012	その他負債	2

(注) 借入金は、劣後特約付借入金であり、利率は市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

- ④ 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
記載すべき重要なものはありません。
- (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
- ① 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
記載すべき重要なものはありません。
- ② 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
記載すべき重要なものはありません。
- ③ 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
記載すべき重要なものはありません。
- ④ 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	備考
役員	中村 重治	-	-	当社執行役 株式会社りそな 銀行取締役	-	当社執行役株式 会社りそな銀行 取締役	賃貸マンション ローンに係る 被保証	-	-	17	注1
役員 の近親者	中村 美奈子 中村 隆	-	-	-	-	当社執行役 中村 重治の母 当社執行役 中村 重治の弟	資金の貸付	-	貸出金	17	注2
役員 の近親者	内川 通洋	-	-	-	-	当社執行役 野口 正敏の義兄	資金の貸付	-	貸出金	15	注3
重要な 子会社の 役員	豊嶋 秀直	-	-	株式会社埼玉り そな銀行監査役	-	株式会社 埼玉りそな銀行 監査役	預金取引	-	預金	50	注4
重要な 子会社の 役員	沼田 郁男	-	-	りそな信託銀行 株式会社監査役	-	りそな信託銀行 株式会社監査役	預金取引	-	預金	10	注4
重要な 子会社の 役員 の近親者	保持 啓太郎	-	-	-	-	株式会社りそな 銀行執行役員 広富 靖以の義兄	資金の貸付	-	貸出金	23	注5
重要な 子会社の 役員 の近親者	寺井 誠一	-	-	-	-	株式会社 埼玉りそな銀行 監査役 梶田 邦治の兄	資金の貸付	-	貸出金	85	注6
重要な 子会社の 役員 の近親者	寺井 眞理子	-	-	-	-	株式会社 埼玉りそな銀行 監査役 梶田 邦治の義姉	資金の貸付	-	貸出金	29	注6

(注) 1. 当社役員の前親者へのりそな保証株式会社保証付の株式会社りそな銀行賃貸マンションローンに係る保証であり、不動産担保の提供も受けております。

- 2. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間30年、1ヶ月毎元利均等返済のりそな保証株式会社保証付の株式会社りそな銀行賃貸マンションローンであります。
- 3. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間14年、1ヶ月毎元利均等返済の大和ギャランティ株式会社保証付の株式会社りそな銀行住宅ローンであります。
- 4. 株式会社りそな銀行の自由金利定期預金であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
- 5. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間18年、1ヶ月毎元利均等返済のりそな保証株式会社保証付の株式会社りそな銀行住宅ローンであります。
- 6. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間20年、1ヶ月毎元金均等返済の株式会社りそな銀行の証書貸付であり、不動産担保の提供も受けております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

- (1) 親会社情報
該当ありません。
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報
記載すべき重要なものはありません。

(開示対象特別目的会社関係)

当社の連結子会社である株式会社りそな銀行では、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。特別目的会社は、英国領ケイマン諸島に設立された会社です。当該流動化において、株式会社りそな銀行は住宅ローン債権を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社は譲受けた債権を裏付けに社債を発行して調達した資金をローン債権の購入代金として同社に引渡しております。当連結会計年度末における開示対象特別目的会社は1社で、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は7,008百万円、負債総額は7,031百万円です。

なお、当該特別目的会社について、当社グループでは議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等は以下の通りです。

(単位：百万円)

当連結会計年度末残高

譲渡資産(住宅ローン債権)	5,075
譲渡資産に係る劣後債権	2,233

(注) 信託報酬、分配益及び事務委任手数料などの損益取引は、重要性が乏しいため記載しておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	△13,711.01円
1株当たり当期純利益	23,690.06円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	16,401.22円

(注) 1.1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

純資産の部の合計額	2,524,656百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	2,680,895百万円
うち少数株主持分	136,188百万円
うち優先株式	2,511,852百万円
うち優先配当額	32,854百万円
普通株式に係る期末の純資産額	△156,239百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	11,395千株

2.1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

1株当たり当期純利益	
当期純利益	302,818百万円
普通株主に帰属しない金額	32,854百万円
うち優先配当額	32,854百万円
うち配当優先株式に係る消却差額	―百万円
普通株式に係る当期純利益	269,963百万円
普通株式の期中平均株式数	11,395千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額	28,168百万円
うち優先配当額	28,168百万円
普通株式増加数	6,781千株
うち優先株式	6,781千株

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後

1株当たり当期純利益の算定に含めなかった

潜在株式の概要

該当ありません。

(重要な後発事象)

1. 株式会社りそな銀行保有の東京本社ビルの譲渡

当社の子会社である株式会社りそな銀行は、平成20年4月28日開催の取締役会決議を経て、4月30日付で東京本社ビルを譲渡いたしました。

東京本社ビルは、同社が保有し、当社グループが使用しておりますが、譲渡後、当面は賃借により使用し、平成22年中には東京都江東区の深川地域に移転する予定です。

本件は、移転により、地域やお客さまとのリレーションシップを一層深め、新しい企業文化の創造を目指すとともに、オフィスインフラの抜本的な改革を進め、本社部門の生産性の向上等に取組むことが目的です。

譲渡先	三菱地所株式会社
譲渡資産	東京都千代田区大手町一丁目2番1他 りそな・マルハビル、うち株式会社りそな銀行持分
帳簿価額	581億円
譲渡価額	1,626億円
譲渡日	平成20年4月30日

2. 株式分割及び単元株制度の導入

当社は、平成20年5月16日開催の取締役会における株式分割の決議及び平成20年6月26日開催の第7期定時株主総会における定款変更の承認可決に基づき、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」)施行日の前日を効力発生日として株式分割を行い、単元株制度を導入いたします。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

決済合理化法に基づき平成21年1月に実施が予定されている株券の電子化において、端株は電子化の対象にはならないことから、これに対応するため、株式分割を行い、端株制度を廃止するとともに単元株制度を導入するものです。

(2) 株式分割の割合

普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割いたします。

(3) 単元株制度の導入

普通株式及び各種の優先株式の単元株式数を100株といたします。

(4) 株式分割及び単元株制度の導入の時期

株式分割及び単元株制度の導入は決済合理化法施行日の前日を効力発生日といたします。

上記の株式分割が前期首において行われたと仮定した場合における「1株当たり情報」の各数値はそれぞれ以下の通りであります。

(前連結会計年度)

1株当たり純資産	△236.76円
1株当たり当期純利益	539.33円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	342.37円

(当連結会計年度)

1株当たり純資産	△137.11円
1株当たり当期純利益	236.90円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	164.01円

■ 有価証券及び金銭の信託の時価等情報 ■

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の信託受益権、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債を含めて記載しております。

「子会社及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

■ 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	平成19年3月末		平成20年3月末	
	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	291,026	272	292,348	721

■ 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	平成19年3月末					平成20年3月末				
	連結貸借対照表計上額	時価	評価差額		うち損	連結貸借対照表計上額	時価	評価差額		うち損
			うち益	うち損				うち益	うち損	
国債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	148,451	148,074	△377	588	966	188,989	194,814	5,824	5,825	0
社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	148,451	148,074	△377	588	966	188,989	194,814	5,824	5,825	0

(注) 1. 時価は、各連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

■ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	平成19年3月末					平成20年3月末				
	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額		うち損	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額		うち損
			うち益	うち損				うち益	うち損	
株式	390,466	839,411	448,944	451,428	2,483	385,586	589,979	204,392	216,106	11,713
債券	4,951,728	4,913,534	△38,193	1,468	39,662	5,104,401	5,074,447	△29,953	7,666	37,619
国債	3,927,606	3,894,702	△32,903	814	33,718	4,184,455	4,151,666	△32,788	3,273	36,062
地方債	311,550	308,743	△2,806	376	3,183	250,751	253,274	2,522	3,046	523
社債	712,570	710,087	△2,483	277	2,760	669,194	669,506	312	1,346	1,034
その他	1,054,405	1,076,576	22,171	49,626	27,455	451,885	449,103	△2,782	8,089	10,872
合計	6,396,599	6,829,521	432,921	502,523	69,601	5,941,874	6,113,531	171,656	231,862	60,205

(注) 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

■ 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	平成19年3月期			平成20年3月期		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	20,521,550	148,413	59,169	29,664,971	75,556	63,489

■時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

		平成19年3月末	平成20年3月末
満期保有目的の債券	非上場内国債券	30,640	30,590
その他有価証券	非上場株式	122,077	82,705
	非上場内国債券	571,668	464,038

■保有目的を変更した有価証券

平成19年3月末、平成20年3月末とも該当ありません。

■その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(単位：百万円)

	平成19年3月末				平成20年3月末			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	2,939,623	1,368,164	614,257	742,346	3,274,881	1,074,209	810,601	598,369
国債	2,387,786	452,723	328,040	726,152	2,739,498	320,309	518,381	573,473
地方債	63,290	152,803	241,102	—	52,857	135,084	254,322	—
社債	488,547	762,637	45,115	16,193	482,525	618,816	37,897	24,896
その他	11,400	85,151	240,849	232,712	15,212	62,902	90,446	214,070
合計	2,951,024	1,453,316	855,106	975,058	3,290,093	1,137,111	901,048	812,439

■金銭の信託の時価等情報

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成19年3月末		平成20年3月末	
	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	10,385	385	—	—

満期保有目的の金銭の信託

平成19年3月末、平成20年3月末とも該当ありません。

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

平成19年3月末、平成20年3月末とも該当ありません。

■その他有価証券評価差額金

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成19年3月末	平成20年3月末
評価差額	420,640	159,767
その他有価証券	420,640	159,767
その他の金銭の信託	—	—
(△)繰延税金負債	119,197	36,722
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	301,443	123,045
(△)少数株主持分相当額	407	△176
(+)持分法適用会社が所有する その他有価証券に係る評価 差額金のうち親会社持分相 当額	△22	△13
その他有価証券評価差額金	301,013	123,207

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより損益に反映させた額を、平成19年3月末については12,281百万円、平成20年3月末については11,889百万円、それぞれ除いております。

デリバティブ取引情報

金利関連取引

(単位：百万円)

取引所	金利先物	売建 買建	平成19年3月末			平成20年3月末				
			契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超				うち1年超			
			1,542,958	—	△1,251	△1,251	183,880	—	△110	△110
			560,675	—	△33	△33	47,366	—	△9	△9
店頭	金利スワップ	受取固定・支払変動	7,461,498	6,005,969	31,834	29,390	9,204,457	6,172,329	117,422	116,573
		受取変動・支払固定	8,466,696	5,486,603	△4,258	△1,812	8,602,480	6,168,827	△84,910	△84,516
		受取変動・支払変動	2,642,500	2,350,500	△2,530	△2,530	2,400,500	1,823,000	△3,050	△3,050
	キャップ	売建	146,064	85,542	810	880	86,694	31,389	274	563
		買建	86,971	70,610	598	0	69,260	4,060	186	△73
	フロアー	売建	6,400	6,300	174	△8	6,300	6,300	221	△66
		買建	12,961	12,885	140	128	17,008	16,897	258	236
	スワップション	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
		買建	11,190	1,100	148	59	2,600	2,500	87	60
合計			/	/	23,662	24,824	/	/	29,377	29,607

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

通貨関連取引

(単位：百万円)

店頭	通貨スワップ	為替予約 通貨オプション	売建 買建	平成19年3月末			平成20年3月末				
				契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
				うち1年超				うち1年超			
				3,100,807	2,952,341	5,289	△7,808	3,341,157	3,009,776	△5,684	37,760
				473,393	62,485	△6,007	△6,007	283,084	65,130	9,187	9,187
				1,188,156	555,675	48,259	48,259	1,046,645	637,277	△17,277	△17,277
				1,547,564	879,258	59,121	8,705	1,307,289	981,962	69,810	9,157
				1,630,292	880,092	40,040	△13,995	1,366,821	960,007	120,449	56,112
合計				/	/	28,460	29,153	/	/	36,865	94,939

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

株式関連取引

(単位：百万円)

取引所	株式指数先物	株式指数オプション	売建 買建	平成19年3月末			平成20年3月末				
				契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
				うち1年超				うち1年超			
				6,868	—	△56	△56	—	—	—	—
				6,793	—	72	72	—	—	—	—
				100,127	—	656	297	—	—	—	—
				93,150	—	149	△107	—	—	—	—
合計				/	/	△490	207	/	/	—	—

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

債券関連取引

(単位：百万円)

取引所	債券先物	売建 買建	平成19年3月末			平成20年3月末				
			契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超				うち1年超			
			71,158	—	59	59	105,041	—	△457	△457
			30,524	—	△81	△81	5,789	—	3	3
合計			/	/	△22	△22	/	/	△454	△454

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

■商品関連取引

平成19年3月末、平成20年3月末とも該当ありません。

■クレジットデリバティブ取引

平成19年3月末、平成20年3月末とも該当ありません。

Ⅱ セグメント情報 Ⅱ

■事業の種類別セグメント情報

平成19年3月期、平成20年3月期
全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

■所在地別セグメント情報

平成19年3月期、平成20年3月期
全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

■海外経常収益

平成19年3月期、平成20年3月期
海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

Ⅱ 主要な業務の状況を示す指標 Ⅱ

■国内・海外別収支の内訳

(単位：百万円)

	平成19年3月期				平成20年3月期			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
資金運用収支	551,059	11,880	△775	563,714	543,977	10,700	△684	555,362
資金運用収益	661,821	16,917	13,515	665,223	699,053	13,895	9,826	703,122
資金調達費用	110,762	5,037	14,290	101,509	155,076	3,194	10,511	147,759
信託報酬	40,438	—	—	40,438	41,380	—	—	41,380
役務取引等収支	156,755	275	△5	157,037	146,715	382	—	147,098
役務取引等収益	207,481	382	14	207,849	198,342	422	—	198,765
役務取引等費用	50,725	106	20	50,811	51,627	39	—	51,666
特定取引収支	21,539	—	—	21,539	67,845	—	—	67,845
特定取引収益	21,995	—	—	21,995	67,953	—	—	67,953
特定取引費用	455	—	—	455	107	—	—	107
その他業務収支	22,897	△396	—	22,500	△42,919	557	9	△42,371
その他業務収益	71,402	△396	—	71,006	50,578	140	—	50,719
その他業務費用	48,505	—	—	48,505	93,497	△416	△9	93,090

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。
3. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息を控除しております。

■国内・海外別資金運用／調達状況

(単位：百万円、%)

		平成19年3月期				平成20年3月期			
		国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
資金運用勘定	平均残高	35,434,574	264,846	252,023	35,447,397	35,740,620	208,518	177,580	35,771,557
	利息	661,821	16,917	13,515	665,223	699,053	13,895	9,826	703,122
	利回り	1.86	6.38	/	1.87	1.95	6.66	/	1.96
うち貸出金	平均残高	25,929,346	118,509	88,251	25,959,603	25,675,284	66,172	26,745	25,714,712
	利息	512,282	6,715	3,511	515,486	568,109	4,736	1,317	571,529
	利回り	1.97	5.66	/	1.98	2.21	7.15	/	2.22
有価証券	平均残高	7,386,751	137,954	163,020	7,361,685	6,875,267	134,250	150,032	6,859,486
	利息	94,809	9,429	9,948	94,290	61,111	8,890	8,477	61,523
	利回り	1.28	6.83	/	1.28	0.88	6.62	/	0.89
コールローン 及び買入手形	平均残高	1,355,806	6,310	132	1,361,984	1,767,442	6,141	132	1,773,451
	利息	8,186	726	23	8,889	16,259	210	26	16,442
	利回り	0.60	11.51	/	0.65	0.91	3.42	/	0.92
買現先勘定	平均残高	57	—	—	57	—	—	—	—
	利息	0	—	—	0	—	—	—	—
	利回り	0.41	—	/	0.41	—	—	/	—
債券貸借取引 支払保証金	平均残高	52,170	—	—	52,170	132,284	—	—	132,284
	利息	122	—	—	122	683	—	—	683
	利回り	0.23	—	/	0.23	0.51	—	/	0.51
預け金	平均残高	321,519	353	147	321,725	609,712	224	397	609,538
	利息	9,505	2	31	9,476	15,634	19	4	15,649
	利回り	2.95	0.64	/	2.94	2.56	8.83	/	2.56
資金調達勘定	平均残高	35,351,366	115,685	233,701	35,233,350	35,319,569	66,989	159,669	35,226,889
	利息	110,762	5,037	14,290	101,509	155,076	3,194	10,511	147,759
	利回り	0.31	4.35	/	0.28	0.43	4.76	/	0.41
うち預金	平均残高	30,571,306	25,080	1,086	30,595,300	30,728,924	37,048	131	30,765,841
	利息	50,430	1,427	22	51,834	87,122	1,761	28	88,856
	利回り	0.16	5.69	/	0.16	0.28	4.75	/	0.28
譲渡性預金	平均残高	2,073,856	—	—	2,073,856	1,737,581	—	—	1,737,581
	利息	6,055	—	—	6,055	10,353	—	—	10,353
	利回り	0.29	—	/	0.29	0.59	—	/	0.59
コールマネー 及び売渡手形	平均残高	529,975	953	148	530,780	466,186	701	417	466,470
	利息	1,264	49	15	1,298	1,884	42	17	1,909
	利回り	0.23	5.22	/	0.24	0.40	6.07	/	0.40
売現先勘定	平均残高	96,288	—	—	96,288	147,758	—	—	147,758
	利息	309	—	—	309	874	—	—	874
	利回り	0.32	—	/	0.32	0.59	—	/	0.59
債券貸借取引 受入担保金	平均残高	159,560	—	—	159,560	148,984	—	—	148,984
	利息	804	—	—	804	1,319	—	—	1,319
	利回り	0.50	—	/	0.50	0.88	—	/	0.88
コマーシャル・ ペーパー	平均残高	—	—	—	—	—	—	—	—
	利息	—	—	—	—	—	—	—	—
	利回り	—	—	/	—	—	—	/	—
借入金	平均残高	634,569	7,786	88,431	553,924	669,348	11,333	27,376	653,305
	利息	8,933	410	2,842	6,501	7,372	624	1,307	6,689
	利回り	1.40	5.26	/	1.17	1.10	5.51	/	1.02

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

4. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

■国内・海外別役務取引等の内訳

(単位：百万円)

	平成19年3月期				平成20年3月期			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
役務取引等収益	207,481	382	14	207,849	198,342	422	—	198,765
うち預金・貸出業務	30,936	67	—	31,004	29,316	127	—	29,443
為替業務	40,403	307	—	40,710	39,462	287	—	39,749
信託関連業務	22,214	—	—	22,214	21,999	—	—	21,999
証券関連業務	45,575	—	—	45,575	40,355	—	—	40,355
代理業務	13,731	—	—	13,731	12,797	—	—	12,797
保護預り貸金庫業務	3,710	—	—	3,710	3,667	0	—	3,667
保証業務	16,389	—	—	16,389	15,889	—	—	15,889
役務取引等費用	50,725	106	20	50,811	51,627	39	—	51,666
うち為替業務	8,856	—	—	8,856	9,064	—	—	9,064

(注) 1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

■特定取引の内訳

特定取引収益・費用の内訳

(単位：百万円)

	平成19年3月期				平成20年3月期			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
特定取引収益	21,995	—	—	21,995	67,953	—	—	67,953
うち商品有価証券収益	2,319	—	—	2,319	—	—	—	—
特定取引有価証券収益	—	—	—	—	195	—	—	195
特定金融派生商品収益	18,676	—	—	18,676	64,835	—	—	64,835
その他の特定取引収益	999	—	—	999	2,922	—	—	2,922
特定取引費用	455	—	—	455	107	—	—	107
うち商品有価証券費用	—	—	—	—	107	—	—	107
特定取引有価証券費用	455	—	—	455	—	—	—	—
特定金融派生商品費用	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の特定取引費用	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

特定取引資産・負債の内訳

(単位：百万円)

	平成19年3月末				平成20年3月末			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
特定取引資産	370,899	—	—	370,899	445,962	—	—	445,962
うち商品有価証券	55,213	—	—	55,213	34,858	—	—	34,858
商品有価証券派生商品	—	—	—	—	—	—	—	—
特定取引有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
特定取引有価証券派生商品	—	—	—	—	—	—	—	—
特定金融派生商品	79,873	—	—	79,873	153,613	—	—	153,613
その他の特定取引資産	235,812	—	—	235,812	257,490	—	—	257,490
特定取引負債	115,367	—	—	115,367	139,328	—	—	139,328
うち売付商品債券	68,097	—	—	68,097	14,660	—	—	14,660
商品有価証券派生商品	64	—	—	64	101	—	—	101
特定取引売付債券	—	—	—	—	—	—	—	—
特定取引有価証券派生商品	13	—	—	13	46	—	—	46
特定金融派生商品	47,191	—	—	47,191	124,520	—	—	124,520
その他の特定取引負債	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

預金・貸出金に関する指標

国内・海外別預金の種類別残高

(単位：百万円)

	平成19年3月末				平成20年3月末			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
預 金								
流動性預金	19,070,012	18,756	—	19,088,769	18,341,528	17,806	—	18,359,334
定期性預金	11,842,672	16,143	—	11,858,816	12,280,319	13,322	—	12,293,642
その他	783,894	128	527	783,495	982,451	—	—	982,451
小計	31,696,579	35,029	527	31,731,081	31,604,299	31,128	—	31,635,428
譲渡性預金	1,800,220	—	—	1,800,220	1,362,130	—	—	1,362,130
合計	33,496,799	35,029	527	33,531,301	32,966,429	31,128	—	32,997,558

- (注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 定期性預金=定期預金+定期積金
 2. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
 3. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

貸出金の業種別内訳

(単位：百万円、%)

	平成19年3月末		平成20年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	26,212,256	(100.00)	26,001,937	(100.00)
製造業	2,688,385	(10.26)	2,624,661	(10.09)
農業	19,173	(0.07)	18,871	(0.07)
林業	3,907	(0.01)	3,865	(0.01)
漁業	8,425	(0.03)	6,183	(0.02)
鉱業	22,965	(0.09)	20,337	(0.08)
建設業	834,493	(3.18)	813,298	(3.13)
電気・ガス・熱供給・水道業	67,108	(0.26)	69,544	(0.27)
情報通信業	270,103	(1.03)	261,916	(1.01)
運輸業	613,572	(2.34)	605,434	(2.33)
卸売・小売業	2,686,152	(10.25)	2,629,828	(10.11)
金融・保険業	721,824	(2.75)	609,787	(2.35)
不動産業	2,770,027	(10.57)	2,730,067	(10.50)
各種サービス業	2,375,238	(9.06)	2,247,831	(8.65)
地方公共団体	741,287	(2.83)	816,319	(3.14)
その他	12,389,592	(47.27)	12,543,989	(48.24)
海外及び特別国際金融取引勘定分	40,605	(100.00)	50,523	(100.00)
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	40,605	(100.0)	50,523	(100.00)
合計	26,252,861	—	26,052,461	—

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
 2. 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には、住宅ローンが含まれております。

外国政府等向け債権残高(国別)

(単位：百万円)

	平成19年3月末	平成20年3月末
インドネシア	44,659	53,906
アルゼンチン	7	7
エクアドル	0	0
合計	44,667	53,914
(資産の総額に対する割合)	(0.11%)	(0.13%)

- (注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

不良債権処理について

与信関連費用の内訳

(単位：百万円)

	平成19年3月期	平成20年3月期
信託勘定不良債権処理額(A)	355	△104
一般貸倒引当金繰入額(B)	△1,417	△14,615
不良債権処理額(C)	95,620	112,113
貸出金償却	38,287	76,579
個別貸倒引当金繰入額	59,884	30,224
特定海外債権引当勘定繰入額	△19	34
その他不良債権処理額	△2,531	5,275
与信費用戻入額(D)	△24,824	△38,914
貸倒引当金戻入	—	—
償却債権取立益	△24,824	△38,914
与信関連費用	69,734	58,478
計(A)+(B)+(C)+(D)		

(注) 与信費用関連の表示で△は戻入(利益)を示しています。

リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

	平成19年3月末		平成20年3月末	
	銀行勘定	銀信合算(※)	銀行勘定	銀信合算(※)
破綻先債権	20,401	20,488	22,057	22,162
延滞債権	403,396	407,685	394,291	414,313
3ヵ月以上延滞債権	11,911	12,073	8,147	8,147
貸出条件緩和債権	278,862	299,293	202,978	206,942
合計	714,572	739,540	627,474	651,564

※元本補てん契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後

貸倒引当金等の状況

(単位：百万円)

	平成19年3月末	平成20年3月末
一般貸倒引当金	350,714	335,912
個別貸倒引当金	192,380	154,814
特定海外債権引当勘定	42	76
貸倒引当金 合計	543,137	490,803
債権償却準備金	456	380

貸倒引当金等の状況(3行合算)^(注)

(単位：百万円)

	平成19年3月末	平成20年3月末
一般貸倒引当金	259,933	246,043
個別貸倒引当金	183,966	145,111
特定海外債権引当勘定	178	324
貸倒引当金 合計	444,079	391,479
債権償却準備金	456	380

(注) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。

リスク管理債権に対する引当率

(単位：%)

	平成19年3月末	平成20年3月末
部分直接償却実施後	73.50	75.38

引当率=(貸倒引当金合計+特定債務者支援引当金+債権償却準備金)/リスク管理債権合計

リスク管理債権に対する引当率(3行合算)^(注)

(単位：%)

	平成19年3月末	平成20年3月末
部分直接償却実施前	76.15	77.94
部分直接償却実施後	66.11	66.20

引当率=(貸倒引当金合計+特定債務者支援引当金+債権償却準備金)/リスク管理債権合計

(注) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。

リスク管理債権の状況(3行合算)^(注)

(単位：百万円)

	平成19年3月末	平成20年3月末
破綻先債権	19,020	20,478
延滞債権	386,424	389,157
3ヵ月以上延滞債権	12,004	8,086
貸出条件緩和債権	254,901	174,134
合計	672,351	591,858
部分直接償却実施額	282,935	315,071

(注) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。

※元本補てん契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後

金融再生法基準開示債権(3行合算)^(注)

(元本補てん契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後)(単位：百万円)

	平成19年3月末	平成20年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	63,490	74,111
危険債権	356,427	342,807
要管理債権	266,906	182,221
小計(A)	686,824	599,141
正常債権	27,140,833	26,662,007
合計(B)	27,827,658	27,261,148
(A)/(B)	2.47%	2.19%

(注) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。

■金融再生法上の債権区分の説明

金融再生法による債権区分	各債権区分の説明
正常債権	正常先に対する債権及び要管理先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権
要管理債権	要管理先に対する債権のうち「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権
危険債権	破綻懸念先に対する債権
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権

■自己査定状況（3行合算：りそな銀行+埼玉りそな銀行+近畿大阪銀行）

(単位：億円)

分類債権 債務者区分	金融再生法の 開示基準	自己査定				保全状況	金融再生法に 基づく保全率
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類		
破綻先/ 実質破綻先 (合計741)	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 741	327	413	引当率 100.00%	直接償却	引当金 (36) 担保/保証 (704)	破産更生債権 及びこれら に準ずる債権 100.00%
破綻懸念先 (合計3,428)	危険債権 3,428	1,960	1,420	47 引当率 96.15%		引当金 (1,189) 担保/保証 (2,191)	危険債権 98.61%
要 注 意 先	要管理債権1,822 ----- 小計 5,991	269	2,653			引当金 (708) 担保/保証 (511)	要管理債権 66.93%
	その他の 要管理先 (合計22,949)	6,863	16,086				
正常先 (合計242,569)	正常債権 266,620	242,569					
合計 272,611	合計 272,611	非分類 251,989	Ⅱ分類 20,574	Ⅲ分類 47	Ⅳ分類 -		全体の保全率 89.15%

有価証券に関する指標

国内・海外別有価証券の残高

(単位：百万円)

	平成19年3月末				平成20年3月末			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
国債	3,894,702	—	—	3,894,702	4,151,666	—	—	4,151,666
地方債	457,195	—	—	457,195	442,263	—	—	442,263
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,312,399	—	—	1,312,399	1,164,135	—	—	1,164,135
株式	972,144	—	—	972,144	691,728	—	—	691,728
その他の証券	965,290	96	6,615	958,770	271,982	3,489	6,615	268,856
合計	7,601,731	96	6,615	7,595,212	6,721,777	3,489	6,615	6,718,651

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
 2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
 3. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

信託業務に関する指標

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。

信託財産残高表

(単位：百万円)

	平成19年3月末	平成20年3月末
資産 貸出金	151,362	126,327
有価証券	7,981,453	9,059,990
信託受益権	24,594,659	26,115,140
受託有価証券	327	327
金銭債権	400,072	374,501
有形固定資産	591,401	632,020
無形固定資産	3,321	4,165
その他債権	18,118	15,022
銀行勘定貸	417,715	367,996
現金預け金	44,570	38,043
合計	34,203,001	36,733,534

(単位：百万円)

	平成19年3月末	平成20年3月末
負債 金銭信託	14,341,253	16,025,426
年金信託	4,729,693	4,761,549
財産形成給付信託	1,656	1,272
投資信託	12,899,339	13,748,252
金銭信託以外の金銭の信託	228,667	171,894
有価証券の信託	529,774	523,695
金銭債権の信託	416,893	398,201
土地及びその定着物の信託	159,371	121,327
土地及びその定着物の賃借権の信託	4,697	4,691
包括信託	891,654	977,222
合計	34,203,001	36,733,534

- (注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
 2. 合算対象の連結子会社
 前連結会計年度末 株式会社りそな銀行及びりそな信託銀行株式会社
 当連結会計年度末 同上
 3. 信託財産運用のため再信託された信託を控除して計上しております。
 4. 「信託受益権」に含まれている資産管理を目的として再信託を行っている金額
 前連結会計年度末 24,593,915百万円
 当連結会計年度末 26,115,140百万円
 5. 共同信託他社管理財産
 前連結会計年度末 2,713,637百万円
 当連結会計年度末 2,332,136百万円

■業種別貸出状況 (単位：百万円、%)

	平成19年3月末	平成20年3月末
製造業	758 (0.50)	598 (0.47)
農業	— (—)	— (—)
林業	— (—)	— (—)
漁業	— (—)	— (—)
鉱業	— (—)	— (—)
建設業	585 (0.38)	469 (0.37)
電気・ガス・熱供給・水道業	— (—)	— (—)
情報通信業	10 (0.01)	— (—)
運輸業	410 (0.27)	349 (0.28)
卸売・小売業	1,265 (0.83)	680 (0.54)
金融・保険業	32,560 (21.51)	26,272 (20.80)
不動産業	6,730 (4.45)	4,721 (3.74)
各種サービス業	1,431 (0.95)	776 (0.61)
地方公共団体	— (—)	— (—)
その他	107,613 (71.10)	92,457 (73.19)
合計	151,362 (100.00)	126,327 (100.00)

(注)「その他」には、住宅ローンが含まれております。

■有価証券残高の状況 (単位：百万円)

	平成19年3月末	平成20年3月末
国債	3,973,124	4,501,095
地方債	305,161	348,863
短期社債	—	—
社債	1,014,064	1,337,644
株式	1,385,995	1,418,715
その他の証券	1,303,107	1,453,671
合計	7,981,453	9,059,990

■元本補てん契約のある信託の運用・受入状況 (単位：百万円)

	平成19年3月末	平成20年3月末
運用状況		
貸出金	151,062	126,144
有価証券	—	—
その他	366,619	308,320
期末運用残高計	517,681	434,464
受入状況		
元本	516,755	433,580
債権償却準備金	456	380
その他	469	504
期末受託残高計	517,681	434,464

(注) 1. 信託財産の運用のために再信託された信託を含みます。

2. リスク管理債権の状況

前連結会計年度末 貸出金151,062百万円のうち、破綻先債権額は86百万円、延滞債権額は4,288百万円、3ヵ月以上延滞債権額は161百万円、貸出条件緩和債権額は20,430百万円であります。また、これらの債権額の合計額は24,967百万円であります。

当連結会計年度末 貸出金126,144百万円のうち、破綻先債権額は104百万円、延滞債権額は20,021百万円、3ヵ月以上延滞債権額は-百万円、貸出条件緩和債権額は3,963百万円であります。また、これらの債権額の合計額は24,090百万円であります。

■ 主要な経営指標等の推移(単体) ■

■ 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

決算年月	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
営業収益	32,566	74,594	317,582	395,828	600,477
経常利益	16,464	56,569	302,129	384,444	590,287
当期純利益(△は当期純損失)	△1,463,902	44,519	299,043	419,123	624,674
資本金	1,288,473	327,201	327,201	327,201	327,201
発行済株式総数(千株)					
普通株式	11,375,069	11,375,110	11,399	11,399	11,399
優先株式	9,443,933	9,443,923	9,437	8,825	8,964
純資産額	694,212	738,543	1,017,061	897,518	1,940,702
総資産額	1,345,960	1,429,428	1,408,841	1,364,041	2,227,950
1株当たり純資産額(円)	△162.10	△159.94	△134,655.91	△103,901.93	△53,005.27
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)(円)					
普通株式	—(—)	—(—)	1,000(—)	1,000(—)	1,000(—)
甲種第一回優先株式	—(—)	24.75(—)	/ (—)	/	/
乙種第一回優先株式	—(—)	6.36(—)	6,360(—)	6,360(—)	6,360(—)
丙種第一回優先株式	—(—)	6.80(—)	6,800(—)	6,800(—)	6,800(—)
丁種第一回優先株式	—(—)	10.00(—)	10,000(—)	10,000(—)	/
戊種第一回優先株式	—(—)	14.38(—)	14,380(—)	14,380(—)	14,380(—)
己種第一回優先株式	—(—)	18.50(—)	18,500(—)	18,500(—)	18,500(—)
第1種第一回優先株式	—(—)	1.178(—)	1,188(—)	1,688(—)	2,564(—)
第2種第一回優先株式	—(—)	1.178(—)	1,188(—)	1,688(—)	2,564(—)
第3種第一回優先株式	—(—)	1.178(—)	1,188(—)	1,688(—)	2,564(—)
第4種優先株式	/	/	/	57,918(—)	99,250(—)
第5種優先株式	/	/	/	/	54,622(—)
第9種優先株式	/	/	/	/	26,769(—)
1株当たり当期純利益(円) (△は1株当たり当期純損失)	△156.34	2.15	24,536.53	32,367.71	51,933.83
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	—	1.54	13,304.80	20,941.34	34,107.57
自己資本比率(%)	51.6	51.6	72.1	65.8	87.1
自己資本利益率(%)	—	—	—	43.7	44.0
株価収益率(倍)	—	100.0	16.5	9.7	3.1
配当性向(%)	—	—	4.0	3.0	1.9
従業員数(人)	228	317	381	427	474
[外、平均臨時従業員数]	[—]	[—]	[13]	[17]	[21]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成19年3月期から繰延ヘッジ損益を含めて算出してしております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、財務諸表注記の「1株当たり情報」に記載しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、当期純損失が計上されている事業年度については算出しておりません。
5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出してしております。
6. 自己資本利益率は、当期純利益金額を期中平均純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除して算出してしております。
7. 株価収益率は、当期純損失が計上されている事業年度については、算出しておりません。
8. 配当性向は、普通株式に係る1株当たり配当額を1株当たりの当期純利益で除して算出してしておりますが、普通株式に係る配当が無いが、1株当たり当期純損失となる事業年度については算出しておりません。
9. 従業員数は、就業人員数を表示しております。
10. 当社は、平成17年8月2日に発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てについて1,000株を1株に併合しております。

(参考)

期間比較可能性の観点から平成16年3月期及び平成17年3月期について、一株当たり情報の各数値を千倍した場合には以下のとおりになります。

(単位：円)

決算年月	平成16年3月期	平成17年3月期
1株当たり当期純資産額	△162,107.29	△159,940.97
1株当たり当期純利益(△は1株当たり当期純損失)	△156,340.08	2,155.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	1,543.71

■ 単体財務諸表 ■

■ 貸借対照表

(単位：百万円)

	平成19年3月期 (平成19年3月31日)	平成20年3月期 (平成20年3月31日)
<資産の部>		
流動資産		
現金及び預金	22,567	1,383
有価証券*1	—	828,000
前払費用	347	1
繰延税金資産	115	32,676
未収収益	9	49
未収入金*1	24,213	32,113
未収法人税等	77,950	119,096
流動資産合計	125,202	1,013,320
固定資産		
有形固定資産*2		
器具及び備品	15	12
有形固定資産合計	15	12
無形固定資産		
商標権	65	53
ソフトウェア	9	13
無形固定資産合計	75	66
投資その他の資産		
関係会社株式	1,111,267	1,111,267
関係会社長期貸付金*3	95,000	70,000
繰延税金資産	32,474	33,277
その他	5	5
投資その他の資産合計	1,238,747	1,214,550
固定資産合計	1,238,838	1,214,630
資産合計	1,364,041	2,227,950

(単位：百万円)

	平成19年3月期 (平成19年3月31日)	平成20年3月期 (平成20年3月31日)
<負債の部>		
流動負債		
関係会社短期借入金	80,000	—
一年以内償還予定社債	—	20,000
一年以内返済予定長期借入金	17,000	—
未払金*4	14,176	31,071
未払費用	1,188	558
未払法人税等	61	22
未払消費税等	23	77
賞与引当金	—	404
その他	73	113
流動負債合計	112,523	52,248
固定負債		
社債	210,000	190,000
長期借入金*5	94,000	45,000
関係会社長期借入金	50,000	—
固定負債合計	354,000	235,000
負債合計	466,523	287,248
<純資産の部>		
株主資本		
資本金	327,201	327,201
資本剰余金		
資本準備金	327,201	327,201
その他資本剰余金	—	449,953
資本剰余金合計	327,201	777,155
利益剰余金		
その他利益剰余金	—	—
繰越利益剰余金	244,014	837,626
利益剰余金合計	244,014	837,626
自己株式	△898	△1,280
株主資本合計	897,518	1,940,702
純資産合計	897,518	1,940,702
負債・純資産合計	1,364,041	2,227,950

■損益計算書

(単位：百万円)

	平成19年3月期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	平成20年3月期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
営業収益	395,828	600,477
関係会社受取配当金	389,448	593,813
関係会社受入手数料	4,652	4,828
関係会社貸付金利息	1,408	1,286
その他	320	549
営業費用	11,045	10,551
支払利息※1	4,572	3,392
社債利息	1,766	2,284
社債発行費	209	—
販売費及び一般管理費※2	4,176	4,324
その他	320	549
営業利益	384,783	589,926
営業外収益	522	1,993
受取利息	305	—
有価証券利息※3	—	1,710
受入手数料	134	130
還付加算金	70	22
その他	12	130
営業外費用	862	1,632
株式交付費	852	1,632
その他	9	0
経常利益	384,444	590,287
特別損失	0	1
固定資産除却損	0	1
税引前当期純利益	384,443	590,285
法人税、住民税及び事業税	△10,370	△1,024
法人税等調整額	△24,308	△33,364
当期純利益	419,123	624,674

■株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

平成19年3月期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己 株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高	327,201	327,201	39,694	366,895	323,543	△579	1,017,061	1,017,061
事業年度中の変動額								
新株の発行			63,000	63,000			63,000	63,000
剰余金の配当(注)					△31,351		△31,351	△31,351
当期純利益					419,123		419,123	419,123
自己株式の取得						△570,345	△570,345	△570,345
自己株式の処分			4	4		28	32	32
自己株式の消却			△569,998	△569,998		569,998	—	—
利益剰余金による補てん			467,300	467,300	△467,300		—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	△39,694	△39,694	△79,528	△319	△119,542	△119,542
平成19年3月31日残高	327,201	327,201	—	327,201	244,014	△898	897,518	897,518

(注) 平成18年5月の取締役会における利益処分項目であります。

平成20年3月期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己 株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金			
平成19年3月31日残高	327,201	327,201	—	327,201	244,014	△898	897,518	897,518
事業年度中の変動額								
新株の発行			450,000	450,000			450,000	450,000
剰余金の配当					△31,062		△31,062	△31,062
当期純利益					624,674		624,674	624,674
自己株式の取得						△586	△586	△586
自己株式の処分			△46	△46		203	157	157
自己株式の消却			△0	△0		0	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	449,953	449,953	593,612	△382	1,043,183	1,043,183
平成20年3月31日残高	327,201	327,201	449,953	777,155	837,626	△1,280	1,940,702	1,940,702

■重要な会計方針

(平成20年3月期)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券
移動平均法による償却原価法により行っております。
- (2) 子会社株式
移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。
器具及び備品：2年～20年
(会計方針の変更)
法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。
なお、これによる財務諸表への影響は軽微であります。
(追加情報)
当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以降、残存簿価を5年で均等償却しております。
なお、これによる財務諸表への影響は軽微であります。
- (2) 無形固定資産
商標権：定額法を採用し、10年で償却しております。
ソフトウェア：自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費は支出時に一括費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
前事業年度までは、財務諸表作成時に業績インセンティブ給与の支給総額が確定していたため、未払金として計上しておりましたが、当事業年度より、一部計算が未確定となるため、合理的な見積額を賞与引当金として計上しております。
なお、前事業年度において業績インセンティブ給与として計上した未払金は351百万円であります。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

7. 連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

■会計方針の変更

(平成20年3月期)

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

これにより、当事業年度よりこれまで受取利息に含まれていた「譲渡性預金利息」を「有価証券利息」として表示しております。

なお、前事業年度の「譲渡性預金利息」は、305百万円でありました。

■注記事項

(平成20年3月期)

(貸借対照表関係)

- ※1. 関係会社に対する資産が以下のとおり含まれております。
- | | |
|------|------------|
| 有価証券 | 828,000百万円 |
| 未収入金 | 32,112百万円 |
- ※2. 有形固定資産の減価償却累計額は47百万円であります。
- ※3. 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。
- ※4. 未払金は、関係会社に対する負債であります。
- ※5. 長期借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

6. 配当制限

当社の定款に定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。

乙種第一回優先株式	1株につき	6,360円
丙種第一回優先株式	1株につき	6,800円
戊種第一回優先株式	1株につき	14,380円
己種第一回優先株式	1株につき	18,500円
第1種第一回優先株式	1株につき	2,564円
第2種第一回優先株式	1株につき	2,564円
第3種第一回優先株式	1株につき	2,564円
第4種優先株式	1株につき	99,250円

第5種優先株式	1株につき	54,622円
第9種優先株式	1株につき	26,769円

(損益計算書関係)

- ※1. 営業費用のうち関係会社との取引
支払利息 1,662百万円
- ※2. 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。
- | | |
|-----------|----------|
| 給料・手当 | 2,538百万円 |
| 業務委託料 | 467百万円 |
| 賞与引当金繰入額 | 404百万円 |
| 土地建物機械賃借料 | 271百万円 |
| 支払手数料 | 240百万円 |
| 減価償却費 | 22百万円 |
- ※3. 営業外収益のうち関係会社との取引
有価証券利息 1,710百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	2	2	0	4	(注1)
種類株式					
丁種第一回優先株式	—	0	0	—	(注2)
合計	2	2	0	4	

- (注) 1. 端株の買取および処分によるものであります。
2. 増加は取得請求に基づく取得であり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。

(リース取引関係)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
- リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額
 - 取得価額相当額
車両 13百万円
 - 減価償却累計額相当額
車両 10百万円
 - 年度末残高相当額
車両 3百万円
 - 未経過リース料年度末残高相当額
 - 1年内 2百万円
 - 1年超 1百万円
 - 合計 4百万円
 - 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
 - 支払リース料 4百万円
 - 減価償却費相当額 3百万円
 - 支払利息相当額 0百万円
 - 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
 - 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
2. オペレーティング・リース取引
- 未経過リース料
 - 1年内 1百万円
 - 1年超 1百万円
 - 合計 1百万円
 - リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式償却否認額	790,157百万円
税務上の繰越欠損金	274,785百万円
その他	173百万円
繰延税金資産小計	1,065,116百万円
評価性引当額	△999,162百万円
繰延税金資産の純額	65,954百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.63%
(調整)	
受取配当金益金不算入	△40.87%
評価性引当額	△5.57%
その他	△0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△5.82%

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	△53,005円27銭
1株当たり当期純利益	51,933円83銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	34,107円57銭

(注) 1.1株当たり純資産額の算定上の基礎は次の通りであります。

純資産の部の合計額	1,940,702百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	2,544,707百万円
うち優先株式	2,511,852百万円
うち優先配当額	32,854百万円
普通株式に係る期末の純資産額	△604,005百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	11,395千株

2.1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次の通りであります。

1株当たり当期純利益	
当期純利益	624,674百万円
普通株主に帰属しない金額	32,854百万円
うち優先株式配当額	32,854百万円
普通株式に係る当期純利益	591,820百万円
普通株式の期中平均株式数	11,395千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額	28,168百万円
うち優先配当額	28,168百万円
普通株式増加数	6,781千株
うち優先株式	6,781千株

(重要な後発事象)

株式分割及び単元株制度の導入

当社は、平成20年5月16日開催の取締役会における株式分割の決議及び平成20年6月26日開催の第7期定時株主総会における定款変更の承認可決に基づき、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」)施行日の前日を効力発生日として株式分割を行い、単元株制度を導入いたします。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的
決済合理化法に基づき平成21年1月に実施が予定されている株券の電子化において、端株は電子化の対象にはならないことから、これに対応するため、株式分割を行い、端株制度を廃止するとともに単元株制度を導入するものです。

(2) 株式分割の割合
普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割いたします。

(3) 単元株制度の導入
普通株式及び各種の優先株式の単元株式数を100株といたします。

(4) 株式分割及び単元株制度の導入の時期
株式分割及び単元株制度の導入は決済合理化法施行日の前日を効力発生日といたします。

上記の株式分割が前期首において行われたと仮定した場合における「1株当たり情報」の各数値はそれぞれ以下の通りであります。

(前事業年度)	
1株当たり純資産額	△1,039.01円
1株当たり当期純利益	323.67円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	209.41円
(当事業年度)	
1株当たり純資産額	△530.05円
1株当たり当期純利益	519.33円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	341.07円

組織

■従業員の状況

(平成20年3月末)

連結会社における従業員数	合計
従業員数(人)	16,344[15,532]

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員15,797人を含んでおりません。
 2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

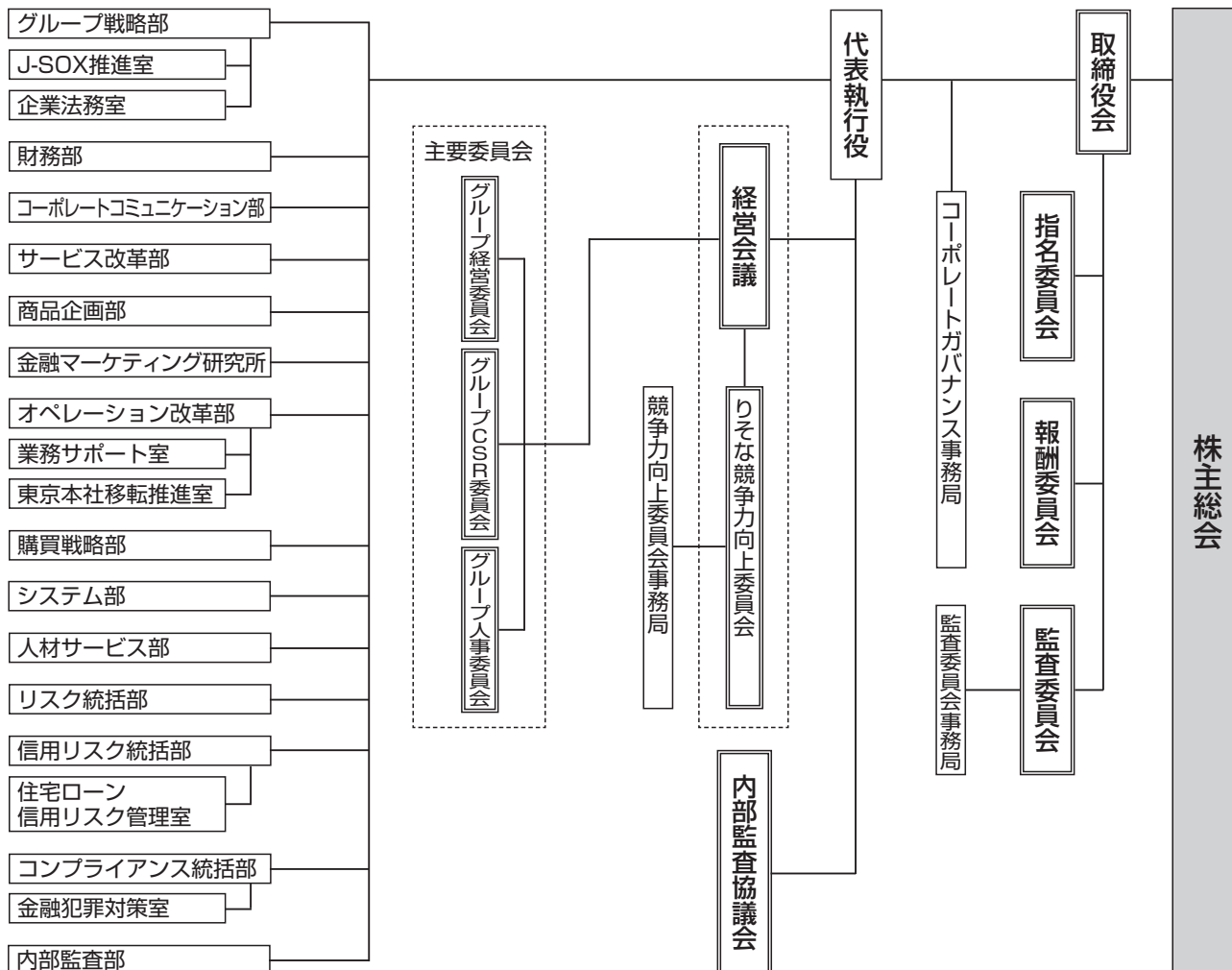
■当社の従業員数

(平成20年3月末)

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
474[21]	41.6歳	18.0年	9,081

- (注) 1. 当社従業員は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他2社からの出向者であり、平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。
 なお、嘱託及び臨時従業員は20人であります。
 2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
 3. 平均年間給与は、平成20年3月末の当社従業員に対して各社で支給された年間の給与(時間外手当を含む)の合計額を基に算出しております。
 4. 当事業年度の従業員の増加は、組織改正により傘下銀行との兼務者が増加したこと等によるものです。
 5. 当社には従業員組合はありません。労使間においては特記すべき事項はありません。

■組織図 (平成20年7月1日現在)



■取締役

(平成20年7月1日現在)

役職名	氏名	委員会	担当および委嘱等	兼職
取締役 兼代表執行役会長	細谷 英二(※1)	指名委員会委員 報酬委員会委員		株式会社りそな銀行 代表取締役会長
取締役 兼代表執行役社長	檜垣 誠司		金融マーケティング 研究所担当	
取締役	渡辺 拓治	監査委員会委員		
社外取締役	箭内 昇	監査委員会委員長		アローコンサルティング事務所 代表
社外取締役	渡邊 正太郎(※1)	指名委員会委員		株式会社りそな銀行 社外取締役 フジッコ株式会社 社外監査役
社外取締役	小島 邦夫	報酬委員会委員長		社団法人経済同友会 副代表幹事・専務理事 株式会社商船三井 社外取締役 株式会社JBISホールディングス 社外取締役
社外取締役	飯田 英男	監査委員会委員		弁護士 株式会社エコス 社外監査役 文化シャッター株式会社 社外監査役
社外取締役	奥田 務	報酬委員会委員		J.フロントリテイリング株式会社 代表取締役社長 兼最高経営責任者 株式会社大丸 代表取締役会長 株式会社大阪証券取引所 社外取締役
社外取締役	川本 裕子	監査委員会委員		早稲田大学大学院 ファイナンス研究科教授 株式会社大阪証券取引所 社外取締役 マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社ミレアホールディングス 社外監査役
社外取締役	永井 秀哉(※2)	指名委員会委員長		株式会社埼玉りそな銀行 社外取締役 東洋学園大学 現代経営学部 学部長 教授

(注) 箭内昇、渡邊正太郎、小島邦夫、飯田英男、奥田務、川本裕子および永井秀哉の7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。

(※1) りそな銀行兼務

(※2) 埼玉りそな銀行兼務

■執行役

(平成20年7月1日現在)

氏名	担当および委嘱等
水田 廣行(※1)	グループ戦略部(りそな銀行経営管理)担当兼競争力向上委員会事務局担当
川田 憲治(※2)	グループ戦略部(埼玉りそな銀行経営管理)担当
桔梗 芳人(※3)	グループ戦略部(近畿大阪銀行経営管理)担当
田中 卓(※4)	グループ戦略部(りそな信託銀行経営管理)担当
中村 重治(※1)	人材サービス部担当兼コーポレートガバナンス事務局担当
喜沢 弘幸(※1)	サービス改革部担当
深井 慎(※1)	システム部担当
田村 泰博(※1)	オペレーション改革部担当兼購買戦略部担当
東 和浩(※1)(※4)	財務部担当
磯野 薫(※3)	リスク統括部担当兼コンプライアンス統括部担当兼信用リスク統括部担当
岩田 直樹(※1)(※2)	商品企画部担当
池田 一義	グループ戦略部担当兼コーポレートコミュニケーション部担当
野口 正敏	内部監査部長

(※1) りそな銀行兼務

(※2) 埼玉りそな銀行兼務

(※3) 近畿大阪銀行兼務

(※4) りそな信託銀行兼務

■ 子会社等の状況 ■

■ 連結子会社

(平成20年3月末現在)

名 称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	設立年月日	当社 議決権比率 (%)	子会社等 議決権比率 (%)
株式会社りそな銀行	大阪市中央区	279,928	銀行 信託	大正7年 5月15日	100.0	—
株式会社埼玉りそな銀行	さいたま市浦和区	70,000	銀行	平成14年 8月27日	100.0	—
株式会社近畿大阪銀行	大阪市中央区	38,971	銀行	昭和25年 11月24日	100.0	—
りそな信託銀行株式会社	東京都千代田区	10,000	銀行 信託	平成13年 12月10日	100.0	—
りそな保証株式会社	さいたま市浦和区	14,000	信用保証	昭和50年 5月8日	50.9	49.0
大和ギャランティ株式会社	大阪市中央区	6,000	信用保証	昭和44年 7月23日	—	100.0
近畿大阪信用保証株式会社	大阪市中央区	6,397	信用保証	平成7年 3月17日	—	100.0
りそな決済サービス株式会社	東京都中央区	1,000	ファクタリング	昭和53年 10月25日	100.0	—
りそな債権回収株式会社	東京都千代田区	500	債権管理回収	平成12年 10月25日	100.0	—
りそなカード株式会社	東京都中央区	1,000	クレジットカード 信用保証	昭和58年 2月12日	49.9	8.3
りそなキャピタル株式会社	東京都中央区	4,500	ベンチャーキャピタル	昭和63年 3月29日	49.6	32.6
りそな総合研究所株式会社	大阪市中央区	100	コンサルティング	昭和61年 10月1日	49.7	42.6
りそなビジネスサービス株式会社	東京都台東区	80	事務等受託	昭和55年 7月25日	100.0	—
りそな人事サポート株式会社	大阪市中央区	60	人材派遣 福利厚生	昭和62年 10月2日	100.0	—

■連結子会社

(平成20年3月末現在)

名称	所在地	資本金又は出資金	主要な事業の内容	設立年月日	当社議決権比率(%)	子会社等議決権比率(%)
P.T. Bank Resona Perdania	インドネシア共和国 ジャカルタ	百万インドネシア ルピア 285,000	銀行	昭和31年 2月15日	—	43.4
P.T. Resona Indonesia Finance	インドネシア共和国 ジャカルタ	百万インドネシア ルピア 25,000	リース	昭和59年 11月7日	—	100.0
TD Consulting Co., Limited	タイ王国 バンコック	千タイバーツ 5,000	投資 コンサルティング	平成7年 1月12日	—	49.0
Asahi Finance (Cayman) Ltd.	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	千米ドル 10	ファイナンス	平成6年 2月25日	—	100.0
Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	千米ドル 1,170,500	ファイナンス	平成17年 7月11日	—	100.0

■持分法適用関連会社

(平成20年3月末現在)

名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	設立年月日	当社議決権比率(%)	子会社等議決権比率(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区	51,000	信託 銀行	平成12年 6月20日	—	33.3
日本トラスティ情報 システム株式会社	東京都府中市	300	情報処理サービス	昭和63年 11月1日	—	33.3

りそなホールディングス

CONTENTS

自己資本の充実の状況・ バーゼルⅡ関連データセクション

連結の範囲等	93
自己資本	
自己資本の構成及び充実度評価	94
自己資本調達手段の概要	97
リスク管理	
信用リスク	111
信用リスク削減手法	119
派生商品取引	120
証券化エクスポージャー	121
銀行勘定における出資・株式等エクスポージャー	127
信用リスク・アセットのみなし計算	127
銀行勘定における金利リスク	128

■ 連結の範囲等 ■

■銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年3月27日金融庁告示第20号。以下「連結自己資本比率告示」という。）第15条に定める連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.は連結財務諸表規則第5条第2項の適用により連結の範囲に含めておりませんが、自己資本比率計算上は連結自己資本比率告示第15条の定めにより持株会社グループに含めております。

■持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社の数…19社

主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容…以下のとおりとなっております。

名称	主な事業の内容
(株)りそな銀行	銀行 信託
(株)埼玉りそな銀行	銀行
(株)近畿大阪銀行	銀行
りそな信託銀行(株)	銀行 信託
りそな保証(株)	信用保証
大和ギャランティ(株)	信用保証
近畿大阪信用保証(株)	信用保証
りそな決済サービス(株)	代金回収代行 ファクタリング
りそな債権回収(株)	債権管理回収
りそなカード(株)	クレジットカード 信用保証
りそなキャピタル(株)	ベンチャーキャピタル
りそな総合研究所(株)	コンサルティング
りそなビジネスサービス(株)	事務等受託
りそな人事サポート(株)	人材派遣 福利厚生
P. T. Bank Resona Perdania	銀行
P. T. Resona Indonesia Finance	リース
TD Consulting Co., Limited	投資コンサルティング
Asahi Finance (Cayman) Limited	ファイナンス
Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited	ファイナンス

■連結自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

連結自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数…1社

連結自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容…以下のとおりとなっております。

名称	主な事業の内容
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	信託 銀行

■連結自己資本比率告示第20条第1項第2号イから八までに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びにこれらうち主要な会社の名称及び主要な業務の内容

連結自己資本比率告示第20条第1項第2号イから八までに掲げる控除項目の対象となる会社の数…該当ありません。

■銀行法第52条の23第1項第10号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの又は同項第11号に掲げる会社であって、持株会社グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

銀行法第52条の23第1項第10号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの又は同項第11号に掲げる会社であって、持株会社グループに属していない会社はありません。

■持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等はありません。

■連結自己資本比率告示第20条第1項第2号イから八までに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

前述の通り連結自己資本比率告示第20条第1項第2号イから八までに掲げる控除項目の対象となる会社はありません。

自己資本

自己資本の構成及び充実度評価

自己資本の構成は、以下のとおりであります。

なお、自己資本比率は、平成19年3月31日から「連結自己資本比率告示」に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出し

ております。信用リスク・アセットの額は、平成19年3月末は標準的手法を、平成20年3月末は基礎的内部格付手法をそれぞれ用いて算出しております。

■連結自己資本比率(第二基準)

(単位：百万円)

項目		平成19年3月末	平成20年3月末
基本的項目 (Tier1)	資本金	327,201	327,201
	うち非累積的永久優先株	(注1) —	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	223,810	673,764
	利益剰余金	917,279	1,190,559
	自己株式(△)	898	1,280
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	37,599	44,249
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△1,400	△2,252
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	157,919	136,364
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	135,803	115,195
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	21,728	14,453
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	12,862	12,347
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	1,551,722	2,253,306
	繰延税金資産の控除金額(△)	(注2) —	—
計	(A) 1,551,722	2,253,306	
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	(注3) (B) 135,803	115,195
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	46,809	45,655
	一般貸倒引当金	148,770	33,782
	適格引当金額が期待損失額を上回る額	—	53,436
	負債性資本調達手段等	806,141	777,531
	うち永久劣後債務	(注4) 493,045	457,638
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株	(注5) 313,095	319,893
計	1,001,722	910,406	
うち自己資本への算入額	(C) 1,001,722	910,406	
控除項目	控除項目	(注6) (D) 37,573	47,875
自己資本額	(A)+(C)-(D) (E)	2,515,871	3,115,836
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	20,937,751	18,553,929
	オフ・バランス取引等項目	1,451,599	1,847,366
	信用リスク・アセットの額	(F) 22,389,350	20,401,296
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((H)/8%)	(G) 1,414,001	1,408,060
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(H) 113,120	112,644
	旧所要自己資本の額に連結自己資本比率告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	(I) —	—
計((F)+(G)+(I))	(J) 23,803,352	21,809,356	
連結自己資本比率(第二基準) = (E)/(J) × 100(%)		10.56	14.28
連結基本的項目比率 = (A)/(J) × 100(%)		6.51	10.33
連結基本的項目に占めるステップ・アップ金利条項付優先出資証券の割合 = (B)/(A) × 100(%)		8.75	5.11
連結総所要自己資本の額	(注7)	952,134	1,744,748

(注) 1. 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載していません。

2. 平成20年3月31日の繰延税金資産の純額に相当する額は371,960百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は450,661百万円であります。

3. 連結自己資本比率告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

- 連結自己資本比率告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2)一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4)利払い義務の延期が認められるものであること
- 連結自己資本比率告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 連結自己資本比率告示第20条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
- 当社は第二基準行ですが、平成20年3月末は基礎的内部格付手法を採用しているため、連結総所要自己資本の額算出にあたり、8%を使用しております。平成19年3月末は標準的手法を採用しているため、4%を使用しております。

当社は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第30号に基づき、連結自己資本比率の算定に関し、新日本監査法人による外部監査を受けております。なお、本外部監査は、会社法等に基づく会計監査の一部ではありません。本外部監査は、当社及び監査法人の間で合意された手順に基づき、自己資本比率の算定に係る当社の内部統制について、監査法人が調査の上、当社が評価を受けたもので、自己資本比率そのものについて意見を表明されたものではありません。

(※) 優先出資証券の概要

当社の連結子会社である株式会社りそな銀行(以下同社とする)は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、当社は、当該優先出資証券を連結自己資本比率(第二基準)における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Global Securities(Cayman)Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	11億5千万米ドル
払込日	平成17年7月25日
配当率	平成27年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月30日。ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。なお、平成28年7月の配当支払日以降の各配当支払日について翌営業日が翌月となる場合、当該日の直前の営業日とする。
強制配当条項	ある事業年度について、以下の強制的配当停止(制限)及び裁量的配当停止(制限)のいずれにも該当しない場合、その事業年度終了直後の配当支払日に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。
強制的配当停止(制限)	清算事由、更生事由、支払不能事由または政府による宣言(注1)が発生した場合には配当の支払は停止される。優先株式配当制限または配当可能利益制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止もしくは減額される。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。
優先株式配当制限	同社優先株式(注2)への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益(注3)不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
裁量的配当停止(制限)	同社は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額することができる。ただし、他の優先出資証券に配当を行う場合には、配当支払日の先後にかかわらず、本優先出資証券にも同割合で配当を支払うものとする。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。 (1)監督事由(注4)が発生した場合 (2)直近に終了した事業年度について同社が同社普通株式に対する配当を行わない場合
残余財産請求権	同社優先株式と実質的に同順位

- (注) 1.清算事由、更生事由、支払不能事由、政府による宣言
 清算事由：
 清算手続の開始、破産手続の開始決定、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出
 更生事由：
 会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合
 支払不能事由：
 ①債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合
 ②債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合
 政府による宣言：
 監督当局が、同社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは同社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合
- 2.同社優先株式
 同社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式
- 3.可処分配当可能利益
 可処分配当可能利益とは、ある事業年度の直前の事業年度に係る同社の分配可能額から、当該事業年度中に同社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該事業年度に同社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したものである。ただし、同社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が同社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体及び同社に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行う。
- 4.監督事由
 同社の自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合

■信用リスクに対する所要自己資本額

(基礎的内部格付手法採用初年度の為、単年度のみ開示しております)

(単位：百万円)

	平成20年3月末
信用リスクに対する所要自己資本の額(内部格付手法が適用される株式等エクスポージャー及び びみなし計算が適用されるエクスポージャーに関連するものを除く)	2,145,127
標準的手法が適用されるポートフォリオ(注1)	207,131
内部格付手法が適用されるポートフォリオ(注2)	1,882,084
事業法人向けエクスポージャー(注3)	1,359,700
ソブリン向けエクスポージャー	17,536
金融機関等向けエクスポージャー	40,197
居住用不動産向けエクスポージャー	298,241
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	12,094
その他リテール向けエクスポージャー	82,885
その他内部格付手法が適用されるエクスポージャー(注4)	71,429
証券化エクスポージャー	55,910
内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の 額	50,304
マーケット・ベース方式(簡易手法)	8,581
マーケット・ベース方式(内部モデル手法)(注5)	—
PD/LGD方式	2,686
連結自己資本比率告示附則第13条に定める経過措置を適用するエクスポージャー	39,035
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関連する信用リスクに対 する所要自己資本の額	65,268
計	2,260,701

- (注) 1.平成20年3月末の標準的手法が適用されるポートフォリオの所要自己資本の額は、「信用リスク・アセットの額×8%」により算出しております。
 2.内部格付手法が適用されるポートフォリオの所要自己資本の額は、「スケーリングファクター考慮後(×1.06)の信用リスク・アセットの額×8%+期待損失額+自己
資本控除額」により算出しております。
 3.「事業法人向けエクスポージャー」には、特定貸付債権、中堅中小企業向けエクスポージャーが含まれております。
 4.「その他内部格付手法が適用されるエクスポージャー」には、購入債権、その他資産が含まれております。
 5.当社では、内部モデル手法を採用しておりません。

■マーケット・リスクに対する所要自己資本額

当社はマーケット・リスク相当額は不算入特例を用いて算入しておりません。これに伴い、所要自己資本額はありません。

■オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成19年3月末	平成20年3月末
粗利益配分手法	56,560	112,644

※オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額に8% (平成19年3月末は4%) を乗じて算出しております。
 当社では基礎的手法・先進的計測手法は採用しておりません。

〈自己資本調達手段の概要〉

自己資本調達手段の概要につきましては以下のとおりです。

■株式等の状況

1. 株式の総数等

(1) 株式の総数

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	73,000,000
乙種優先株式	680,000
丙種優先株式	120,000
丁種優先株式	120(注1)
戊種優先株式	240,000
己種優先株式	80,000
第1種優先株式	2,750,000
第2種優先株式	2,817,808
第3種優先株式	2,750,000
第4種優先株式	100,000
第5種優先株式	100,000
第6種優先株式	100,000
第7種優先株式	100,000
第8種優先株式	100,000
第9種優先株式	100,000
計	83,037,928(注2・3)

(注) 1. 丁種優先株式につきましては、平成19年2月16日に60株、平成19年7月31日に60株の引換請求により、全て普通株式への引換を完了しております。

2. 平成20年6月26日開催の定時株主総会の決議により定款が変更され、当会社の発行可能株式総数は次のとおりとなりました。

当社が発行することのできる株式の総数は、82,399,586株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりです。

普通株式	73,000,000株
乙種優先株式	272,202株
丙種優先株式	120,000株
戊種優先株式	9,576株
己種優先株式	80,000株
第1種優先株式	2,750,000株
第2種優先株式	2,817,808株
第3種優先株式	2,750,000株
第4種優先株式	100,000株
第5種優先株式	100,000株
第6種優先株式	100,000株
第7種優先株式	100,000株
第8種優先株式	100,000株
第9種優先株式	100,000株

3. 平成20年5月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各1株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)施行日の前日であり、同日を効力発生日として当会社の発行可能株式総数は次のとおりになります。

当社が発行することのできる株式の総数は、8,239,958,600株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりです。

普通株式	7,300,000,000株
乙種優先株式	27,220,200株
丙種優先株式	12,000,000株
戊種優先株式	957,600株
己種優先株式	8,000,000株
第1種優先株式	275,000,000株
第2種優先株式	281,780,800株
第3種優先株式	275,000,000株
第4種優先株式	10,000,000株
第5種優先株式	10,000,000株
第6種優先株式	10,000,000株
第7種優先株式	10,000,000株
第8種優先株式	10,000,000株
第9種優先株式	10,000,000株

(2)発行済株式

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成20年3月31日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,399,576.917	大阪証券取引所 市場第一部 東京証券取引所 市場第一部	議決権あり
乙種第一回優先株式	272,202	—	(注1)
丙種第一回優先株式	120,000	—	(注2)
戊種第一回優先株式	9,576	—	(注3)
己種第一回優先株式	80,000	—	(注4)
第1種第一回 優先株式	2,750,000	—	議決権あり(注5)
第2種第一回 優先株式	2,817,807.861	—	議決権あり(注6)
第3種第一回 優先株式	2,750,000	—	議決権あり(注7)
第4種優先株式	25,200	—	(注8)
第5種優先株式	40,000	—	(注9)
第9種優先株式	100,000	—	(注10)
計	20,364,362.778	—	—

(注) 1.乙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)乙種優先配当金

①乙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり乙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に乙種優先中間配当金を支払ったときは、当該乙種優先中間配当金の額を控除した額とする。
乙種優先配当金の額は、乙種優先株式1株につき6,360円とする。

②非累積条項

ある事業年度において、乙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

乙種優先株主に対しては、乙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④乙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき乙種優先配当金の額の2分の1を上限として、乙種優先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき600,000円を支払う。乙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3)優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4)取得請求権

①取得を請求し得べき期間

平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

②引換比率

乙種優先株式1株につき、発行する普通株式数は3.125株とする。

③引換比率の修正

引換比率は、平成20年6月30日まで毎年6月30日(以下修正日という)に、下記算式により計算される引換比率(以下修正後引換比率という)に修正される。修正後引換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{修正後引換比率} = \frac{600,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.020}$$

ただし、時価×1.020につき1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。

修正後引換比率が3.429を超える場合は、3.429とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

④引換比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換比率を調整する。

(5)取得条項

平成21年3月31日までに引換請求のなかった乙種優先株式は、平成21年4月1日をもって、乙種優先株式1株の払込金相当額(600,000円)を平成21年4月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、100,000円を下回るときは、乙種優先株式1株の払込金相当額(600,000円)を100,000円で除して得られる数の普通株式となる。

(6)株主との合意による優先株式の取得

乙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7)議決権条項

乙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、乙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において乙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において乙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、乙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、乙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8)新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、乙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、乙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

2.丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)丙種優先配当金

①丙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。
丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき6,800円とする。

②非累積条項

ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年

度以降に累積しない。

③非参加条項

丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④丙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき500,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

①取得を請求し得べき期間

平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確認するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

②引換価額

引換価額は199,200円とする。

③引換価額の修正

引換価額は、平成27年1月1日までの毎年1月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が166,700円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

④引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

平成27年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、平成27年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額(500,000円)を平成27年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、166,700円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額(500,000円)を166,700円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3. 戊種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 戊種優先配当金

①戊種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の戊種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり戊種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に戊種優先中間配当金を支払ったときは、

当該戊種優先中間配当金の額を控除した額とする。

戊種優先配当金の額は、戊種優先株式1株につき14,380円とする。

②非累積条項

ある事業年度において、戊種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が戊種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

戊種優先株主に対しては、戊種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④戊種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき戊種優先配当金の額の2分の1を上限として、戊種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき1,250,000円を支払う。戊種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

①取得を請求し得べき期間

平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確認するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

②引換価額

引換価額は359,700円とする。

③引換価額の修正

引換価額は、平成21年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が359,700円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

④引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

平成21年11月30日までに引換請求のなかった戊種優先株式は、平成21年12月1日をもって、戊種優先株式1株の払込金相当額(1,250,000円)を平成21年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、359,800円を下回るときは、戊種優先株式1株の払込金相当額(1,250,000円)を359,800円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

戊種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

戊種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、戊種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において戊種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において戊種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、戊種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、戊種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、戊種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、戊種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

4. 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

- (1) 己種優先配当金
- ① 己種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。
己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき18,500円とする。
- ② 非累積条項
ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 己種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき1,250,000円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
① 取得を請求し得べき期間
平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会最終の日までの期間を除く。
- ② 引換価額
引換価額は359,700円とする。
- ③ 引換価額の修正
引換価額は、平成26年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が359,700円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
- ④ 引換価額の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額(1,250,000円)を平成26年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、359,800円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額(1,250,000円)を359,800円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得
己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の最終の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株引受権等
法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、

己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5. 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

- (1) 第1種優先配当金
- ① 第1種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第1種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
配当年率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。
ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円LIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
- ② 非累積条項
ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第1種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき200,000円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
① 取得を請求し得べき期間
平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
- ② 引換価額
引換価額は299,700円とする。
- ③ 引換価額の修正
引換価額は、毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が28,000円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
- ④ 引換価額の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 株主との合意による優先株式の取得
第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項
第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の

併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

6.第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)第2種優先配当金

①第2種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第2種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。

配当率は、平成16年4月1日以降、次回率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%

配当率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

②非累積条項

ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④第2種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき200,000円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3)優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4)取得請求権

①取得を請求し得べき期間

平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

②引換価額

引換価額は187,200円とする。

③引換価額の修正

引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が20,000円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

④引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5)株主との合意による優先株式の取得

第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6)議決権条項

第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7)新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

7.第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)第3種優先配当金

①第3種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。

配当率は、平成16年4月1日以降、次回率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%

配当率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

②非累積条項

ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④第3種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき200,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3)優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4)取得請求権

①取得を請求し得べき期間

平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

②引換価額

当初引換価額は、平成22年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が17,000円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

③引換価額の修正

当初引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

④引換価額の調整

- 今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 株主との合意による優先株式の取得
第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権事項
第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
8. 第4種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第4種優先配当金
① 第4種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。配当年率は年3.970% (払込金額2,500,000円に対し99,250円) とする。
② 非累積条項
ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
③ 非参加条項
第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
④ 第4種優先中間配当金
中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき2,500,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得
第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項
平成25年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、2,500,000円に、経過配当相当額 (第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数 (初日および取得日を含む) で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする) を加算した額を金銭にて支払う。第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。
- (6) 議決権事項
第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (7) 種類株主総会
当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第4種優先株式を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
9. 第5種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第5種優先配当金
① 第5種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。配当年率は年3.675% (払込金額2,500,000円に対し91,875円) とする。ただし、平成20年3月31日終了の事業年度中は支払わないものとし、平成21年3月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額2,500,000円に対し54,622円とする。
② 非累積条項
ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
③ 非参加条項
第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
④ 第5種優先中間配当金
中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき2,500,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得
第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項
平成26年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、2,500,000円に、経過配当相当額 (第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数 (初日および取得日を含む) で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする) を加算した額を金銭にて支払う。第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。
- (6) 議決権事項
第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (7) 種類株主総会
当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第5種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
10. 第9種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第9種優先配当金
① 第9種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第9種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第9種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第9種優先中間配当金を支払ったときは、当該第9種優先中間配当金の額を控除した額とする。第9種優先配当金の額は、第9種優先株式1株につき32,550円とする。ただし、平成20年3月31日終了の事業年度中は支払わないものとし、平成21年3月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額3,500,000円に対し26,769円とする。
② 非累積条項
ある事業年度において、第9種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第9種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事

業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第9種優先株主に対しては、第9種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④第9種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第9種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第9種優先株主1株につき第9種優先配当金の額の2分の1を上限として、第9種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第9種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第9種優先株主1株につき3,500,000円を支払う。第9種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株主、丙種優先株主、戊種優先株主、己種優先株主、第1種優先株主、第2種優先株主、第3種優先株主、第4種優先株主、第5種優先株主および第9種優先株主の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

①取得を請求し得べき期間

平成20年6月5日以降の期間とする。

②取得と引換えに交付すべき財産

当会社は、第9種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該第9種優先株主の有する第9種優先株主を取得するのと引換えに、当該第9種優先株主に対して、当会社の普通株式を交付する。第9種優先株主の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第9種優先株主が取得を請求した第9種優先株主の払込金額相当総額}}{\text{引換価額}}$$

第9種優先株主を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

③取得請求権の行使の条件

第9種優先株主は、平成24年6月4日までは、ある四半期(各年の1月1日、4月1日、7月1日および10月1日に始まる各3ヶ月の期間をいう。以下同じ)の初日から最終日までの期間中の日において当該第9種優先株主の有する第9種優先株主の取得請求権を行使しようとするときは、当該四半期の直前の四半期の最終の取引日に終了する連続する30取引日のうちいずれかの20取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が当該直前の四半期の最終の取引日において適用ある引換価額に1.15を乗じて得た額を超えない限り、取得請求権を行使することができない。

第9種優先株主は、平成24年6月5日以降は、いずれかの取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が当該取引日において適用ある引換価額に0.3を乗じて得た額を超えた場合には、当該取引日以降、第9種優先株主の取得請求権を行使することができない。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日を行い、売買高加重平均価格(下記(5)③に定義する)が発表されない日を含まない。以下「取引日」という場合について同じ。

ただし、本③に定める取得請求権の行使の条件は、(a)当会社が存続会社とならない合併、(b)当会社の事業の全部もしくは実質上全部の譲渡、もしくは当会社の事業の全部もしくは実質上全部を対象とする当会社の会社分割、または(c)当会社が他の会社の完全子会社となる株式交換もしくは株式移転その他の組織再編行為(以下あわせて「非継続的再編」という)が行われる場合、当会社が、当該非継続的再編に関して普通株主に対して法令に基づいて最初に通知を行った日(または普通株主への通知が法令上要求されない場合には当該非継続的再編に関して法令または証券取引所の規則に基づいて最初に開示を行った日)から当該非継続的再編の効力発生日の前日までの期間中は適用されない。当会社は、非継続的再編に関して上記のとおり普通株主に対して通知を行い、もしくは開示を行った場合、または当該非継続的再編が当会社の株主総会において可決もしくは否決された場合には、その旨を直ちに第9種優先株主に対して書面により通知するものとする。当該非継続的再編が当会社の株主総会において否決された場合、当会社が第9種優先株主に対しその旨の通知を送付した日の2日後以降、本③に定める取得請求権の行使の条件が再び適用されるものとする。

また、本③に定める取得請求権の行使の条件は、当会社またはその子会社以外の者(特別の法律に基づいて設立された法人を除く)が、証券取引法に基づき、その者の当会社についての株券等保有割合(証券取引法に定義される意味を有する)が50%以上である旨を記載した大量保有報告書または大量保有報告書に関する変更報告書を提出した場合、かかる報告書の提出日以降、適用されない。

(5) 取得条項

①第9種優先株主の全部または一部の取得

当会社は、(a)当該取得を行った後において当会社が十分な自己資本比率を維持することができるものと見込まれる場合、または(b)当該取得と引換えに第9種優先株主に交付される金銭の額以上の額の資本調

達を残余財産の分配について第9種優先株主と同順位以下の証券の発行により行う場合のいずれかに該当するものとして金融庁の事前承認を得たうえで、下記②に定める取得日において、第9種優先株主の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、第9種優先株主を取得するのと引換えに、第9種優先株主に対して、下記③に定める財産を交付する。

当会社が第9種優先株主の一部を取得することとするときは、当会社の代表執行役が抽選によってその取得する第9種優先株主を決定する。

②取得事由

イ. 会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める日(ただし、下記ロ.に取得不能日として定める日を除く日とし、以下「当初取得日」という)が到来することをもって、当会社が第9種優先株主の全部または一部を取得する事由とする。なお、当会社が当初取得日後のある時点において残存する第9種優先株主の全部または一部を取得する場合には、会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める当初取得日後の日(ただし、下記ロ.に取得不能日として定める日を除く日とし、当初取得日とあわせて以下「取得日」という)が到来することをもって、当会社が当該第9種優先株主の全部または一部を取得する事由とし、その後も同様とする。

ただし、当会社は、取得日の45取引日以上60取引日以下前日の日に、当該取得日における取得の対象となる第9種優先株主を有する第9種優先株主に対して第9種優先株主を取得する旨の事前通知(以下「取得通知」という)を送付する。

ロ. 上記イ.にいう、取得不能日として定める日は、次により取得日として認められる日以外の日をいう。

当会社は、当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が、いずれか連続する30取引日の各日において、当初強制引換価額(下記(6)③により強制引換価額が調整される場合には、下記(6)③に準じて調整する)に1.3を乗じて得た額以上であった場合には、平成24年6月4日以降の日で当該30取引日の期間の末日から30日以内の日に上記イ.に従って取得通知を送付することができるものとし、かかる場合の取得日は当該取得通知において取得日として記載された日とする。

③取得と引換えに交付すべき財産

当会社は、第9種優先株主1株を取得するのと引換えに、第9種優先株主に対して、第9種優先株主の払込金額相当額の金銭、および、取得条項発動時株価が取得条項発動時株価の算出にあたって考慮される30取引日の最終の取引日における下記(6)に定める強制引換価額を上回る場合には、強制取得パリティ額から払込金額相当額を差し引いた額を取得条項発動時株価で除して得た数の当会社の普通株式を交付する。

「強制取得パリティ額」とは、取得条項発動時株価を、取得条項発動時株価の算出にあたって考慮される30取引日の最終の取引日における下記(6)に定める強制引換価額で除し、第9種優先株主の払込金額相当額を乗じて得た額をいう。

「取得条項発動時株価」とは、取得通知の発送の日以後5取引日目に始まる連続した30取引日(ただし、株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引が比例配分のみによって行われた日、および当該証券取引所により公表されたある取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買株式数が当該取引日に先立つ計算除外日でない5取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買株式数の平均値の4分の1未満である日(これらの日をあわせて以下「計算除外日」という)を除く)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値をいう。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に下記(6)③に規定の事由が生じた場合においては、上記の価格は、下記(6)③に準じて調整される。

「売買高加重平均価格」とは、株式会社東京証券取引所が、関連する取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買代金総額を当該取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買株式総数で除することにより、当該取引日における当会社の普通株式の売買高加重平均価格として計算し提示する価格をいう。ただし、株式会社東京証券取引所がかかる価格を提示しない場合は、ブルームバーグ・エル・ピー(Bloomberg L.P.)が当該取引日において提示する8308Jエクイティ・エクイティ・エークューアール(8308 JT Equity AQR)の画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス)に表示された価格をいい、当該画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス)に価格が表示されない場合は、当該取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)をいう。以下「売買高加重平均価格」という場合について同じ。

(6) 引換価額および強制引換価額

①当初引換価額および当初強制引換価額

当初の引換価額および強制引換価額(本(6)において、あわせて以下単に「引換価額」という)は、次のとおりとする。
当初引換価額(332,465円) = 基準価格(289,100円) × 1.15
基準価格は、平成19年4月26日に始まる連続する30取引日(ただし、計算除外日を除く)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通

株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に下記③に規定の事由が生じた場合においては、上記の価格は、下記③に準じて調整される。

②引換価額の修正

引換価額は、平成24年6月5日、平成25年6月5日、平成26年6月5日および平成27年6月5日(以下、これらの日を個別に、または総称して「修正日」という)に、当該修正日現在における当会社の普通株式の時価に修正される。ただし、当該時価が修正前の引換価額を上回る場合は、修正前の引換価額をもって修正後の引換価額とし、また、当該時価が当該修正日において有効な下限引換価額を下回る場合は、修正後の引換価額は、かかる下限引換価額とする。

引換価額の修正に使用する修正日現在における当会社の普通株式の時価は、各修正日に先立つ45取引日に始まる連続する30取引日(計算除外日を除く)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に下記③に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、下記③に準じて調整される。「下限引換価額」は、基準価格に0.3を乗じて得た額(86,730円)とする(ただし、下記③により調整する)。

③引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または

自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(7)株主との合意による優先株式の取得

第9種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(8)議決権条項

第9種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(9)種類株主総会

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第9種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

平成20年5月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各1株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)施行日の前日であり、同日が効力発生日となります。

2. 発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成15年6月27日(注2)	—	6,784,899	—	720,499	△731,916	—
平成15年8月7日(注3)	14,018,546	20,803,446	980,000	1,700,499	829,829	829,829
平成15年8月12日(注4)	—	20,803,446	△412,025	1,288,473	—	829,829
平成15年9月25日(注1)	6	20,803,452	—	1,288,473	—	829,829
平成15年11月17日(注1)	284	20,803,737	—	1,288,473	—	829,829
平成16年1月8日(注5)	15,000	20,818,737	—	1,288,473	—	829,829
平成16年2月25日(注1)	266	20,819,003	—	1,288,473	—	829,829
平成16年5月24日(注2)	—	20,819,003	—	1,288,473	△502,627	327,201
平成16年7月6日(注1)	30	20,819,034	—	1,288,473	—	327,201
平成16年8月10日(注4)	—	20,819,034	△961,272	327,201	—	327,201
平成17年8月2日(注6)	△20,798,214	20,819	—	327,201	—	327,201
平成17年9月16日(注1)	0	20,819	—	327,201	—	327,201
平成17年12月12日(注1)	0	20,819	—	327,201	—	327,201
平成18年3月27日(注5)	17	20,837	—	327,201	—	327,201
平成18年8月31日(注7)	25	20,862	31,500	358,701	31,500	358,701
平成18年8月31日(注8)	—	20,862	△31,500	327,201	△31,500	327,201
平成19年1月26日(注9)	△638	20,224	—	327,201	—	327,201
平均19年2月16日(注10)	0	20,224	—	327,201	—	327,201
平成19年3月30日(注11)	△0	20,224	—	327,201	—	327,201
平成19年6月5日(注12)	100	20,324	175,000	502,201	175,000	502,201
平成19年6月5日(注13)	—	20,324	△175,000	327,201	△175,000	327,201
平成19年7月31日(注10)	0	20,324	—	327,201	—	327,201
平成19年8月28日(注14)	40	20,364	50,000	377,201	50,000	377,201
平均19年8月28日(注15)	—	20,364	△50,000	327,201	△50,000	327,201
平成19年9月28日(注11)	△0	20,364	—	327,201	—	327,201

(注) 1. 丁種第一回優先株式の普通株式への転換

2. 未処理損失への充当

3. 株式会社りそな銀行との株式交換

(発行株式数)

普通株式 5,700,739千株

第1種第一回優先株式 2,750,000千株

第2種第一回優先株式 2,817,807千株

第3種第一回優先株式 2,750,000千株

4. 旧商法第375条第1項の規定に基づく資本金取崩しによる、繰越損失の填補及びその他資本剰余金への振り替え

5. 甲種第一回優先株式の普通株式への転換

6. 平成17年6月28日開催の定時株主総会において、株式併合(当社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1,000株を1株に併合する)及び、1単元の株式の数の定めを廃止し、端株制度(端株の単位は1株の1,000分の1)を採用する定款の一部変更を決議しております。なお、この株式併合の効力発生日は平成17年8月2日であり、株式併合の効力発生時にこの定款変更の効力が生じています。

7. 有償 第三者割当(第4種優先株式25千株)発行価格2,500,000円、資本組入額1,250,000円

8. 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項の規定に基づく第4種優先株式発行と同時に資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金へ

- の振り替え
- 9.自己株式(乙種第一回優先株式407,798株、戊種第一回優先株式230,424株)の消却
 - 10.丁種第一回優先株式にかかる取得請求権の行使による普通株式の発行
 - 11.自己株式(丁種第一回優先株式)の消却
 - 12.有償 第三者割当(第9種優先株式100千株) 発行価格3,500,000円、資本組入額1,750,000円
 - 13.会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項の規定に基づく第9種優先株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え
 - 14.有償 第三者割当(第5種優先株式40千株) 発行価格2,500,000円、資本組入額1,250,000円
 - 15.会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項の規定に基づく第5種優先株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え

3. 所有者別状況

(1) 普通株式

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	11	148	117	11,803	444	1	283,838	296,362	—
所有株式数(株)	1,261	1,446,433	176,753	6,837,761	951,662	1	1,967,676	11,381,547	18,029,917
所有株式数の割合(%)	0.01	12.71	1.55	60.08	8.36	0.00	17.29	100.00	—

- (注) 1.上記「個人その他」及び「端株の状況」の中には、自己株式がそれぞれ4,388株及び0.153株含まれております。
 2.上記「その他の法人」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,462株含まれております。
 3.端株のみを有する端株主は、27,760名であります。

(2) 乙種第一回優先株式

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	272,202	—	—	—	272,202	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(3) 丙種第一回優先株式

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	120,000	—	—	—	120,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(4) 戊種第一回優先株式

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	9,576	—	—	—	9,576	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(5) 己種第一回優先株式

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	80,000	—	—	—	80,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(6)第1種第一回優先株式

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	2,750,000	—	—	—	2,750,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(7)第2種第一回優先株式

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	2,817,807	—	—	—	2,817,807	0.861
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(8)第3種第一回優先株式

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	2,750,000	—	—	—	2,750,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(9)第4種優先株式

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	25,200	—	—	—	—	—	25,200	—
所有株式数の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

(10)第5種優先株式

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	40,000	—	—	—	—	—	40,000	—
所有株式数の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

(11)第9種優先株式

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	100,000	—	—	—	100,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

4. 大株主の状況

(1) 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	5,648,239.000	49.54
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	274,642.250	2.40
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	149,252.000	1.30
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	143,476.000	1.25
アールビーシー デクシア インベスター サービスズ トラスト ロンドン クラ イアント アカウント(常任代理人 ス タンダードチャータード銀行)	71 QUEEN VICTORIA STREET, LONDON, EC4V 4DE (東京都千代田区永田町2丁目11番1号)	124,181.000	1.08
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	110,557.000	0.96
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	79,049.000	0.69
大同生命保険株式会社	大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	70,000.000	0.61
ゴールドマン サックス インターナシ ョナル(常任代理人 ゴールドマン・サック ス証券)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K (東京都港区六本木6丁目10番1号)	68,951.000	0.60
チェース マンハッタン バンクジーティ ーエス クライアント アカウント エ スクロウ(常任代理人 みずほコーポレ ート銀行)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	57,194.064	0.50
計	—	6,725,541.314	58.99

(注) 預金保険機構ほか3名から平成19年1月30日付で提出された大量保有(変更)報告書において、預金保険機構が平成19年1月26日現在で当社株式5,726,008株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合50.23%)を保有している旨が記載されておりますが、当社としては、平成20年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

(2) 乙種第一回優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	272,202	100.00
計	—	272,202	100.00

(3) 丙種第一回優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	120,000	100.00
計	—	120,000	100.00

(4) 戊種第一回優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	9,576	100.00
計	—	9,576	100.00

(5) 己種第一回優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	80,000	100.00
計	—	80,000	100.00

(6)第1種第一回優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	2,750,000	100.00
計	—	2,750,000	100.00

(7)第2種第一回優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	2,817,807.861	100.00
計	—	2,817,807.861	100.00

(8)第3種第一回優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	2,750,000	100.00
計	—	2,750,000	100.00

(9)第4種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社しんきん信託銀行	東京都中央区京橋2丁目14番1号	25,200	100.00
計	—	25,200	100.00

(10)第5種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	40,000	100.00
計	—	40,000	100.00

(11)第9種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
メリルリンチ日本ファイナンス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目4番1号	100,000	100.00
計	—	100,000	100.00

5. 議決権の状況

(1) 発行済株式

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	乙種第一回優先株式	—	各種類の株式の内容は「■株式等の状況」の「1.株式の総数等」に記載しております。
	272,202		
	丙種第一回優先株式		
	120,000		
	戊種第一回優先株式		
	9,576		
	己種第一回優先株式		
	80,000		
議決権制限株式(自己株式等)	第4種優先株式	—	
	25,200		
	第5種優先株式		
	40,000		
	第9種優先株式		
100,000			
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式)	—	
	普通株式		
	4,388		
完全議決権株式(その他)	普通株式	普通株式	各種類の株式の内容は「■株式等の状況」の「1.株式の総数等」に記載しております。 (注1) (注2)
	11,377,159	11,377,159	
	第1種第一回優先株式	第1種第一回優先株式	
	2,750,000	2,750,000	
	第2種第一回優先株式	第2種第一回優先株式	
2,817,807	2,817,807		
第3種第一回優先株式	第3種第一回優先株式		
2,750,000	2,750,000		
端株	普通株式	—	(注3)
	18,029.917		
	第2種第一回優先株式		
	0.861		
発行済株式総数	20,364,362.778	—	—
総株主の議決権	—	19,694,966	—

- (注) 1.上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式1,462株(議決権1,462個)が含まれております。
2.株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義及び旧株式会社あさひ銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式がそれぞれ1株(議決権1個)及び5株(議決権5個)あります。
なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。
3.上記の「端株」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式0.153株が含まれております。

(2) 自己株式等

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそな ホールディングス	大阪市中央区備後町 2丁目2番1号	4,388	—	4,388	0.03
計	—	4,388	—	4,388	0.03

- (注) 1.株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義及び旧株式会社あさひ銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式がそれぞれ1株(議決権1個)及び5株(議決権5個)あります。
なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。
2.「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

■優先出資証券の状況

区分	当期末残高(百万円)	返済又は償還期限
優先出資証券	115,195	—
計	115,195	—

■劣後債務の状況

区分	当期末残高(百万円)	返済又は償還期限
永久劣後債務(注)	458,638	—
劣後特約付借入金	46,000	—
劣後特約付社債	412,638	—
期限付劣後債務	319,893	—
劣後特約付借入金	52,000	平成26年9月～ 平成33年3月
劣後特約付社債	267,893	平成26年9月～ 平成30年2月
計	778,531	—

(注) うちTier2への算入額 457,638百万円

■ リスク管理 ■

〈信用リスク〉

■標準的手法が適用されるポートフォリオに適用する格付

1. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当グループでは、リスク・ウェイトの判定に当たり、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）及びフィッチレーティングスリミテッド（Fitch）の5社を使用しております。なお、これらの格付機関は平成20年3月31日現在、金融庁が指定している、パーゼルIIにおける「適格格付機関」です。

2. エクスポージャーの種類と使用する適格格付機関等の関係

当グループでは、下記の相手先・エクスポージャーごとに使用する格付機関を次のとおり定めております。

いずれの場合も、適格機関の格付が2以上ある場合で、それらに対応するリスク・ウェイトが異なるときには、最も小さいリスク・ウェイトから数えて2番目に小さいリスク・ウェイト（最も小さいリスク・ウェイトが複数の格付に対応するものであるときは、当該最も小さいリスク・ウェイト）を用いております。

相手先・エクスポージャーの種類	使用する格付機関
中央政府・中央銀行 国際決済銀行等	株式会社 格付投資情報センター (R&I)
本邦地方公共団体	株式会社 日本格付研究所 (JCR)
外国の中央政府等以外の公共部門	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
国際開発銀行	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P)
本邦政府関係機関	フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)
地方三公社	
金融機関	
第一種金融商品取引業者	
ファンド(複数の資産を裏付とする資産)	同上
証券化商品	
ストラクチャードファイナンス	同上
	株式会社 格付投資情報センター (R&I)
	株式会社 日本格付研究所 (JCR)
上記以外	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P)

信用リスク関連データ

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高<地域別>・<業種別>うち、三月以上延滞又はデフォルト債権・<残存期間別>

(単位：百万円)

	平成19年3月末					うち、三月以上延滞
	計	貸出金・ 外国為替等	有価証券	オフ・バランス 取引	派生商品 取引	
地域別						
国内	41,474,587	31,476,122	7,345,034	1,986,838	700,473	243,277
海外	63,372	57,796	—	2,883	68	582
計	41,537,961	31,533,919	7,345,034	1,989,722	700,542	243,859
業種別						
製造業	3,604,865	2,930,023	448,411	140,072	86,294	22,157
農業	94,452	93,279	501	618	43	380
林業	4,512	4,462	50	—	—	—
漁業	11,238	8,581	878	1,763	6	10
鉱業	27,072	23,635	2,555	727	155	16
建設業	1,057,445	924,476	86,264	43,929	2,742	4,521
卸売・小売業	3,293,008	2,827,214	227,313	65,229	172,280	15,389
金融・保険業	5,414,450	4,359,377	224,137	402,496	402,250	296
不動産業	3,614,695	3,454,835	88,035	62,553	9,143	17,269
運輸業	673,333	577,913	58,649	29,088	7,669	1,347
情報通信業	324,527	273,944	30,857	15,672	4,045	1,350
電気・ガス・熱供給・水道業	106,275	78,767	24,510	2,676	322	12
各種サービス業	2,767,947	2,577,783	95,318	79,111	15,525	24,815
個人	10,726,704	10,636,575	217	89,858	11	69,989
我が国の政府・地方公共団体・ 政府関係機関・地方三公社等	7,964,466	1,996,998	4,968,706	880,724	46	—
外国の中央政府・中央銀行等	132,541	18,405	114,117	—	—	7
その他	1,720,357	747,633	974,500	175,189	—	86,294
計	41,537,961	31,533,919	7,345,034	1,989,722	700,542	243,859
残存期間別						
1年以下	10,211,631	6,617,138	2,942,344	608,168	42,519	/
1年超3年以下	3,552,094	2,568,948	714,465	129,185	139,496	/
3年超5年以下	3,483,373	2,619,042	655,190	37,326	171,816	/
5年超7年以下	1,628,140	1,351,791	89,872	40,479	145,998	/
7年超	15,447,344	13,649,377	1,455,975	141,284	200,708	/
期間の定めのないもの等	7,215,355	4,727,617	1,487,185	1,033,273	—	/
計	41,537,961	31,533,919	7,345,034	1,989,722	700,542	/

(注)「標準的手法」が適用されるエクスポージャーを掲載しております(証券化エクスポージャーを除く)。

「貸出金・外国為替等」には以下の取引を含めて表示しております・・・現金預け金、コールローン、買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金債権、特定取引資産/商品有価証券、金銭の信託、貸出金、外国為替

「オフ・バランス取引」は支払承諾見返、コミットメント、信託勘定貸出金を与信相当額へ引直した値(CCF勘定後)にて表記しております。(CCF = Credit Conversion Factor)

「貸出金・外国為替等」、「有価証券」は、りそな銀行(連結)、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行(連結)及びりそな信託銀行の該当計数を単純合算しております。エクスポージャーの種類に掲げる「計」には、その他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産を含めており、また内部取引相殺後の計数であるため、各項目の合計額とは一致していません。

業種別計に掲げる「その他」のうち、「有価証券」には投資信託、出資金、拠出金が含まれております。

(単位：百万円)

	平成20年3月末					うち、三月 以上延滞又 はデフォルト
	計	貸出金・ 外国為替等	有価証券	オフ・バランス 取引	派生商品 取引	
地域別						
国内	37,271,432	27,255,597	5,668,254	2,601,113	895,460	925,345
海外	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー	4,974,716	3,376,823	828,020	205,974	698	52,064
計	42,246,149	30,632,420	6,496,275	2,807,088	896,158	977,410
業種別						
製造業	3,104,834	2,302,627	391,350	274,874	133,318	132,558
農業	83,707	82,437	300	920	40	2,626
林業	4,206	4,203	—	2	—	470
漁業	7,627	6,263	758	600	4	—
鉱業	24,599	22,215	2,075	212	95	3,679
建設業	736,525	595,263	61,854	72,729	3,309	75,646
卸売・小売業	2,696,307	2,179,589	169,578	81,114	262,209	168,092
金融・保険業	4,047,212	2,951,788	286,983	356,637	447,732	15,388
不動産業	3,228,706	3,046,583	51,182	118,857	11,748	194,433
運輸業	564,292	460,785	46,628	45,686	10,852	62,755
情報通信業	292,583	241,241	25,767	18,418	6,085	22,507
電気・ガス・熱供給・水道業	109,162	75,032	24,426	9,211	491	0
各種サービス業	2,263,709	2,048,510	84,847	105,412	19,003	124,106
個人	9,879,487	9,759,947	—	119,476	10	122,855
我が国の政府・地方公共団体・ 政府関係機関・地方三公社等	8,813,348	2,957,374	4,459,727	1,395,687	558	—
外国の中央政府・中央銀行等	24,700	2,131	22,568	—	—	7
その他	1,390,422	519,601	40,202	1,270	—	216
標準的手法を適用するエクスポージャー	4,974,716	3,376,823	828,020	205,974	698	52,064
計	42,246,149	30,632,420	6,496,275	2,807,088	896,158	977,410
残存期間別						
1年以下	9,485,204	5,469,772	3,166,524	783,368	46,924	/
1年超3年以下	2,881,155	2,118,317	436,161	144,701	181,974	/
3年超5年以下	2,642,892	2,186,997	220,668	48,231	186,995	/
5年超7年以下	1,554,462	1,171,663	172,984	27,572	182,242	/
7年超	14,115,263	12,409,767	1,203,769	204,402	297,323	/
期間の定めのないもの等	6,592,454	3,899,078	468,145	1,392,836	—	/
標準的手法を適用するエクスポージャー	4,974,716	3,376,823	828,020	205,974	698	/
計	42,246,149	30,632,420	6,496,275	2,807,088	896,158	/

(注) 「基礎的内部格付手法」が適用されるエクスポージャーを掲載しております(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)。
「貸出金・外国為替等」には以下の取引を含めて表示しております・・・現金預け金、コールローン、買入手形、買現先勘定、買入金銭債権、特定取引資産/商品有価証券、金銭の信託、貸出金、外国為替
「オフ・バランス取引」は支払承諾見返、コミットメント、信託勘定貸出金等を与信相当額へ引直した値(CCF勘案後)にて表記しております。(CCF = Credit Conversion Factor)
エクスポージャーの種類に掲げる「計」には、その他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産を含めており、また内部取引相殺後の計数であるため、各項目の合計額とは一致していません。
業種別計に掲げる「その他」のうち、「有価証券」には出資金、拠出金が含まれております。
「標準的手法を適用するエクスポージャー」には、段階的適用を適用する子会社及び適用除外とする事業会社又は資産に係るエクスポージャーが含まれております。

■一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定

(単位：百万円)

	平成19年3月期			平成20年3月期		
	期首残高	期中増減	期末残高	期首残高	期中増減	期末残高
一般貸倒引当金	354,112	△3,398	350,714	350,714	△14,802	335,912
特定海外債権引当勘定	62	△19	42	42	34	76

(注) 一般貸倒引当金は、地域別、業種別の区分は行っておりません。

■個別貸倒引当金<地域別>・<業種別>

(単位：百万円)

個別貸倒引当金	平成19年3月期			平成20年3月期		
	期首残高	期中増減	期末残高	期首残高	期中増減	期末残高
地域別						
国内	184,279	8,101	192,380	192,380	△37,566	154,814
海外	—	—	—	—	—	—
計	184,279	8,101	192,380	192,380	△37,566	154,814
業種別						
製造業	27,385	995	28,380	28,380	△8,544	19,836
農業	1,070	△560	510	510	△40	470
林業	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	22	22
鉱業	—	—	1,407	1,407	965	2,372
建設業	5,855	2,067	7,922	7,922	1,107	9,029
卸売・小売業	32,098	6,468	38,566	38,566	△22,227	16,339
金融・保険業	1,726	△1,085	641	641	7,867	8,508
不動産業	24,952	△5,955	18,997	18,997	7,764	26,761
運輸業	8,092	1,081	9,173	9,173	△7,637	1,536
情報通信業	5,057	△991	4,066	4,066	△602	3,464
電気・ガス・熱供給・水道業	2	△2	—	—	—	—
各種サービス業	28,439	8,397	36,836	36,836	△8,154	28,682
個人	9,910	2,172	12,082	12,082	△2,990	9,092
我が国の政府・地方公共団体・ 政府関係機関・地方三公社等	464	△7	457	457	△66	391
外国の中央政府・中央銀行等	6	△1	5	5	△5	—
その他	39,207	△5,881	33,326	33,326	△5,018	28,308
計	184,279	8,101	192,380	192,380	△37,566	154,814

(注) 業種別の分類を行なっているのは、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行およびりそな信託銀行が保有するエクスポージャーに関連するものであります。業種別の「その他」には、上記傘下銀行以外の子会社が保有するエクスポージャーに関連するものが含まれております。

■貸出金償却額(業種別)

(単位:百万円)

	平成19年3月期	平成20年3月期
製造業	5,629	10,918
農業	60	19
林業	—	—
漁業	—	—
鉱業	△14	12
建設業	1,741	5,687
卸売・小売業	11,859	22,736
金融・保険業	△185	743
不動産業	692	10,644
運輸業	881	606
情報通信業	3,927	5,044
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
各種サービス業	6,042	12,683
個人	1,931	2,586
我が国の政府・地方公共団体・ 政府関係機関・地方三公社等	—	—
外国の中央政府・中央銀行等	—	—
その他	5,724	4,896
計	38,287	76,579

(注) 業種別の分類を行なっているのは、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行およびりそな信託銀行が保有するエクスポージャーに関連するものであります。
業種別の「その他」には、上記傘下銀行以外の子会社が保有するエクスポージャーに関連するものが含まれております。

【標準的手法が適用されるエクスポージャー】

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位:百万円)

	平成19年3月末		平成20年3月末	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	115,301	8,032,559	4,411	931,926
10%	—	1,820,510	—	474,714
20%	3,146,844	56,525	494,609	3,746
35%	—	7,140,514	—	789,969
50%	680,554	55,241	83,562	1,790
75%	—	3,379,029	—	421,204
100%	745,297	14,874,898	34,242	1,703,142
150%	—	142,085	—	61,718
350%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
計	4,687,997	35,501,365	616,825	4,388,213
自己資本控除	—	38,155	—	—

(注) 格付は適格格付機関が付与しているものに限定しております。リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャーは、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高で記載しております。
上記「自己資本控除」は、連結自己資本比率告示第20条第1項第3号及び第6号の規定により自己資本から控除した額であります。
平成20年3月期より、適用除外資産を除き、信用リスク・アセットの額は基礎的内部格付手法を用いて算出してあります。

【内部格付手法が適用されるエクスポージャー】

■スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権のリスク・ウェイト区分毎残高

(1) プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、事業用不動産向け貸付

(単位:百万円)

スロットティング・ クライテリア	残存期間	リスク・ ウェイト	平成20年3月末
優	2年半未満	50%	11,289
	2年半以上	70%	3,868
良	2年半未満	70%	22,377
	2年半以上	90%	43,693
可	期間の別なし	115%	29,943
弱い	期間の別なし	250%	13,726
デフォルト	期間の別なし	0%	300
計			125,198

(2) ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付

(単位:百万円)

スロットティング・ クライテリア	残存期間	リスク・ ウェイト	平成20年3月末
優	2年半未満	70%	—
	2年半以上	95%	—
良	2年半未満	95%	11,476
	2年半以上	120%	3,000
可	期間の別なし	140%	19,884
弱い	期間の別なし	250%	1,450
デフォルト	期間の別なし	0%	—
計			35,811

■マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーのリスク・ウェイト区分毎残高

(単位:百万円)

リスク・ウェイト	平成20年3月末
300%	36,547
400%	64,653
計	101,200

■事業法人向けエクスポージャー

(単位：百万円)

格付区分	平成20年3月末				
	PD推計値(注1)	LGD推計値(注1)	RWの加重平均値	オン・バランスEAD	オフ・バランスEAD
SA・A	0.23%	40.72%	36.82%	2,418,374	387,645
B～E	1.27%	42.02%	78.86%	7,906,549	959,385
F・G	13.02%	40.73%	175.82%	1,281,643	92,307
デフォルト	100.00%	43.55%	/	713,328	67,670
計	/	/	/	12,319,896	1,507,008

(注) 1. 推計値の加重平均値

2. スロッシング・クワイテリアに割り当てられた特定貸付債権は含まれておりません。

■ソブリン向けエクスポージャー

(単位：百万円)

格付区分	平成20年3月末				
	PD推計値(注)	LGD推計値(注)	RWの加重平均値	オン・バランスEAD	オフ・バランスEAD
SA・A	0.00%	45.00%	1.38%	7,400,518	1,394,678
B～E	3.42%	45.00%	125.18%	28,513	1,201
F・G	17.51%	44.83%	221.12%	12,761	464
デフォルト	100.00%	45.00%	/	7	—
計	/	/	/	7,441,800	1,396,344

(注) 推計値の加重平均値

■金融機関等向けエクスポージャー

(単位：百万円)

格付区分	平成20年3月末				
	PD推計値(注)	LGD推計値(注)	RWの加重平均値	オン・バランスEAD	オフ・バランスEAD
SA・A	0.11%	45.10%	14.94%	2,400,855	176,798
B～E	0.74%	41.25%	54.29%	55,181	13,694
F・G	17.19%	44.55%	236.67%	1,058	9,318
デフォルト	—	—	/	—	—
計	/	/	/	2,457,094	199,811

(注) 推計値の加重平均値

■リテール向けエクスポージャー

(単位：百万円)

格付区分	平成20年3月末						
	PD推計値(注)	LGD推計値(注)	RWの加重平均値	オン・バランスEAD	オフ・バランスEAD	コミットメントの未引出額	未引出額に乗ずる掛目の加重平均値
居住用不動産向けエクスポージャー	/	/	/	7,552,539	40,604	—	—
非デフォルト	0.95%	45.74%	37.07%	7,479,046	39,197	—	—
デフォルト	100.00%	46.81%	/	73,493	1,406	—	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	/	/	/	110,013	37,499	434,576	8.63%
非デフォルト	3.47%	78.70%	60.94%	109,389	37,455	434,352	8.62%
デフォルト	100.00%	78.63%	/	624	44	223	19.77%
その他リテール向けエクスポージャー	/	/	/	1,933,880	48,660	51,068	22.10%
非デフォルト	1.61%	31.84%	28.71%	1,866,746	47,560	50,990	22.09%
デフォルト	100.00%	38.64%	/	67,133	1,099	78	26.40%

(注) 推計値の加重平均値

■PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー (単位：百万円)

格付区分	平成20年3月末		
	PD推計値(注)	RWの加重平均値	残高
SA・A	0.09%	207.93%	3,683
B～E	0.55%	198.92%	4,529
F・G	15.27%	497.18%	187
デフォルト	100.00%	/	462
計	/	/	8,862

(注) 推計値の加重平均値

■長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比(注3)(注4)

(単位:百万円)

	平成20年3月末(注1)		平成20年3月期
	損失額の推計値(参考)	引当控除後(注6)	損失額の実績値(注2)
りそなホールディングス(連結)	/	/	58,478(注7)
りそな銀行(単体)+埼玉りそな銀行(単体)	506,749	△23,882	33,168(注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	455,032	△34,685	24,231
ソブリン向けエクスポージャー	1,628	1,622	△121
金融機関等向けエクスポージャー	3,622	3,622	108
居住用不動産向けエクスポージャー	11,039	7,093	808
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注5)	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	31,084	△5,854	11,411
りそな銀行(連結)	/	/	19,238(注7)
りそな銀行(単体)	456,313	△29,722	21,266(注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	411,770	△38,502	17,940
ソブリン向けエクスポージャー	1,433	1,427	△121
金融機関等向けエクスポージャー	2,778	2,778	108
居住用不動産向けエクスポージャー	9,930	6,732	590
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注5)	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	26,058	△6,485	9,141
埼玉りそな銀行(単体)	50,436	5,839	11,901(注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	43,262	3,816	6,291
ソブリン向けエクスポージャー	194	194	0
金融機関等向けエクスポージャー	843	843	0
居住用不動産向けエクスポージャー	1,108	360	217
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注5)	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	5,026	631	2,269

- (注) 1. 損失額の推計値は、平成20年3月末の期待損失額(EL)を用いております。
2. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用—不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益—を指します。尚、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金を含みます。また、エクスポージャー区分別の損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金を含めておりません。
3. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない(信用リスクに伴うものかの判定が困難である)ことから、損失額の推計値及び実績値には含めておりません。
4. りそなホールディングス連結子会社の保証が付いているエクスポージャーについては、損失額の推計値及び実績値には含めておりません。
5. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定される為、上記のエクスポージャー区分別計数においては、損失額の推計値及び実績値の表示を割愛しております。
6. 損失額の推計値の引当控除後については、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額(個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定、一般貸倒引当金、部分直接償却額)を控除した金額を表示しております。
7. 損失額の実績値は、適用除外単位並びに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。

《損失額の推計値と実績値との対比について》

損失額の実績値(平成20年3月期)は、平成19年3月末の期待損失額(EL)と比較すべきものですが、当社は平成20年3月末から内部格付手法を適用しているため、本頁では平成20年3月末の期待損失額(EL)を参考値として記載しております。

■直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績対比(注1)(注3)(注4)

(単位:百万円)

	平成19年3月期(注2)	平成20年3月期
りそなホールディングス(連結)	/	58,478(注6)
りそな銀行(単体)+埼玉りそな銀行(単体)	/	33,168(注6)
うち 事業法人向けエクスポージャー	/	24,231
ソブリン向けエクスポージャー	/	△121
金融機関等向けエクスポージャー	/	108
居住用不動産向けエクスポージャー	/	808
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注5)	/	—
その他リテール向けエクスポージャー	/	11,411
りそな銀行(連結)	/	19,238(注6)
りそな銀行(単体)	/	21,266(注6)
うち 事業法人向けエクスポージャー	/	17,940
ソブリン向けエクスポージャー	/	△121
金融機関等向けエクスポージャー	/	108
居住用不動産向けエクスポージャー	/	590
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注5)	/	—
その他リテール向けエクスポージャー	/	9,141
埼玉りそな銀行(単体)	/	11,901(注6)
うち 事業法人向けエクスポージャー	/	6,291
ソブリン向けエクスポージャー	/	0
金融機関等向けエクスポージャー	/	0
居住用不動産向けエクスポージャー	/	217
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注5)	/	—
その他リテール向けエクスポージャー	/	2,269

- (注) 1. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用—不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益—を指します。尚、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金を含みます。また、エクスポージャー区分別の損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金を含めておりません。
2. 基礎的内部格付手法におけるエクスポージャー区分毎の管理を行っていなかったことから、記載を省略しております。
3. PDLGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない(信用リスクに伴うものかの判定が困難である)ことから、損失額の実績値には含めておりません。
4. りそなホールディングス連結子会社の保証が付いているエクスポージャーについては、損失額の実績値には含めておりません。
5. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定される為、上記のエクスポージャー区分別計数においては、損失額の実績値の表示を割愛しております。
6. 適用除外単位並びに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。

■要因分析

実績値については、平成20年3月期(平成19年4月～平成20年3月)より蓄積を開始している為、要因分析は記載を割愛しております。

〈信用リスク削減手法〉

当グループでは、自己資本比率の算出において、連結自己資本比率告示の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を適用しております。信用リスク削減手法とは、当グループが抱える信用リスクを軽減するための手法であり、適格金融資産担保、貸出金と自行預金の相殺（オンバランスシート・ネットイング）、適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る）、保証ならびにクレジット・デリバティブが該当します。

■主な担保の種類

主要な担保の種類は以下のとおりであります。

1. 現金及び自行預金
2. 我が国の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式等
3. 上記2. 以外の上場株式を発行する会社の株式等
4. 不動産担保
5. 割引手形勘定の商業手形

■担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要

担保目的物については、質権設定または譲渡担保の方法により担保権を維持しており、担保物の保管手続ならびに件数管理方法を定める等、適時の実行に必要な措置を講じております。また、時価が変動する担保については、保全状況を適切に把握するため、定期的に評価額の見直しを実施しております。

■貸出金と自行預金の相殺を用いるに当たっての方針及び手続の概要ならびにこれを用いている取引の種類、範囲等

銀行取引約定書等の相殺適状の特約の条項を有する契約に基づき、相殺契約下にある貸出金と非担保の自行預金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額としております。なお、貸出金と自行預金との通貨又は期日が異なる場合には、連結自己資本比率告示で定められた方法により相殺額の調整を行っております。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成20年3月末				
	適格金融資産担保	適格資産担保	保証	クレジットデリバティブ	合計
内部格付手法適用エクスポージャー	502,594	2,310,177	1,245,429	—	4,058,201
事業法人向けエクスポージャー	470,015	2,308,910	496,348	—	3,275,274
ソブリン向けエクスポージャー	50	—	238,153	—	238,203
金融機関等向けエクスポージャー	32,528	1,266	33,399	—	67,194
居住用不動産向けエクスポージャー	/	/	—	—	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	/	/	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	/	/	477,529	—	477,529
標準的手法適用エクスポージャー	128,655	/	—	—	128,655
計	631,249	2,310,177	1,245,429	—	4,186,856

(注) 1. オンバランスシート・ネットイングは、含みません。

2. ファンドの構成資産に係る信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額は計上しておりません。

■派生商品取引及びレボ形式の取引について法的に有効な相対ネットイング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要ならびにこれを用いている取引の種類、範囲等

相対ネットイングを行うに当たっては、法的有効性について、基本契約書（派生商品取引：「ISDAマスター契約」、レボ形式の取引：日証協雛型「債券貸借取引に関する基本契約書」）は使用開始当初、個別の契約については締結の都度必要に応じて弁護士等に確認の上、コンプライアンスチェックを実施して担保しております。対象となる取引の種類・範囲については、以下のとおりであります。

種類：金利スワップ、通貨スワップ、金利オプション、FRA、株式オプション、為替フォワード、通貨オプション、レボ形式の取引

範囲：トレーディング、バンキング勘定

■信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中は特にありません。

■保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明

主要な保証人は、被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、銀行、第一種金融商品取引業者です。

なお、クレジット・デリバティブの残高はありません。

〈派生商品取引〉

■派生商品取引及び長期決済期間取引の実績

(単位：百万円)

	平成19年3月末					平成20年3月末				
	想定元本	時価	グロスの再構築コスト	グロスのアドオン	与信相当額	想定元本	時価	グロスの再構築コスト	グロスのアドオン	与信相当額
長期決済期間取引	/	/	/	/	/	-	-	-	-	-
金利関連取引										
金利スワップ	21,390,061	18,198	76,217	121,449	197,666	22,894,932	71,983	182,495	131,162	313,658
金利オプション	111,122	767	776	518	1,295	88,868	505	514	253	768
小計	21,501,184	18,966	76,993	121,967	198,961	22,983,800	72,489	183,010	131,416	314,426
通貨関連取引										
通貨スワップ	3,656,750	53,718	83,770	228,140	311,910	3,819,866	14,715	67,838	227,730	330,837
通貨オプション	1,630,292	40,040	40,040	58,009	98,049	1,366,821	120,449	120,449	60,232	180,682
先物為替予約	1,268,424	43,618	49,318	42,300	91,620	1,195,392	△8,236	24,825	45,385	70,211
小計	6,555,467	137,377	173,129	328,450	501,580	6,382,080	126,929	213,114	333,348	581,731
小計(ネットティング勘案前)	28,056,651	156,343	250,122	450,418	700,541	29,365,881	199,418	396,124	464,765	896,158
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果					137,492					274,211
担保による与信相当額削減効果(注4.)					19,471					△37,800
計(ネットティング後)					543,578					659,748

- (注) 1. 与信相当額の算出にあたっては、連結自己資本比率告示の規定に従い、下記の取扱いとしております。
- (1) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出から除いております。
(平成19年3月末は連結自己資本比率告示附則第14条第1項の経過措置により14日以内)
 - (2) 与信相当額は、個々の派生商品取引を時価評価して算出した「グロスの再構築コスト(零を下回らないものに限る)」に、残存期間に応じた相場変動リスク(「グロスのアドオン」)を加算するカレント・エクスポージャー方式を採用して算出しております。
 2. クレジット・デリバティブについては平成20年3月末現在、取り扱いはありません。
 3. ファンドの構成資産である派生商品取引及び長期決済期間取引に係る額は計上していません。
 4. 担保付デリバティブ取引に係る与信相当額削減効果の内訳は以下のとおりであります。なお、担保の種類は全て現金担保であります。

差入	40,510百万円
受取	2,709百万円
受取-差入	△37,800百万円

〈証券化エクスポージャー〉

証券化エクスポージャー

本ディスクロージャー誌においては、連結自己資本比率告示に沿って証券化エクスポージャーの要件を充足するものを開示しております。

連結自己資本比率告示に定める要件とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある2以上のエクスポージャーに階層化し、その1部又は全部を第三者に移転する取引（ノン・リコースかつ優先劣後構造）を指します。これらの中には住宅ローン債権等、当社保有債権の流動化による劣後持分や集団投資スキーム持分等優先劣後構造を有するものが含まれます。なお、特定貸付債権に該当するものは連結自己資本比率告示に沿って除いております。

■持株会社グループが保有する証券化商品と証券化エクスポージャー

(単位：百万円)

	商品別	勘定科目別	パーゼルⅡエクスポージャー区分別
証券化商品の残高 (5月16日開示)	ABS	47,648	買入金銭債権 271,272
	CMBS	19,662	有価証券 52,677
	RMBS	256,638	
	総計	323,949	総計 323,949
(上記のほかにABCPプログラムにより発行された短期社債を売買目的有価証券として434億円保有しております。)			
上記以外の残高	ABCP	18,635	買入金銭債権 6,085
	ABL	44,266	特定取引資産 18,635
	CMBS	6,086	貸出金 77,265
	RMBS	32,999	
	総計	101,985	総計 101,985
残高(計)	ABCP	18,635	買入金銭債権 277,357
	ABL	44,266	特定取引資産 18,635
	ABS	47,648	有価証券 52,677
	CMBS	25,748	貸出金 77,265
	RMBS	289,637	
	総計	425,935	総計 425,935
			証券化エクスポージャー 278,932
			購入債権 37,889
			法人向け 60
			リテール向け 4,866
			特定貸付債権 2,200
			総計 323,949
			証券化エクスポージャー 101,985
			購入債権 37,889
			法人向け 60
			リテール向け 4,866
			特定貸付債権 2,200
			総計 101,985
			証券化エクスポージャー 380,918
			購入債権 37,889
			法人向け 60
			リテール向け 4,866
			特定貸付債権 2,200
			総計 425,935

証券化エクスポージャーのEAD	427,885
所要自己資本	8,443
自己資本控除	44,849*

詳細は次頁以降に開示しております。

ABCP (Asset Backed Commercial Paper、資産担保コマーシャル・ペーパー)
 ABL (Asset Based Lending、責任財産限定特約貸出)
 ABS (Asset Backed Securities、資産担保証券)
 CMBS (Commercial Mortgage Backed Securities、商業用不動産ローン担保証券)
 RMBS (Residential Mortgage Backed Securities、住宅ローン担保証券)

- ・証券化商品は全てバンキング勘定で保有しております。
- ・上記に掲げる証券化商品等残高は約4,259億円、B/S全体に占める割合は1.06%です。
- ・上記(*)の他に、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額(12,347百万円)を自己資本より控除しております。
- ・当社では、米国サブプライムローン、及び証券化商品に係る米国金融保証会社(モノライン)に対するエクスポージャーはありません。

■持株会社グループがオリジネーターである証券化エクスポージャー

1. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(単位：百万円)

	平成19年3月末										計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	残高	所要自己 資本の額
保有する証券化エク スポージャーの額	323	17,854	23,409	—	—	—	—	—	—	3,712	45,299	9,702
RW20%以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20%超 100%以下	—	2,600	—	—	—	—	—	—	—	—	2,600	52
100%超 1250%未満	—	9,895	23,409	—	—	—	—	—	—	3,627	36,932	3,882
※自己資本控除	323	5,358	—	—	—	—	—	—	—	85	5,767	5,767
証券化取引に伴い増加し た自己資本に相当する額	—	6,401	6,460	—	—	—	—	—	—	—	12,862	12,862

※連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

※所要自己資本の額については、右の算式にて算出しております。信用リスク・アセットの額×4%（自己資本控除の場合 自己資本控除額×100%）…標準的手法

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

97,062

(単位：百万円)

	平成20年3月末										計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	残高	所要自己 資本の額
保有する証券化エク スポージャーの額	—	13,016	74,401	—	—	—	—	—	—	3,627	91,044	12,300
RW20%以下	—	2,600	—	—	—	—	—	—	—	—	2,600	39
20%超 100%以下	—	5,075	74,401	—	—	—	—	—	—	—	79,476	3,292
100%超 1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
※自己資本控除	—	5,340	—	—	—	—	—	—	—	3,627	8,967	8,967
証券化取引に伴い増加し た自己資本に相当する額	—	6,240	6,106	—	—	—	—	—	—	—	12,347	12,347

※連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額は、ありません。

2. 原資産に関する情報

(単位：百万円)

	平成19年3月末										
	一般貸出 債権	住宅ロー ン債権	アパート・ マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	計
原資産の額	3,423	173,388	83,100	—	—	—	—	—	—	14,821	274,733
資産譲渡型証券化取引	3,423	173,388	83,100	—	—	—	—	—	—	14,821	274,733
三月以上延滞エク スポージャーの額	—	1,650	—	—	—	—	—	—	—	274	1,924
当期の損失額	—	155	—	—	—	—	—	—	—	—	155
合成型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞エク スポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期に証券化を行ったエ クススポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化取引に伴い、当期中 に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早期償還条項付証券化エク スポージャーに関する事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
実行済みの信用供与の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリジネーターとして留 保するエクスポージャー に対する所要自己資本額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資家の持分に対して算 出する所要自己資本額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

	平成20年3月末										
	一般貸出 債権	住宅ロー ン債権	アパート・ マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	計
原資産の額	—	108,411	74,402	—	—	—	—	—	—	11,881	194,695
資産譲渡型証券化取引	—	108,411	74,402	—	—	—	—	—	—	11,881	194,695
三月以上延滞エク スポージャーの額又はデフォルトし たエクスポージャーの額	—	1,837	127	—	—	—	—	—	—	236	2,201
当期の損失額	—	264	—	—	—	—	—	—	—	—	264
合成型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞エク スポージャーの額又はデフォルトし たエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期に証券化を行ったエ クススポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化取引に伴い、当期中 に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早期償還条項付証券化エク スポージャーに関する事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
実行済みの信用供与の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリジネーターとして留 保するエクスポージャー に対する所要自己資本額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資家の持分に対して算 出する所要自己資本額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

■持株会社グループが流動化プログラム（ABCP等）のスポンサーである証券化エクスポージャー

1. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(単位：百万円)

	平成19年3月末										計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	残高	所要自己 資本の額
保有する証券化エク スポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	26,116	700	5,958	32,774	10,960
RW20%以下	—	—	—	—	—	—	—	—	700	1,342	2,042	10
20%超 100%以下	—	—	—	—	—	—	—	8,745	—	280	9,025	361
100%超 1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	10,136	—	1,692	11,828	709
※自己資本 控除	—	—	—	—	—	—	—	7,234	—	2,644	9,878	9,878
証券化取引に伴い増加し た自己資本に相当する額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

※所要自己資本の額については、右の算式にて算出しております。信用リスク・アセットの額×4%（自己資本控除の場合 自己資本控除額×100%）…標準的手法

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

(単位：百万円)

	平成20年3月末										計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	残高	所要自己 資本の額
保有する証券化エク スポージャーの額	—	—	—	—	20,280	—	—	33,767	653	7,563	62,264	29,902
RW20%以下	—	—	—	—	20,280	—	—	—	—	2,866	23,146	392
20%超 100%以下	—	—	—	—	—	—	—	9,691	—	280	9,971	363
100%超 1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
※自己資本 控除	—	—	—	—	—	—	—	24,076	653	4,417	29,146	29,146
証券化取引に伴い増加し た自己資本に相当する額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

2. 原資産に関する情報

(単位：百万円)

	平成19年3月末										計
	一般貸出 債権	住宅ロー ン債権	アパート・ マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	
原資産の額	—	—	—	—	—	—	—	44,837	1,362	12,038	58,238
資産譲渡型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	44,837	1,362	12,038	58,238
三月以上延滞エク スポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	185	185
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	91	—	1,138	1,230
合成型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞エク スポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期に証券化を行ったエ クススポージャーの額(注)	—	—	—	—	—	—	—	58,170	700	800	59,670
証券化取引に伴い、当期中 に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早期償還条項付証券化エク スポージャーに関する事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
実行済みの信用供与の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリジネーターとして留 保するエクスポージャー に対する所要自己資本額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資家の持分に対して算 出する所要自己資本額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)・SPCが、CPを発行して取引先の保有する手形債権、リース料債権、売掛債権やこれらを裏付として発行された信託受益権を購入するABCP方式や、銀行・投資家からの借入により購入資金を賄うABL方式により証券化を行ったものです。

(単位：百万円)

	平成20年3月末										計
	一般貸出 債権	住宅ロー ン債権	アパート・ マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	
原資産の額	—	—	—	—	25,688	—	—	47,958	1,328	13,604	88,579
資産譲渡型証券化取引	—	—	—	—	25,688	—	—	47,958	1,328	13,604	88,579
三月以上延滞エク スポージャーの額又はデ フォルトしたエクスポ ージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	32	32
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	147	344	1,281	1,773
合成型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞エク スポージャーの額又はデ フォルトしたエクスポ ージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期に証券化を行ったエ クススポージャーの額(注)	—	—	—	—	24,332	—	—	71,475	7,512	6,635	109,956
証券化取引に伴い、当期中 に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早期償還条項付証券化エク スポージャーに関する事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
実行済みの信用供与の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリジネーターとして留 保するエクスポージャー に対する所要自己資本額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資家の持分に対して算 出する所要自己資本額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)・SPCが、CPを発行して取引先の保有する手形債権、リース料債権、売掛債権やこれらを裏付として発行された信託受益権を購入するABCP方式や、銀行・投資家からの借入により購入資金を賄うABL方式により証券化を行ったものです。

■持株会社グループが投資家である証券化エクスポージャー

(単位：百万円)

	平成19年3月末										計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	残高	所要自己 資本の額
保有する証券化エク スポージャーの額	36,400	259,665	18,234	13,944	9,427	22,756	4,340	—	—	40,517	405,286	14,684
RW20%以下	20,360	208,044	18,234	12,902	9,427	19,732	3,000	—	—	9,044	300,746	2,405
20%超 100%以下	16,039	51,621	—	1,042	—	3,024	900	—	—	21,552	94,180	2,530
100%超 1250%未満	—	—	—	—	—	—	440	—	—	272	712	100
※自己資本控除	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,647	9,647	9,647

※連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

※所要自己資本の額については、右の算式にて算出しております。：信用リスク・アセットの額×4%（自己資本控除の場合 自己資本控除額×100%）…標準的手法

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

27,350

(単位：百万円)

	平成20年3月末										計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	残高	所要自己 資本の額
保有する証券化エク スポージャーの額	19,420	231,929	19,225	10,575	3,445	11,194	4,030	1,745	—	17,859	319,426	11,089
RW20%以下	8,982	183,059	19,225	9,371	3,445	9,124	4,030	1,097	—	10,202	248,539	2,865
20%超 100%以下	10,437	48,870	—	1,203	—	2,070	—	—	—	1,570	64,151	1,489
100%超 1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
※自己資本控除	—	—	—	—	—	—	—	647	—	6,086	6,734	6,734

※連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

22,764

■証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当グループでは、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にあたり、連結自己資本比率告示における「外部格付準拠方式」及び「指定関数方式」を用いてその額を算出しております。但し、段階的適用の近畿大阪銀行については、「標準的手法」を用いて信用リスク・アセットの額を算出しております。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当グループは、「外部格付準拠方式」を用いて証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、以下に掲載する格付機関を「適格格付機関」として使用しております。なお、これらの適格格付機関は、平成20年3月31日現在で金融庁が指定しているバーゼルⅡにおける「適格格付機関」と同一です。

- ・株式会社 格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P)
- ・フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

なお、段階的適用の近畿大阪銀行についても上記に掲載する格付機関を「適格格付機関」として使用しております。

■証券化取引に関する会計方針

当グループの証券化取引に関する会計処理は、「金融商品に関する会計基準」、「金融商品会計に関する実務指針」等に従っております。このうち当社が投資家となる証券化取引については、当該金融資産の時価評価により資産計上する一方、当グループがオリジネーターとなる証券化取引については、次の通り会計処理を行っております。当該金融資産を構成する、将来のキャッシュの流入、回収コスト、信用リスク、期限前償還リスク等の各々の財務構成要素について、以下の要件がすべて満たされることをもって、支配の移転を認め消滅を認識し、留保する財務構成要素は存続を認識しております。

- 要件
1. 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が、譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
 2. 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を、直接または、間接に通常の方法で享受できること
 3. 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

消滅の認識要件を充たした場合には、消滅部分の帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理し、消滅部分の帳簿価額は、当該金融資産の帳簿価額を按分して計算しております。また、金融資産の消滅に伴って新たな金融資産または金融負債が発生した場合には、当該金融資産または金融負債は時価により計上しております。

なお、信託又は組合等の特別目的会社を用いた証券化取引において、譲渡人である当グループが特別目的会社の発行する証券等の全部または、一部を保有する場合は、当該部分を残存部分として取り扱い、金融資産の消滅の認識をしておりません。

〈銀行勘定における出資・株式等エクスポージャー〉

■貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	平成19年3月末		平成20年3月末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式その他これに類する出資・株式等エクスポージャー	1,096,314	1,096,314	609,832	609,832
上記以外の出資・株式等エクスポージャー	419,010	419,010	129,494	129,494
計	1,515,324	1,515,324	739,326	739,326

■出資・株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成19年3月期	平成20年3月期
売却益	108,420	24,421
売却損(△)	27,036	39,980
償却(△)	8,669	28,271
計	72,713	△ 43,830

(注) 連結損益計算書における、株式関連損益について記載しております。

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成19年3月末	平成20年3月末
評価損益	463,807	193,576

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 該当ありません。

■株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

(単位：百万円)

	平成20年3月末
マーケット・ベース方式(簡易手法)	28,345
マーケット・ベース方式(内部モデル手法)	—
PD/LGD方式	8,862
連結自己資本比率告示附則第13条に定める経過措置を適用するエクスポージャー	442,915
標準的手法において債権のリスク・ウェイトがゼロ%とされる事業体に対するエクスポージャー	1
計	480,125

※平成20年3月期は内部格付手法採用後、最初の開示となる為、単年度のみ掲載しております。

〈信用リスク・アセットのみなし計算〉

■信用リスク・アセットのみなし計算

(単位：百万円)

	平成20年3月末
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	640,459

〈銀行勘定における金利リスク〉

■アウトライヤー基準

バーゼルⅡでは、銀行勘定の金利リスクについて、一定のストレス的な金利シナリオの下で発生する経済価値の減少額が広義の自己資本 (Tier1+Tier2) の20%を超えるものを「アウトライヤー基準」とし、これに該当する場合には、リスク量の削減等の対応を求められる場合があります。

当グループのりそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行及びりそな信託銀行の各銀行における経済価値の減少額は、以下のとおりであり、アウトライヤー基準に抵触しない結果となっております。

アウトライヤー基準算出結果

(単位：億円)

	平成19年3月末基準		平成20年3月末基準	
	経済価値の減少額	自己資本に対する割合	経済価値の減少額	自己資本に対する割合
りそな銀行	1,375	7.8%	1,904	12.1%
埼玉りそな銀行	358	9.1%	485	12.3%
近畿大阪銀行	107	6.0%	94	5.4%
りそな信託銀行	0	0.2%	0	0.2%

(注) アウトライヤー基準における経済価値の減少額算出方法

・金利シナリオは、観測期間5年、保有期間1年で観測される金利変動の99パーセンタイル値 (金利の上昇) を使用しております。

りそなホールディングス ディスクロージャー誌 2008

本誌は銀行法第52条等の法令に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

発行 平成20年7月

株式会社りそなホールディングス コーポレートコミュニケーション部

(大阪本社)

〒540-8608 大阪市中央区備後町2丁目2番1号 電話 (06) 6268-7400

(東京本社)

〒100-8107 東京都千代田区大手町1丁目1番2号 電話 (03) 3287-2131

ホームページアドレス <http://www.resona-gr.co.jp>